

高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策還元のための
調査研究手法の確立・普及に関する研究事業
報告書

平成 25 年 3 月

社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター

はじめに

社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター
センター長 加藤 伸 司

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年度より施行されてから、本年度末で7年が経過します。

同法の施行以来、厚生労働省では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」を実施し、各年度の高齢者虐待防止・養護者支援に関する市区町村・都道府県等の対応状況を公表してきました。その結果によれば、平成23年度の段階で、養護者による高齢者虐待では16,000件、養介護施設従事者等による高齢者虐待では150件を超える虐待事例が確認されており、この数は法施行後増加の傾向にあります。これに対して、関係する諸機関・団体、研究者らによって、高齢者虐待の防止・対応に関するさまざまな調査研究や資料のとりまとめ、実践の蓄積がなされてきました。

今後は、こうした知見や実践を結集させながら、わが国の高齢者虐待事例や、虐待事例への対応状況の実態をより正確に把握し、全国で共有できる防止・対応策を整理していくことが求められます。またそのためには、その基礎となる情報が適切に集約できるような、調査研究のためのシステムが必要となってきます。

このようなことから、本研究事業「高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策還元のための調査研究手法の確立・普及に関する研究事業」（平成24年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)による事業：認知症介護研究・研修仙台センター）は、国及び地方自治体において、高齢者虐待に関して適切な実態把握を行い、必要十分な分析を実施し、かつその結果を高齢者虐待防止・対応施策へ反映させるための、一連の調査研究手法を確立することを目的として実施されました。本報告書は、その成果をとりまとめたものです。

調査にご協力いただきました都道府県・市区町村の皆様、研究事業の進行にご協力いただきましたプロジェクト委員会委員の皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本研究事業の成果が、今後の高齢者虐待の防止・対応の進展に、少しでも役立てば幸いです。

平成25年3月

第1章 研究事業の概要

I. 目的	1
II. 事業実施の概要	3
1. 研究事業の実施体制	3
2. 研究事業の実施概要	3

第2章 全国自治体調査

I. 目的と方法	9
1. 目的	9
2. 方法	9
3. 解釈上の留意点	11
II. 市区町村の結果	12
1. 回収状況	12
2. 基本情報	12
3. 養護者による高齢者虐待に関する対応状況等	14
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する対応状況等	23
5. 高齢者虐待に関する情報の管理・活用状況	31
6. テーマ別分析	37
III. 都道府県の結果	48
1. 回収状況	48
2. 法に基づく対応状況調査のとりまとめについて	48
3. 高齢者虐待に関する情報の管理・活用状況	55
IV. まとめ	61
1. 調査の実施概要と解釈上の留意点	61
2. 法に基づく対応状況に関する情報集約について	61
3. 集約された情報の集計・分析とその活用について	63

第3章 調査研究システムの開発

I. 開発の経緯	65
1. 目的	65
2. 開発作業の経過	65
II. 調査研究システムの内容	67
1. 基本仕様	67
2. 全体構成	72
3. 「法に基づく対応状況調査.xls」の調査項目概要	74
III. 調査研究システムの活用方法と課題	77
1. 調査研究システムの活用	77
2. 今後の課題	78

第4章 資料編

I. 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」記入要領	83
II. 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」都道府県における回答及び市町村回答集約の要領	113
III. 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」『地域包括、支所集約ファイル』の操作方法	119
IV. 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」調査結果の分析・活用方法	123
V. 高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況等に関する情報集約・活用状況調査 調査票(市町村用・都道府県用)	133

委員一覧

本研究事業「高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策還元のための調査研究手法の確立・普及に関する研究事業」（平成24年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金）は、下記委員による研究事業プロジェクト委員会により実施されました。

（敬称略・順不同。所属は平成24年度のもの）

長嶋 紀一◎	日本大学 名誉教授
柴尾 慶次○	社会福祉法人南海福祉事業会 特別養護老人ホームフィオーレ南海 施設長
松下 年子	横浜市立大学医学研究科・医学部看護学科 教授
高村 浩	高村浩法律事務所 所長
佐々木 勝則	社会福祉法人桜井の里福祉会 理事・法人事務局長
妻井 令三	公益社団法人認知症の人と家族の会岡山県支部 代表
梶川 義人	特定非営利活動法人日本高齢者虐待防止センター 理事・事務局長
三瓶 徹	社会福祉法人北海長正会 北広島リハビリセンター特養部四恩園 理事・施設長
渡辺 龍明	宮城県保健福祉部 参事兼長寿社会政策課長
宮城 昌治	広島市中区健康長寿課 課長
石崎 剛	札幌市厚別区第2地域包括支援センター センター長
橋口 京子	佐世保市長寿社会課 係長, 佐世保市中央地域包括支援センター センター長
中西 三春	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 研究部 主任研究員
水上 然	神戸学院大学総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科 講師
加藤 伸司	認知症介護研究・研修仙台センター センター長
阿部 哲也	認知症介護研究・研修仙台センター 研究・研修部長
矢吹 知之	認知症介護研究・研修仙台センター 主任研修研究員
吉川 悠貴	認知症介護研究・研修仙台センター 主任研究員

◎委員長, ○副委員長

オブザーバー

厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室

第 1 章

研究事業の概要

第1章 研究事業の概要**I. 目的**

本研究事業は、国及び地方自治体において、高齢者虐待に関して適切な実態把握を行い、必要十分な分析を実施し、かつその結果を高齢者虐待防止・対応施策へ反映させるための、一連の調査研究手法を確立するものである。

当センターでは、平成23年度事業において、高齢者虐待防止・養護者支援法施行後の高齢者虐待防止・対応の動向をとりまとめ、その成果や課題を整理した。同事業では、今後の状況改善に向けてさまざまな提言を行ったが、その第一に、虐待の実態把握・分析・施策還元に関する課題が示された。すなわち、厚生労働省が毎年度実施する「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（以下、法に基づく対応状況調査）を基礎として、国及び地方自治体において、①より詳細かつ適切にわが国の高齢者虐待の実態を把握すること、②実態把握のみならず、具体的な防止・対応に資するような要因分析手法を確立し実施すること、さらに①②の手法及び結果を、③地方自治体においても運用し、各自治体の虐待防止・対応施策に反映させるための手法について確立・普及させること、である。

なお、法に基づく対応状況調査は、高齢者虐待防止・養護者法第26条に基づき国が実施するものであり、国によるより詳細な実態把握と要因分析、および施策への反映が望まれる。しかし同時に、養護者による虐待への防止・対応に関する市区町村への助言・援助（第18・19条）や、養介護施設従事者等による虐待への防止・対応に関する権限行使（第24条）・状況の公表（第25条）などにおいて、都道府県が主体となって行うべき施策は多くある。また、法全体において防止・対応の第一義的な主体として想定されているのは市区町村である。そのため、地方自治体においても、管内の実態を十分に把握・分析したうえで、適切に体制を整備し施策を推進する必要がある。

以上のことを踏まえ、本研究事業においては、国及び地方自治体における上記の課題を解決することを目的とした。具体的には以下のとおりである。

①適切な実態把握および分析が行える調査手法の確立

- ・法に基づく対応状況調査では、市区町村単位での集計値を一次資料として、都道府県を経由して全国の集計値を項目ごとに算出している。しかしこの調査手法においては、虐待者の続柄と虐待行為の類型との関係など、複数項目間の関連性は把握しにくい。
- ・一方で、市区町村単位では上記の把握を行いうる事例ベースの一次資料を有しているはずである。しかし、市区町村における対応状況に関する情報が、対応部署の多様な設置運営形態の中でどのように集約されているか、またその方法・内容が適切なものであるかは不明である。
- ・さらに、実態や傾向を把握できるほどに事例の蓄積のある市区町村は少ないが、都道府県単位等でそれが可能な方法・内容で情報の集約がはかられているかは不明である。
- ・以上の状況は、先行研究の結果から、都道府県間・市区町村間で相当のばらつきがあ

ることが予想される。

以上のことから、全国の地方自治体に対する高齢者虐待への対応状況に関する情報集約方法に関する悉皆調査を行って現状を明らかにする。またその上で、国において適切に高齢者虐待対応に関する実態把握・分析が行え、かつ都道府県等においてもそれを踏まえた同等の把握・分析が行える、基準となる調査手法を確立する。

②必要な傾向把握や対応状況の評価を行える分析手法の確立

- ・法に基づく対応状況調査では、市区町村および都道府県単位での集計値がそれぞれの自治体で算出される。しかし、それらの結果を各自治体が分析し傾向把握を行うなどして、虐待事例への対応等のために十分に活用しているとはいえない。特に一定の規模で情報が集約される国及び都道府県を中心に、調査結果の分析・活用が求められる。
- ・上記の調査結果分析・活用の各自治体の現状については、詳細が不明な点が多い。また、自治体間で相当のばらつきがあることが、先行研究からは予想される。
- ・分析・傾向把握を、各自治体でどのような方法・内容で実施すべきかについても、現時点では明確にされていない。特に、初期対応とその後の経過の良否との関係など、時系列的な影響関係を分析・評価する手法については、あまり明らかにされていない。

以上のことから、①による悉皆調査において、地方自治体における対応状況に関して集約された情報の分析・傾向把握がどのように、どの程度行われているかを調査し現状を明らかにする。またその上で、国及び地方自治体において高齢者虐待への対応状況を適切に分析・評価・活用するための、目安となる分析手法を確立する。

③調査分析結果の地方自治体における施策への反映方法の確立

- ・②とも関連して、各自治体において高齢者虐待への対応状況の実態把握と分析を行い、具体的な施策の立案や修正に反映させているとはいえない状況がある。加えて、法施行当初に比べて、ここ数年は施策の実施率が頭打ちもしくは減少しているという現状がある。
- ・上記の施策への反映に関する各自治体の現状については、詳細が不明な点が多い。
- ・分析・傾向把握した結果を、各自治体でどのような方法・内容で施策に反映すべきかについても、現時点では明確にされていない。特に、施策の実施が虐待への対応状況に与えた効果の検証や、逆に対応状況からの必要な施策の検討といった、施策評価と対応状況評価の方法については、重要ではあるがこれまであまり明確にされてこなかった。

以上のことから、①による悉皆調査において、地方自治体における施策評価・対応状況評価、および高齢者虐待防止・対応施策の立案・実施の状況を調査し、現状を明らかにする。またその上で、国において課題整理と全体的な施策を検討することができ、かつ地方自治体における主体的な施策の立案・実施を促すことができる、調査分析結果を施策に反映させる目安となる具体的な方法を示す。

最終的に、これらの事業全体の内容を整理し、国及び地方自治体における調査・分析・施策反映のすべてのプロセスをカバーする手法をとりまとめた調査研究システムを構築し、実用化及び普及に向けて国および地方自治体への提言・提案を行う。

Ⅱ．事業実施の概要

1. 研究事業の実施体制

認知症介護研究・研修仙台センターの研究スタッフ、認知症介護指導者、行政職員、施設・事業所関係者、法律関係者、学識経験者等により、本事業を推進するための総括的なプロジェクト委員会を設置した。併せて、本研究事業において計画した調査・作業等を円滑に実施するため、プロジェクト委員会内に「調査実施作業部会」を設置した。

また以上の実施体制のすべてにおいて、研究実施機関である認知症介護研究・研修仙台センターの担当者が事務局を務めることとした。

2. 研究事業の実施概要

プロジェクト委員会等に適宜諮りながら、最終的に以下のような事業が実施された。なお、事業の開始にあたり、調査を含むすべての事業内容について、認知症介護研究・研修仙台センターが設置する倫理審査委員会の審査を受け、承認を得た。調査等の実施にあたっては、調査対象に倫理上の配慮事項を示し、実施中もそれを順守した。

1) 研究事業プロジェクト委員会の設置

(1) 設置目的

本研究事業を推進する基盤として、総括的なプロジェクト委員会を設置した。

(2) 作業内容

- ①研究事業全体の方向性の検討
- ②全国自治体調査の企画・実施
- ③モデル自治体調査の企画・実施
- ④事業進行状況の把握と調整
- ⑤事業結果の総括と調査研究システム、報告書のとりまとめ

(3) 委員構成

認知症介護研究・研修仙台センターの研究スタッフ、行政職員、認知症介護指導者を含む関係団体等の担当者、法律関係者、学識経験者、高齢者虐待防止に関わる団体の担当者。

(4) 各回での検討内容(全3回)

- ①第1回：研究事業全体の方向性の検討
全体スケジュールの確認
全国自治体調査、モデル自治体調査の企画
研究事業全体の方向性の検討
- ②第2回：全国自治体調査の仮まとめ

モデル自治体調査の進捗状況の確認

作業部会の進行状況の確認

③第3回：全国自治体調査の結果とりまとめ

モデル自治体調査の結果とりまとめ

調査・分析・施策反映手法のとりまとめとシステム化

報告書を含む提言の内容の検討

2) 作業部会の設置

(1) 設置目的

本研究事業において計画した調査等を円滑に進めるため、下記のとおり作業部会を設置した。

(2) 調査実施作業部会

①委員構成

プロジェクト委員会委員より6名が兼任した（うち1名は認知症介護研究・研修仙台センター研究スタッフ）

②作業内容

- ・全国自治体調査の設計・実施・集計・分析
- ・モデル自治体調査の設計・実施・分析
- ・調査研究システムの詳細検討

3) 全国自治体調査の実施（詳細は本報告書第2章参照）

(1) 目的

全国の地方自治体における、高齢者虐待への対応状況に関する情報集約方法、集約情報の分析実態、分析結果の施策評価等への反映状況を明らかにする。

(2) 方法

①対象

全国の47都道府県、市区町村（特別区を含む1,742か所）の高齢者虐待対応担当部署

②手続き

自記式（マークシート併用）調査票による郵送法。

③調査時期

平成24年9月～11月

④調査内容

[市区町村対象]

- ・自治体の基礎情報
- ・養護者による高齢者虐待に関する対応状況等
（相談・通報等の受付情報の集約・管理方法、対応時の情報の集約・管理方法）
- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する対応状況等
（相談・通報等の受付情報の集約・管理方法、対応時の情報の集約・管理方法）
- ・高齢者虐待に関する情報の管理・活用状況

(情報管理、情報活用、体制整備・施策実施の状況)

- ・モデル自治体調査への協力の可否

[都道府県対象]

- ・自治体の基礎情報
- ・法に基づく対応状況調査のとりまとめについて
(市区町村回答の集約・管理方法、都道府県回答の方法)
- ・高齢者虐待に関する情報の管理・活用状況
(情報管理、情報活用、体制整備・施策実施の状況)
- ・モデル自治体調査への協力の可否

(3) 結果の概要

市区町村対象調査については、1,742か所に調査票を郵送し、901か所(51.7%)から回答を得ることができた。また都道府県対象調査については、47か所に調査票を郵送し、43か所(91.5%)から回答が得られた。

高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく地方自治体の対応状況に関して、どのような情報集約状況であるかたずねた結果、法に基づく対応状況に関する情報の整理・集約における基準に、市区町村間のばらつきがあることが明らかになった。これらのばらつきは、通報等の受理や虐待事例対応の経験の有無によっても異なっていた。また、相談・通報等の受理から初期対応の段階までは、方法や時期等にやや違いがあるものの、おおむね情報が集約される仕組みが整い、一定の内容で情報が得られていた。一方、援助・介入等が開始された後の状況については、情報が必ずしも十分に収集されていない可能性が示唆された。さらに、都道府県において法に基づく対応状況調査の市区町村回答をとりまとめる際の課題についてもたずねた結果、多くの都道府県で、市区町村回答の整合性を確認する労を要していることがうかがわれた。

また、高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況に関する情報について、集約された情報をどのように集計・分析し、市区町村や都道府県の施策に活用しているか調査した。その結果、市区町村においては、年度ごとの法に基づく対応状況について、法に基づく対応状況調査への回答を集計結果として転用している場合が大半を占めていた。都道府県の結果からも、法に基づく対応状況調査の回答を、都道府県内の集計値として利用していることがうかがわれた。また過去「通報受理ありー虐待事例あり」の自治体、「通報受理ありー虐待事例なし」の自治体、「通報受理・虐待事例なし」の自治体の順で、「法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している」「市町村で独自の集計・分析を行っている」の割合が高くなっており、「集計は行っていない」はこの逆の傾向であった。集計を行っている、さらには独自の集計・分析を行っている市区町村の方が、高齢者虐待防止・対応に係る施策の立案・評価に対応状況結果を反映させている割合が高くなっていた。

以上の結果から、法に基づく対応状況調査を基礎として、高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく地方自治体の対応状況について実態を把握し、必要な分析を行い、施策等へ反映する際の課題が整理された。

4) モデル自治体調査の実施(詳細は本報告書第3章参照)

(1) 目的

地方自治体における、高齢者虐待への対応状況の適切な情報集約と実態把握、集約情報の分析、分析結果の施策への反映の手法に関するモデルの検証と構築を行う。

(2) 仮調査システムの作成

現行の法に基づく対応状況調査の調査システムを基本に、全国自治体調査の結果を加味しながら、上記の目的を充足する調査内容・方法を検討し、モデル自治体調査のための仮調査システム及び入力手順書を作成した。

(3) 方法

①対象

全国自治体調査への回答等から選定された、28自治体(4都道府県、17市区、7町)

②手続き

記入要領・回答手続き等を書面で郵送した後、仮システム及び使用評価調査票(いずれもExcelファイル)を電子メール添付もしくはUSBメモリ格納により送付し、仮システムへの具体事例を用いた入力テストと、入力環境等に関する使用評価(自由記述)を依頼した。回答は基本的に電子メール添付により行った。

③調査時期

平成25年1月～2月

④調査内容

- ・仮システムへの具体事例を用いた入力テスト
- ・仮システムの入力環境等に関する使用評価

⑤実地ヒアリング

システム構築の検証、入力環境の詳細評価を行う参考にするため、2か所に対して実地でのヒアリングを行った。

5) 調査手法・分析手法・施策反映方法の確立(詳細は本報告書第3・4章参照)

全国自治体調査の結果を踏まえて、プロジェクト委員会及び作業部会に適宜諮りながら、前記4)のモデル自治体調査を実施し、修正を重ね、以下のような観点から調査手法・分析手法・施策反映方法を検討した。

(1) 調査手法

全国自治体調査およびモデル自治体調査の結果から、地方自治体および国において適切に高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況等が把握でき、かつ後述の分析・施策反映を行いうる調査手法を検討した。

(2) 分析手法の確立

全国自治体調査およびモデル自治体調査の結果、および上記(1)の結果を踏まえて、調査データの集計・分析手法を考案した。なお、集計・分析手法には、主要な分析手法はもとより、データの集積・エラーチェック等の事前処理、結果の可視化等の事後処理を含む、全体的な手法を含めて検討した。

(3) 施策反映方法の確立

全国自治体調査およびモデル自治体調査の結果、および上記1)・2)の結果を踏まえて、法に基づく対応状況調査の結果をもとに各自治体が施策検討等を行う方法についてとりまとめた。

6) 全体のとりまとめと調査研究システムの構築(詳細は本報告書第3・4章参照)

上記3)~5)の結果をとりまとめ、国及び地方自治体における、高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況等に関する、調査内容・形式から調査実施・集約方法、集計・分析方法、施策への反映方法までの一連の作業手法を統合・システム化した。

名称は『**高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査**』調査研究システム」とした。同システムには、調査票本体である「**法に基づく対応状況調査.xls**」(Microsoft® Excelファイル)とその**記入要領**のほか、調査票を都道府県単位でとりまとめる際の集約用ファイルである「**【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls**」、市区町村内で分割入力した「**法に基づく対応状況調査.xls**」を統合するためのファイル「**地域包括、支所集約ファイル.xls**」(いずれもExcelファイル)と、それらの操作手順書(都道府県とりまとめ:『**高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査**』都道府県における回答及び市町村回答集約の要領)、市区町村統合:「**法に基づく対応状況調査『地域包括、支所集約ファイル.xls』の操作方法**」)、さらに本システムにより法に基づく対応状況を市区町村が回答し、また都道府県や国が回答を集約した際の、集計・分析の方法や、入力したデータ・分析結果の活用方法等を取りまとめた「**調査結果の分析・活用方法**」から成る。なお、記入要領・操作手順書・分析活用方法は、Microsoft® Wordファイル形式とした。

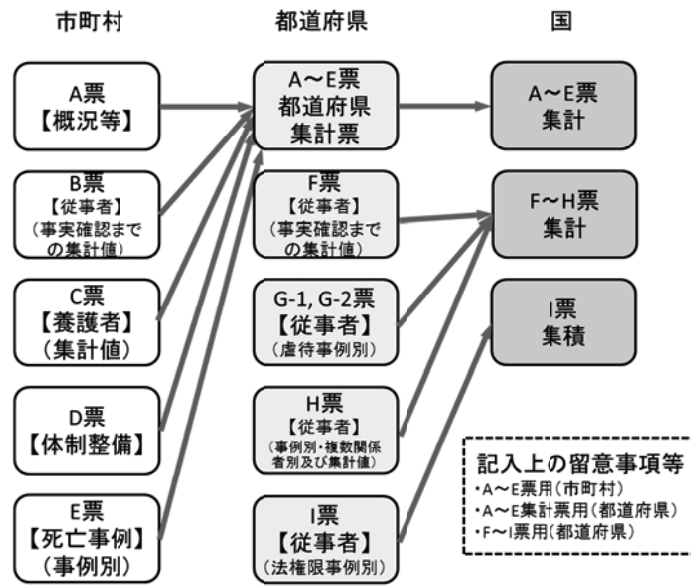
従来の法に基づく対応状況調査と対比させた概要は次ページに示した図のとおりである(図表1-II-1-1 現行調査と対比させた本調査研究システムの構成)。

7) 報告書の作成と実用化に向けた提言(詳細は本報告書第3章参照)

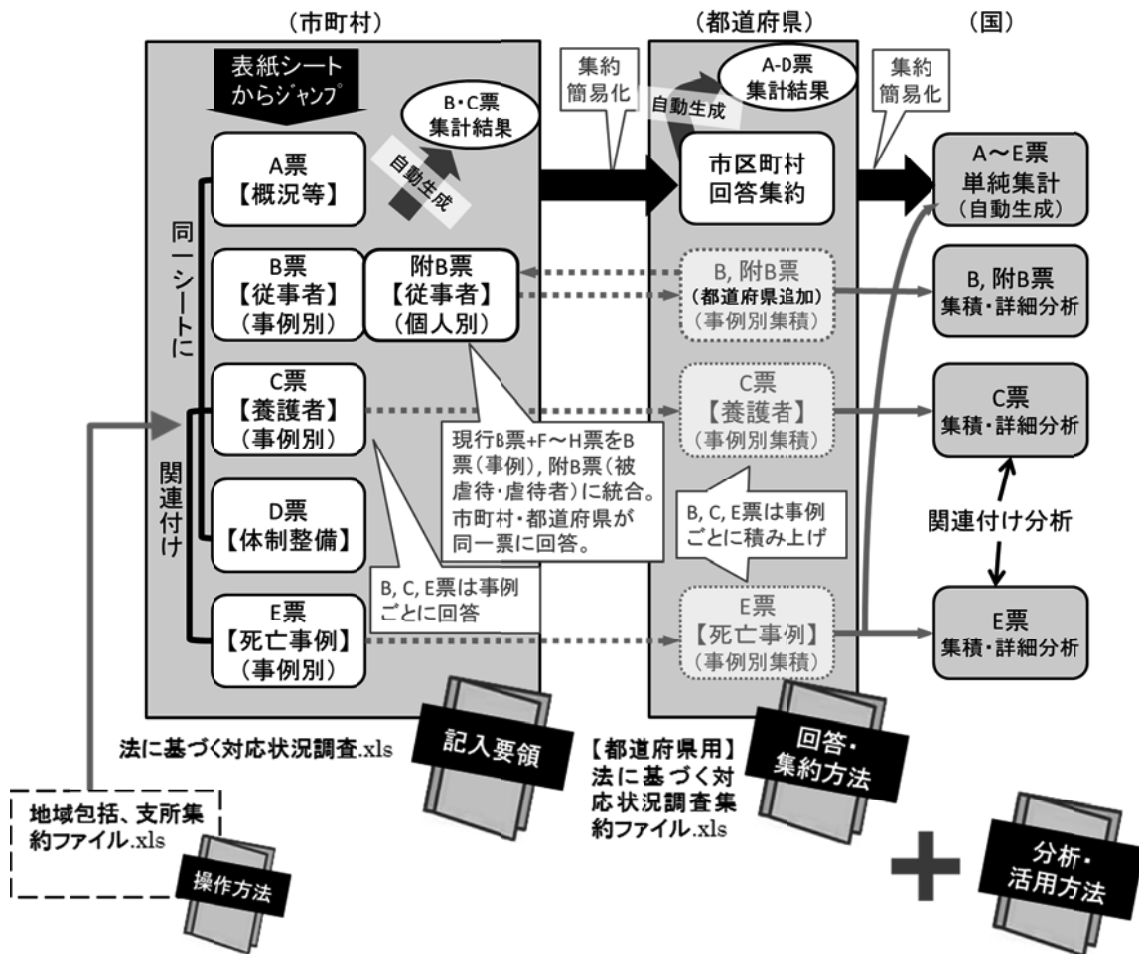
事業全体の経過及び成果を、システム化の結果や今後開発した調査研究システムを活用していくにあたって課題となる事項とともに報告書にとりまとめ、国および都道府県等へ示し、実用化に向けた提言・提案を行った。

なお、報告書は都道府県・政令市および関係団体等へ送付するとともに、全国自治体調査の結果等については報告書概要版を作成し、対象市区町村に配布することで広く事業結果を公表した。さらに、報告書については電子版を作成し、認知症介護研究・研修センターのウェブサイト「認知症介護情報ネットワーク(通称:DCnet)」上に掲載し、関係者へ周知と理解・活用を促した。

現行調査の構成



本調査研究システムの構成



図表 1-Ⅱ-1-1 現行調査と対比させた本事業で開発した調査研究システムの構成

第2章

全国自治体調査

第2章

全国自治体調査

I. 目的と方法

1. 目的

全国の地方自治体（市区町村及び都道府県）における、高齢者虐待への対応状況に関する情報集約方法、集約情報の分析実態、分析結果の施策評価等への反映状況を明らかにする。なお、高齢者虐待への対応状況の情報については、その最終的な集約方法として、厚生労働省が毎年度市区町村及び都道府県を対象に実施している「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（法に基づく対応状況調査）を想定している。

2. 方法

1) 調査対象

(1) 市区町村

特別区（東京 23 区）を含む市区町村における高齢者虐待対応の担当部署（1,742 か所・悉皆）。対象市区町村は、財団法人地方自治情報センターが公表している、平成 24 年 8 月時点の地方公共団体コードの一覧から確認した。

(2) 都道府県

都道府県における高齢者虐待対応の担当部署（47 か所・悉皆）。

2) 調査内容(市区町村. 詳細は本報告書第 4 章[資料編]参照)

(1) 自治体の基本情報

自治体の区分・所在地域、人口・高齢者人口、地域包括支援センターの設置・運営状況

(2) 養護者による高齢者虐待に関する対応状況等

①相談・通報等の受付情報の集約・管理方法：

相談・通報等の受理対象の範囲、通報者の分類、通報等受理・対応の経験

②対応時の情報の集約・管理方法：

所管部署による情報の共有、実施している記録、対応までの期限・対応実施の有無、日付の記録事項、判断に至らなかった事例の対応、虐待者・被虐待者が複数の場合の区分、対応が年度をまたぐ事例の取り扱い、所管部署での情報集約方法・形式、被虐待者が 65 歳未満の場合の取り扱い、セルフネグレクト事例の取り扱い、養護者の範囲

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する対応状況等

①相談・通報等の受付情報の集約・管理方法：

相談・通報等の受理対象の範囲、通報者の分類、通報等受理・対応の経験

②対応時の情報の集約・管理方法：

実施している記録、対応までの期限・対応実施の有無、日付の記録事項、判断に至らなかった事例の対応、虐待者・被虐待者が複数の場合の区分、被虐待者が65歳未満の場合の取り扱い、身体拘束の取り扱い、養介護施設・事業所の範囲

(4) 高齢者虐待に関する情報の管理・活用状況

①情報管理：

電子化の有無と使用ソフトウェア環境、個人情報の取り扱い

②情報活用：

法に基づく対応状況の集計・分析方法、集計・分析内容、施策立案・評価への反映状況、

③体制整備・施策実施の状況：

体制整備・施策実施（17項目）の状況

3) 調査内容(都道府県. 詳細は本報告書第4章[資料編]参照)

(1) 自治体の基本情報

都道府県名、人口・高齢者人口

(2) 法に基づく対応状況調査のとりまとめ

①法に基づく対応状況調査市区町村回答の集約・管理方法：

市区町村からの照会事項の有無と内容、市区町村に対する照会事項の有無と内容、その他とりまとめ上の問題点

②都道府県回答の方法（養介護施設従事者等による高齢者虐待）：

回答困難・不明項目、相談・通報等の受理対象の範囲、通報者の分類、判断に至らなかった事例の対応、被虐待者が65歳未満の場合の取り扱い、身体拘束の取り扱い、養介護施設・事業所の範囲、実施している記録

(3) 高齢者虐待に関する情報の管理・活用状況

①情報管理：

個人情報の取り扱い、電子化の有無と使用ソフトウェア環境

②情報活用：

法に基づく対応状況の集計・分析方法、集計・分析結果の公表方法、集計・分析内容、施策立案・評価への反映状況

③体制整備・施策実施の状況：

体制整備・施策実施（17項目）の状況

4) 手続き

(1) 実施方法

調査票および回答用紙（自記式・マークシート式併用）の郵送（担当部署宛。返送も郵送）による。倫理上の配慮事項として、調査票には、自治体名の記入を含めて回

答が任意であり、回答内容について目的外使用を行わないこと、結果の処理方法、回答データの厳重な管理を行うことを示した。なお、調査の名称は、「高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況等に関する情報集約・活用状況調査（市町村用・都道府県用）」とした。

(2) 実施期間

平成 24 年 9 月中旬に、調査実施機関である認知症介護研究・研修仙台センターから各自治体への調査票の発送を開始した。回答の締め切りは平成 24 年 10 月 4 日であったが、より多くの回収票を得るため、回答確認・依頼文書を送付した上で、同年 11 月末を最終的な回収期限とした。

3. 解釈上の留意点

本調査では、実際に高齢者虐待事例への対応等を行った経験がない場合、同様の状況で想定される対応等について回答するよう依頼した。したがって、それらの自治体における実際の対応内容を保証するものではない。

また、本調査は悉皆調査ではあるものの、特に市区町村を対象にした調査において回収率は 5 割程度（後述）であり、結果の一般化には一定の留保が必要である。

なお、以降に示す結果（図表を含む）における割合表示は、小数点以下第 2 位を四捨五入した値であるため、表記された数値の合計が 100%にならない場合がある。また、調査時の設問上の表現として、市区町村を「市町村」と表記している部分がある。

Ⅱ. 市区町村の結果

1. 回収状況

1,742 か所に調査票を発送し、901 か所（51.7%）から回答を得ることができた。自治体の区分別にみると、政令指定都市・中核市・特例市・それ以外の市・特別区においては60%以上の回収率であったが、町・村についてはやや低い回収率であった（図表 2-II-1-1）。

なお、以降の結果については、結果各項のはじめに該当する調査票の項目番号を示したので、調査項目の詳細については本報告書第4章〔資料編〕を参照されたい。

図表 2-II-1-1 配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
政令指定都市	20	13	(65.0%)
中核市	41	33	(80.5%)
特例市	40	27	(67.5%)
市	686	425	(62.0%)
特別区	23	17	(73.9%)
町	748	334	(44.7%)
村	184	52	(28.3%)
合計	1742	901	(51.7%)

2. 基本情報

1) 自治体の区分(問1)

(1) 自治体の区分

回答が得られた自治体の区分と構成比を、図表 2-II-2-1 に示した。

(2) 所在地域

回答が得られた自治体の所在地域と構成比を、図表 2-II-2-2 に示した。

2) 人口(問2)

調査では人口及び高齢者人口をたずねたため、これらの回答から高齢化率を算出した。図表 2-II-2-3 に回答自治体に関するこれらの結果を、図表 2-II-2-4 に調査対象とした全自治体の状況を示した。町・村等、回答自治体の方がやや人口規模が大きい場合もみられたが、おおむね調査対象である全国の自治体を代表していると考えられた。なお、図表 2-II-2-4 は総務省が示す「統計でみる市区町村のすがた 2012」による。

図表 2-Ⅱ-2-1 回答自治体の区分

	件数	(%)
政令指定都市	13	(1.4%)
中核市	33	(3.7%)
特例市	27	(3.0%)
市	425	(47.2%)
特別区	17	(1.9%)
町	334	(37.1%)
村	52	(5.8%)
合計	901	(100%)

図表 2-Ⅱ-2-2 回答自治体の所在地域

	件数	(%)
北海道・東北	232	(25.7%)
関東	170	(18.9%)
中部	158	(17.5%)
近畿	103	(11.4%)
中国	57	(6.3%)
四国	45	(5.0%)
九州・沖縄	114	(12.7%)
無回答	22	(2.4%)
合計	901	(100%)

図表 2-Ⅱ-2-3 回答自治体の人口構成

		人口	高齢者人口	高齢化率 (%)
政令指定 都市 (n=13)	平均	1,417,999.3	299,610.9	21.5
	(SD)	(875,751.8)	(180,630.7)	(2.5)
	最大	3,702,388	754,362	25.5
	最小	713,640	178,522	17.1
中核市 (n=33)	平均	384,159.4	88,567.9	23.4
	(SD)	(106,181.3)	(21,566.5)	(2.8)
	最大	614,383	129,664	29.9
	最小	36,956	9,139	17.4
特例市 (n=27)	平均	253,082.1	55,471.9	22.5
	(SD)	(88,624.5)	(18,144.7)	(4.4)
	最大	579,308	111,961	36.2
	最小	51,186	16,240	10.6
市 (n=422)	平均	79,493.3	19,303.0	25.9
	(SD)	(57,341.7)	(12,531.5)	(5.3)
	最大	553,914	119,980	44.8
	最小	4,259	1,756	12.8
特別区 (n=17)	平均	404,386.2	81,043.2	20.0
	(SD)	(240,007.8)	(48,080.7)	(1.7)
	最大	842,323	159,145	24.2
	最小	48,693	9,515	16.4
町 (n=324)	平均	15,463.8	4,162.3	29.6
	(SD)	(10,033.8)	(2,179.5)	(6.7)
	最大	51,266	11,960	61.9
	最小	1,219	600	11.2
村 (n=49)	平均	6,176.0	1,613.1	32.5
	(SD)	(9,471.3)	(1,851.1)	(9.2)
	最大	54,184	9,533	69.3
	最小	335	153	14.0

図表 2-Ⅱ-2-4 対象自治体全体の人口構成

		人口総数	高齢者人口	高齢化率 (%)
政令指定 都市 (n=20)	平均	1,357,619.3	282,512.7	21.0
	(SD)	(770,949.1)	(158,944.3)	(2.2)
	最大	3,688,773	736,216	25.1
	最小	709,584	138,094	16.7
中核市 (n=41)	平均	404,964.4	89,899.7	22.4
	(SD)	(82,005.0)	(16,442.6)	(2.5)
	最大	609,040	127,446	28.6
	最小	279,127	63,721	16.5
特例市 (n=40)	平均	263,537.2	57,439.7	22.0
	(SD)	(70,494.9)	(14,005.7)	(2.5)
	最大	561,506	107,977	29.3
	最小	197,449	33,933	15.8
市 (n=686)	平均	77,454.1	18,513.4	25.7
	(SD)	(58,477.4)	(12,196.0)	(5.3)
	最大	580,053	119,429	43.8
	最小	4,387	1,808	11.7
特別区 (n=23)	平均	388,943.3	77,042.5	19.7
	(SD)	(222,703.7)	(43,814.9)	(1.9)
	最大	877,138	159,857	23.7
	最小	47,115	9,028	15.9
町 (n=748)	平均	14,491.5	3,896.7	29.8
	(SD)	(9,925.9)	(2,114.1)	(7.0)
	最大	50,442	11,454	55.1
	最小	1,246	321	13.6
村 (n=184)	平均	4,571.1	1,223.3	31.9
	(SD)	(6,176.4)	(1,148.5)	(8.8)
	最大	53,857	9,064	57.2
	最小	201	21	9.2

* 総務省「統計でみる市区町村のすがた 2012」による

3) 地域包括支援センターの設置・運営状況(問3)

(1) 設置状況

地域包括支援センターについて、サブセンター及びブランチを除く設置数の回答を、直営・委託の別に求めた。この結果から、回答自治体における設置状況について、「直営のみ」「委託のみ」「(直営と委託の)両方」にわけて構成比を示した(図表 2-II-2-5)。

(2) 事務の委託

当該自治体において、委託によって運営している地域包括支援センターがある場合に、事務の委託の状況をたずねた。その結果を図表 2-II-2-6 に示した。

図表 2-II-2-5 地域包括支援センターの設置状況

	件数	(%)
直営のみ	510	(56.6%)
委託のみ	321	(35.6%)
両方	70	(7.8%)
合計	901	(100%)

図表 2-II-2-6 地域包括支援センターに対する事務の委託状況

	委託件数	(%)
相談、指導及び助言	375	95.9
通報又は届出の受理	344	88.0
高齢者の安全の確認、通報又は届出に係わる事実確認のための措置	306	78.3
養護者の負担軽減のための措置	247	63.2

3. 養護者による高齢者虐待に関する対応状況等

1) 相談・通報等の受付情報の集約・管理方法

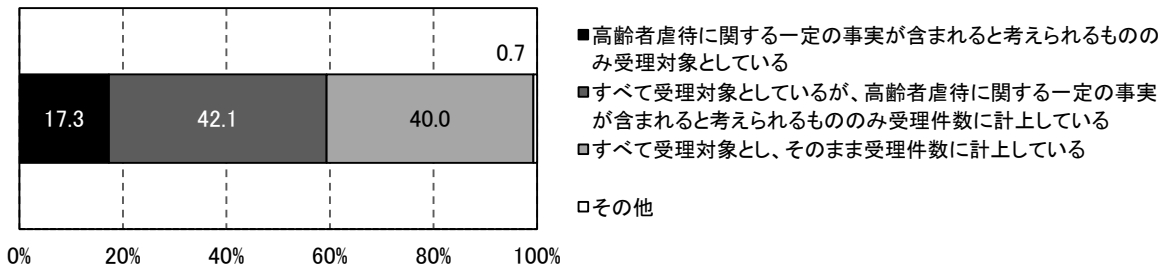
(1) 相談・通報等の受理対象の範囲(問4)

養護者による高齢者虐待に関する、相談や通報・届出の受理対象の範囲について、「自治体内の受理対象」及び「法に基づく対応状況調査における計上」のそれぞれについて回答を求めた。

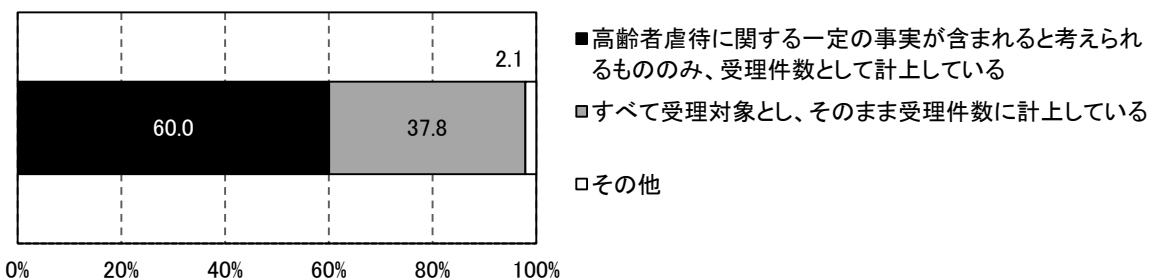
自治体内の受理対象については、「すべて受理対象としているが、高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ受理件数に計上している」が 379 件 (42.1%) ともっとも多かったが、「すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している」も 360 件 (40.0%) と拮抗していた(図表 2-II-3-1)。

法に基づく対応状況調査における計上では、「高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理件数として計上している」が 541 件 (60.0%)、「す

べて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している」が 341 件（37.8%）であった（図表 2-II-3-2）。



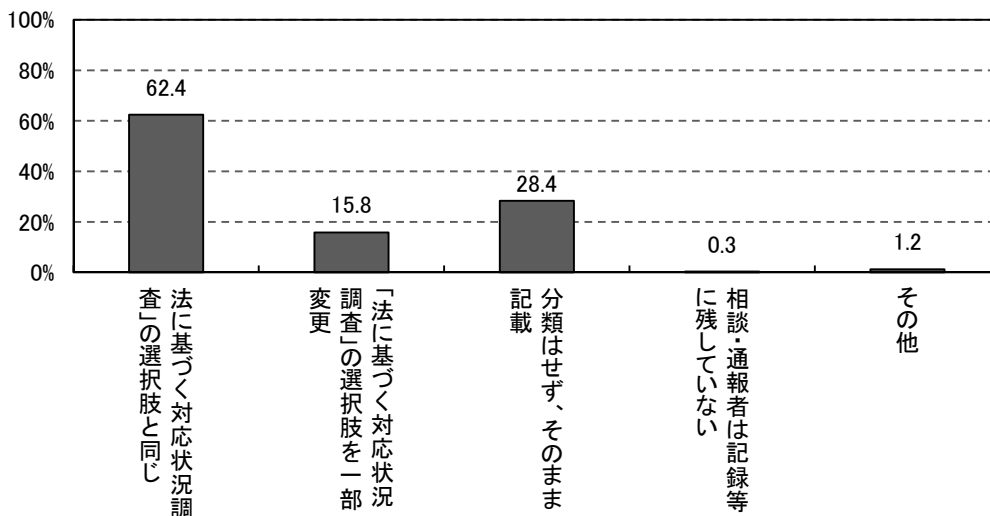
図表 2-II-3-1 相談・通報等の受理対象の範囲：自治体内の受理対象



図表 2-II-3-2 相談・通報等の受理対象の範囲：法に基づく対応状況調査における計上

(2) 相談・通報者の分類(問5)

相談・通報者の分類方法についてたずねた結果を、図表 2-II-3-3 に示した。通報等の内容をそのまま記録した後に何らかの基準で分類し直す場合を想定したため複数回答形式で集計したところ、回答があった 899 件中、もっとも多いのは『法に基づく対応状況調査』の選択肢と同じ』の 561 件（62.4%）であり、次いで「分類はせず、そのまま記録」が 255 件（28.4%）、『法に基づく対応状況調査』の選択肢を一部変更」が 142 件（15.8%）であった。



図表 2-II-3-3 相談・通報者の分類方法(n=899, 複数回答)

(3) 通報等の受理・虐待事例の経験(問6)

高齢者虐待防止・養護者支援法施行後（平成18年4月以降）、回答日現在までの間の、養護者による高齢者虐待に関する相談・通報等の受理経験、及び高齢者虐待事例の経験についてたずねた。

その結果、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験がある場合が796件（88.3%）と大半を占めていた（図表2-II-3-4）。

図表 2-II-3-4 通報等の受理・虐待事例の経験

	件数	(%)
通報受理あり-虐待事例あり	796	(88.3%)
通報受理あり-虐待事例なし	61	(6.8%)
通報受理・虐待事例なし	41	(4.6%)
無回答	3	(0.3%)
合計	901	(100%)

2) 対応時の情報の集約・管理方法

(1) 事例情報の所管部署との共有(問7)

地域包括支援センターが受け付けた相談・通報・届出事例の情報を、どの時点で自治体内の所管部署と共有するかたずねた結果を、図表2-II-3-5に示した。

回答が得られた900件について複数回答形式で集計したところ、もっとも割合が高いのは「相談・通報・届出を受理した時点」の696件（77.3%）であり、次いで「緊急性の判断を行う時点」の657件（73.0%）、「事実確認を行い、虐待の事実が確認された時点」の631件（70.1%）が70%を超えていた。

(2) 記録の実施内容(問8)

対応時に記録を残している事項についてたずねた結果を、図表2-II-3-6に示した。

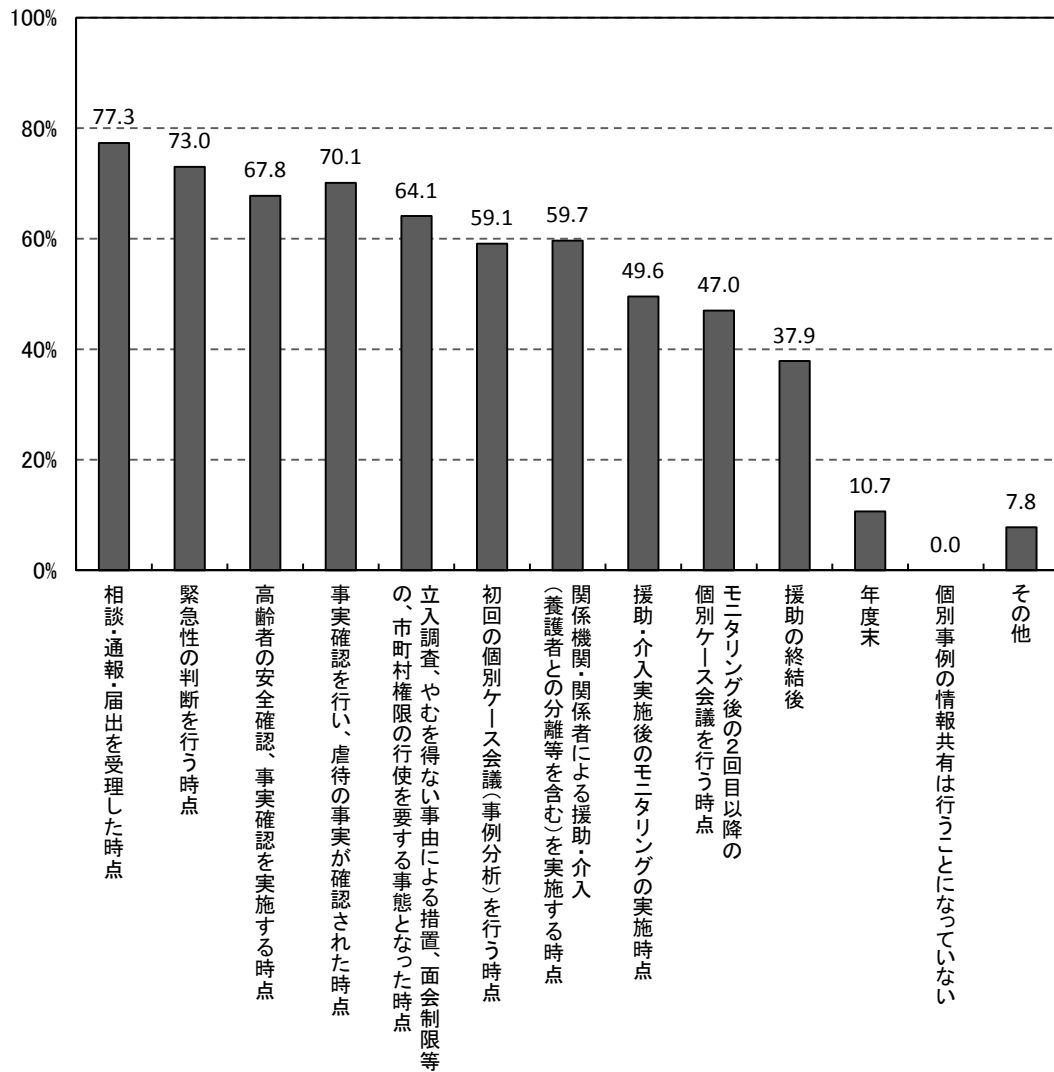
回答が得られた901件について複数回答形式で集計したところ、もっとも割合が高いのは「『高齢者の安全確認、事実確認』の実施内容」の821件（91.1%）であり、次いで「虐待の発生時期」の770件（85.5%）、「『緊急性の判断』に関する検討内容や判断根拠」の768件（85.2%）が85%を超えていた。一方、「その他」を除くともっとも割合が低いのは「『援助の終結の判断』に関する検討内容や判断根拠」の597件（66.3%）であった。

(3) 対応までの期限と対応実施の有無(問9)

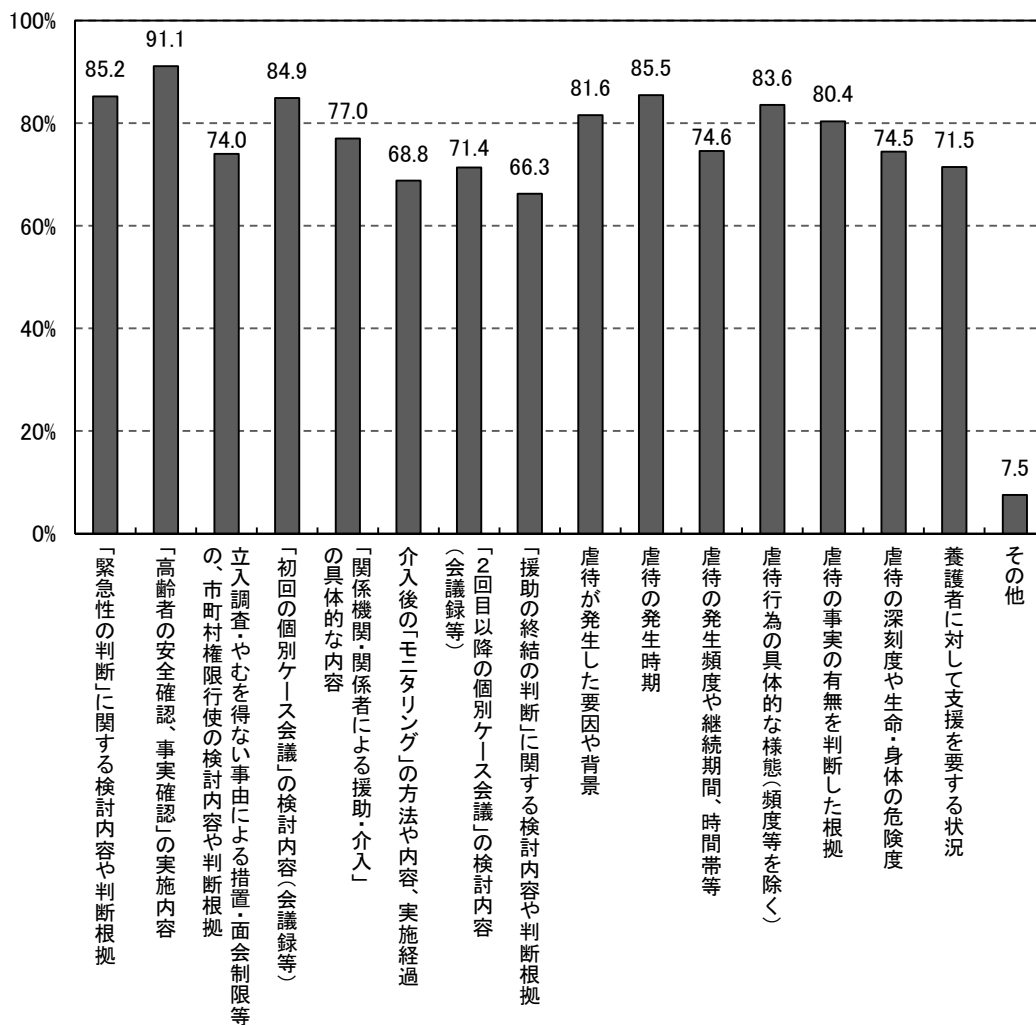
相談・通報等受理後の、各段階での対応までの期限や対応実施の有無の定めについてたずねた結果を、図表2-II-3-7に示した。

「通報受理から『緊急性の判断』まで」及び「通報受理から『高齢者の安全確認、事実確認の実施』まで」は、対応実施の定めがあり期限設定もある場合と期限設定がなくとも対応を実施することになっている場合を合わせて90%を超えていた。一方、

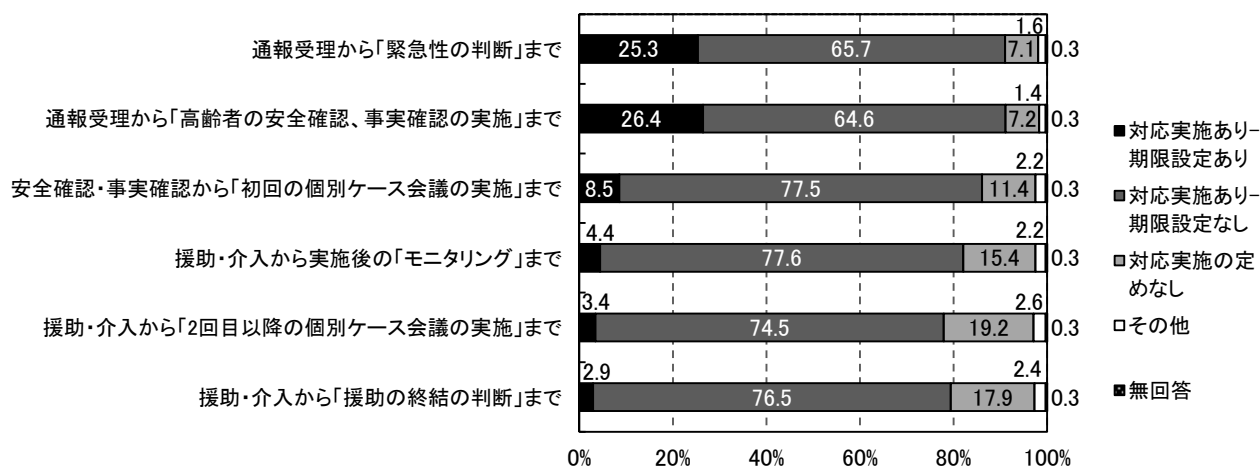
援助・介入の実施後の、「モニタリング」や「2回目以降の個別ケース会議の実施」、
「援助の終結の判断」までの間では、対応の定めがある場合がやや低く、期限設定が
ある場合は10%を下回っていた。



図表 2-II-3-5 事例情報の所管部署との共有(n=900, 複数回答)



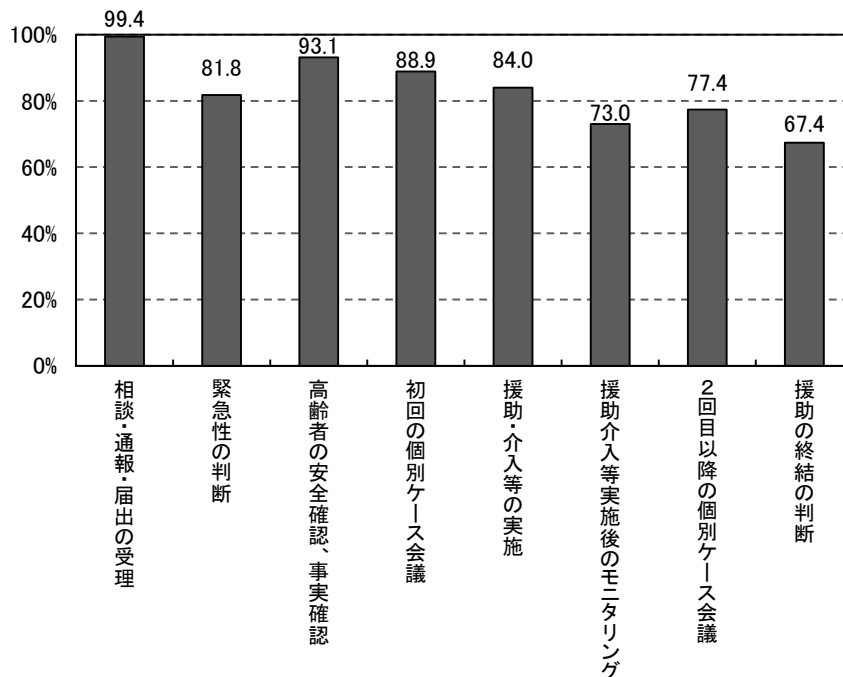
図表 2- II -3-6 記録の実施内容(n=901, 複数回答)



図表 2- II -3-7 対応までの期限と対応実施の有無

(4) 対応日付の記録(問10)

対応時に記録を残している事項についてたずねた結果を、図表 2-II-3-8 に示した。複数回答形式で集計した結果、日付の記録を行っている割合がもっとも高いのは「相談・通報・届出の受理」の 896 件 (99.4%) であり、次いで「高齢者の安全確認、事実確認」の 839 件 (93.1%)、「初回の個別ケース会議」の 801 件 (88.9%) など、初期対応時の対応日付は、各項目 80%を超えていた。

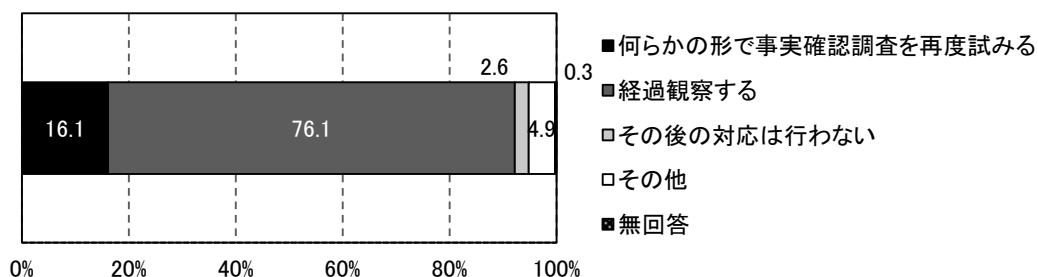


図表 2-II-3-8 対応日付の記録(n=901, 複数回答)

(5) 「虐待の判断に至らなかった」場合の対応(問11)

養護者による高齢者虐待が疑われる事例について事実確認調査を行った結果、「虐待の判断に至らなかった」場合にどのように対応するかたずねた結果を、図表 2-II-3-9 に示した。

対応としてもっとも回答が多かったのは「経過観察する」の 686 件 (76.1%) であり、「何らかの形で事実確認調査を再度試みる」は 145 件 (16.1%)、「その後の対応は行わない」は 23 件 (2.6%) であった。



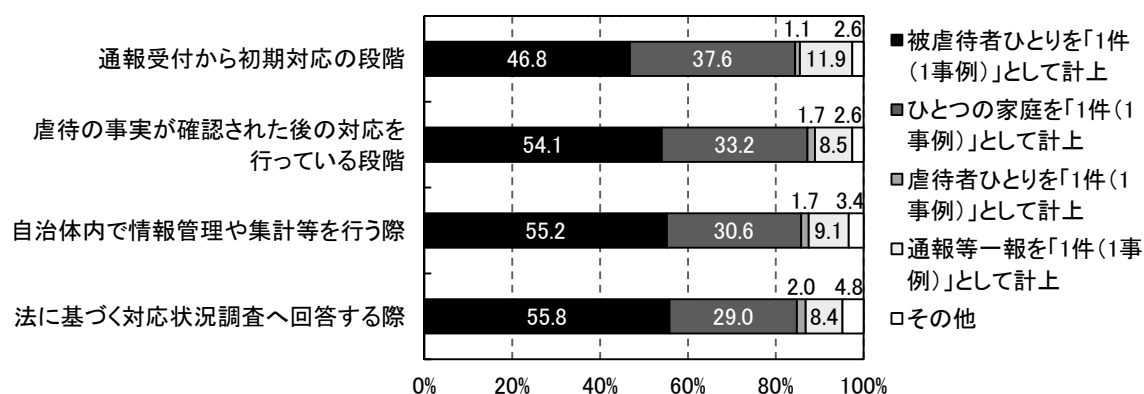
図表 2-II-3-9 「虐待の判断に至らなかった」場合の対応

(6) 一家庭に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の区分(問12)

1つの家庭に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合に、「1件(1事例)」として計上する単位をどのように定めているかについて、「通報受付から初期対応の段階」「虐待の事実が確認された後の対応を行っている段階」「自治体内で情報管理や集計等を行う際」「法に基づく対応状況調査へ回答する際」の各段階においてたずねた。

その結果、いずれの段階でも、もっとも多いのは「被虐待者ひとりを『1件(1事例)』として計上」であり、次いで多いのは「ひとつの家庭を『1件(1事例)』として計上」であった。ただし、「通報受付から初期対応の段階」では、「被虐待者ひとりを『1件(1事例)』として計上」の割合がやや低くなっていた(図表2-II-3-10)。

なお、これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査では、相談・通報等の受理から事実確認調査の実施後までの段階では、同一家庭で発生した同一とみなされる事例については、被虐待者及び虐待者の人数に関わらず「1件」として計上するよう記入上の留意事項で求めている。ただし、虐待と判断された事例の被虐待者については被虐待者ひとりを基礎単位、さらに虐待者との続柄については虐待者ひとりを基礎単位として集計していると思われる。



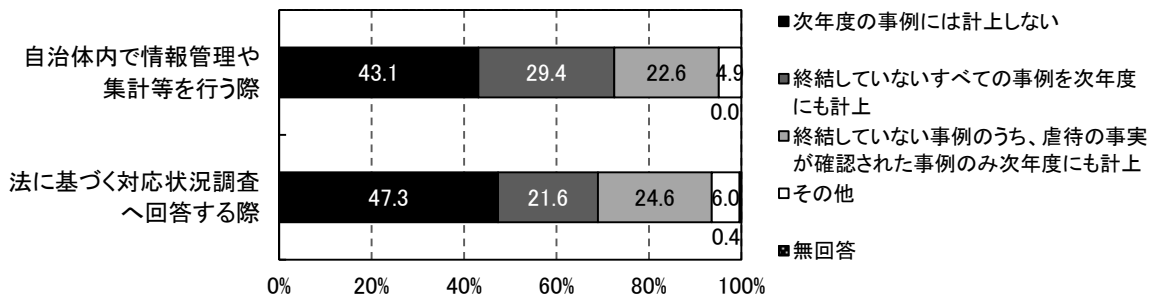
図表 2-II-3-10 一家庭に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の区分

(7) 対応が年度をまたぐ事例の計上方法(問13)

相談・通報等の受理事例のうち、対応が年度をまたぐ事例の計上方法について、「自治体内で情報管理や集計等を行う際」及び「法に基づく対応状況調査へ回答する際」の各段階に関してたずねた。

その結果、両者においてもっとも多いのは「次年度の事例には計上しない」であったが、次に多いのは「自治体内で情報管理や集計等を行う際」では「終結していないすべての事例を次年度にも計上」、「法に基づく対応状況調査へ回答する際」では「終結していない事例のうち、虐待の事実が確認された事例のみ次年度にも計上」であった。ただし第3位との差はいずれも僅差であった(図表2-II-3-11)。

なお、これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査では、相談・通報等の受理が前年度以前であっても、事実確認調査の実施、もしくは虐待への対応が当該年度となった事例については調査対象として回答するよう記入上の留意事項で求めている。

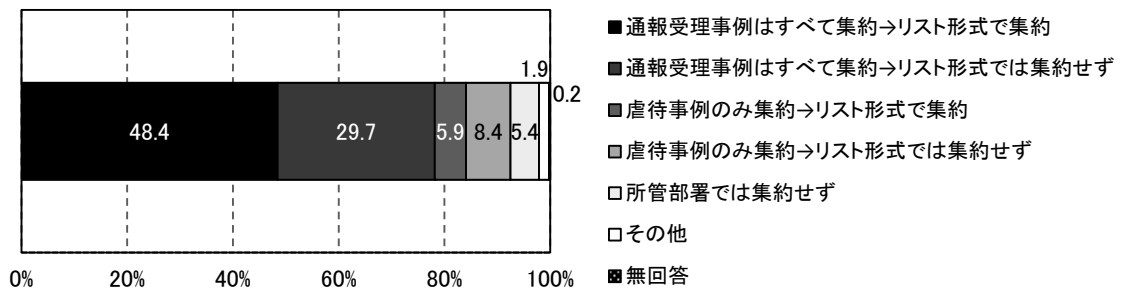


図表 2-II-3-11 対応が年度をまたぐ事例の計上方法

(8) 事例情報の所管部署での最終的な集約方法(問14)

相談・通報等の受理事例、もしくは虐待の事実が確認された事例について、事例に関する情報をどのような形式で集約しているかについて、所管部署として最終的に集約する方法をたずねた。

もっとも多いのは、「通報受理事例はすべて集約し、一覧表（リスト）形式で集約」の 436 件（48.4%）であり、次いで「通報受理事例はすべて集約するが、リスト形式では集約せず」の 268 件（29.7%）であった。またリスト形式にするか否かによらず、虐待の事実が確認された事例のみ集約するとした回答が合計 129 件（14.3%）みられた（図表 2-II-3-12）。



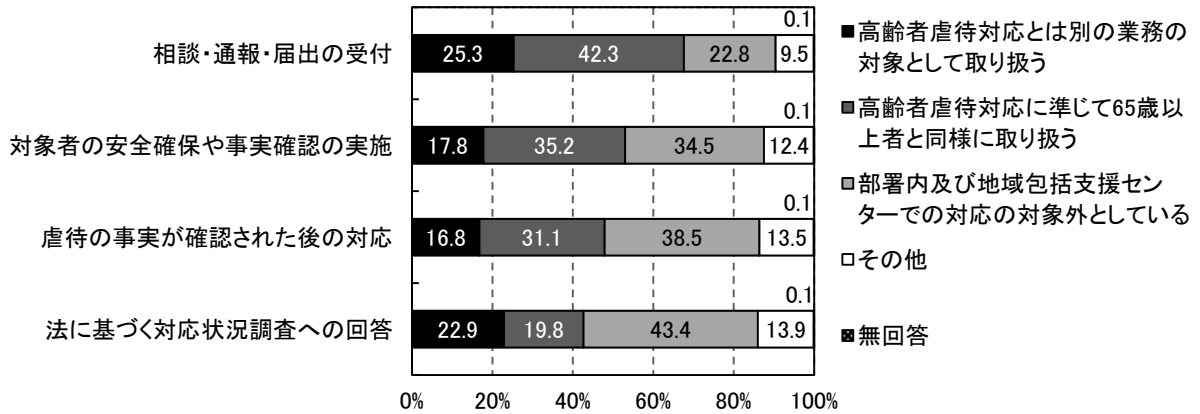
図表 2-II-3-12 事例情報の所管部署での最終的な集約方法

(9) 被虐待者が65歳未満の事例の取り扱い(問15)

被虐待者が 65 歳未満である事例の取り扱いについて、「相談・通報・届出の受付」「対象者の安全確保や事実確認の実施」「虐待の事実が確認された後の対応」「法に基づく対応状況調査への回答」の各段階においてたずねた。なお、自治体全体ではなく、虐待対応所管部署及び地域包括支援センターの範囲での取り扱いについてたずねている。

その結果、「相談・通報・届出の受付」の段階では「高齢者虐待対応に準じて 65 歳以上者と同等に取り扱う」がもっとも多かった。しかし、「対象者の安全確保や事実確認の実施」「虐待の事実が確認された後の対応」「法に基づく対応状況調査への回答」の各段階へ進むにつれこの割合は下がり、「部署内及び地域包括支援センターでの対応の対象外としている」の割合が高まっていた（図表 2-II-3-13）。

なお、これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査では、被虐待者が65歳以上、もしくは年齢不明だが65歳以上と推測された事例のみ回答対象とするよう記入上の留意事項で示している。



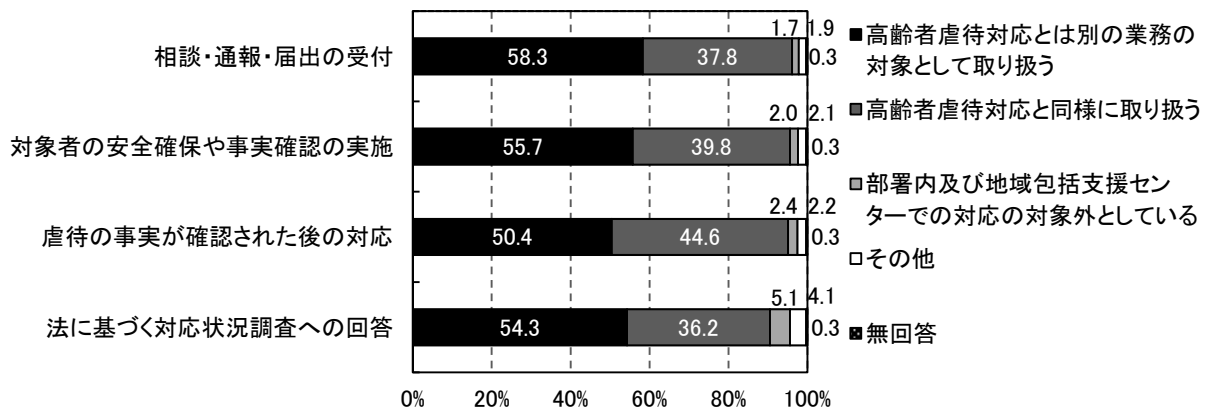
図表 2-II-3-13 被虐待者が65歳未満の事例の取り扱い

(10) セルフネグレクト事例の取り扱い(問16)

いわゆるセルフネグレクト（在宅で、高齢者が、通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは、行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態。自己放任）事例の取り扱いについて、「相談・通報・届出の受付」「対象者の安全確保や事実確認の実施」「虐待の事実が確認された後の対応」「法に基づく対応状況調査への回答」の各段階においてたずねた。なお、自治体全体ではなく、虐待対応所管部署及び地域包括支援センターの範囲での取り扱いについてたずねている。

その結果、やや値にばらつきはあったが、いずれの段階でも、もっとも多いのは「高齢者虐待対応とは別の業務の対象として取り扱う」であり、次いで多いのは「高齢者虐待対応と同様に扱う」であった（図表 2-II-3-14）。

なお、これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査では、明記はされていないものの、回答において虐待者（加害者）の存在を前提としているため、セルフネグレクト事例の回答は設問上想定されていないと思われる。

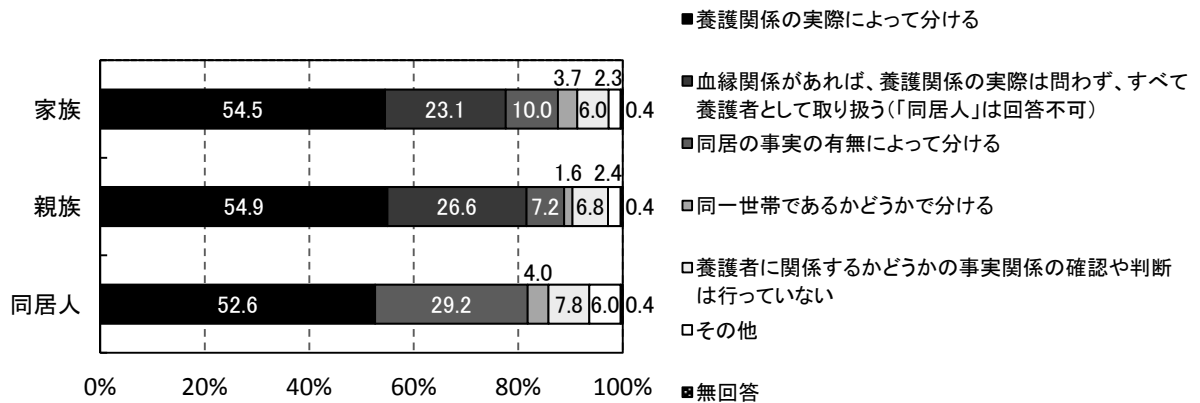


図表 2-II-3-14 セルフネグレクト事例の取り扱い

(11) 「養護者」の範囲(問17)

高齢者虐待防止・養護者支援法が示す「養護者」の範囲の取り扱い（養護者に該当するか否かの区分）について、「家族」「親族」「同居人」の三者に関してたずねた。

その結果、いずれの場合においても、もっとも多いのは「養護関係の実際によって分ける」であり、50%を超えていた。ただし、「家族」及び「親族」では「血縁関係があれば、養護関係の実際は問わず、すべて養護者として取り扱う」、「同居人」では「同居の事実の有無によって分ける」がそれぞれ次に多く、20～30%を占めていた（図表 2-II-3-15）。



図表 2-II-3-15 「養護者」の範囲

4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する対応状況等

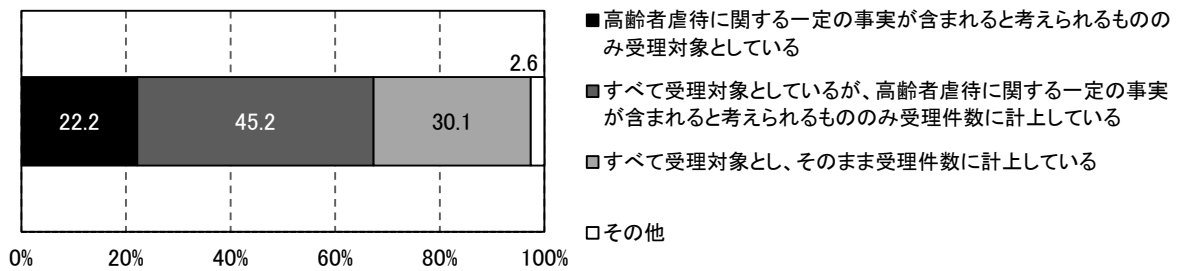
1) 相談・通報等の受付情報の集約・管理方法

(1) 相談・通報等の受理対象の範囲(問18)

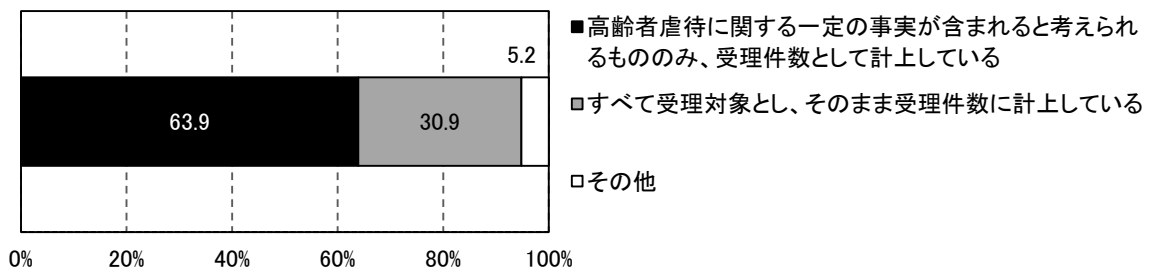
養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する、相談や通報・届出の受理対象の範囲について、「自治体内の受理対象」及び「法に基づく対応状況調査における計上」のそれぞれについて回答を求めた。

自治体内の受理対象については、「すべて受理対象としているが、高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ受理件数に計上している」が 407 件 (45.2%) ともっとも多く、次いで「すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している」が 271 件 (30.1%)、「高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ受理対象としている」が 200 件 (22.2%) であった（図表 2-II-4-1）。

法に基づく対応状況調査における計上では、「高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ受理件数として計上している」が 576 件 (63.9%)、「すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している」が 278 件 (30.9%) であった（図表 2-II-4-2）。



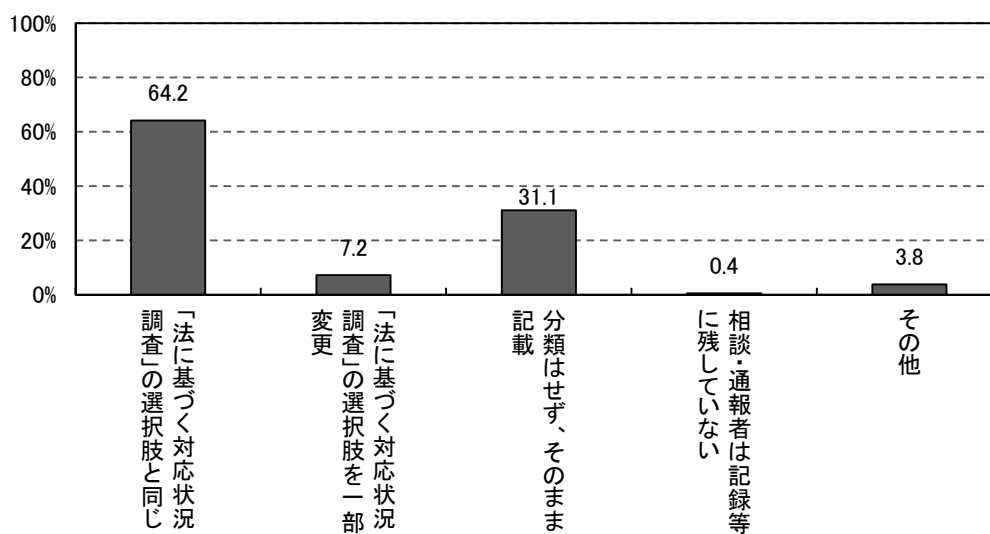
図表 2-II-4-1 相談・通報等の受理対象の範囲：自治体内の受理対象



図表 2-II-4-2 相談・通報等の受理対象の範囲：法に基づく対応状況調査における計上

(2) 相談・通報者の分類(問19)

相談・通報者の分類方法についてたずねた結果を、図表 2-II-4-3 に示した。通報等の内容をそのまま記録した後に何らかの基準で分類し直す場合を想定したため複数回答形式で集計したところ、回答があった 901 件中、もっとも多いのは「『法に基づく対応状況調査』の選択肢と同じ」の 578 件 (64.2%) であり、次いで「分類はせず、そのまま記録」が 280 件 (31.1%)、「『法に基づく対応状況調査』の選択肢を一部変更」が 65 件 (7.2%) であった。



図表 2-II-4-3 相談・通報者の分類方法 (n=901, 複数回答)

(3) 通報等の受理・虐待事例の経験(問20)

高齢者虐待防止・養護者支援法施行後（平成18年4月以降）、回答日現在までの間の、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報等の受理経験、及び高齢者虐待事例の経験についてたずねた。

その結果、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験がある場合は196件（21.8%）にとどまり、通報受理・虐待事例とも経験がない場合が428件（47.5%）と最も多かった（図表2-II-4-4）。

図表 2-II-4-4 通報等の受理・虐待事例の経験

	件数	(%)
通報受理あり-虐待事例あり	196	(21.8%)
通報受理あり-虐待事例なし	277	(30.7%)
通報受理・虐待事例なし	428	(47.5%)
合計	901	(100.0%)

2) 対応時の情報の集約・管理方法

(1) 記録の実施内容(問21)

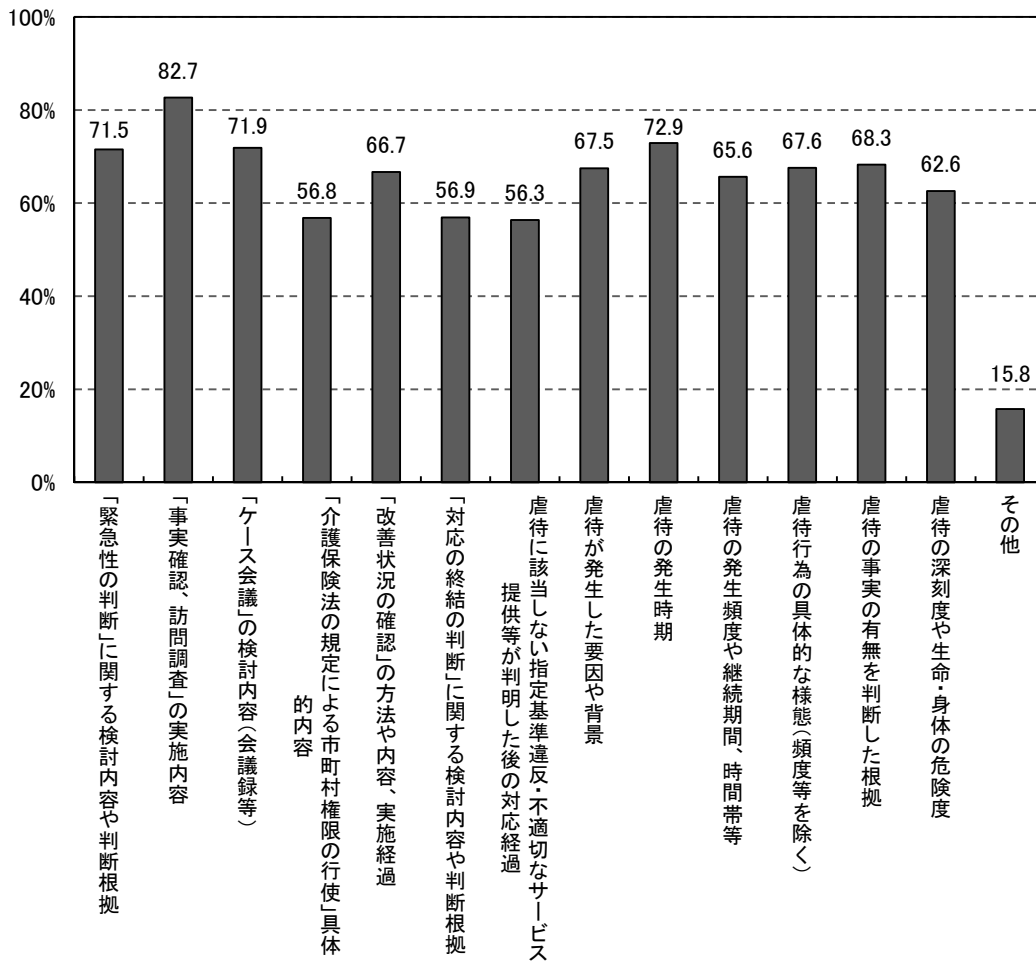
対応時に記録を残している事項についてたずねた結果を、図表2-II-4-5に示した。

回答が得られた882件について複数回答形式で集計したところ、最も割合が高いのは「『事実確認、訪問調査』の実施内容」の729件（82.7%）であり、次いで「虐待の発生時期」の643件（72.9%）、「『ケース会議』の検討内容」の634件（71.9%）、「『緊急性の判断』に関する検討内容や判断根拠」の631件（71.5%）が70%を超えていた。

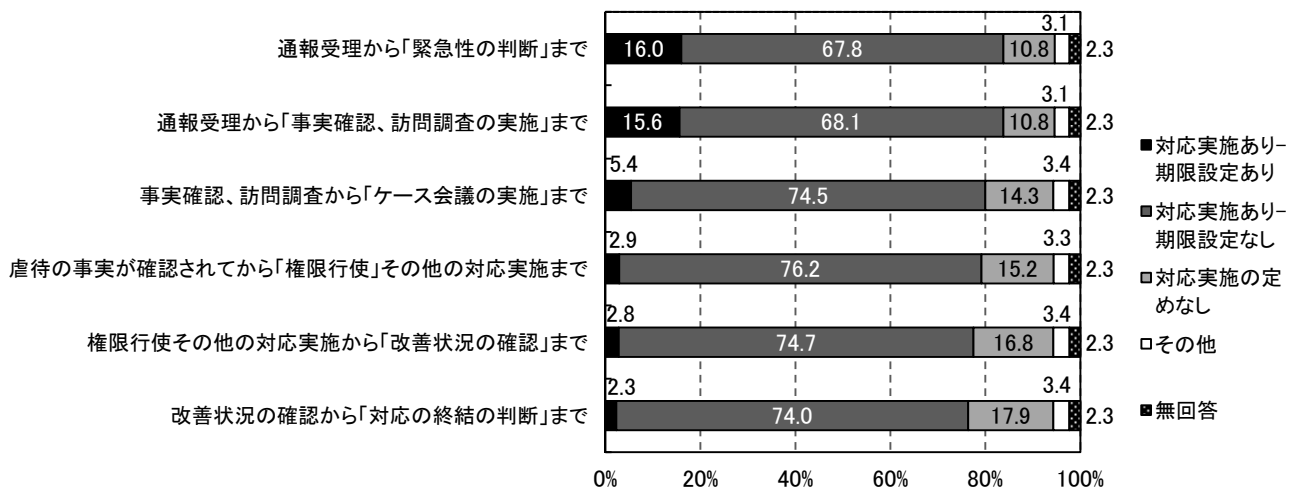
(2) 対応までの期限と対応実施の有無(問22)

相談・通報等受理後の、各段階での対応までの期限や対応実施の有無の定めについてたずねた結果を、図表2-II-4-6に示した。

「通報受理から『緊急性の判断』まで」及び「通報受理から『事実確認、訪問調査の実施』まで」は、対応実施の定めがあり期限設定もある場合と期限設定がなくとも対応を実施することになっている場合を合わせて80%を超えており、期限設定がある場合も15%程度みられた。それ以降の対応までの間では、対応の定めがある場合がやや割合が低く、期限設定がある場合は少数であった。



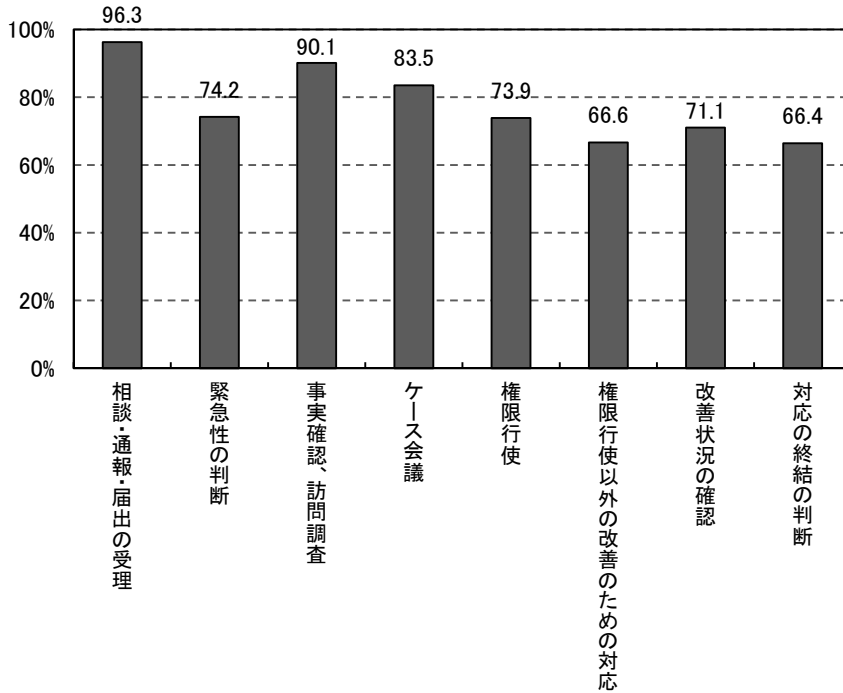
図表 2- II -4-5 記録の実施内容(n=882, 複数回答)



図表 2- II -4-6 対応までの期限と対応実施の有無

(3) 対応日付の記録(問23)

対応日付の記録を残している事項についてたずねた結果を、図表 2-II-4-7 に示した。複数回答形式で集計した結果、回答があった 881 件中、日付の記録を行っている割合がもっとも高いのは「相談・通報・届出の受理」の 848 件 (96.3%) であり、次いで「事実確認、訪問調査」の 794 件 (90.1%)、「ケース会議」の 736 件 (83.5%) など、「緊急性の判断」を除く初期対応時の対応日付で 80%を超えていた。

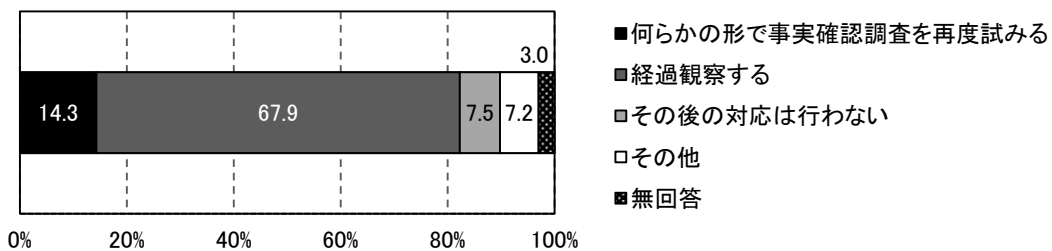


図表 2-II-4-7 対応日付の記録(n=881, 複数回答)

(4) 「虐待の判断に至らなかった」場合の対応(問24)

養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる事例について事実確認調査を行った結果、「虐待の判断に至らなかった」場合にどのように対応するかたずねた結果を、図表 2-II-4-8 に示した。

対応としてもっとも回答が多かったのは「経過観察する」の 612 件 (67.9%) であり、「何らかの形で事実確認調査を再度試みる」は 129 件 (14.3%)、「その後の対応は行わない」は 68 件 (7.5%) であった。



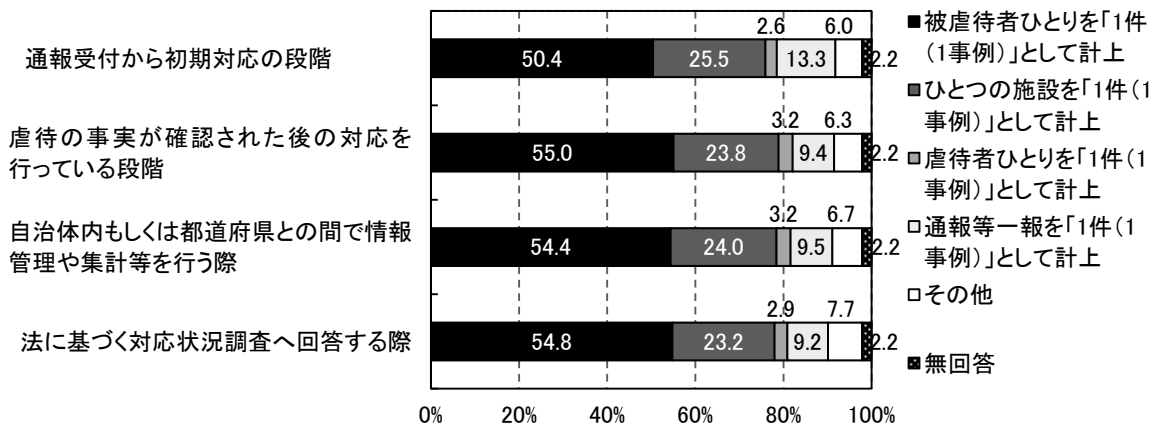
図表 2-II-4-8 「虐待の判断に至らなかった」場合の対応

(5) 同一施設等に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の区分(問25)

同一施設等に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合に、「1件(1事例)」として計上する単位をどのように定めているかについて、「通報受付から初期対応の段階」「虐待の事実が確認された後の対応を行っている段階」「自治体内もしくは都道府県との間で情報管理や集計等を行う際」「法に基づく対応状況調査へ回答する際」の各段階においてたずねた。

その結果、いずれの段階でも、もっとも多いのは「被虐待者ひとりを『1件(1事例)』として計上」であり、次いで多いのは「ひとつの施設を『1件(1事例)』として計上」であった。ただし、「通報受付から初期対応の段階」では、「被虐待者ひとりを『1件(1事例)』として計上」の割合がやや低くなっていた(図表2-II-4-9)。

なお、これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査では、明記されていないものの、相談・通報等の受理から事実確認調査の実施後までの段階、及び虐待事例への対応状況では、同一施設等で生じた一体的な事例については、被虐待者・虐待者の人数に関わらず「1件」として処理されていると思われる。ただし、虐待と判断された事例の被虐待者については被虐待者ひとりを基礎単位、さらに虐待者の属性については虐待者ひとりを基礎単位としていると思われる。



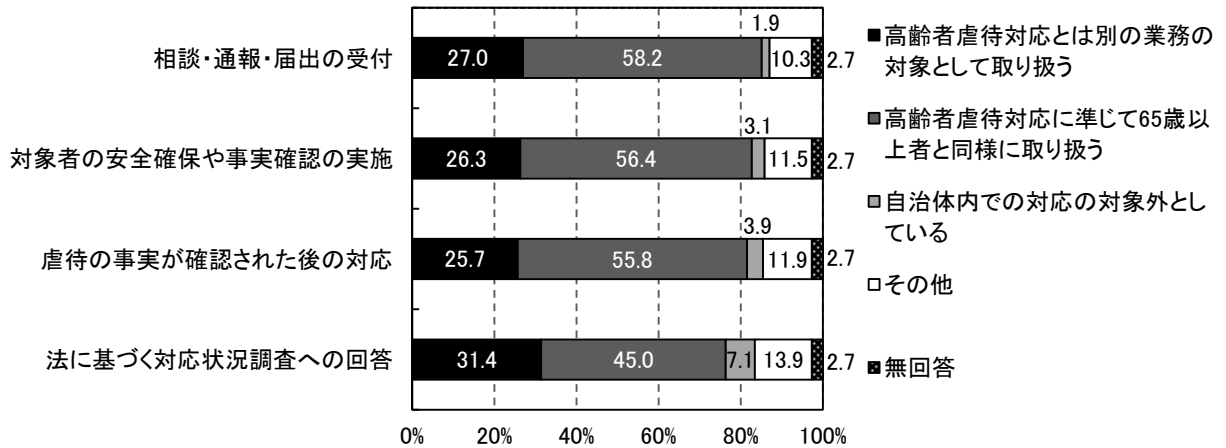
図表 2-II-4-9 同一施設等に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の区分

(6) 被虐待者が65歳未満の事例の取り扱い(問26)

被虐待者が65歳未満である事例の取り扱いについて、「相談・通報・届出の受付」「対象者の安全確保や事実確認の実施」「虐待の事実が確認された後の対応」「法に基づく対応状況調査への回答」の各段階においてたずねた。なお、平成24年10月より障害者虐待防止法が施行され、養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障害者は、高齢者虐待防止・養護者支援法における高齢者とみなされるため、平成24年9月までの状況を回答するよう求めた。

その結果、いずれの段階でも、「高齢者虐待対応に準じて65歳以上者と同様に取り扱う」がもっとも多かった。ただし、「法に基づく対応状況調査への回答」ではややこの割合が低くなり、「高齢者虐待対応とは別の業務の対象として取り扱う」の割合が高まっていた(図表2-II-4-10)。

なお、これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査では、被虐待者が65歳以上、もしくは年齢不明だが65歳以上と推測された事例のみ回答対象とするよう記入上の留意事項で示している。



図表 2-II-4-10 被虐待者が65歳未満の事例の取り扱い

(7) 「緊急やむを得ない場合」に相当しない身体拘束の取り扱い(問27)

介護保険指定基準における身体拘束禁止規定に違反するような状態で行われている身体拘束（指定基準において許容される「緊急やむを得ない場合」に相当しない身体拘束）の存在が明らかになった場合の取り扱いについて、「身体拘束禁止規定が適用される介護保険施設・事業所」で生じた場合、及び「それ以外の養介護施設・事業所」で生じた場合のそれぞれに関してたずねた。

その結果、僅差ではあったが、「身体拘束禁止規定が適用される介護保険施設・事業所」で生じた場合では「法が規定する高齢者虐待として取り扱い、5類型のいずれかに当てはめる」がもっとも多く、次いで「身体拘束の種別・様態によって上記（別業務対象・虐待として5類型に分類・虐待として5類型と別に分類）いずれかとして取り扱う」であった。また「それ以外の養介護施設・事業所」で生じた場合では、その逆であった（図表 2-II-4-11）。

なお、これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査では明記されていないものの、法施行当初に示された資料（厚生労働省『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』2006年、p.110-111）によれば、「緊急やむを得ない場合」に相当しない状況で行われる身体拘束は、原則すべて高齢者虐待と解釈される。

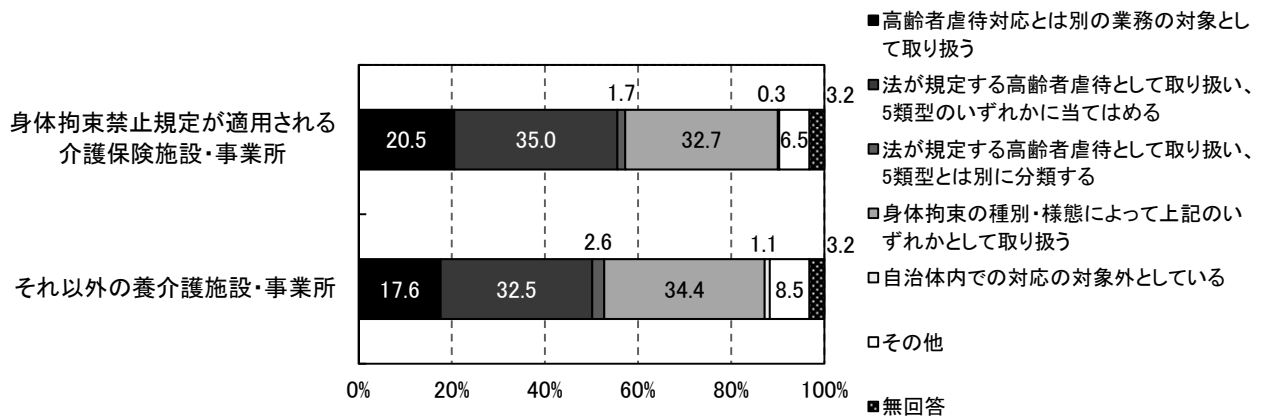
(8) 養介護施設・事業所以外での虐待行為の取り扱い(問28)

高齢者虐待防止・養護者支援法上で「養介護施設」「養介護事業」に相当しない、もしくは相当することが明確でない施設等で、その従事者によって当該施設等利用者（高齢者）への虐待行為が行われている場合の取り扱いについて、「病院・診療所等の医療機関（法が示す養介護施設・事業所に該当しないもの）」「未届け有料老人ホーム等（現時点で養介護施設として受理・認可がないものだが、養介護施設等に該当しうる施設）」

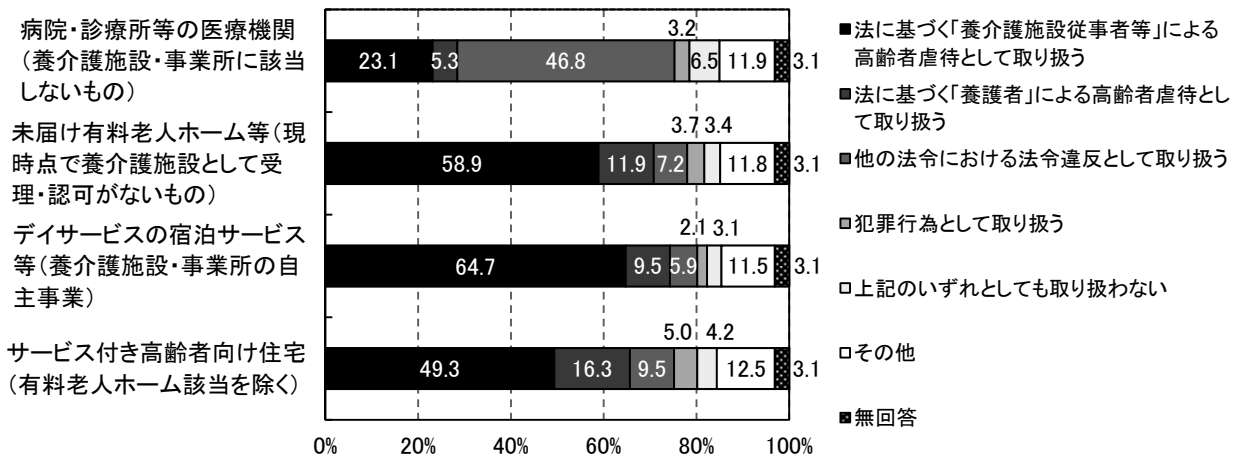
「デイサービスの宿泊サービス等（養介護施設・事業所の自主事業）」「サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当を除く）」のそれぞれに関してたずねた。

その結果、「病院・診療所等の医療機関」では、もっとも多いのは「他の法令（医療法等）における法令違反として取り扱う」の422件（46.8%）であった。

また、「未届け有料老人ホーム等」「デイサービスの宿泊サービス等」「サービス付き高齢者向け住宅」では、いずれももっとも多いのは「法に基づく『養介護施設従事者等』による高齢者虐待として取り扱う」であり、それぞれ531件（58.9%）、583件（64.7%）、444件（49.3%）であった（図表2-II-4-12）。



図表 2-II-4-11 「緊急やむを得ない場合」に相当しない身体拘束の取り扱い



図表 2-II-4-12 養介護施設・事業所以外での虐待行為の取り扱い

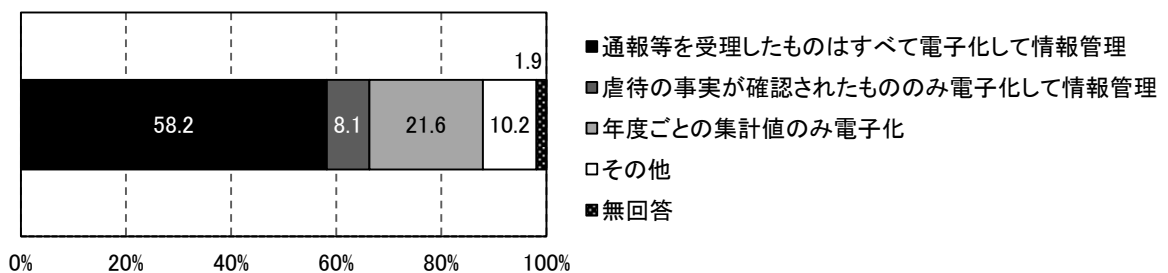
5. 高齢者虐待に関する情報の管理・活用状況

1) 情報管理

(1) 電子化による情報管理(問29)

高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応に関する情報を、どのような方法で管理しているかについて、電子化（パソコン上でリスト管理可能な形式）の有無という観点から回答を求めた。

その結果、管理方法としてもっとも多かったのは「通報等を受理したものはすべて電子化して情報管理」の524件（58.2%）であり、次いで多いのは「年度ごとの集計値のみ電子化」の195件（21.6%）であった（図表2-II-5-1）。



図表 2-II-5-1 電子化による情報管理

(2) 個人情報の取り扱い(問30)

高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応において、個人情報の取り扱い方法をどのように定めているかを複数回答形式でたずねた。

その結果、もっとも多かったのは「個人情報の管理方法を定めている」の495件（55.8%）であり、次いで多いのは「個別事例への対応方法の検討過程・内容について情報管理の方法を定めている」の217件（24.5%）、「自治体内の関係部署間での、高齢者虐待対応に関係する個人情報の授受の方法を定めている」の154件（17.4%）であった（図表2-II-5-2）。

図表 2-II-5-2 個人情報の取り扱い(複数回答)

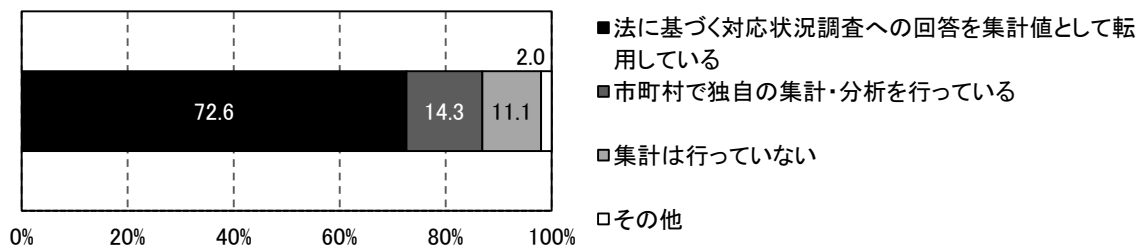
	(n=667)	
	件数	(%)
個人情報の管理方法を定めている	495	(55.8%)
個別事例への対応方法の検討過程・内容(ケース会議の会議録等)について情報管理の方法を定めている	217	(24.5%)
自治体内の関係部署間での、高齢者虐待対応に関係する個人情報の授受の方法を定めている	154	(17.4%)
都道府県等の、自治体外の行政機関との、高齢者虐待対応に関係する個人情報の授受の方法を定めている	43	(4.8%)
行政機関以外の個人・団体等との、高齢者虐待対応に関係する個人情報の授受の方法を定めている	64	(7.2%)
上記以外に個人情報の取扱方法を定めている事項がある	86	(9.7%)

2) 情報活用

(1) 年度ごとの法に基づく対応状況の集計・分析(問31)

年度ごとの高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応の状況を、どのように集計・分析しているかたずねた。

その結果、もっとも多かったのは「法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している」の 654 件 (72.6%) であった。また、「市町村で独自の集計を行っている」は 129 件 (14.3%)、「集計は行っていない」は 100 件 (11.1%) であった (図表 2-II-5-3)。



図表 2-II-5-3 年度ごとの法に基づく対応状況の集計・分析

(2) 集計・分析内容(問32)

前問で、年度ごとの高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応の状況を、「市町村で独自の集計を行っている」と回答した 129 件について、独自に集計・分析している内容を複数回答形式でたずねた。

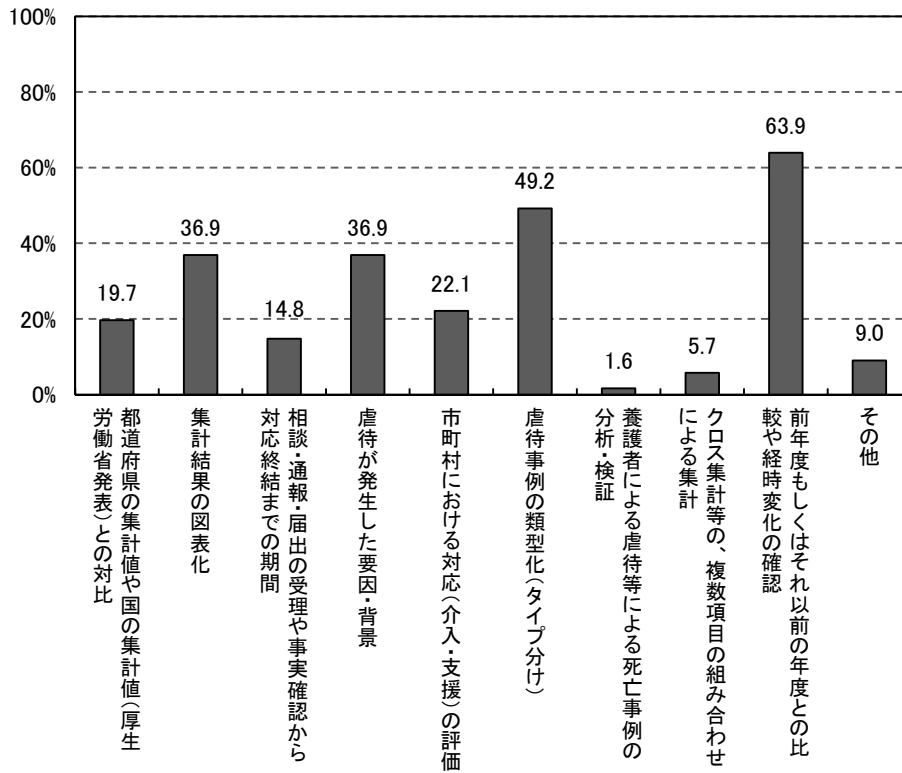
その結果、回答が得られた 122 件中最も多いのは「前年度もしくはそれ以前の年度との比較や経時変化の確認」の 78 件 (63.9%)、次いで「虐待事例の類型化 (タイプ分け)」の 60 件 (49.2%)、「集計結果の図表化」及び「虐待が発生した要因・背景」の 45 件 (36.9%) であった (図表 2-II-5-4)。

(3) 自治体施策の立案・評価と法に基づく対応状況の関連付け(問33)

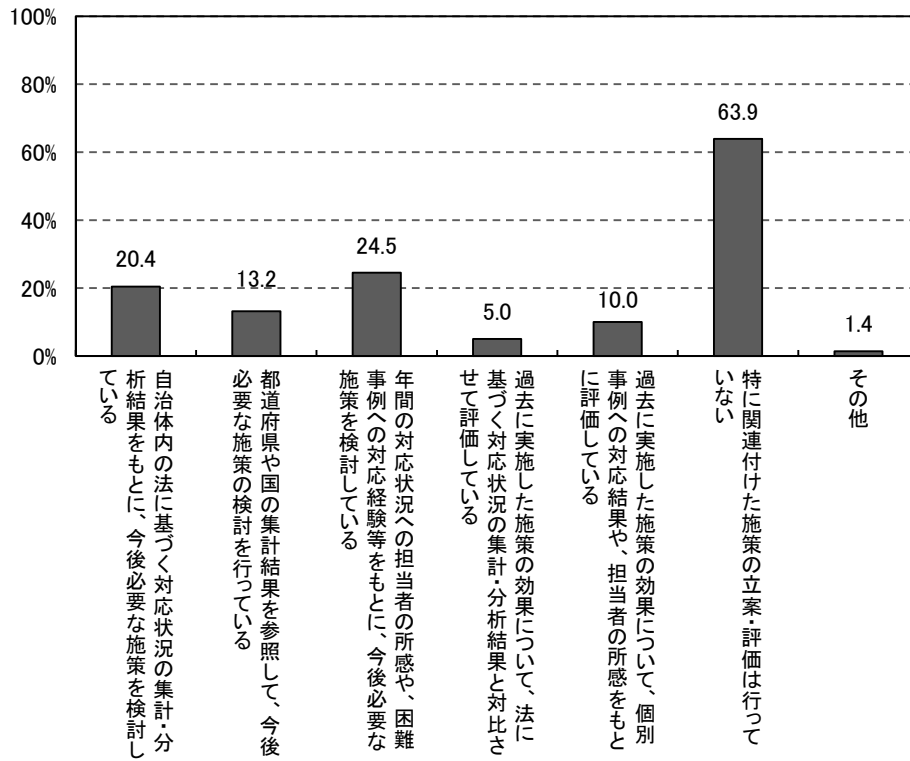
高齢者虐待防止・養護者支援のために回答自治体で実施している施策の立案や評価について、法に基づく対応状況に関して得られた情報と、どのように関連付けているかを複数回答形式でたずねた。

その結果、回答が得られた 856 件中最も多いのは「特に関連付けた施策の立案・評価は行っていない」の 547 件 (63.9%) であった。

立案・評価を行っているとする回答は、「年間の対応状況への担当者の所感や、困難事例への対応経験等をもとに、今後必要な施策を検討している」の 210 件 (24.5%)、「自治体内の法に基づく対応状況の集計・分析結果をもとに、今後必要な施策を検討している」の 175 件 (20.4%)、「都道府県や国の集計結果を参照して、今後必要な施策の検討を行っている」の 113 件 (13.2%)、「過去に実施した施策の効果について、個別事例への対応結果や、担当者の所感をもとに評価している」の 86 件 (10.0%)、「過去に実施した施策の評価について、法に基づく対応状況の集計・分析結果と対比させて評価している」の 43 件 (5.0%) の順であった (図表 2-II-5-5)。



図表 2- II -5-4 集計・分析内容(n=122, 複数回答)



図表 2- II -5-5 自治体施策の立案・評価と法に基づく対応状況の関連付け(n=856, 複数回答)

(4) 自治体施策の立案・評価と法に基づく対応状況の関連付けの具体例(問34)

前問で、高齢者虐待防止・養護者支援のために回答自治体で実施している施策の立案や評価について、法に基づく対応状況に関して得られた情報と何らかの形で関連付けていると回答した場合に、その具体例の記述を求めた。

図表 2-II-5-6 に、主な回答を示した。なお、自治体の特定等を避けるため、固有名詞等表現は一部調整している。

図表 2-II-5-6 自治体施策の立案・評価と法に基づく対応状況の関連付けの具体的内容(主な回答)

【相談・通報】

- 虐待相談、通報者にケアマネジャー及び民生委員が占める割合が多かったことから、これらの人を特に対象とした研修会を実施することとした。
- 特にケアマネジャーや事業所職員からの相談・通報が遅れる(状況が悪化したり被害が拡大したりするまで抱え込んでしまう)傾向があったため、これらの人を対象に、早期発見・早期対応を主眼とした研修を企画した。
- 養介護施設従事者等による虐待について相談・通報受理事例がほとんどない一方で、虐待事例の存在を疑わせる噂がよく聞かれた。実態を明らかにするために、養介護施設従事者を対象としたアンケート調査を独自に行った。

【対応状況】

- 終結に至らない継続ケースを含めて対応件数が増加してきたため、担当業務体制、人員配置を見直した。
- 法律や権利擁護制度に精通しないと対応が難しいケースが増えてきたため、専門職団体との委託契約を行った。
- 成年後見制度の市区町村長申立や、措置入所などによる対応を要する事例が徐々に増加する一方で、対応のルールや根拠が不明確であったため、要綱を定めた。

【被虐待者・虐待者の属性】

- 被虐待者の大半が認知症高齢者であったことから、また認知症の理解が無いことで虐待に至る事例が多発していることから、地域における認知症に対する正しい知識の普及啓発のための事業を予算化した。
- 虐待者に「息子」の割合が高く、地域に息子と親の二人暮らし世帯が増えているため、男性介護者が参加しやすい集会等を企画し、参加を呼び掛けている。

【全般】

- 法に基づく対応状況調査の集計結果に加えて、自治体内で独自の項目を設定し詳しい分析を行っている。この結果を自治体が設置する、高齢者虐待防止対策を検討する委員会に報告し、施策検討を行うための根拠資料としている。
- 高齢者虐待事例への対応方法・養護者支援方法等について、分析結果を踏まえて課題や実施困難な点を整理している。これを地域ケア会議のメンバー間で共有し、問題意識を統一してから個別の課題解決について検討している。
- 前年度の高齢者虐待対応の状況分析を踏まえて、それらの状況を示すとともに事業所等に対して取組の進展を促す自治体独自の通知を発出した。
- 虐待対応のマニュアルについて、実際の対応状況のデータと対照させて検証(事例検討)し、それらの結果を研修等の場で共有し、さらにそれを踏まえてマニュアルの修正等に反映させている。

(5) 法に基づく対応状況調査への回答上の問題(問35)

法に基づく対応状況調査に回答する際に、回答困難な項目や回答方法が分かりづらい項目等があった場合に、その内容を回答するよう求めた(主な回答は図表 2-II-5-7)。

図表 2-II-5-7 法に基づく対応状況調査への回答上の問題(主な回答)

【「養護者」「高齢者」「高齢者虐待」の範囲】
●ドメスティック・バイオレンスと養護者による虐待の相違が不明 ●「養護」に含まれる範囲が不明
●セルフネグレクトの計上の有無 ●被虐待者が64歳未満の場合の取り扱い
【相談・通報】
●通報経路が複雑な場合の計上方法 ●通報等ではなく「事件」として把握したケースの計上方法
【虐待の判断】
●「虐待の事実がなかった」と「虐待の事実の判断に至らなかった」の相違が不明
【「1事例」の範囲】
●被虐待者が複数いる場合等の「1件」としてカウントすべき区分が不明
【事実確認・対応】
●関係者の来庁、電話のみでの確認等による事実確認の区分方法が不明
●分離保護対応について、含まれる範囲や時期・内容が不明確 ●措置対応等の範囲や対象が不明確
【続柄・世帯構成】
●複雑・イレギュラーなケースの区分方法が不明 ●同一世帯や同居となる境界が不明
●世帯構成等の詳細を回答する意図が不明
【被虐待者の属性】
●どの時点での状態を回答すればよいか不明
【対応が年度をまたぐ事例の取り扱い】
●前年度より対応中の事例の計上方法・範囲が不明
【養介護施設・事業所の範囲】
●法に明記されていない施設・事業所をどの程度含めるか不明
【死亡事例】
●虐待等による死亡事例として取り扱う範囲が不明
【体制整備】
●どの程度まで実施すれば「実施」と回答できるか不明
【回答時期・方法】
●回答期間の短さ ●記入上の留意事項の分かりにくさ

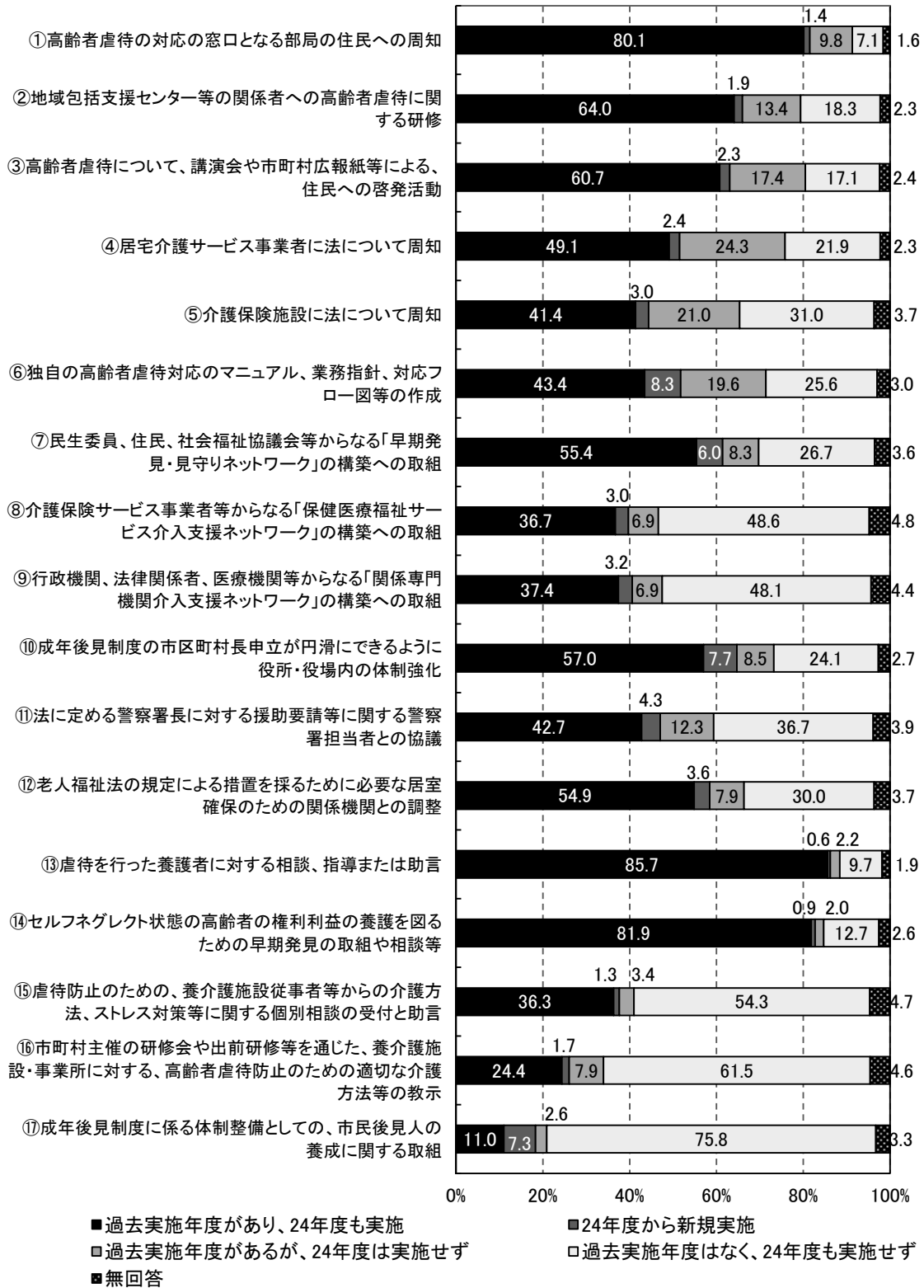
3) 体制整備・施策実施の状況(問36)

市区町村における、高齢者虐待防止に係る体制整備・施策実施の状況について、17の項目を示して回答を求めた(図表 2-II-5-8)。

その結果、「過去実施年度があり、24年度も実施」と「24年度から新規実施」の割合を合計した値が80%を超えていた項目が3点あり、多い順に「⑬虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」の777件(86.3%)、「⑭セルフネグレクト状態の高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」の746件(82.8%)、「①高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」の735件(81.5%)であった。これらの他に、24年度の実施割合が50%を超えた項目が7点あった。

一方、割合が低いのは、「⑰成年後見制度に係る体制整備としての、市民後見人の養成に関する取組」の165件(18.3%)、「⑯市町村主催の研修会や出前研修等を通じた、養介護施設・事業所に対する、高齢者虐待防止のための適切な介護方法等の教示」の235件(26.1%)、「⑮虐待防止のための、養介護施設従事者等からの介護方法、ストレス対策等

に関する個別相談の受付と助言」の339件（37.6%）等の法に基づく対応状況調査でこれまで調査項目として示されていない項目と、関係する他（多）機関との連携・協力関係の構築に係る項目であった。



図表 2-Ⅱ-5-8 体制整備・施策実施の状況

6. テーマ別分析

1) 通報等の受理・虐待事例の経験と法に基づく対応状況調査への回答状況

(1) 自治体の区分と対応経験

ここでは、高齢者虐待に関する通報等の受理や虐待事例の経験（問 6・問 20）によって、法に基づく対応状況調査への回答状況が異なるかどうかを検討した。

そのために、まず、回答自治体の区分（問 1）と通報等受理・虐待事例の経験との関係を示した。養護者による高齢者虐待については、政令指定都市・中核市・特例市・特別区のすべてにおいて、及びそれ以外の市のほとんどにおいて、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験があった（図表 2-II-6-1）。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験があった割合は、政令指定都市で 84.6%、中核市で 66.7%、特別区で 64.7%であり、それ以外の区分では 50%に満たなかった（図表 2-II-6-2）。

したがって、以降に示す結果については、通報等の受理経験、及び虐待事例の経験には、自治体の区分が影響し、受理経験・虐待事例の両者の経験がある自治体は、比較的大規模な市区町村の割合が高く、逆に経験のない自治体には、町村等の小規模な市区町村の割合が高いことに留意する必要がある。なお、以降に示す結果では、当該の設問に対して無回答であったデータを除いている。

図表 2-II-6-1 自治体の区分と対応経験(養護者)

		通報受理・虐待事例の経験(養護者)			合計
		通報受理あり・虐待事例あり	通報受理あり・虐待事例なし	通報受理・虐待事例なし	
政令指定都市	件数	13	0	0	13
	(%)	(100%)	(0%)	(0%)	(100%)
中核市	件数	33	0	0	33
	(%)	(100%)	(0%)	(0%)	(100%)
特例市	件数	27	0	0	27
	(%)	(100%)	(0%)	(0%)	(100%)
市	件数	416	4	3	423
	(%)	(98.3%)	(0.9%)	(0.7%)	(100.0%)
特別区	件数	16	0	0	16
	(%)	(100%)	(0%)	(0%)	(100%)
町	件数	265	45	24	334
	(%)	(79.3%)	(13.5%)	(7.2%)	(100%)
村	件数	26	12	14	52
	(%)	(50.0%)	(23.1%)	(26.9%)	(100%)
合計	件数	796	61	41	898
	(%)	(88.6%)	(6.8%)	(4.6%)	(100%)

図表 2-II-6-2 自治体の区分と対応経験(養介護施設従事者等)

		通報受理・虐待事例の経験(従事者)			合計
		通報受理あり- 虐待事例あり	通報受理あり- 虐待事例なし	通報受理・ 虐待事例なし	
政令指定都市	件数	11	2	0	13
	(%)	(84.6%)	(15.4%)	(0%)	(100%)
中核市	件数	22	8	3	33
	(%)	(66.7%)	(24.2%)	(9.1%)	(100%)
特例市	件数	12	10	5	27
	(%)	(44.4%)	(37.0%)	(18.5%)	(100%)
市	件数	102	164	159	425
	(%)	(24.0%)	(38.6%)	(37.4%)	(100.0%)
特別区	件数	11	5	1	17
	(%)	(64.7%)	(29.4%)	(5.9%)	(100%)
町	件数	34	77	223	334
	(%)	(10.2%)	(23.1%)	(66.8%)	(100%)
村	件数	4	11	37	52
	(%)	(7.7%)	(21.2%)	(71.2%)	(100%)
合計	件数	196	277	428	901
	(%)	(21.8%)	(30.7%)	(47.5%)	(100%)

(2) 養護者による高齢者虐待に関する法に基づく対応状況調査への回答と対応経験

①相談・通報等の受理対象の範囲と対応経験

「法に基づく対応状況調査における計上」時の養護者による高齢者虐待に関する、相談や通報・届出の受理対象の範囲（問 4）について、通報等受理・虐待事例の経験との関係を示した（図表 2-II-6-3）。

全体として「高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理件数として計上している」がもっとも多かったが、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験があった場合にはその割合がやや低く、「すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している」の割合がやや高くなっていた。

②一家庭に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の区分と対応経験

「法に基づく対応状況調査へ回答する際」の、1つの家庭に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合に、「1件（1事例）」として計上する単位（問 12）について、通報等受理・虐待事例の経験との関係を示した（図表 2-II-6-4）。

全体として「被虐待者ひとりを『1件（1事例）』として計上」がもっとも多く、次いで多いのが「ひとつの家庭を『1件（1事例）』として計上」であったが、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験があった自治体では、「被虐待者ひとりを『1件（1事例）』として計上」の割合が高くなっていた。

図表 2-II-6-3 相談・通報等の受理対象の範囲と対応経験(養護者)

		通報等の受理対象範囲 (法に基づく対応状況調査, 養護者)				合計
		計上している	高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理件数として計上している	すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している	その他	
通報受理・虐待事例の経験(養護者)	通報受理あり-虐待事例あり	件数	466	312	18	796
		(%)	(58.5%)	(39.2%)	(2.3%)	(100%)
通報受理あり-虐待事例なし	通報受理あり-虐待事例なし	件数	43	18	0	61
		(%)	(70.5%)	(29.5%)	(0%)	(100%)
通報受理・虐待事例なし	通報受理・虐待事例なし	件数	30	10	1	41
		(%)	(73.2%)	(24.4%)	(2.4%)	(100%)
合計	件数	539	340	19	898	
	(%)	(60.0%)	(37.9%)	(2.1%)	(100%)	

図表 2-II-6-4 一家庭に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の区分と対応経験(養護者)

		一家庭に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の区分 (法に基づく対応状況調査, 養護者)					合計	
		「1件(1事例)」として計上	「1件(1事例)」として計上	ひとつの家庭を「1件(1事例)」として計上	虐待者ひとりとして計上	「1件(1事例)」として計上		通報等一報を「1件(1事例)」として計上
通報受理・虐待事例の経験(養護者)	通報受理あり-虐待事例あり	件数	462	226	13	59	36	796
		(%)	(58.0%)	(28.4%)	(1.6%)	(7.4%)	(4.5%)	(100%)
通報受理あり-虐待事例なし	通報受理あり-虐待事例なし	件数	24	21	1	9	6	61
		(%)	(39.3%)	(34.4%)	(1.6%)	(14.8%)	(9.8%)	(100%)
通報受理・虐待事例なし	通報受理・虐待事例なし	件数	14	14	4	8	1	41
		(%)	(34.1%)	(34.1%)	(9.8%)	(19.5%)	(2.4%)	(100%)
合計	件数	500	261	18	76	43	898	
	(%)	(55.7%)	(29.1%)	(2.0%)	(8.5%)	(4.8%)	(100%)	

③対応が年度をまたぐ事例の計上方法と対応経験

「法に基づく対応状況調査へ回答する際」の、相談・通報等の受理事例のうち、対応が年度をまたぐ事例の計上方法(問13)と通報等受理・虐待事例の経験との関係を示した(図表2-II-6-5)。

全体として「次年度の事例には計上しない」がもっとも多かったが、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験があった自治体ではその割合がやや高くなっていった。また、次いで多いのは「通報受理あり-虐待事例あり」「通報受理あり-虐待事例なし」

の自治体では「終結していない事例のうち、虐待の事実が確認された事例のみ次年度にも計上」であったが、「通報受理・虐待事例なし」の自治体では「終結していないすべての事例を次年度にも計上」であった。

図表 2-II-6-5 対応が年度をまたぐ事例の計上方法と対応経験(養護者)

		対応が年度をまたぐ事例の計上 (法に基づく対応状況調査, 養護者)					合計
		次年度の事例には計上しない	終結していないすべての事例を次年度にも計上	終結していない事例のうち、虐待の事実が確認された事例のみ次年度にも計上	その他		
通報受理・虐待事例の経験(養護者)	通報受理あり-虐待事例あり	件数 (%)	381 (48.0%)	171 (21.6%)	196 (24.7%)	45 (5.7%)	793 (100%)
	通報受理あり-虐待事例なし	件数 (%)	26 (42.6%)	11 (18.0%)	18 (29.5%)	6 (9.8%)	61 (100%)
通報受理・虐待事例なし	通報受理あり-虐待事例なし	件数 (%)	17 (42.5%)	13 (32.5%)	7 (17.5%)	3 (7.5%)	40 (100%)
	合計	件数 (%)	424 (47.4%)	195 (21.8%)	221 (24.7%)	54 (6.0%)	894 (100%)

④被虐待者が65歳未満の事例の取り扱いと対応経験

「法に基づく対応状況調査への回答」時の被虐待者が65歳未満である事例の取り扱い(問15)と通報等受理・虐待事例の経験との関係を示した(図表2-II-6-6)。

全体として「部署内及び地域包括支援センターでの対応の対象外としている」がもっとも多く、次いで「高齢者虐待対応とは別の業務の対象として取り扱う」であったが、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験があった自治体では、「部署内及び地域包括支援センターでの対応の対象外としている」の割合が高くなっていた。

⑤セルフネグレクト事例の取り扱いと対応経験

「法に基づく対応状況調査への回答」時のセルフネグレクト事例の取り扱い(問16)と通報等受理・虐待事例の経験との関係を示した(図表2-II-6-7)。

全体として「高齢者虐待対応とは別の業務の対象として取り扱う」がもっとも多く、次いで多いのが「高齢者虐待対応と同様に取り扱う」であったが、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験があった自治体では、「高齢者虐待対応とは別の業務の対象として取り扱う」の割合が高くなっていた。また、通報受理・虐待事例とも経験のない自治体では、「部署内及び地域包括支援センターでの対応の対象外としている」の割合もやや高くなっていた。

図表 2-Ⅱ-6-6 被虐待者が65歳未満の事例の取り扱いと対応経験(養護者)

		被虐待者が65歳未満の事例の取り扱い (法に基づく対応状況調査, 養護者)					合計
		高齢者虐待対応とは別の業務の対象として取り扱う	65歳以上者と同様に取り扱い	高齢者虐待対応に準じてセンターでの対応の対象外としている	部署内及び地域包括支援センターでの対応の対象外としている	その他	
通報受理・虐待事例の経験(養護者)	通報受理あり-虐待事例あり	件数 (%)	175 (22.0%)	155 (19.5%)	351 (44.2%)	114 (14.3%)	795 (100%)
	通報受理あり-虐待事例なし	件数 (%)	20 (32.8%)	11 (18.0%)	22 (36.1%)	8 (13.1%)	61 (100%)
	通報受理・虐待事例なし	件数 (%)	11 (26.8%)	12 (29.3%)	15 (36.6%)	3 (7.3%)	41 (100%)
合計		件数 (%)	206 (23.0%)	178 (19.8%)	388 (43.3%)	125 (13.9%)	897 (100%)

図表 2-Ⅱ-6-7 セルフネグレクト事例の取り扱いと対応経験(養護者)

		セルフネグレクト事例の取り扱い (法に基づく対応状況調査, 養護者)					合計
		高齢者虐待対応とは別の業務の対象として取り扱う	高齢者虐待対応と同様に取り扱い	センターでの対応の対象外としている	部署内及び地域包括支援センターでの対応の対象外としている	その他	
通報受理・虐待事例の経験(養護者)	通報受理あり-虐待事例あり	件数 (%)	440 (55.4%)	286 (36.0%)	37 (4.7%)	31 (3.9%)	794 (100%)
	通報受理あり-虐待事例なし	件数 (%)	29 (48.3%)	25 (41.7%)	4 (6.7%)	2 (3.3%)	60 (100%)
	通報受理・虐待事例なし	件数 (%)	18 (43.9%)	14 (34.1%)	5 (12.2%)	4 (9.8%)	41 (100%)
合計		件数 (%)	487 (54.4%)	325 (36.3%)	46 (5.1%)	37 (4.1%)	895 (100%)

⑥「養護者」の範囲と対応経験

高齢者虐待防止・養護者支援法が示す「養護者」の範囲の取り扱い（養護者に該当するか否かの区分）について、「家族」「親族」「同居人」の三者に関してたずねた結果（問17）と、通報等受理・虐待事例の経験との関係を示した（図表2-II-6-8）。

「家族」「親族」「同居人」のいずれにおいても、また対応経験による区分のほとんどにおいても、もっとも割合が高いのは「養護関係の実際によって分ける」であったが、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験があった自治体ではその傾向がより強くなっていた。また、虐待事例の経験がない自治体、通報受理・虐待事例とも経験のない自治体では、血縁関係や同居の事実を優先する回答がやや多く見られた。

図表2-II-6-8 「養護者」の範囲と対応経験(養護者)

		養護者の範囲							合計
		養護関係の実際によって分ける	血縁関係があれば、養護関係の実際は問わず、すべて養護者として取り扱う	同居の事実の有無によって分ける	同一世帯であるかどうかで分ける	養護者に関するかどうかの事実関係の確認や判断は行っていない	その他		
【家族】									
通報受理・虐待事例の経験(養護者)	通報受理あり・虐待事例あり	件数 (%)	443 (55.9%)	190 (24.0%)	72 (9.1%)	23 (2.9%)	46 (5.8%)	18 (2.3%)	792 (100%)
	通報受理あり・虐待事例なし	件数 (%)	29 (47.5%)	9 (14.8%)	7 (11.5%)	8 (13.1%)	6 (9.8%)	2 (3.3%)	61 (100%)
	通報受理・虐待事例なし	件数 (%)	19 (46.3%)	8 (19.5%)	9 (22.0%)	2 (4.9%)	2 (4.9%)	1 (2.4%)	41 (100%)
合計	件数 (%)	491 (54.9%)	207 (23.2%)	88 (9.8%)	33 (3.7%)	54 (6.0%)	21 (2.3%)	894 (100%)	
【親族】									
通報受理・虐待事例の経験(養護者)	通報受理あり・虐待事例あり	件数 (%)	456 (57.6%)	206 (26.0%)	50 (6.3%)	8 (1.0%)	53 (6.7%)	19 (2.4%)	792 (100%)
	通報受理あり・虐待事例なし	件数 (%)	20 (32.8%)	19 (31.1%)	10 (16.4%)	5 (8.2%)	5 (8.2%)	2 (3.3%)	61 (100%)
	通報受理・虐待事例なし	件数 (%)	19 (46.3%)	14 (34.1%)	4 (9.8%)	1 (2.4%)	2 (4.9%)	1 (2.4%)	41 (100%)
合計	件数 (%)	495 (55.4%)	239 (26.7%)	64 (7.2%)	14 (1.6%)	60 (6.7%)	22 (2.5%)	894 (100%)	
【同居人】									
通報受理・虐待事例の経験(養護者)	通報受理あり・虐待事例あり	件数 (%)	439 (55.4%)	/	223 (28.2%)	27 (3.4%)	61 (7.7%)	42 (5.3%)	792 (100%)
	通報受理あり・虐待事例なし	件数 (%)	18 (29.5%)	/	24 (39.3%)	5 (8.2%)	7 (11.5%)	7 (11.5%)	61 (100%)
	通報受理・虐待事例なし	件数 (%)	16 (39.0%)	/	14 (34.1%)	4 (9.8%)	2 (4.9%)	5 (12.2%)	41 (100%)
合計	件数 (%)	473 (52.9%)	/	261 (29.2%)	36 (4.0%)	70 (7.8%)	54 (6.0%)	894 (100%)	

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する法に基づく対応状況調査への回答と対応経験

①相談・通報等の受理対象の範囲と対応経験

「法に基づく対応状況調査における計上」時の養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する、相談や通報・届出の受理対象の範囲（問 18）について、通報等受理・虐待事例の経験との関係を示した（図表 2-II-6-9）。

全体として「高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理件数として計上している」がもっとも多かったが、通報等の受理経験があり、かつ虐待事例も経験があった場合にはその割合がやや低く、「すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している」の割合がやや高くなっていった。

図表 2-II-6-9 相談・通報等の受理対象の範囲と対応経験(養介護施設従事者等)

		通報等の受理対象範囲 (法に基づく対応状況調査, 従事者)				合計
		計上している 事実が含まれる もののみ、受理 件数として	高齢者虐待に 関する一定の 事実が含まれる と考えられる	そのままで 受理件数に計 上している	すべて受理対 象とし、 そのまま受理 件数に計上 している	
通報受理・ 虐待事例 の経験 (従事者)	通報受理あり- 虐待事例あり	件数	117	71	8	196
		(%)	(59.7%)	(36.2%)	(4.1%)	(100%)
	通報受理あり- 虐待事例なし	件数	183	86	8	277
		(%)	(66.1%)	(31.0%)	(3%)	(100%)
	通報受理・ 虐待事例なし	件数	276	121	31	428
		(%)	(64.5%)	(28.3%)	(7.2%)	(100%)
	合計	件数	576	278	47	901
		(%)	(63.9%)	(30.9%)	(5.2%)	(100%)

②同一施設等に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の区分と対応経験

「法に基づく対応状況調査へ回答する際」の、同一施設等に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合に、「1件（1事例）」として計上する単位（問 25）について、通報等受理・虐待事例の経験との関係を示した（図表 2-II-6-10）。

全体として「被虐待者ひとりを『1件（1事例）』として計上」がもっとも多く、次いで多いのが「ひとつの施設を『1件（1事例）』として計上」であったが、通報等の受理経験がある自治体（虐待事例あり・なしとも）では、「ひとつの施設を『1件（1事例）』として計上」の割合が高くなっていった。

図表 2-II-6-10 同一施設等に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の区分と対応経験(養介護施設従事者等)

		同一施設等に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の区分 (法に基づく対応状況調査, 従事者)						合計
		「1件(1事例)」 として計上	被虐待者ひとり 「1件(1事例)」 として計上	ひとつの施設を 「1件(1事例)」 として計上	虐待者ひとりを 「1件(1事例)」 として計上	通報等一報を 「1件(1事例)」 として計上	その他	
通報受理・ 虐待事例 の経験 (従事者)	通報受理あり- 虐待事例あり	件数	103	61	6	20	6	196
		(%)	(52.6%)	(31.1%)	(3.1%)	(10.2%)	(3.1%)	(100%)
	通報受理あり- 虐待事例なし	件数	153	72	4	23	20	272
		(%)	(56.3%)	(26.5%)	(1.5%)	(8.5%)	(7.4%)	(100%)
	通報受理・ 虐待事例なし	件数	238	76	16	40	43	413
		(%)	(57.6%)	(18.4%)	(3.9%)	(9.7%)	(10.4%)	(100%)
	合計	件数	494	209	26	83	69	881
		(%)	(56.1%)	(23.7%)	(3.0%)	(9.4%)	(7.8%)	(100%)

③被虐待者が65歳未満の事例の取り扱いと対応経験

「法に基づく対応状況調査への回答」時の被虐待者が65歳未満である事例の取り扱い(問26)と通報等受理・虐待事例の経験との関係を示した(図表2-II-6-11)。

全体として「高齢者虐待対応に準じて65歳以上者と同様に扱う」がもっとも多く、次いで多いのが「高齢者虐待対応とは別の業務の対象として扱う」であったが、通報等の受理・虐待事例の両者とも経験がない自治体では、「高齢者虐待対応とは別の業務の対象として扱う」の割合がやや高くなっていた。

図表 2-II-6-11 被虐待者が65歳未満の事例の取り扱いと対応経験(養介護施設従事者等)

		被虐待者が65歳未満の事例の取り扱い (法に基づく対応状況調査, 従事者)					合計
		高齢者虐待対応とは別の 業務の対象として扱う	65歳以上者と同様に 扱う	高齢者虐待対応に準じて 扱う	自治体内での対応の対象外 としている	その他	
通報受理・ 虐待事例 の経験 (従事者)	通報受理あり- 虐待事例あり	件数	57	96	18	25	196
		(%)	(29.1%)	(49.0%)	(9.2%)	(12.8%)	(100%)
	通報受理あり- 虐待事例なし	件数	78	131	20	40	269
		(%)	(29.0%)	(48.7%)	(7.4%)	(14.9%)	(100%)
	通報受理・ 虐待事例なし	件数	148	178	26	60	412
		(%)	(35.9%)	(43.2%)	(6.3%)	(14.6%)	(100%)
	合計	件数	283	405	64	125	877
		(%)	(32.3%)	(46.2%)	(7.3%)	(14.3%)	(100%)

2) 法に基づく対応状況の情報の集計・分析と施策への反映

(1) 対応経験と法に基づく対応状況の集計・分析

ここでは、高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況に関する情報の集計・分析の実施状況と、それらの結果の施策への反映状況との関係について検討した。

そのため、まず通報等受理・虐待事例の経験（問 4）と年度ごとの集計・分析の実施状況（問 31）との関係を示した（図表 2-II-6-12）。

養護者による高齢者虐待について、過去「通報受理ありー虐待事例あり」の自治体、「通報受理ありー虐待事例なし」の自治体、「通報受理・虐待事例なし」の自治体の順で、「法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している」「市町村で独自の集計・分析を行っている」の割合が高くなっており、「集計は行っていない」はこの逆の傾向であった。

図表 2-II-6-12 対応経験(養護者)と法に基づく対応状況の集計・分析

		年度ごとの法に基づく対応状況の集計・分析					合計
		転用している	法に基づく対応状況調査への回答を集計値として	市町村で独自の集計・分析を行っている	集計は行っていない	その他	
通報受理・虐待事例の経験(養護者)	通報受理あり-虐待事例あり	件数	601	123	58	14	796
		(%)	(75.5%)	(15.5%)	(7.3%)	(1.8%)	(100%)
	通報受理あり-虐待事例なし	件数	36	4	21	0	61
		(%)	(59.0%)	(6.6%)	(34.4%)	(0.0%)	(100%)
	通報受理・虐待事例なし	件数	15	1	21	4	41
		(%)	(36.6%)	(2.4%)	(51.2%)	(9.8%)	(100%)
合計		件数	652	128	100	18	898
		(%)	(72.6%)	(14.3%)	(11.1%)	(2.0%)	(100%)

(2) 法に基づく対応状況の集計・分析と施策への反映

法に基づく対応状況に関する情報の集計・分析の実施状況と、それらの結果の施策への反映状況（問 33）との関係について示した（図表 2-II-6-13）。

「市町村で独自の集計・分析を行っている」自治体では何らかの方法で施策立案・評価に反映する作業を行っている自治体が 50%を超えており、「法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している」自治体でも 40%近くの割合であった。一方、「集計は行っていない」自治体ではその割合はわずかであった。

図表 2-II-6-13 法に基づく対応状況の集計・分析と施策への反映

		対応状況情報の施策への反映		合計	
		に反映 施策立案・評価	何らかの方法で への反映なし 施策立案・評価		
年度ごとの法に基づく対応状況の集計・分析	法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している	件数 (%)	231 (37.2%)	390 (62.8%)	621 (100%)
	市町村で独自の集計・分析を行っている	件数 (%)	67 (52.3%)	61 (47.7%)	128 (100%)
	集計は行っていない	件数 (%)	7 (7.7%)	84 (92.3%)	91 (100%)
	その他	件数 (%)	4 (25.0%)	12 (75.0%)	16 (100%)
	合計	件数 (%)	309 (36.1%)	547 (63.9%)	856 (100%)

(3) 法に基づく対応状況の集計・分析と体制整備・施策実施数

法に基づく対応状況に関する情報の集計・分析の実施状況と、市区町村における高齢者虐待防止に係る体制整備・施策実施の状況（問 36）との関係について示した。体制整備・施策実施状況については、回答を求めた 17 項目中の、平成 24 年度における実施数を指標とした（図表 2-II-6-14）。

実施数をもっとも多いのは「市町村で独自の集計・分析を行っている」自治体の平均 10.7 ± 3.9 項目であり、次いで「法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している」自治体の平均 9.6 ± 4.1 項目であった。「集計は行っていない」自治体では、平均 6.8 ± 4.0 項目となっていた。

図表 2-II-6-14 法に基づく対応状況の集計・分析と体制整備・施策実施数

		年度ごとの法に基づく対応状況の集計・分析				全体 (N=824)
		転用している 法に基づく対応状況調査 への回答を集計値として	市町村で独自の集計・分 析を行っている	集計は行っていない	その他	
		(n=599)	(n=120)	(n=88)	(n=17)	
体制整備・施策実施の数	平均値	9.6	10.7	6.8	8.3	9.4
(17 項目中の整備・実施数)	(標準偏差)	(4.1)	(3.9)	(4.0)	(5.5)	(4.2)

(4) 施策への反映と体制整備・施策実施数

法に基づく対応状況に関する情報の集計・分析結果の市区町村施策への反映状況と、高齢者虐待防止に係る体制整備・施策実施の状況との関係について示した。体制整備・施策実施状況については、回答を求めた17項目中の、平成24年度における実施数を指標とした(図表2-II-6-15)。

実施数が多いのは、何らかの方法で施策立案・評価へ反映している自治体の平均11.2±3.8項目であり、施策立案・評価への反映を行っていない自治体では平均8.4±4.1項目であった。

図表 2-II-6-15 施策への反映と体制整備・施策実施数

		対応状況情報の施策への反映		
		施策立案・評価 に反映 (n=284)	何らかの方法で へ反映なし (n=505)	施策立案・評価 へ反映なし (n=505)
体制整備・施策実施の数	平均値	11.2	8.4	9.4
(17項目中の整備・実施数)	(標準偏差)	(3.8)	(4.1)	(4.2)

Ⅲ. 都道府県の結果

1. 回収状況

47 都道府県に調査票を発送し、43 か所（91.5%）から回答を得ることができた。

なお、以降の結果については、結果各項のはじめに該当する調査票の項目番号を示したので、調査項目の詳細については本報告書第 4 章 [資料編] を参照されたい。

2. 法に基づく対応状況調査のとりまとめについて

1) 市町村回答の集約・管理方法

(1) 法に基づく対応状況調査への市区町村回答時の市区町村からの照会(問3)

法に基づく対応状況調査に市区町村が回答する際に、質問内容の解釈や回答方法等について市区町村から照会を受けた経験があるかどうか、またある場合はその主な内容を回答するよう求めた。

その結果、23 件（53.5%）と半数以上の都道府県で市区町村からの照会を受けた経験があると回答した（図表 2-Ⅲ-2-1）。

主な照会内容は以下のとおりであった。

- ・年度をまたいだ事例の記載方法
- ・「虐待の判断に至らなかった」の意味
- ・死亡事例の計上基準
- ・離婚後の同居の子は既婚か未婚か
- ・D 票（体制整備）の程度、対象年度
- ・被虐待者が複数いる場合の取り扱い

図表 2-Ⅲ-2-1 法に基づく対応状況調査への市区町村回答時の市区町村からの照会

	件数	(%)
照会あり	23	(53.5%)
照会なし	20	(46.5%)
合計	43	(100%)

(2) 法に基づく対応状況調査への市区町村回答後の市区町村への照会(問4)

法に基づく対応状況調査に市区町村が回答した後、エラー表示その他の疑義により、市区町村に対して回答内容に関する照会を行った経験があるかどうか、またある場合はその主な内容を回答するよう求めた。

その結果、35 件（81.4%）と大半の都道府県で市区町村への照会を行った経験があ

ると回答した（図表 2-Ⅲ-2-2）。

主な照会内容は以下のとおりであった。

- ・エラーが表示された状態での提出
- ・D 票（体制整備）の対象年度
- ・D 票（体制整備）の前年度との相違
- ・設問間での件数の不一致・回答内容の不整合
- ・設問解釈の誤り
- ・年度をまたいだケースの記載漏れ・誤り等
- ・記入漏れ
- ・人数と件数の混同

図表 2-Ⅲ-2-2 法に基づく対応状況調査への市区町村回答後の市区町村への照会

	度数	(%)
照会あり	35	(81.4%)
照会なし	8	(18.6%)
合計	43	(100%)

(3) 法に基づく対応状況調査都道府県とりまとめ時のその他の疑義(問5)

前 2 問での回答以外に、法に基づく対応状況調査の回答を都道府県でとりまとめる際に生じた疑義の有無と、ある場合の主な内容を回答するよう求めた。

その結果、その他の疑義があったと回答したのは 7 件（16.3%）であった（図表 2-Ⅲ-2-3）。

主な疑義内容は以下のとおりであった。

- ・「分離」の定義（市区町村の関与の程度）
- ・「虐待の判断に至らなかった」の解釈
- ・D 票（体制整備）で前年度実施から未実施になった場合の解釈
- ・厚労省提出時のデータ容量の大きさ（分割送信によるリチェック）
- ・都道府県にも訴え（直接の通報等）があった場合の計上

図表 2-Ⅲ-2-3 法に基づく対応状況調査都道府県とりまとめ時のその他の疑義

	度数	(%)
あり	7	(16.3%)
なし	36	(83.7%)
合計	43	(100%)

2) 都道府県回答の方法(養介護施設従事者等による高齢者虐待)

(1) 都道府県回答票における回答困難・不明項目(問6)

法に基づく対応状況調査において、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について都道府県が回答する調査票(調査票名:F票~I票)へ回答を行うにあたり、回答困難な項目や回答方法が不明な項目があったか、またあった場合の主な内容を回答するよう求めた。

その結果、9件(20.9%)で、回答困難・不明項目があったと回答した(図表2-Ⅲ-2-4)。

主な内容は以下のとおりであった。

- ・都道府県に通報→市区町村へ連絡し市区町村が対応したケースの都道府県としての計上の有無
- ・件数の数え方
- ・身体拘束事例での虐待者のとらえ方
- ・都道府県と市区町村に同時並行に通報等があった場合の計上の有無

図表 2-Ⅲ-2-4 都道府県回答票における回答困難・不明項目

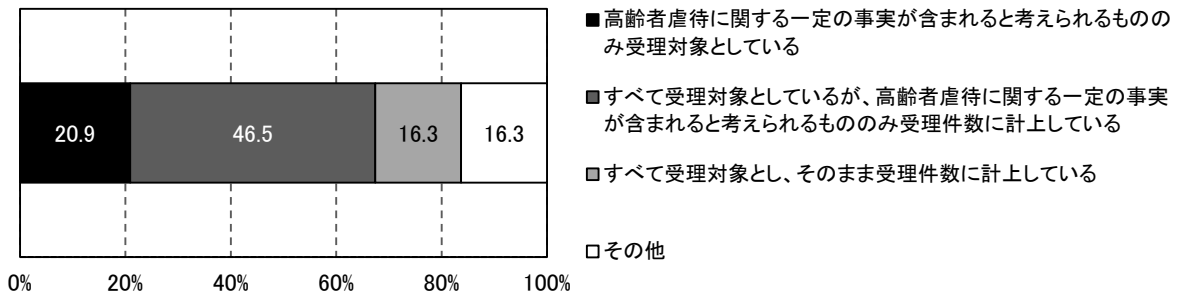
	度数	(%)
あり	9	(20.9%)
なし	34	(79.1%)
合計	43	(100%)

(2) 相談・通報等の受理対象の範囲(問7)

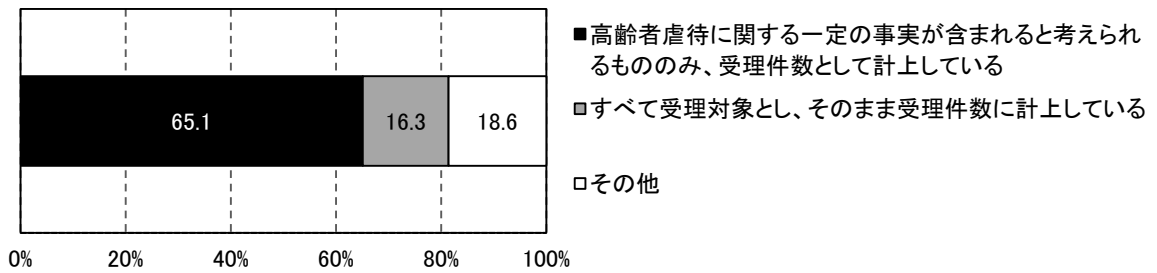
養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する、相談や通報・届出の受理対象の範囲について、「都道府県としての受理対象」及び「法に基づく対応状況調査における計上」のそれぞれについて回答を求めた。

都道府県としての受理対象については、「すべて受理対象としているが、高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ受理件数に計上している」が20件(46.5%)と最も多く、次いで「高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理対象としている」が9件(20.9%)、「すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している」が7件(16.3%)であった(図表2-Ⅲ-2-5)。

法に基づく対応状況調査における計上では、「高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理件数として計上している」が28件(65.1%)、「すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している」が7件(16.3%)であった(図表2-Ⅲ-2-6)。



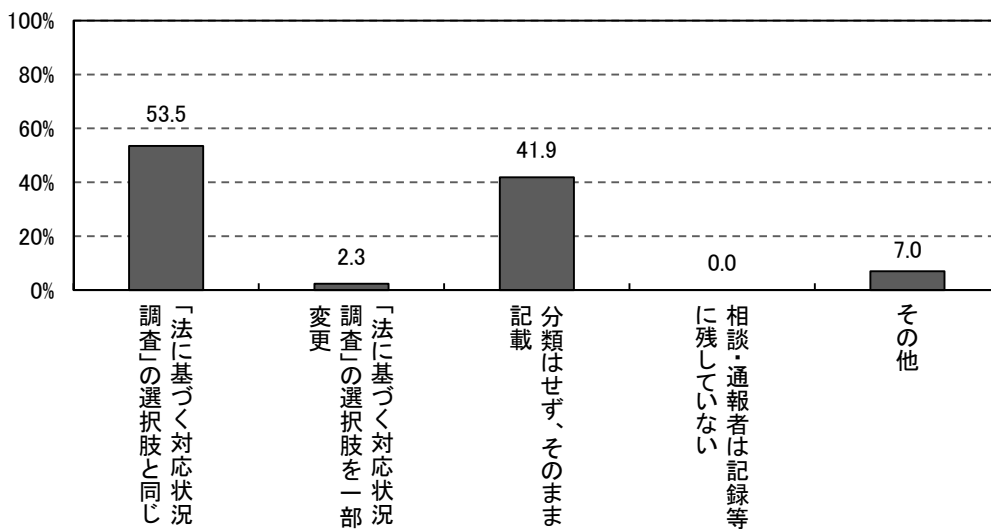
図表 2-Ⅲ-2-5 相談・通報等の受理対象の範囲：都道府県としての受理対象



図表 2-Ⅲ-2-6 相談・通報等の受理対象の範囲：法に基づく対応状況調査における計上

(3) 相談・通報者の分類(問8)

相談・通報者の分類方法についてたずねた結果を、図表 2-Ⅲ-2-7 に示した。通報等の内容をそのまま記録した後に何らかの基準で分類し直す場合を想定したため複数回答形式で集計したところ、回答があった 43 件中、もっとも多いのは『法に基づく対応状況調査』の選択肢と同じの 23 件 (53.5%) であり、次いで「分類はせず、そのまま記録」が 18 件 (41.9%) であった。

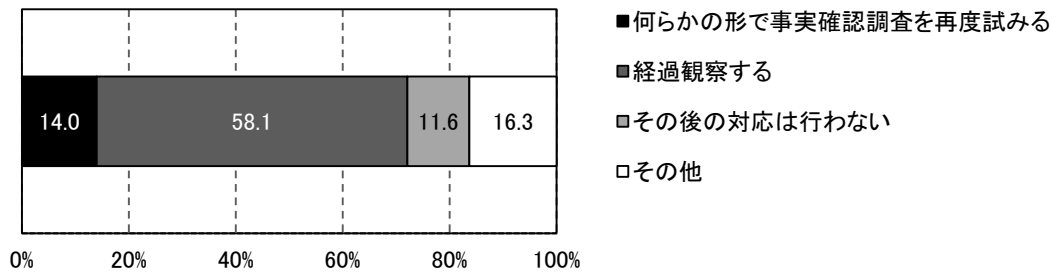


図表 2-Ⅲ-2-7 相談・通報者の分類方法(n=43, 複数回答)

(4) 「虐待の判断に至らなかった」場合の対応(問9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる事例について事実確認調査を行った結果、「虐待の判断に至らなかった」場合にどのように対応するかたずねた。

その結果、対応としてもっとも回答が多かったのは「経過観察する」の 25 件(58.1%)であり、「何らかの形で事実確認調査を再度試みる」は 6 件(14.0%)、「その後の対応は行わない」は 5 件(11.6%)であった(図表 2-Ⅲ-2-8)。



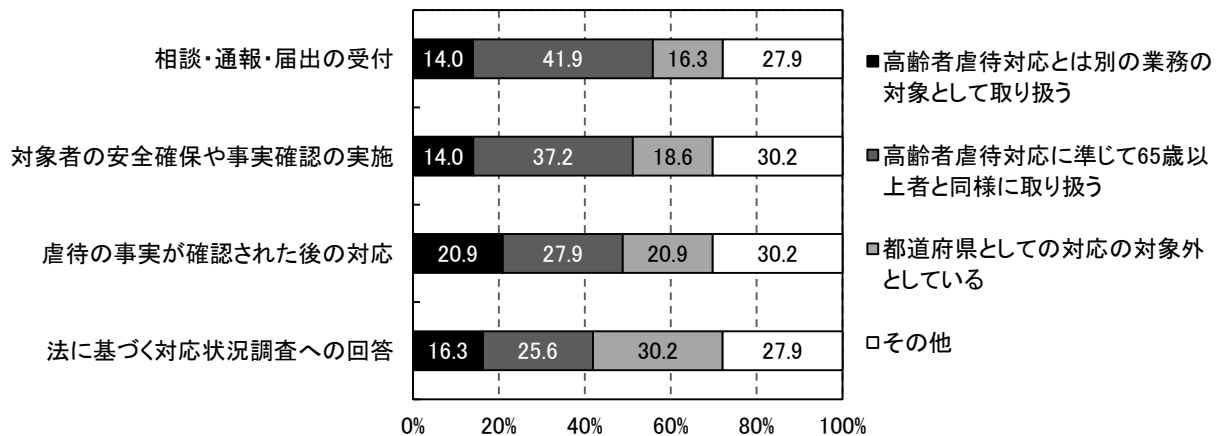
図表 2-Ⅲ-2-8 「虐待の判断に至らなかった」場合の対応

(5) 被虐待者が65歳未満の事例の取り扱い(問10)

被虐待者が 65 歳未満である事例の取り扱いについて、「相談・通報・届出の受付」「対象者の安全確保や事実確認の実施」「虐待の事実が確認された後の対応」「法に基づく対応状況調査への回答」の各段階においてたずねた。なお、平成 24 年 10 月より障害者虐待防止法が施行され、養介護施設・事業所を利用する 65 歳未満の障害者は、高齢者虐待防止・養護者支援法における高齢者とみなされるため、平成 24 年 9 月までの状況を回答するよう求めた。

その結果、「法に基づく対応状況調査への回答」以外では、「高齢者虐待対応に準じて 65 歳以上者と同様に取り扱う」がもっとも多かったが、「相談・通報・届出の受付」から順に割合が下がる傾向がみられた。「法に基づく対応状況調査への回答」では、もっとも多いのは「都道府県としての対応の対象外としている」であった(図表 2-Ⅲ-2-9)。

なお、これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査では、被虐待者が 65 歳以上、もしくは年齢不明だが 65 歳以上と推測された事例のみ回答対象とするよう記入上の留意事項で示している。



図表 2-Ⅲ-2-9 被虐待者が 65 歳未満の事例の取り扱い

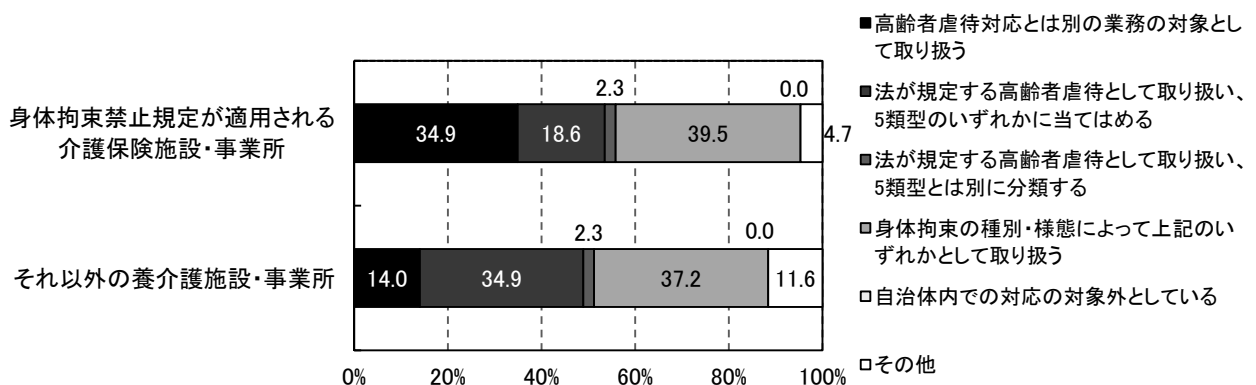
(6) 「緊急やむを得ない場合」に相当しない身体拘束の取り扱い(問11)

介護保険指定基準における身体拘束禁止規定に違反するような状態で行われている身体拘束（指定基準において許容される「緊急やむを得ない場合」に相当しない身体拘束）の存在が明らかになった場合の取り扱いについて、「身体拘束禁止規定が適用される介護保険施設・事業所」で生じた場合、及び「それ以外の養介護施設・事業所」で生じた場合のそれぞれに関してたずねた。

その結果、僅差ではあったが、「身体拘束禁止規定が適用される介護保険施設・事業所」で生じた場合では、「身体拘束の種別・様態によって上記（別業務対象・虐待として5類型に分類・虐待として5類型と別に分類）いずれかとして取り扱う」がもっとも多く、次いで「高齢者虐待対応とは別の業務の対象として取り扱う」であった。

また「身体拘束の種別・様態によって上記（別業務対象・虐待として5類型に分類・虐待として5類型と別に分類）いずれかとして取り扱う」がもっとも多く、次いで「法が規定する高齢者虐待として取り扱い、5類型のいずれかに当てはめる」であった（図表 2-Ⅲ-2-10）。

なお、これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査では明記されていないものの、法施行当初に示された資料（厚生労働省『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』2006年，p.110-111）によれば、「緊急やむを得ない場合」に相当しない状況で行われる身体拘束は、原則すべて高齢者虐待と解釈される。



図表 2-Ⅲ-2-10 「緊急やむを得ない場合」に相当しない身体拘束の取り扱い

(7) 養介護施設・事業所以外での虐待行為の取り扱い(問12)

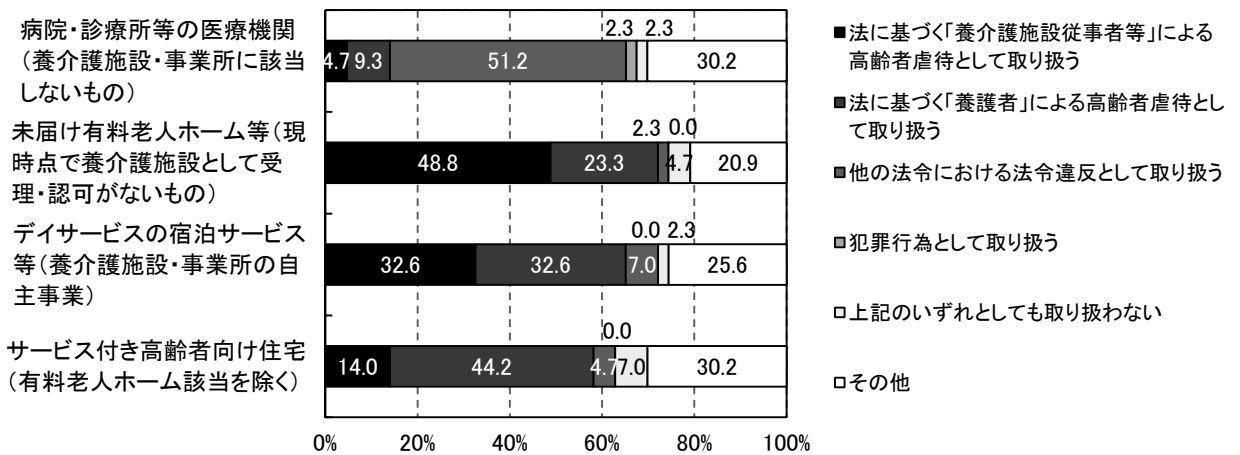
高齢者虐待防止・養護者支援法上で「養介護施設」「養介護事業」に相当しない、もしくは相当することが明確でない施設等で、その従事者によって当該施設等利用者（高齢者）への虐待行為が行われている場合の取り扱いについて、「病院・診療所等の医療機関（法が示す養介護施設・事業所に該当しないもの）」「未届け有料老人ホーム等（現時点で養介護施設として受理・認可がないものだが、養介護施設等に該当しうる施設）」「デイサービスの宿泊サービス等（養介護施設・事業所の自主事業）」「サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当を除く）」のそれぞれに関してたずねた（図表 2-Ⅲ-2-11）。

その結果、「病院・診療所等の医療機関」では、もっとも多いのは「他の法令（医療法等）における法令違反として取り扱う」の 22 件（51.2%）であった。

また、「未届け有料老人ホーム等」では「法に基づく『養介護施設従事者等』による高齢者虐待として取り扱う」が 21 件（48.8%）でもっとも多かった。

「デイサービスの宿泊サービス等」では、「法に基づく『養介護施設従事者等』による高齢者虐待として取り扱う」と「法に基づく『養護者』による高齢者虐待として取り扱う」が 14 件（32.6%）で同数であった。

「サービス付き高齢者向け住宅」では、もっとも多いのは「法に基づく『養護者』による高齢者虐待として取り扱う」の 19 件（44.2%）であった。

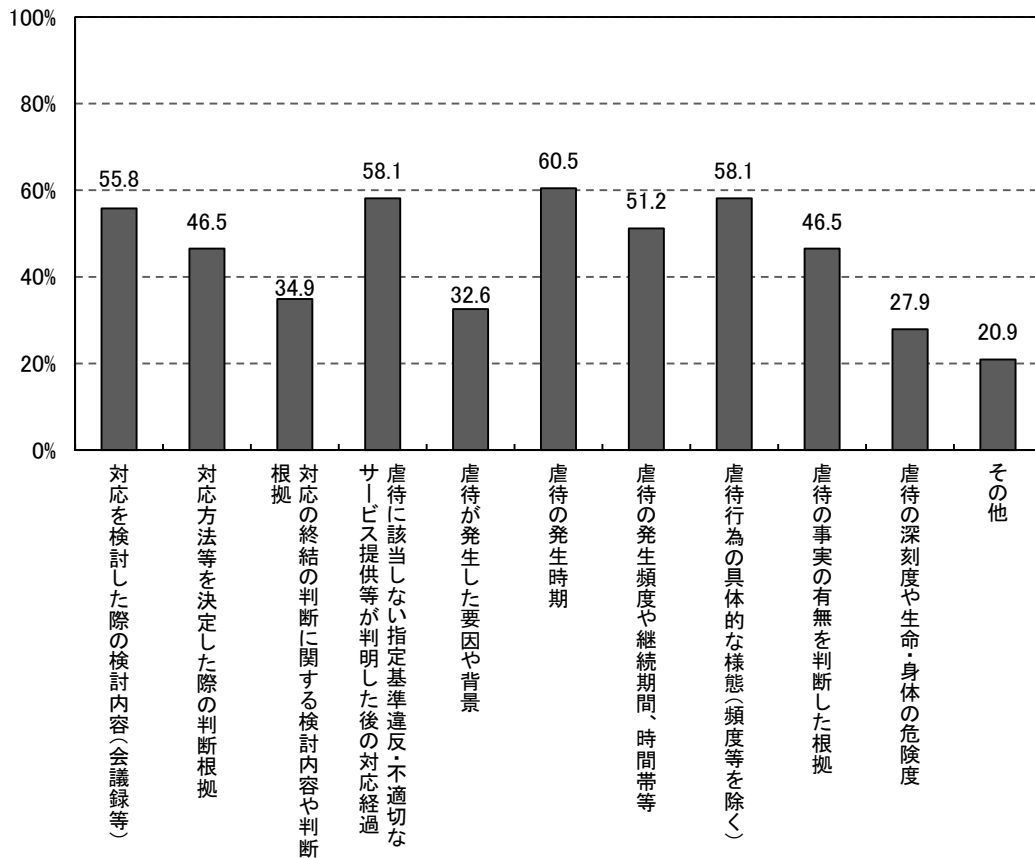


図表 2-Ⅲ-2-11 養介護施設・事業所以外での虐待行為の取り扱い

(8) 法に基づく対応状況調査回答項目以外の記録事項(問13)

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応内容について、法に基づく対応状況調査において回答を要する項目以外に、どのような事項について記録を残しているかたずねた（図表 2-Ⅲ-2-12）。

回答が得られた 43 件について複数回答形式で集計したところ、もっとも割合が高いのは「虐待の発生時期」の 26 件（60.5%）であり、次いで「虐待行為の具体的な様態」及び「虐待に該当しない指定基準違反・不適切なサービス提供等が判明した後の対応経過」の 25 件（58.1%）、「対応を検討した際の検討内容」の 24 件（55.8%）、「虐待の発生頻度や継続期間、時間帯等」の 22 件（51.2%）が 50%を超えていた。



図表 2-Ⅲ-2-12 法に基づく対応状況調査回答項目以外の記録事項(n=43, 複数回答)

3. 高齢者虐待に関する情報の管理・活用状況

1) 情報管理

(1) 個人情報の取り扱い(問14)

高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応において、個人情報の取り扱い方法をどのように定めているかを複数回答形式でたずねた。

その結果、もっとも多かったのは「個人情報の管理方法を定めている」の 23 件 (53.5%) であり、他の項目ではあまり回答がなかった (図表 2-Ⅲ-3-1)。

(2) ソフトウェア環境(問15・割愛)

図表 2-Ⅲ-3-1 個人情報の取り扱い(複数回答)

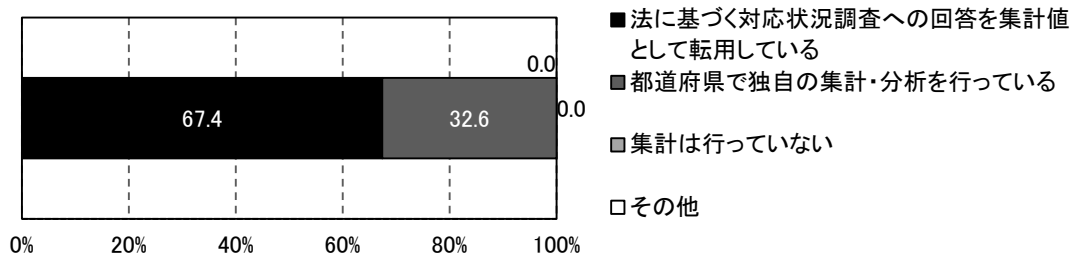
	件数	(n=43) (%)
個人情報の管理方法を定めている	23	(53.5%)
個別事例への対応方法の検討過程・内容(ケース会議の会議録等)について情報管理の方法を定めている	6	(14.0%)
都道府県内の関係部署間での、高齢者虐待対応に関する個人情報の授受の方法を定めている	0	(0.0%)
管内市町村等の行政機関との、高齢者虐待対応に関する個人情報の授受の方法を定めている	1	(2.3%)
行政機関以外の個人・団体等との、高齢者虐待対応に関する個人情報の授受の方法を定めている	1	(2.3%)
上記以外に個人情報の取扱方法を定めている事項がある	7	(16.3%)

2) 情報活用

(1) 年度ごとの法に基づく対応状況の集計・分析(問16)

年度ごとの高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応の状況を、どのように集計・分析しているかたずねた。

その結果、もっとも多かったのは「法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している」の 29 件 (67.4%) であった。また、「都道府県で独自の集計を行っている」は 14 件 (32.6%) であった (図表 2-Ⅲ-3-2)。

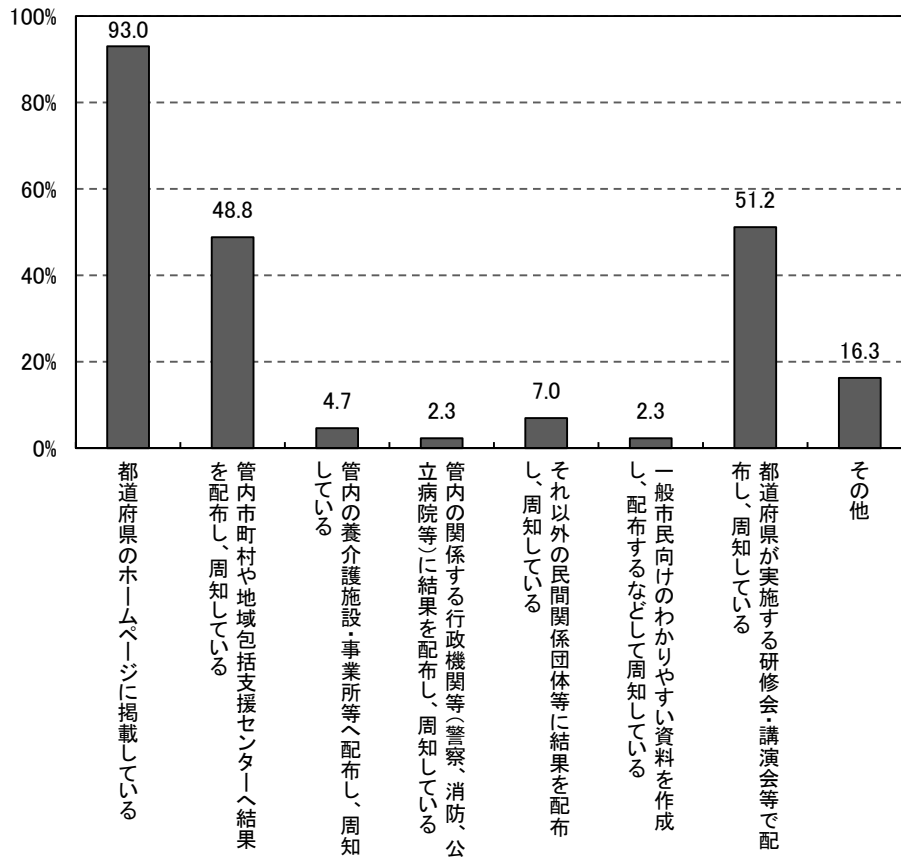


図表 2-Ⅲ-3-2 年度ごとの法に基づく対応状況の集計・分析

(2) 集計・分析結果の開示・公表(問17)

前問で、年度ごとの高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応の状況を、「法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している」「市町村で独自の集計を行っている」と回答した 43 件 (全件) について、集計・分析結果の開示・公表の方法を複数回答形式でたずねた。

その結果、もっとも多いのは「都道府県のホームページに掲載している」の 40 件 (93.0%)、次いで「都道府県が実施する研修会・講演会等で配布し、周知している」が 22 件 (51.2%)、「管内市町村や地域包括支援センターへ結果を配布し、周知している」が 21 件 (48.8%) であった (図表 2-Ⅲ-3-3)。



図表 2-Ⅲ-3-3 集計・分析結果の開示・公表(n=43, 複数回答)

(3) 集計・分析内容(問18)

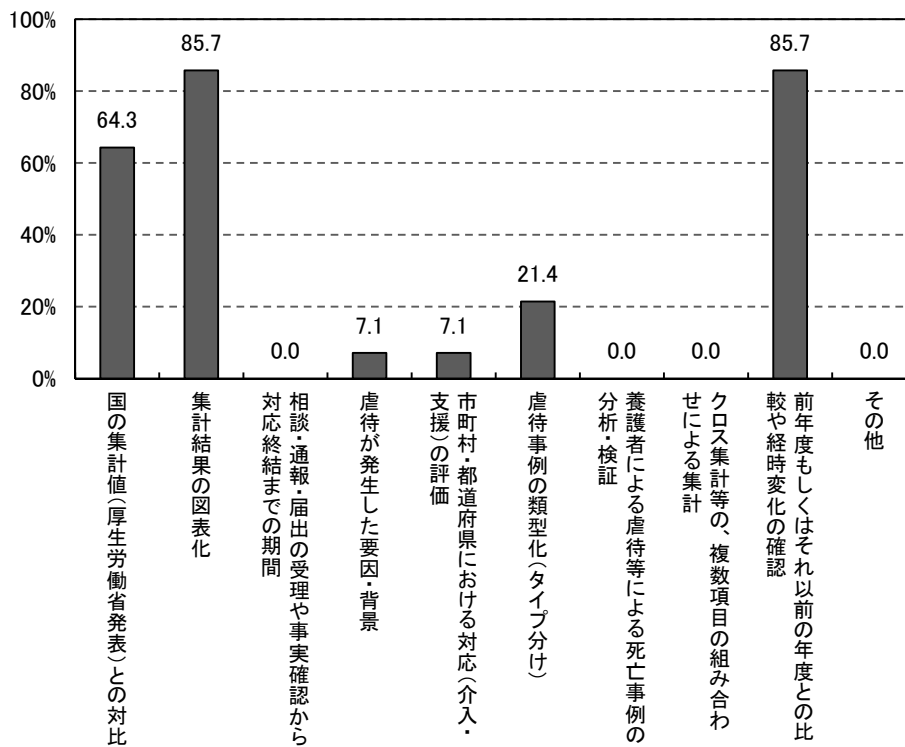
前々問で、年度ごとの高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応の状況を、「都道府県で独自の集計を行っている」と回答した 14 件について、独自に集計・分析している内容を複数回答形式でたずねた。

その結果、回答が得られた 14 件中最も多いのは「集計結果の図表化」及び「前年度もしくはそれ以前の年度との比較や経時変化の確認」の 12 件 (85.7%)、次いで「国の集計値 (厚生労働省発表) との対比」の 9 件 (64.3%) であった (図表 2-Ⅲ-3-4)。

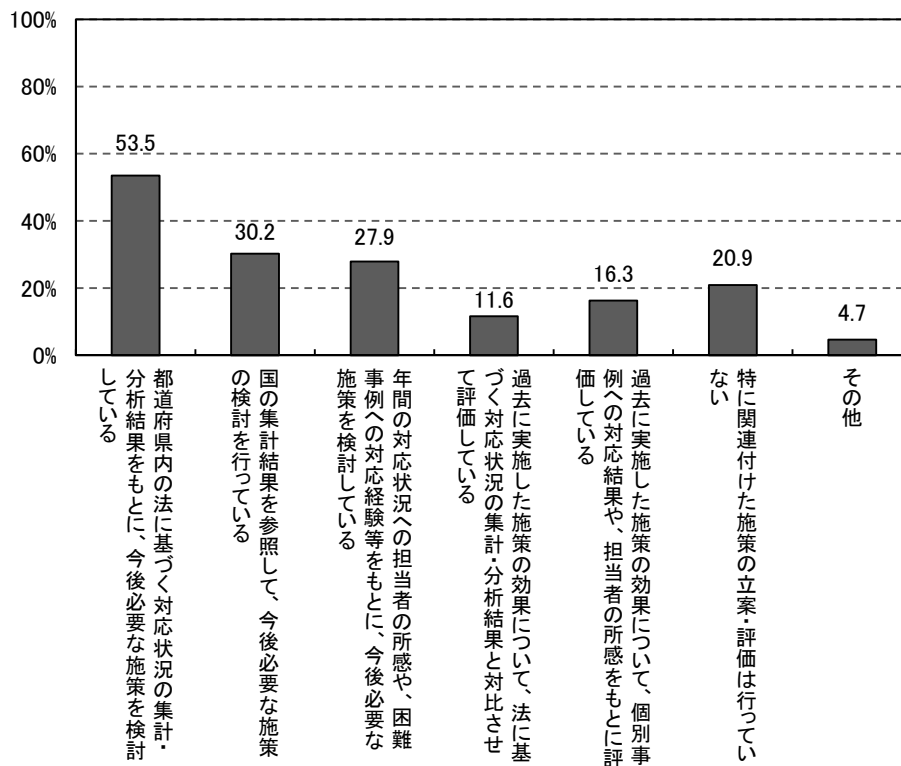
(4) 都道府県施策の立案・評価と法に基づく対応状況の関連付け(問19)

高齢者虐待防止・養護者支援のために回答都道府県で実施している施策の立案や評価について、法に基づく対応状況に関して得られた情報と、どのように関連付けているかを複数回答形式でたずねた。

その結果、もっとも多いのは、「都道府県内の法に基づく対応状況の集計・分析結果をもとに、今後必要な施策を検討している」の 23 件 (53.5%) であり、次いで多いのが「国の集計結果を参照して、今後必要な施策の検討を行っている」の 13 件 (30.2%)、「年間の対応状況への担当者の所感や、困難事例への対応経験等をもとに、今後必要な施策を検討している」の 12 件 (27.9%) であった (図表 2-Ⅲ-3-5)。



図表 2-Ⅲ-3-4 集計・分析内容(n=14, 複数回答)



図表 2-Ⅲ-3-5 都道府県施策の立案・評価と法に基づく対応状況の関連付け(n=43, 複数回答)

(5) 都道府県施策の立案・評価と法に基づく対応状況の関連付けの具体例(問20)

前問で、高齢者虐待防止・養護者支援のために回答都道府県で実施している施策の立案や評価について、法に基づく対応状況に関して得られた情報と何らかの形で関連付けていると回答した場合に、その具体例の記述を求めた。

図表 2-Ⅲ-3-6 に、主な回答を示した。なお、自治体の特定等を避けるため、固有名詞等表現は一部調整している。

図表 2-Ⅲ-3-6 都道府県施策の立案・評価と法に基づく対応状況の関連付けの具体的内容

【研修】

- 市区町村担当者、地域包括支援センター担当者向けの研修会の開催
- 法に基づく対応状況の分析結果を、研修会の内容検討・講演会等のテーマ設定に活用
- 養介護施設・事業所向け研修の開催・内容充実

【相談支援】

- 専門職チームによる相談窓口の設置、市区町村への派遣
- 事例集等の資料の充実

【都道府県事業の評価・立案】

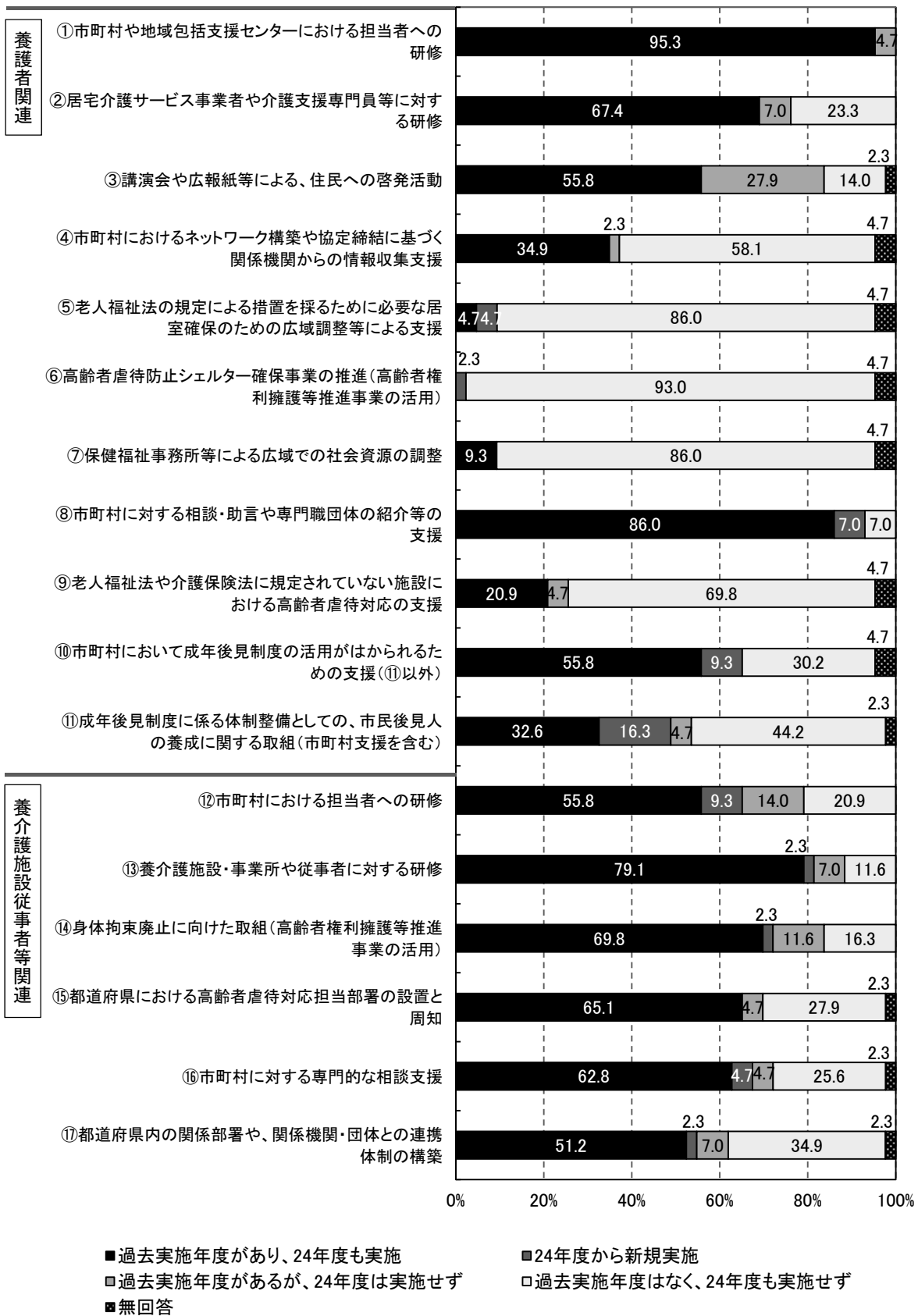
- 法に基づく対応状況の分析結果を、高齢者権利擁護等推進事業の評価へ活用
- 法に基づく対応状況の分析結果を、翌年度の市区町村・施設等の指導計画等に反映

3) 体制整備・施策実施の状況(問 21)

都道府県における、高齢者虐待防止に係る体制整備・施策実施の状況について、養護者による高齢者虐待関連 11 項目、養介護施設従事者等による高齢者虐待関連 6 項目の、計 17 の項目を示して回答を求めた(図表 2-Ⅲ-3-7)。

その結果、養護者による高齢者虐待関連の項目で、「過去実施年度があり、24 年度も実施」と「24 年度から新規実施」の割合を合計した値が 80%を超えていた項目が 2 点あり、多い順に「①市町村や地域包括支援センターにおける担当者への研修」の 41 件(95.3%)、「⑧市町村に対する相談・助言や専門職団体の紹介等の支援」の 40 件(93.0%)であった。これらの他に、平成 24 年度の実施割合が 50%を超えた項目が 3 点あった。一方、割合が低いのは、「⑥高齢者虐待防止シェルター確保事業の推進(高齢者権利擁護等推進事業の活用)」の 1 件(2.3%)や、「⑤老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための広域調整等による支援」及び「⑦保健福祉事務所等による広域での社会資源の調整」の 4 件(9.3%)などであった。

養介護施設従事者等による高齢者虐待関連の項目では、全 6 項目で平成 24 年度の実施割合が 50%を超えており、もっとも割合が高いのは、「⑬養介護施設・事業所や従事者に対する研修」の 35 件(81.4%)であった。



図表 2-Ⅲ-3-7 体制整備・施策実施の状況

IV. まとめ

1. 調査の実施概要と解釈上の留意点

全国の地方自治体（市区町村及び都道府県）における、高齢者虐待への対応状況に関する情報集約方法、集約情報の分析実態、分析結果の施策評価等への反映状況を明らかにすることを目的に、郵送悉皆調査を実施した。なお、高齢者虐待への対応状況の情報については、その最終的な集約方法として、厚生労働省が毎年度市区町村及び都道府県を対象に実施している「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（法に基づく対応状況調査）を想定した。

市区町村対象調査については、各自治体の担当部署 1,742 か所に調査票を郵送し、901 か所（51.7%）から回答を得ることができた。また都道府県対象調査については、担当部局 47 か所に調査票を郵送し、43 か所（91.5%）から回答が得られた。

なお、本調査では、実際に高齢者虐待事例への対応等を行った経験がない場合、同様の状況で想定される対応等について回答するよう依頼した。したがって、それらの自治体における実際の対応内容を保証するものではない。

また、本調査は悉皆調査ではあるものの、特に市区町村を対象にした調査において回収率は5割程度であり、特に町村を中心に人口規模の小さい自治体の回収率が低いことから、結果の一般化には一定の留保が必要である。

2. 法に基づく対応状況に関する情報集約について

本調査では、高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく地方自治体の対応状況に関して、どのような情報集約状況であるかを調査した。

特に、市区町村においては、法に基づく対応の第一義的な責任主体であることから、もっとも基礎的な情報が集約される。厚生労働省が毎年度実施する法に基づく対応状況調査においても、大部分の調査内容において、市区町村の回答を基礎データとして積み上げる形式となっている。

しかしながら、本調査においては、法に基づく対応状況に関する情報の整理・集約における基準に、市区町村間のばらつきがあることが明らかになった。

ばらつきが特に大きかったのは、養護者による高齢者虐待対応においては、「相談・通報等の受理対象の範囲」「一家庭に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の『1件（1事例）』の区分」「対応が年度をまたぐ事例の計上方法」「被虐待者が65歳未満の事例の取り扱い」「セルフネグレクト事例の取り扱い」「『養護者』を判断する範囲」などであった。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応においては、「相談・通報等の受理対象の範囲」「同一施設等に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合の『1件（1事例）』の区分」「被虐待者が65歳未満の事例の取り扱い」「『緊急やむを得ない場合』

に相当しない身体拘束の取り扱い」「養介護施設・事業所以外での虐待行為の取り扱い」などであった。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応については、都道府県における状況も調査した。その結果、都道府県においても上記項目において回答のばらつきがみられている。ただし、市区町村とはややばらつき方が異なっていた。

これらの項目の大部分については、初期対応の段階から、法に基づく対応状況調査に回答する段階までをそれぞれ想定して回答を求めていたが、一部の項目には段階間の差も大きくみられ、かつばらつきは法に基づく対応状況調査回答時にも存在していた。また、自由記述等においても、法に基づく対応状況調査への回答時に、これらの項目の判断に悩むという意見が散見された。

このようなばらつきの存在は、本研究事業で目的のひとつとする、適切な実態把握及び分析が行える調査手法の確立において強く留意すべきものである。最終的に国において法に基づく対応状況調査として全国の状況を取りまとめることを念頭に、基礎データを有する市区町村の段階で、ある程度統一した情報整理・集約を行える基準を示していくことが必要となろう。これは、単に調査のルール整備ということに留まらず、調査をもとに全国の実態を把握し、それを基礎に高齢者虐待防止に資する要因分析等を実施していくために重要となる。ただし、ばらつきがみられた項目の中には、「養護者」や「養介護施設従事者等」に含まれる範囲、身体拘束やセルフネグレクトなど「高齢者虐待」に含まれる範囲といった、高齢者虐待防止・養護者支援法自体の解釈に関するものも含まれていた。これらの点については、法に基づく対応を行うべきか、他の法令等による対応に任せるべきかを決定づける可能性もあるため、慎重に検討する必要がある。また法に基づく対応の対象外となるケースについては、具体的にどのような法令や制度によって対応すべきかということについても、併せて整理していく必要がある。

なお、これらのばらつきは、通報等の受理や虐待事例対応の経験の有無によっても異なっていた。そのため、実際の対応経験をもとに情報を整理・集約する場面を想定して、基準等を整えていく必要がある。

また、本調査では、情報を集約する際の方法や内容（記録等）についても調査した。これらの結果からは、相談・通報等の受理から初期対応の段階までは、方法や時期等にやや違いがあるものの、おおむね情報が集約される仕組みが整い、一定の内容で情報が得られていた。一方、援助・介入等が開始された後の状況については、実際にそれらの対応を行った経験がない自治体が含まれることも影響してか、情報が必ずしも十分に収集されていない可能性が示唆された。今後、対応の終結、すなわち虐待という事態の収束までを見据えて、対応状況の実態が把握できるようにしていくことが必要となろう。また、集約した情報の管理方法にもばらつきがあり、集約した情報を活用できるような管理方法についても検討する余地がある。

さらに、都道府県に対して行った調査では、法に基づく対応状況調査の市区町村回答を取りまとめる際の課題についてもたずねた。その結果からは、多くの都道府県で、市区町村回答の整合性を確認する労を要していることがうかがわれた。そのため、法に基づく対応状況調査においては、調査自体の形式や形態（とりまとめ方法）、記入上の留意事項（記入要領）の再整備等も求められよう。

3. 集約された情報の集計・分析とその活用について

本研究事業では、前述の「適切な実態把握及び分析が行える調査手法の確立」に加えて、高齢者虐待への対応状況について、「必要な傾向把握や対応状況の評価を行える分析手法の確立」及び「調査分析結果の地方自治体における施策への反映方法の確立」を行うことを目的としている。

そのような観点から、本調査では、高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況に関する情報について、集約された情報をどのように集計・分析し、市区町村や都道府県の施策に活用しているか調査した。

まず、市区町村においては、年度ごとの法に基づく対応状況について、法に基づく対応状況調査への回答を集計結果として転用している場合が大半を占めていた。これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査は、市区町村ごとの集計値を回答する形式となっていたため、この調査への回答結果が、そのまま市区町村の年度ごとの簡便な集計結果として利用されていることがわかる。また、割合としてそれほど高くはないが、独自に集計・分析を実施している市区町村もみられた一方で、集計を実施していない市区町村もあった。

集計・分析の状況と通報等の受理や虐待事例対応の経験との関係を整理したところ、過去「通報受理あり－虐待事例あり」の自治体、「通報受理あり－虐待事例なし」の自治体、「通報受理・虐待事例なし」の自治体の順で、「法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している」「市町村で独自の集計・分析を行っている」の割合が高くなっており、「集計は行っていない」はこの逆の傾向であった。

これらのことから、実際に対応すべき事例が生じることで、市区町村内の傾向把握の必要性が生じて集計・分析が促され、特に虐待に至った事例が確認されるとその傾向が強まると考えられた。独自の分析を行っている内容として多かったのが、前年度以前との比較や虐待事例の類型化であったことからそれがうかがわれる。

また、集計を行っている自治体、さらには独自の集計・分析を行っている市区町村の方が、高齢者虐待防止・対応に係る施策の立案・評価に対応状況結果を反映させている割合が高くなっていった。同様の傾向は、実際に実現させている体制整備や施策実施の数にも表れていた。

これらの結果は、「必要に迫られる」という意味では当然の結果ともいえる。また自治体の規模が大きいほど通報受理・虐待事例対応の経験は増えるため、必然的に集計や分析を実施し、施策の検討へ反映し、体制整備・施策実施につなげているのは規模の大きい自治体ほど多いということにもなる。行政規模・人口規模の大きい自治体であるからこれらの集計・分析やその結果の活用が行えている、ということも一面ではいうことができるだろう。しかしながら、規模の小さい自治体や、対応事例の少ない自治体でこうした作業が不要ということではない。今回の結果から、法に基づく対応状況を的確に集約し、それを集計・分析することを起点として、必要な施策を検討し、その実現をはたすという流れが促されることが確認できた。そのため、今後はこのような集計・分析の実施やその結果の活用方法を、より具体的に明示していくことが必要となろう。また、実際に施策へ反映させている市区町村からは、具体例として参考となる取り組みに関する回答が得られた。これ

らの回答内容についても、活用していくことが求められよう。

また、都道府県の結果からも、法に基づく対応状況調査の回答を、都道府県内の集計値として利用していることがうかがわれた。またその結果はほとんどの場合でホームページ等で公開され、市区町村への周知や、研修会・講演会等での資料化なども多く行われていた。独自の分析を行っている都道府県もみられ、前年度以前との比較や結果の可視化、全国の結果（国の集計値）との対比等がよく行われていた。さらに、施策への反映も一定程度の都道府県で関連付けて行われていた。したがって、都道府県においては、これまでなされてきた取り組みを一層充実させる意味で、法に基づく対応状況の集計・分析やその活用を促していくことが望まれる。

第3章

調査研究システムの開発

第3章

調査研究システムの開発

I. 開発の経緯

1. 目的

本研究事業では、高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況について、市区町村・都道府県及び国において「適切な実態把握及び分析が行える調査手法の確立」「必要な傾向把握や対応状況の評価を行える分析手法の確立」及び「調査分析結果の地方自治体における施策への反映方法の確立」の3点を達成することを目的とした。

その具体的な手段として、上記3点の内容を網羅する調査研究システムを開発することとした。なお、調査研究システムは、厚生労働省が毎年度市区町村及び都道府県を対象に実施している「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（法に基づく対応状況調査）の様式を基礎として開発することとした。

2. 開発作業の経過

1) 全国自治体調査の実施

法に基づく対応状況調査を中心として、市区町村・都道府県における法に基づく対応状況に関する情報集約・分析・活用の現状を把握するために、悉皆調査を実施した。結果は第2章に示したとおりである。

2) 仮システムの作成

現行の法に基づく対応状況調査の調査システムを基本に、全国自治体調査の結果を加味しながら、検証用の調査研究システム（仮システム）を構築した。この際、現行の調査に対して検討を加え、調査項目の加除修正や条件調整、回答形式の変更等を行った。

なお、現行の法に基づく対応状況調査の調査票は Microsoft® Excel によって作成されている。全国自治体調査の結果から、及び調査内容の可変性や開発コストの観点から、他のソフトウェアの使用や新規のソフトウェア開発は行わず、Excel を使用したシステムを構築することとした。

また、現行の法に基づく対応状況調査における記入上の留意事項を参考に、踏襲すべき回答ルール等を保持した上で、仮システムの記入要領（回答手順書）を作成した。

さらに、現行の調査では、都道府県において、市区町村の回答を集約するとともに、都道府県が回答すべき法に基づく対応状況に関する調査票に回答する手順となっていた。本研究事業でもこの流れを大まかには踏襲することとし、都道府県において市区町村回答を

集約し、都道府県回答事項を回答する仕組みを、同様に Excel を使用して作成し、仮システムの一部とした。

3) 仮システムの調整

構築した仮システム及び記入要領を本研究事業のプロジェクト委員会及び作業部会にはかり、必要な修正を加えた。修正は大きく分けて 2 度行われた。

4) 仮システムの検証(モデル自治体調査)

(1) 概要

修正した仮システム及び記入要領を用い、仮システムへの入力テスト・入力環境評価による検証を行った。

検証は「モデル自治体調査（高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況等に関するモデル自治体調査）」として、以下のように実施された。

(2) 対象

28 自治体（4 都道府県、17 市区、7 町）

(3) 実施時期

平成 25 年 1 月～2 月

(4) 実施内容

記入要領・回答手続き等を書面で郵送した後、仮システム及び使用評価調査票（いずれも Excel ファイル）を電子メール添付もしくは USB メモリ格納により送付し、仮システムへの具体事例を用いた入力テストと、入力環境等に関する使用評価（自由記述）を依頼した。回答は基本的に電子メール添付により行った。

なお、個人情報保護のため、実事例について入力する場合は主要属性や様態等の改変・削除を、実事例を用いがたい場合は架空事例についての入力を、それぞれ行うよう依頼した。また回収した回答データは自治体等を特定する情報を捨象してとりまとめた。

(5) 実地ヒアリング

システム構築の検証、入力環境の詳細評価を行う参考にするため、2 か所に対して実地でのヒアリングを行った。

5) 検証を踏まえた本システムの構築

モデル自治体調査の結果を踏まえて、調査研究システム及び記入要領その他の修正を行った。その上で、再度本研究事業のプロジェクト委員会及び作業部会にはかり、必要な調整を行った。

これを本システムとして、最終の入力チェックを実施し、調査研究システムを完成させた。

また、本システムへの回答結果を集計・分析し、活用する方法についてもとりまとめた。

*以降に示す調査研究システムの内容は、本研究事業の成果として国に提案するものであり、平成 25 年度以降の国による調査内容を確定させるものではないことに留意されたい。

Ⅱ．調査研究システムの内容

*以下に示す調査研究システムの内容は、本研究事業の成果として国に提案するものであり、平成25年度以降の国による調査内容を確定させるものではないことに留意されたい。

1. 基本仕様

1) 名称

「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」調査研究システム

2) 入力の枠組み:「法に基づく対応状況調査」ファイル

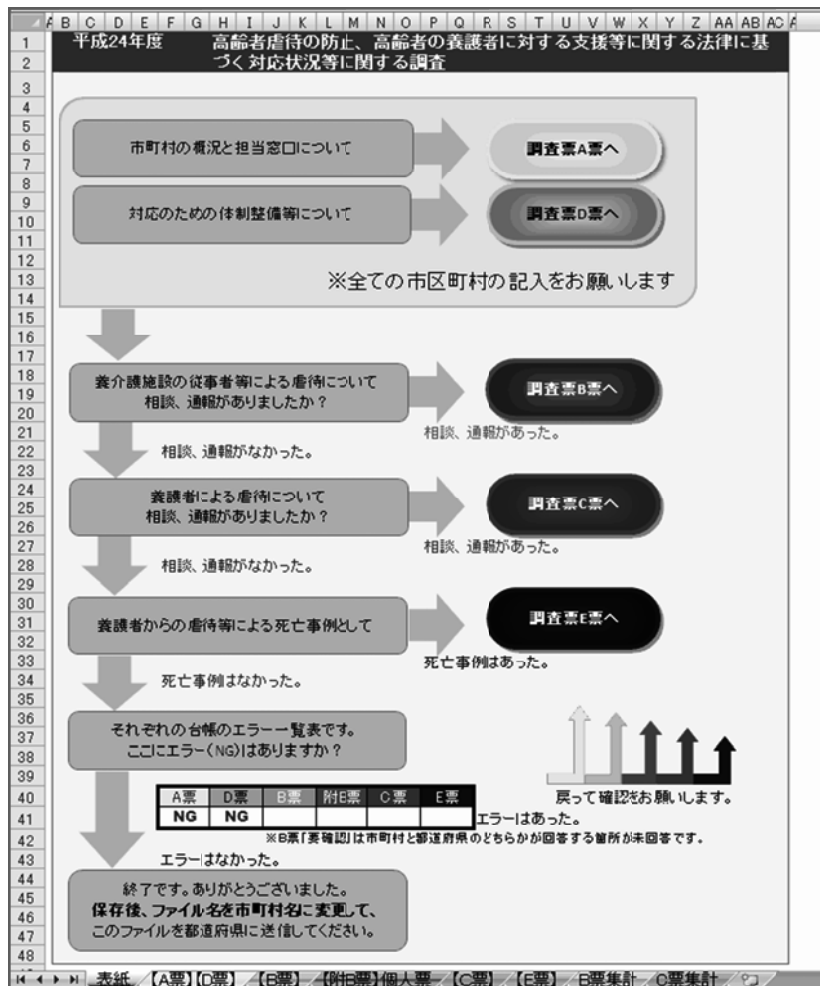
- ・調査票は、Microsoft® Excel ファイル形式とした。また、ファイル名を「法に基づく対応状況調査.xls」とした。
- ・1事例（個人）ごとの情報を1次データ（ベースとなる個票台帳データ）とし、複数項目間の関係等、より正確かつ複雑な分析を行えるようにした。
- ・上記に伴い、現行の法に基づく対応状況調査における市区町村回答票に準じた「法に基づく対応状況調査.xls」ファイルに調査票を一本化した。そのため、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関してこれまで都道府県が別途回答していた調査票（F票～I票）は廃止し、その内容を一本化した調査票に盛り込んだ。これにより、都道府県における回答は、事例が発生した当該市区町村の回答票に追加する方式とした。
- ・回答フロー図を示した「表紙シート」を追加し、フロー図に従って必要票に順次回答するようにした。またフロー図の最後はエラー確認表示とし、エラー表示をなくした状態で市区町村から都道府県へ提出（送信）するようにした（図表3-II-1-1）。
- ・現行の法に基づく対応状況調査における、市区町村回答票の調査票の区分（A～E票）はおおむね踏襲し、ワークシートを分けた（図表3-II-1-2）。ただし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関するB票は、被虐待者・虐待者個人ごとの状況を把握するため、附票として個人ごとに回答する調査票を追加した（附B票）。またA票とD票はともに市区町村全体の状況を回答することから、ファイル上同一ワークシート内に配置した。
- ・誤入力や曖昧入力を避けるため、基本的に入力はプルダウンメニューから行う方式とした（実数・記述回答は除く）。また回答の要所において、回答エラーがチェックされ、エラーがある場合入力事例ごとにエラー内容が表示されるようにした（図表3-II-1-3）。

3) 集計・分析

- ・現行システムにおける1次データ（市区町村ごとの集計値）は新システムの1次データ（「法に基づく対応状況調査.xls」の入力値）から自動的に生成されるようにした（図表3-II-1-4）。なお、B票・附B票（養介護施設従事者等による高齢者虐待）とC票（養護者による高齢者虐待）の別に、「法に基づく対応状況調査.xls」内に集計シートを用意し、それぞれ表示されるようにした（「B票集計」「C票集計」シート）。また、

この点を含めて、市区町村→都道府県→国間のデータ集約の手順を極力簡易化した。

- ・上記に加え、国、都道府県においても、管内の法に基づく対応状況に関する基礎的集計（調査項目の単純集計）が自動的に生成されるようにした。
- ・集計値のうち、特に養護者による高齢者虐待への対応状況については件数が多く需要も大きいと思われたため、主要な項目について図（グラフ）も自動的に生成されるようにした。



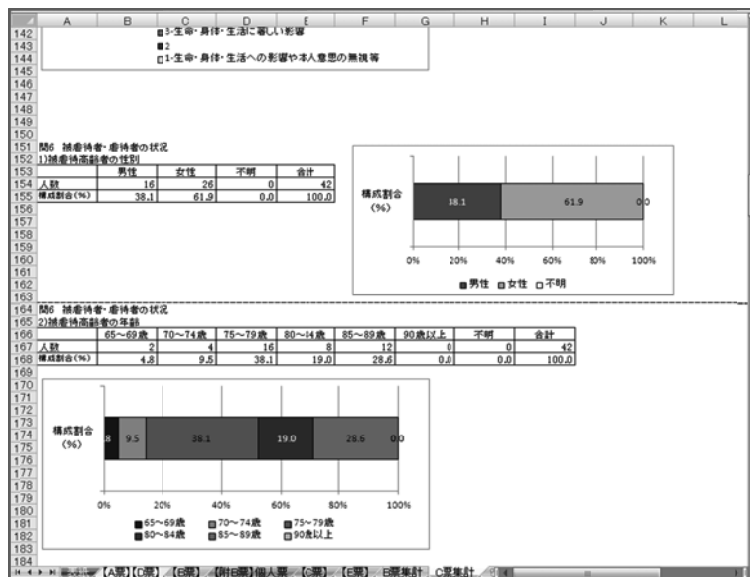
図表 3- II -1-1 「法に基づく対応状況調査.xls」表紙シート画面

図表 3- II -1-2 「法に基づく対応状況調査.xls」内の調査票区分

調査票名	調査内容
A 票	市区町村の概況、高齢者虐待防止の対応窓口等(D 票と同一シート)
B 票・附 B 票	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応 * 被虐待者・虐待者個人ごとの状況を把握するため附票(附 B 票)を追加
C 票	養護者による高齢者虐待対応
D 票	法に基づく対応の体制整備状況(A 票と同一シート)
E 票	虐待等による死亡事例

整理情報				問5 虐待の内容					問6		
都道府県	市区町村	市町村コード	整理番号	1)虐待の種類・類型					2)具体的な虐待の内容(記入)	3)虐待の深刻度	エラーチェック (虐待を受けた場合の記入)
				a) 身体的虐待	b) 介護・世話の放棄、放任	c) 心理的虐待	d) 性的虐待	e) 経済的虐待			
東京都	第一区	100001	1	有		有			回答例回答例回答例回答	3-生命・身体・生活に著しい影響	問4.1)虐待を受けたと判断→問5 ▼記入
東京都	第一区	100001	2							5-生命・身体・生活に関する重大な危険 4 3-生命・身体・生活に著しい影響	
東京都	第一区	100001	3							2 1-生命・身体・生活への影響や本人意思の	

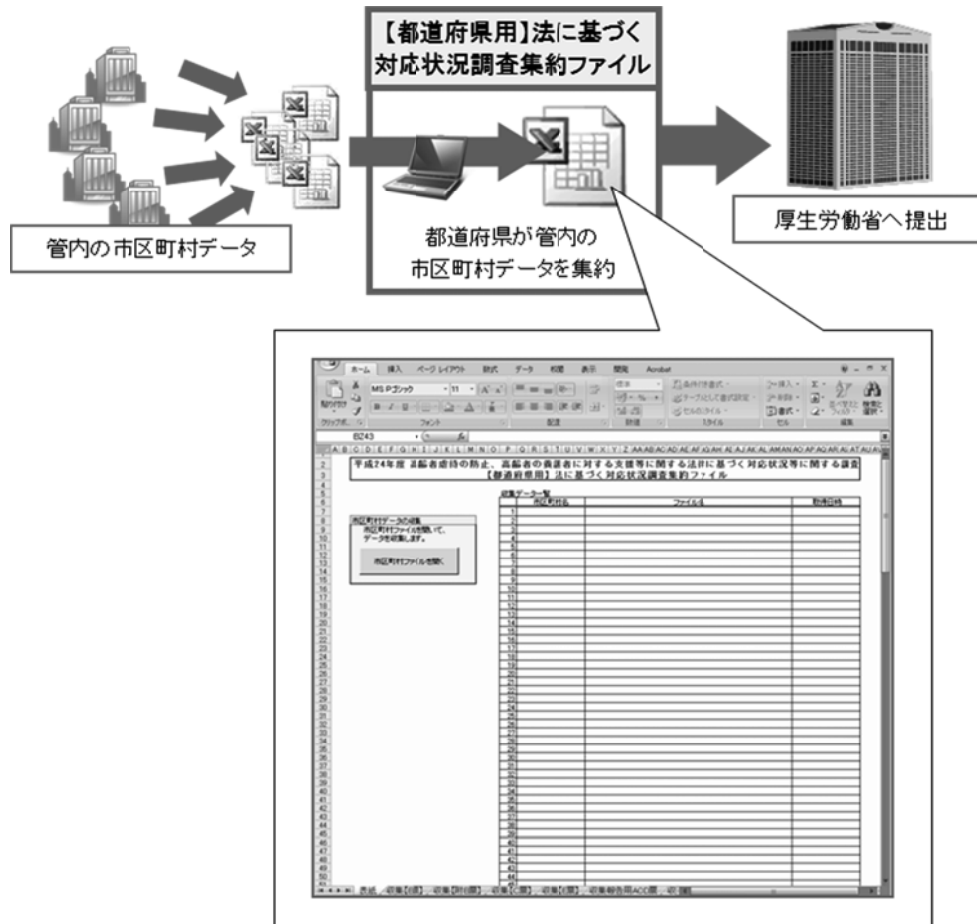
図表 3-II-1-3 「法に基づく対応状況調査.xls」入力画面の例(画面は「C 票」)



図表 3-II-1-4 「法に基づく対応状況調査.xls」内の集計結果表示の例(画面は「C 票集計」シート)

4) 都道府県における市区町村回答の集約

- 都道府県において、管内市区町村から提出された調査票のデータを取りまとめ、国へ報告するためのファイルを作成し、名称を「【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls」とした(イメージは図表 3-II-1-5 参照)。
- 都道府県において、提出された市区町村回答データファイルのエラーチェック・修正及び都道府県で回答が必要な項目への回答を行った後、上記ファイルに市区町村回答データを統合することとした。
- データ統合にあたっては、ボタンクリック操作でほとんどの手順が完了するようにした。また、統合作業の状況が一覧形式で目視できるようにした。
- 前記 3) に示した都道府県における集計結果(図表)は、同ファイル上に自動的に生成されるようにした。



図表 3-II-1-5 「【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls」のイメージ

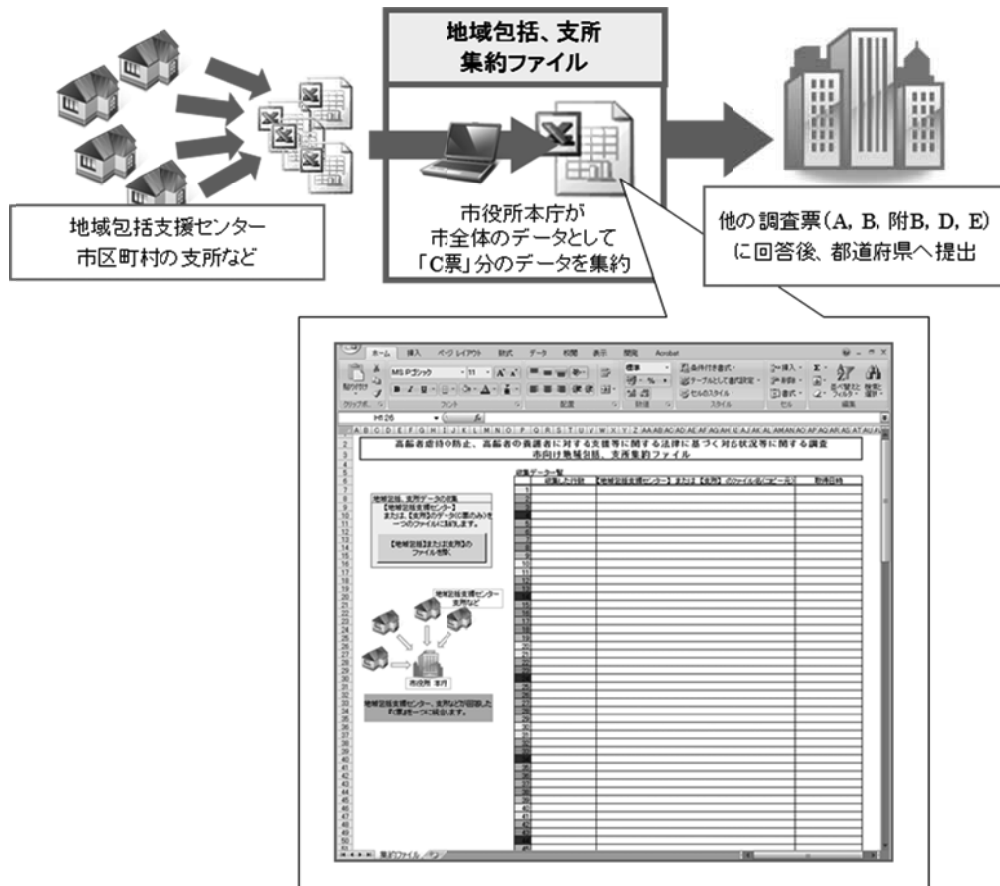
5) 市区町村回答の入力補助

- ・対応事例が多数となる市区町村や、行政区・地域包括支援センターごとに一旦データがとりまとめられ市区町村本庁で集約する市区町村、法に基づく対応状況調査回答時に分担入力を行う市区町村においては、特に養護者による高齢者虐待への対応に関する調査票（C票）の入力作業が煩雑になることが予想された。そのため、この部分の分割された入力データを取りまとめるためのファイルを作成した。またその名称を「地域包括、支所集約ファイル.xls」（Excel ファイル）とした（イメージは図表 3-II-1-6 参照）。
- ・上記ファイルは、分割して入力された複数の「法に基づく対応状況調査.xls」ファイルについて、養護者による高齢者虐待への対応に関する調査票部分の入力データを、任意の1つのファイルに転記させることで統合させる、中継用のファイルである。
- ・統合作業にあたっては、ボタンクリック操作でほとんどの手順が完了するようにし、統合作業の状況が一覧形式で目視できるようにした。

6) ソフトウェア環境

- ・互換性を考慮し、Microsoft® Excel 2003 を使用したシステムとした。
- ・多様なセキュリティ環境でを使用することを想定し、入力補助・エラーチェック・自動

集計にはマクロ機能は使用しなかった（都道府県において市区町村回答を集約するためのファイル、及び市区町村において分割データを統合するための補助ファイルにおいては使用した）。



図表 3-II-1-6 「地域包括、支所集約ファイル.xls」のイメージ

7) 記入要領等(第4章[資料編]参照)

- これまでの「記入上の留意事項」から、入力（回答）操作の手順を含めた「記入要領」に改めた（Microsoft® Word ファイル形式）。
- 記入要領には、調査の概要、各票の入力（回答）方法と留意点を掲載するとともに、FAQ（よくある質問）を掲載した。また、初期設定以上の件数の事例を入力する場合を想定し、回答行を追加する作業方法も示した。
- 4) の都道府県における市区町村回答とりまとめ、及び 5) の市区町村における分割ファイルの統合の方法については、別途操作・回答の手順書を作成した（都道府県とりまとめ：『高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査』都道府県における回答及び市町村回答集約の要領、市区町村統合：『法に基づく対応状況調査『地域包括、支所集約ファイル.xls』の操作方法』）
- これらの記入要領、手順書は、互換性や修正の容易さを考慮し、Microsoft® Word 2003 ファイル形式で作成した。

8) 分析・活用方法(第4章[資料編]参照)

- ・本システムにより法に基づく対応状況を市区町村が回答し、また都道府県や国が回答を集約した際の、集計・分析の方法や、入力したデータ・分析結果の活用方法等を取りまとめた。名称を「調査結果の分析・活用方法」とした(Microsoft® Word ファイル形式)。

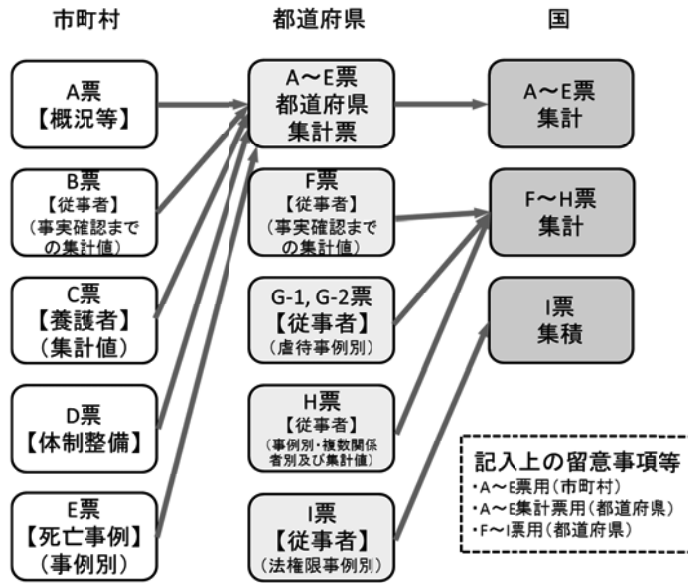
9) 国による調査結果のとりまとめ

- ・「4) 都道府県における市区町村回答の集約」に示した、都道府県における市区町村回答の集約に類似した仕組みを構築し、都道府県回答を国で一括して集約させられるファイルを作成した。同ファイルでは、都道府県で集約した集計値が積み上がるとともに、国としての集計値が生成されるようにした。また、B、C、E票の事例ごと(個人ごと)データも積み上げられるようにした。
- ・集計値については、主要調査項目の全国の単純集計結果が図表としても生成されるようにした。

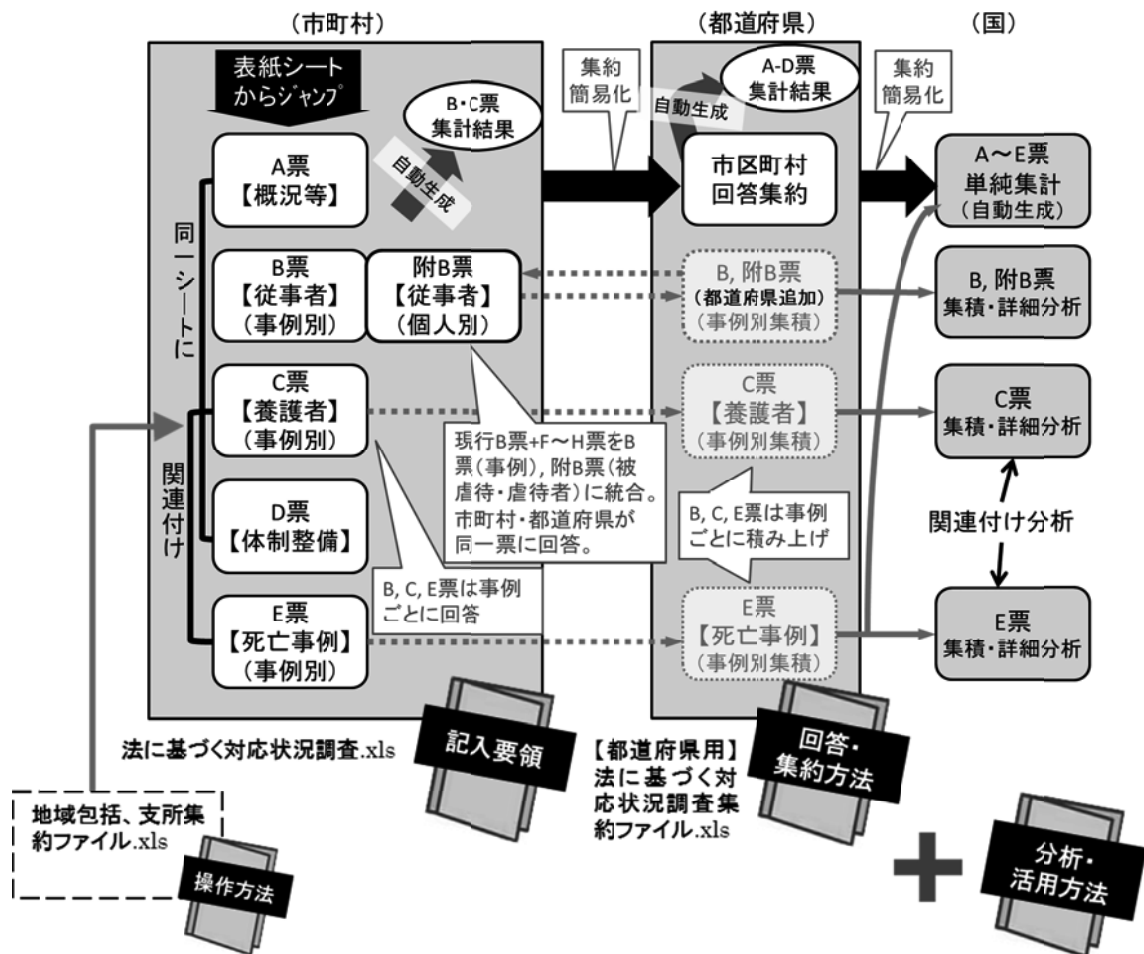
2. 全体構成

これまでの法に基づく対応状況調査と対比させて、本調査研究システムの全体構成を次ページに示した(図表 3-II-2-1)。

現行調査の構成



本調査研究システムの構成



図表 3-II-2-1 現行調査と対比させた本調査研究システムの構成(再掲)

3. 「法に基づく対応状況調査.xls」の調査項目概要

1) A 票

- ・市区町村の概要、高齢者虐待防止の対応窓口等を把握するための調査票。
- ・調査項目は以下のとおり（図表 3-II-3-1）。

図表 3-II-3-1 A票の調査項目

調査項目 (A 票)
<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村名等* ・人口 ・65 歳以上人口 ・地域包括支援センターの運営の状況* ・地域包括支援センターへの事務委託状況 ・担当窓口がある部・課等の名称、連絡先等

*現行の調査項目に対して、項目の加除修正等を行った箇所

2) B 票・附 B 票

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待（虐待を受けていると思われる場合も含む）」についての対応状況等を把握するための調査票。
- ・通報等を受け付けた事例ごとに回答（B 票）。
- ・虐待の事実が確認された事例については、さらに被虐待者・虐待者の情報を、附票において個別に回答（附 B 票）。
- ・都道府県で対応や情報の集約を行った内容は、事例が発生した市区町村の回答（当該市区町村から提出されたファイル）上に追加。
- ・調査項目は以下のとおり（図表 3-II-3-2）。

図表 3-II-3-2 B票・附B票の調査項目

調査項目 (B 票)
(通報等の受理主体・対応主体により、市区町村もしくは都道府県が回答)
<ul style="list-style-type: none"> ・相談通報受理日・時期・自治体* ・相談・通報者* ・市町村における事実確認調査状況* ・都道府県への報告状況* ・都道府県における事実確認調査状況*
(以降の設問は、虐待の事実が確認された事例のみ回答)
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待事例の概要* ・老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応* ・介護保険法の規定に基づく権限の行使* ・老人福祉法の規定に基づく権限の行使* ・市町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置* ・老人福祉法、介護保険法に基づく措置を行った事案の具体的内容

調査項目(附B票)
(虐待の事実が確認された事例のみ回答) ・事例ごとの被虐待者・虐待者数* ・被虐待高齢者の属性* ・虐待の種別・類型* ・虐待を行った養介護施設等の従事者の属性*

*現行の調査項目に対して、項目の加除修正等を行った箇所

3) C票

- ・「養護者による高齢者虐待（虐待を受けていると思われる場合も含む）」についての対応状況等を把握するための調査票。
- ・虐待を受けた（受けたと思われる場合を含む）高齢者ひとりずつについて、1行ずつ回答。
- ・同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例で、被虐待高齢者が複数いる場合も、被虐待者ひとりずつについて回答する。ただし、事例数のカウント、通報等の受理・事実確認状況は同一事例として取り扱うため、被虐待者2人目以降については、相談・通報の受理から事実確認までの質問へは回答不要とする。
- ・上記の点を確認する項目を、全設問の冒頭に配置した。
- ・本票末尾で、死亡事例（E票）との関連性を確認する。
- ・調査項目は以下のとおり（図表3-II-3-3）。

図表3-II-3-3 C票の調査項目

調査項目(C票)
・要確認事項(同一家庭における複数の被虐待者の存在・対応時期)* ・相談通報受理日* ・相談・通報者* ・事実確認の状況* ・事実確認調査の結果* (以降の設問は、虐待の事実が確認された事例のみ回答) ・虐待の内容* ・被虐待者・虐待者の状況* ・虐待事例への対応状況* ・調査対象年度末日での状況* ・養護者の虐待等による死亡事例への該当*

*現行の調査項目に対して、項目の加除修正等を行った箇所

4) D票

- ・高齢者虐待防止法に基づく対応の体制整備について報告する調査票。
- ・調査項目は以下のとおり（図表3-II-3-4）。

図表 3-II-3-4 D票の調査項目

調査項目(D票)
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 ・地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修 ・高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 ・居宅介護サービス事業者に法について周知 ・介護保険施設に法について周知 ・独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成 ・「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組 ・「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 ・「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 ・成年後見制度の市区町村長申立の円滑化のための役所・役場内の体制強化 ・法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議 ・老人福祉法による措置のために必要な居室確保のための関係機関との調整 ・虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言 ・セルフネグレクト事例の早期発見の取組や相談等窓口の周知

5) E票

- ・「介護している親族による、介護をめぐる発生した事件で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」を把握するための調査票。
- ・調査項目は以下のとおり（図表 3-II-3-5）。

図表 3-II-3-5 E票の調査項目

調査項目(E票)
<ul style="list-style-type: none"> ・C票との関連* ・事件発生(または発見)年月日 ・事件形態 ・養護者と被養護者の同居・別居 ・家族形態* ・養護者の状況 ・被養護者の状況 ・事件前の行政サービス等の利用 ・立入調査の実施の有無 ・事件の概要・原因 ・事件の課題として認識していること及び事件を受けてとった対応策 ・事件を把握した方法 ・内容公表の可否

*現行の調査項目に対して、項目の加除修正等を行った箇所

Ⅲ. 調査研究システムの活用方法と課題

1. 調査研究システムの活用

1) 詳細な実態把握

本調査研究システムの活用方法として、まず望まれるのが、高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況に関する、詳細な実態把握を行うことである。

これまでの法に基づく対応状況調査の実施の流れに本システムを組み込むことで、国において適切に高齢者虐待対応に関する実態把握が行え、かつ都道府県・市区町村等においてもそれを踏まえた同質の実態把握が行える。

2) 高齢者虐待の要因分析

上記のように適切かつ詳細な実態把握が可能になることで、それをもとに、高齢者虐待の防止・対応に係る要因の分析が可能になる。

具体的には、①被虐待者・虐待者及び両者の関係性の特徴、虐待の発生要因や様態といった虐待事例の特徴の明確化、②虐待（疑い）事例への対応状況・対応プロセスの特徴や課題の整理、③重大事例（死亡事例）をはじめとした、より深刻なケースの詳細分析などが考えられる。

3) 防止・対応上の留意点の整理

上記1)や2)が実現することで、高齢者虐待防止・対応上の具体的な留意点を整理することも可能になる。

このとき、例えば次のような観点から留意点を整理していくことが考えられる。すなわち、高齢者虐待防止・養護者支援法の本来の趣旨である「防止」という観点である。防止もしくは予防の取り組みには、これを三段階（一次予防～三次予防）に分けて整理していく考え方がある。これに倣い、①ハイリスク状況の理解と未然防止のためのアセスメントポイントの整理（一次予防）、②対応プロセス上の課題や早期発見・悪化防止のための留意点の整理（二次予防）、③重大事例（死亡事例）を中心とした再発防止のための事後検証方法の整理（三次予防）といった形で留意点が整理できれば、未然防止（一次予防）を起点とした対応の流れも明確にすることができる。

また、法のもうひとつの趣旨である、養護者支援についても、実態把握・要因分析を基礎として対応上の留意点を整理できよう。例えば、虐待が発生しやすいハイリスク状況は、被養護者（高齢者）とともに、養護者にとってもハイリスクな状況であることが考えられる。そのため、対応上の留意点は養護者支援上の留意点にも重なると考えられる。

さらに将来的な試みとして、資料化や研修モデル化によって実態や要因、対応上の留意点を共有していくことも望まれよう。

4) 高齢者虐待防止施策への反映

本報告書第2章にも示したように、適切な実態把握やその後の分析を行うことで、高齢者虐待防止に係る必要施策の検討や実施が促される。また、本調査研究システムを用いた実態把握やその後の分析は、一部を除いて、都道府県・市区町村単位でも国におけるそれと同様の形式で実施可能である。したがって、ここまで示してきたような、本調査研究システムを用いた実態把握、要因分析、留意点の整理等の方法や結果が示されれば、地方自治体における高齢者虐待防止施策の進展も期待できよう。

さらに、本調査研究システムを用いた調査が継続して実施されることで、地方自治体が行った（あるいは行わなかった）施策と、翌年度以降の対応状況とがどのように関係するか、ということも検討可能になる。このことが可能になると、複数年度に渡っての施策評価・修正・立案も促されよう。

2. 今後の課題

1) システムの稼働と期待される活用方法の実現

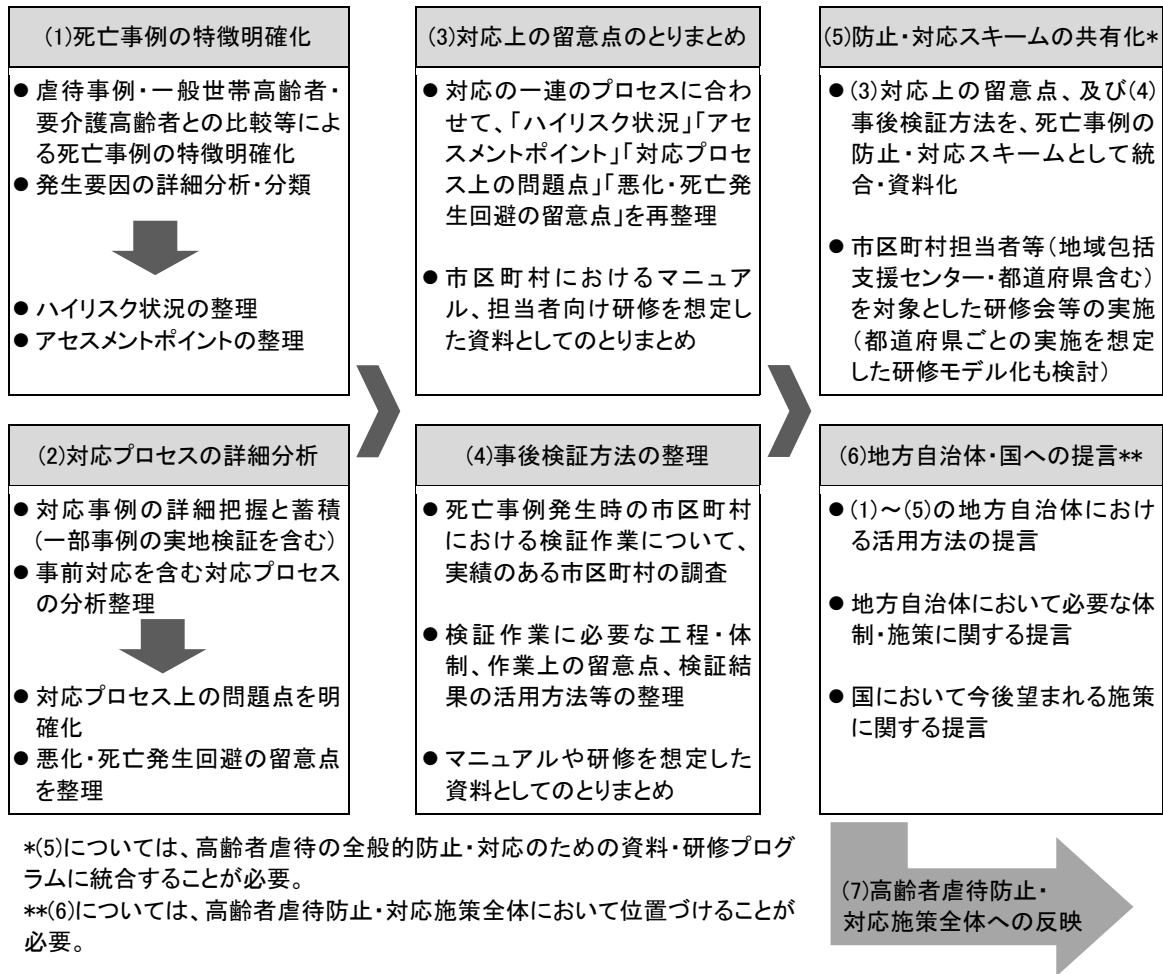
前記のように、本調査研究システムが用いられることで、調査結果をさまざまな形で活用することができる。今後は、実際に本調査研究システムが適切に稼働されるよう、必要な調整、提言等を行っていく必要がある。

さらに、本調査研究システムの開発過程では、システム稼働・調査結果活用時を想定して、次のような課題が残された。これらの点についても更に検討していく必要がある。

2) 死亡事例の詳細分析

高齢者虐待による死亡事例は、虐待事例の中でもっとも深刻なケースといえる。しかし、死亡事例の発生（把握）件数は、年間20～30例程度と虐待事例全体からするとごく少数である。そのため、回避すべき深刻なケースではあるが、事後検証を含めて、その対応経験がある自治体は少ない。本調査研究システムの活用如何に関わらず、死亡事例については、市区町村単位はもちろん、都道府県単位でも経験や知見を蓄積することは難しいであろう。

したがって、死亡事例については、特に国（全国）において事例を集積し、その特徴、対応上の留意点、必要な体制・施策、事後検証の方法について明らかにするとともに、全国の自治体で共有化をはかっていくことが必要となろう（図表3-III-2-1）。



図表 3-Ⅲ-2-1 死亡事例の分析において今後求められる取り組み

3) 法解釈・法が想定する対応方法の整理

本調査研究システムにおける調査項目と回答選択肢・回答指示内容、及び記入要領を検討する中で、あるいは検討の基礎となる全国自治体調査の結果を精査する中で、高齢者虐待防止・養護者支援法上の解釈が難しい事項がいくつかみられた。

例えば、「養護者」や「養介護施設従事者等」にはどこまでが含まれるのか（併せて「養護」とはどのような状態を指すのか、「養介護施設」「養介護事業」にはどこまでが含まれるのか）、「高齢者虐待」に含まれる範囲はどこまでか（身体拘束やセルフネグレクトなど）、といった事項がそうである。本研究事業では法解釈までは踏み込まなかったが、前記のように要因分析や対応上の留意点の整理まで行っていくことを想定すると、いずれ明確にしていくことが必要と考えられた。

また、全国自治体調査の結果からは、必ずしも高齢者虐待防止・養護者支援法が想定する対応方法をとっていない可能性がある市区町村の存在が示唆された（例えば、事実確認調査の結果事実を「判断できなかった」場合の調査打ち切り、身体拘束の除外、法対象外の被害者に対して別法令でカバーせず対応を行わない等）。これについても、要因分析・留意点の整理を行う段階では、適法あるいは法の趣旨として望まれる対応方法等について整理しておく必要性が考えられた。

4) 独自項目の設定や個票としての活用

本調査研究システムのうち、本体ともいえる調査票「法に基づく対応状況調査.xls」は、関連設問の未回答を示すエラーの内容を理解していれば、途中経過をその都度入力していくことも可能である。すなわち、対応事例ごとの個票を並べたものとしても使用することができる。

このとき、各自治体の実情に合わせて、独自の記録事項（調査票として考えれば設問）を加える必要性が生じる場合がある。「法に基づく対応状況調査.xls」における独自項目の設定については、シート保護（ロック）の解除の実施や、表示させていないフィールド（集計や入力補助等のために使用しているフィールド）の誤消去・改変を行わないようにするなど、いくつかの条件をクリアすれば、可能である。もっとも簡易な方法としては、①シート保護を解除し、②エラー表示列のセル内の論理式を削除し（列そのものの削除は行わない）、③エラー表示列の項目名を任意の項目名に変えることで、エラー表示列と同じ場所、同じ列数の独自項目を追加することができる。ただし、法に基づく対応状況調査への回答データファイルとしてはそのままでは使用できないため、調査への回答時には、「地域包括、支所集約ファイル.xls」を経由させて元の「法に基づく対応状況調査.xls」の体裁に戻す必要がある。

現時点では、利便性に比して誤操作による回答データ不備発生危険性が大きいと考え、本調査研究システムにおける記入要領等では、上記の内容は掲載していない。今後、使用する自治体のニーズやデータ不備の回避可能性等をさらに検討し、必要に応じて、項目追加の可能な個票としての活用方法を提案していくことも求められよう。

5) データ集約、活用時のセキュリティ確保

本調査研究システムでは、市区町村―都道府県―国の各段階で、回答データの集計値が生成されるとともに、個別事例のデータも積み上げられていく。このとき、これまでの法に基づく対応状況調査でもそうであったが、データ授受の形式として、電子メール添付による方法が想定される。その際、データファイルの暗号化、データ集約時の個人特定につながる情報（市区町村名・コード等）の削除等の対応をどの程度、どの範囲で行うかについては、実際に本調査研究システムを用いて調査を実施する際には、調整が必要となろう。

6) 都道府県における体制整備状況の調査

これまで実施されてきた法に基づく対応状況調査では、市区町村における体制整備の状況についてたずねる設問があり、本調査研究システムにおける調査項目においてもおおむね踏襲されている。これらの設問は、高齢者虐待防止・養護者支援法自体に示される、もしくは法の運用において市区町村に求められる体制整備についてたずねるものがほとんどである。

しかしながら、高齢者虐待防止・養護者支援法、及び同法に関連付けられた制度の中には、都道府県にその整備が求められる体制や、都道府県が実施主体となる事業・施策等が存在する。これらの事項についてはこれまでも調査されておらず、かつ本調査研究システムにも盛り込まれていない。

今後、都道府県においても法に基づく対応状況調査の中で体制整備状況を調査していく

ことも必要ではないだろうか。このことは、法令・制度上望まれる体制整備の状況を把握するだけでなく、それらが市区町村の体制整備や対応状況に影響しているかどうかを確認する上でも有用と考えられる。

具体的には、下記のような調査項目が考えられる（図表 3-Ⅲ-2-2）。

図表 3-Ⅲ-2-2 都道府県の体制整備状況に関する設問として想定される事項

設問	法条文等
①関係機関及び民間団体間の連携の強化	3条1項
②市町村や関係機関の職員に対する研修・啓発活動	3条2項
③養介護施設・事業所もしくは養介護施設従事者等に対する研修・啓発活動	3条2項
④職能団体や専門機関等の民間団体に対する研修・啓発活動	3条2項
⑤通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等に関する広報・啓発活動	3条3項
⑥養護者による高齢者虐待の防止・対応に係る措置に関する市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報提供等の援助	19条1項
⑦養護者による高齢者虐待の防止・対応に係る措置に関する市町村に対する助言	19条2項
⑧養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等の公表	25条
⑨成年後見制度の周知のための措置	28条
⑩身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催	高齢者権利擁護等推進事業
⑪介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業のうち、権利擁護推進員養成研修	
⑫介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業のうち、看護職員研修	
⑬権利擁護相談支援事業のうち、権利擁護相談窓口の設置	
⑭権利擁護相談支援事業のうち、権利擁護に関する普及啓発	
⑮権利擁護強化事業	
⑯高齢者虐待防止シェルター確保事業	
⑰都道府県市民後見人育成事業	

第4章

資料編

I . 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」 記入要領

*ここに示す文書の内容は、本研究事業の成果として国に提案するものであり、平成 25 年度以降の国による調査内容・回答方法等を確定させるものではないことに留意されたい。

「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」 記入要領

本調査は市町村等における高齢者虐待防止法に基づく対応状況について把握するためのものです。調査票は、A～E 票の 5 種類から構成されています。次ページ以降に記載する事項に留意して回答してください。

※注意※

- 回答方法が大幅に変更されています。
- 回答にあたっては、本記入要領の必要箇所をよく確認し、回答の誤りや記入漏れ等のないようにしてください。
- 本記入要領は、以下のように構成されています。次ページからの「調査の概要」を必ずお読みいただき、その後必要な箇所を参照しながら回答を始めるようにしてください。

■ 主な変更点：事例ごとの回答へ

- これまでの調査では、市町村ごとの集計値を回答していましたが、**対応事例ごと(個人ごと)の状況を回答**する形式になりました。なお、事例ごとの状況を回答(入力)することで、市町村の集計値は集計表として自動的に作成されます。
- 上記の変更に伴い、**養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する質問項目は、本記入要領で説明する調査票に一元化しました**。これまで都道府県で回答していた内容(F～I 票)を含めて、当該市町村と都道府県とで分担して、同一データ上に回答していきます。
- 調査項目の加除修正を行っていますが、項目数自体は大きく変化していません。新設された項目も、上記の都道府県で回答すべき項目以外は市町村で把握・回答可能な項目ですので、**極力すべての項目に回答するようにしてください**。

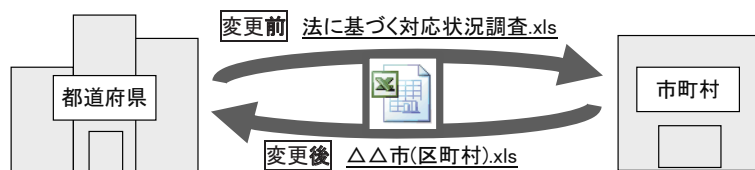
【記入要領の構成】

- 調査の概要(p.2～) ←※必ずお読みください。
- A 票・D 票について(p.4～)
- B 票(附 B 票)について(p.6～)
- C 票について(p.15～)
- E 票について(p.24～)
- FAQ(よくある質問)(p.27～)
- 回答行を追加したいとき(p.29～)

調査の概要(※必ず確認してください)

■ 回答方法

- 都道府県からエクセルファイルの調査票を送付しますので、ワークシートにデータを直接入力し、保存したファイルを都道府県に提出してください。紙媒体での提出は不要です。
- 都道府県からは「法に基づく対応状況調査.xls」というファイル名で送付しますから、回答後は「△△市.xls」というように名前を変更して送付してください。



- 調査票に「表紙」シートを設け、回答の流れを示すとともに、回答漏れ等がないことが確認できるようにしました。回答にあたっては、「表紙」シートから始め、回答終了後に再度確認するようにしてください。このシートに「NG」が表示されていない状態にしてから、都道府県へ提出してください。
- 対応事例（個人）ごとに回答するのは、B票（養介護施設従事者等による虐待）とその附票、C票（養護者による虐待）、及びE票（虐待等による死亡事例）です。これらの調査票では、1事例（個人）ごとに1行ずつ使用して回答を行います。左側から右側へと画面をスクロールさせて、順次質問へ回答してください。
- 調査票の回答箇所以外のセル（グレーで表示されている部分やセルの結合等）は変更しないでください。文字入力の項目については、すべて画面上に表示されていなくても、データが入っていれば構いません。
- 回答は、ほとんどがプルダウンによる選択方式です。該当する選択肢をプルダウンから選んでください。選択肢の文章が長いものは枠外に全文を記載していますので、参考にしてください。
- 数値を入力する際には、必ず半角で行ってください。
- 質問項目ごとに関係する質問項目との整合性を確認するエラーチェック欄（黄色い列）があります。回答エラーがあった場合、ここにその内容が表示されますので、本記入要領を参考に回答データを修正してください。全項目のエラーが消える状態にして回答を終えてください。

<回答書式の例>

整理情報				虐待の内容				虐待の内容	虐待の深刻度	エラーチェック (虐待を受けた場合の記入)	
都道府県	市区町村	市区町村コード	整理番号	自治体独自の管理用番号	a) 身体的虐待	b) 介護・世話の放棄、放任	c) 心理的虐待	d) 性的虐待	2) 具体的な虐待の内容(記入)	3) 虐待の深刻度	エラーチェック (虐待を受けた場合の記入)
東京都	第一区	100001	1		有		有		回答例回答例回答例回答	3-生命・身体・生活に著しい影響	同4.1)虐待を受けたと判断→同5-記入
東京都	第一区	100001	2							5-生命・身体・生活に関する重大な危険	
東京都	第一区	100001	3							4-生命・身体・生活に著しい影響	
										1-生命・身体・生活への影響や本人意思の	

文字入力をする場合に画面上に入力したデータが、すべて表示されていなくても、構いません。

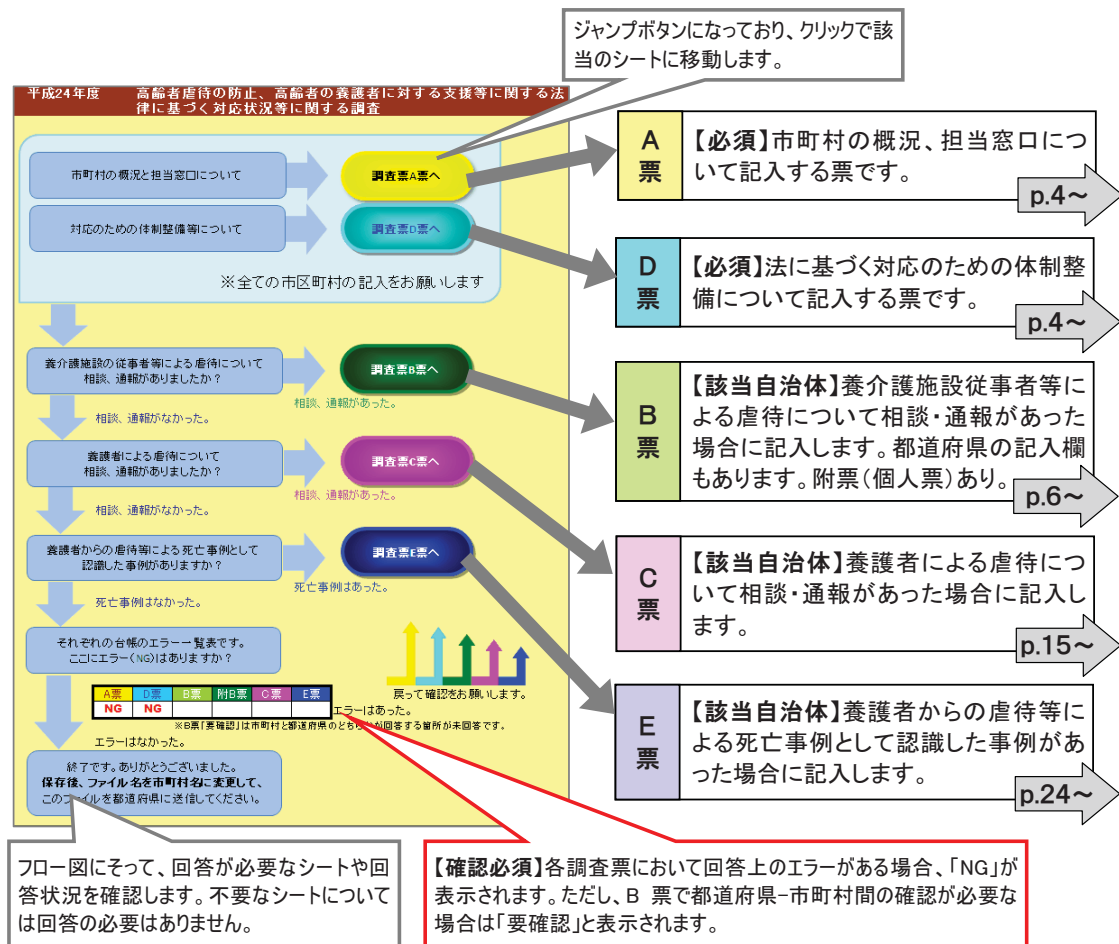
エラーチェック欄があります。表示されたコメントを参考に修正してください。

グレーの欄は自動で表示されます。入力不要です。

ほとんどがプルダウンによる入力形式です。プルダウンの中からあてはまるものを選択してください。

■「表紙」シートについて

- 「表紙」シートからフロー図にそって、回答手順をたどることができます。
- 下図に本記入要領における該当ページを示していますので、必要箇所を確認してから回答を行ってください。
- B票・C票・E票は、該当する事例がない場合、回答する必要はありません。



* **Excel 2010** で使用する場合、操作途中に Excel 2010 形式での保存を促す画面が表示される場合があります。その場合は画面表示にしたがって保存操作を行ってください。またその際、「互換性のチェック」を問う表示が出る場合がありますが、「続行」をクリックして操作を継続してください。

■ 集計結果の確認

- 回答が終わると、「B票集計」「C票集計」シートに、集計結果が表示されます。集計結果は図表化されており、国が本調査をもとに全国の状況を公表する際の形式に準じています。
- 別添「調査結果の分析・活用方法」を参照しながら、集計結果を活用してください。

A票・D票について(必須回答)

■ A票について

A票は、貴市町村の概況、高齢者虐待防止の対応窓口等を把握するための調査票です。

【問】市町村の概況と担当窓口等について

- 赤枠内に回答してください。
- 「市町村コード」は、都道府県で回答を集約する際にエラーを防止するために使用しますので、入力してください。
- 2) および3) は調査対象年度末の推計人口の数値を入力してください。
- 「4) 地域包括支援センターの運営の状況」は、今回より「直営」「委託」の別に、「設置数」を回答することとしました。サブセンター及びブランチ施設を除いた設置数を入力してください。
- 委託の状況が各地域包括支援センターにより異なる場合、すなわち、例えば、ある業務について、ある地域包括支援センターには委託しているがその他の地域包括支援センターには委託していない場合、「1. 委託あり」と回答してください。

		平成24年度			
市町村における高齢者虐待防止法に基づく状況等に関する調査票(A票)					
表紙に戻る					
記入者	所属課	〇〇市役所〇〇課			
	氏名	調査 太郎			
	連絡先電話番号	0123-45-6789			
	メールアドレス	test@abc.de.fg			
	調査年度	平成25年度	調査対象年度	平成24年度	
問 市区町村の概況と対応担当窓口について					
1-1) 市町村名	千代田区	市区町村コード	13101	1-2) 都道府県名	東京都
2) 市町村の人口	123456	人 (平成25年 3月31日現在)			
3) 市町村の65歳以上人口	12345	人 (平成25年 3月31日現在)			
4) 地域包括支援センターの運営の状況 (調査対象年度末現在)	a) 直営	2	箇所		
	b) 委託	10	箇所		
5) 地域包括支援センターへの事務委託状況	a) 相談、指導及び助言	1委託あり 0委託なし	1		
	b) 通報または届出の受理	1委託あり 0委託なし	1		
	c) 高齢者の安全の確認、通報または届出にかかる事実確認のための措置	1委託あり 0委託なし	0		
	d) 養護者の負担軽減のための措置	1委託あり 0委託なし	0		
※4)が a)直営のみ の場合はすべて 0 を選択					
6) 担当窓口がある部・課等の名称、連絡先等	a) 名称	〇〇市役所〇〇課			
	b) 電話	012-345-6789			
	c) FAX	012-345-6789			
OK すべて記入されました					

調査対象年度末の推計人口の数値を記入してください。

地域包括支援センターの運営の状況は、サブセンター及びブランチ施設を除いた「設置数」を記入してください。

地域包括支援センター運営状況について、一部の業務について、委託している場合と直営が混在している場合は「1. 委託あり」と記入してください。

すべての記入欄が埋まると、「OK すべて記入されました」という表示になります。

■ D票について

D票は、貴市町村における、高齢者虐待防止法に基づく対応の体制整備について報告する調査票です。調査対象年度末の状況について、該当する選択肢 (0 または 1) をどちらか選び、必要事項を入力してください。

【問1】窓口の周知(調査対象年度内)

○調査対象年度内に周知を行った場合のみ、「1.実施済み」を選択してください。

【問2～問5】高齢者虐待の研修・周知(調査対象年度内)

○調査対象年度内に研修・周知を行った場合のみ、「1.実施済み」を選択してください。

○単独の研修、周知会等でなく、他の認知症、権利擁護、成年後見の研修、周知にあわせて行う場合でも該当することとします。また、研修は当該市町村が行う場合以外の、都道府県や関係団体の行う研修に職員を参加させることも含まれるものとします。

【問6】マニュアル

○都道府県等他団体のマニュアルを一部改変した場合も「実施済み」としてください。また、名称には関わらず、高齢者虐待の対応方法、手順・判断基準などを整理して示したものは該当することとします。

【問7～問9】ネットワークの構築

○新たに高齢者虐待のためのネットワークを構築する場合以外に、各市町村が既存の高齢者ケア会議、認知症関連ネットワーク、災害時要援護者ネットワーク等の組織やネットワークを活用して、高齢者虐待の対応を行うこととした場合も含むものとします。この場合、それぞれの質問のネットワークについて、当省マニュアルで示したすべての機関が参加していない場合にあっても、その機能を当該組織が果たしているかどうかを個別に判断して、回答してください。

【問10～問12】警察等との協議

○公式な場における協議、調整のみでなく、担当者間のものであっても、具体的な手順等の取り決めができていない場合は「実施済み」とします。

【問13】養護者に対する支援

○虐待を行った養護者に対して、市町村独自の取組として相談・指導などを行っている場合は「実施済み」とします。

【問14】介護等の自己放棄者に対する支援

○自ら福祉サービス等を放棄している者（いわゆるセルフネグレクト）に対する権利擁護のため、市町村独自の取組としてその早期発見への取組や相談等を行っている場合は「実施済み」とします。

市町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査票(D票) ～対応のための体制整備について～			
市町村名・・・千代田区			
問1	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	1.実施済み 0.未実施	1
問2	地域包括支援センター等の関係者へ高齢者虐待に関する研修	1.実施済み 0.未実施	0
問14	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の義議を図るための早期発見の取組や相談等 その他 (※高齢者虐待対策を行うに当たっての課題や問題点について、自由に記入してください。)	1.実施済み 0.未実施	1
問15			
			OK すべて記入されました

「1」「0」どちらか一方を選択してください。

すべての記入欄が埋まると、「OK すべて記入されました」という表示になります。

B票について(附B票を含む)

B票(及び附B票)は、「養介護施設従事者等による高齢者虐待(虐待を受けていると思われる場合も含む)」についての対応状況等を把握するための調査票です。

これまでの調査と異なり、次のような変更を行っていますので、ご注意ください。

変更内容

- **通報等を受け付けた事例ごとに回答します(B票)。**
- **虐待の事実が確認された事例については、さらに被虐待者・虐待者の情報を、附票において個別に回答します(附B票)。**
- **都道府県で対応や情報の集約を行った内容は、事例が発生した市町村の回答(当該市町村から提出されたファイル)上に都道府県が追加していきます。**

質問項目に対し「その他」、「不明」を選択した際には、『「その他」の具体的内容』、「不明の理由」が必要になる場合がほとんどです。回答すべき内容が漏れていないか確認をお願いします。また、「その他」に入力した内容が既に選択肢として用意されている場合があります。選択肢を十分に検討した上で入力してください。

※回答欄冒頭の列に、自治体独自の管理用の番号等を入力できる欄があります。都道府県及び国における回答集約には使用しない(データとして収集されない)欄ですので、適宜ご使用ください。

■ 回答対象となる事例(要確認)

【対応時期】

○下記の事例はいずれも本調査の回答対象となります。

対応時期(問1)	それ以前	調査対象年度 4/1~3/31	それ以降
a)本調査対象年度内に、相談・通報等を受理した事例			
b)対象年度以前に相談・通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例 ①事実確認調査を対象年度において初めて実施した事例 ②以前に事実確認調査を行った結果が「虐待の判断に至らなかった」事例で、対象年度において新たに事実確認調査を実施し、新たな結果が得られた事例		<p>※虐待対応が翌年度にまたがる事例を含む。</p>	
c)対象年度以前に通報受理・事実確認調査した虐待事例で、対応が対象年度となった事例 ①何らかの対応を対象年度において初めて実施した事例 ②以前に対応を開始しているが、対応が終結せず、新たな対応を行った事例 ③以前に対応を開始しているが、対応が終結せず、かつ同様の対応が継続している事例			

※図の点線は、事実確認の結果虐待の事実が認められなかった／判断に至らなかった事例を含むことを指す。

【高齢者】

- 65歳以上+65歳未満で養介護施設・事業所を利用する障害者とします。65歳未満の障害者については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行により平成24年10月より高齢者虐待防止法及び本調査の対象としています。

【養介護施設従事者等】

- 法が示す通り、老人福祉法もしくは介護保険法に規定する「養介護施設」「養介護事業」の業務に従事する者のみを「養介護施設従事者等」といい、それ以外は本調査の対象外となります。回答対象として計上しないでください。ただし、未届有料老人ホーム等の、本来「養介護施設」「養介護事業」とみなされる施設等におけるものは「養介護施設従事者等」の範囲に含めます。

※上に示す「養介護施設従事者等」に該当しない場合で、C票対象事例（養護者）として取り扱うべき事例は、C票で回答してください（C票の続柄等は「その他」で具体的内容を入力）。

【相談及び通報・届出】

- 本調査での「相談」には、法が示す「通報」もしくは「届出」に該当するもの（内容に虐待を受けたと『思われる』高齢者の発見に関する一定の事実が含まれると考えられるもの）を計上してください。また「通報」には法が示す被虐待者本人による「届出」が含まれます。なお、相談・通報には、上記の内容を満たすものであれば、事実確認調査の結果、虐待とは判断されなかったものも含まれることに注意してください。

■ B票問1～問6

【問1】 相談通報受理日・時期・自治体

- 都道府県が直接相談・通報を受理した事例についても回答してください（都道府県が回答）。
- 「1）相談・通報受理日」は調査対象年度よりも以前の日付が入力されることもあります（調査対象年度以前にも相談・通報があった場合）。なお、日付は西暦で「2012/04/01」のように半角で、年・月・日の区切りにはスラッシュ（/）を用いて入力してください（以降の質問で期日を回答する場合も同じ）。
- 前ページ「回答対象となる事例」の「対応時期」に示した事例すべてについて回答します。
- 「3）通報受理自治体」は通報受理自治体は当初受理した自治体を回答します。その際、都道府県へ直接通報等があったが、市町村へも通報等があり、市町村から都道府県へ報告した事例は「市町村が受理」として回答してください。

問1 相談通報受理日・時期・自治体		
1)相談・通報受理日	2)対応時期	3)通報受理自治体
平24年4月4日	a)本調査対象年度内に、通報等を受理した事例	市町村が受理
平23年12月5日	b)対象年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例	市町村が受理
平23年12月6日	c)対象年度以前に通報受理・事実確認調査した虐待事例で、対応が対象年度と	都道府県が直接受理

調査対象年度以前に相談・通報の受理や事実確認を行った事例であっても、対応や事実確認が対象年度となった場合は回答対象です。

市町村へも通報等があり、市町村から報告があった事例は「市町村が受理」として回答してください。

【問2】 相談・通報者(重複可)

- 都道府県が直接相談・通報を受理した事例についても回答してください(都道府県が回答)。
- 相談・通報を行った者について、該当する区分を選び、人数を回答してください。
- 複数の者から相談・通報があった場合は、該当するすべての区分に人数を回答してください。
- 「j) その他」に該当する場合は、人数を入力するとともに、右隣の記入欄に具体的な通報者の属性(職種、団体名等)を最大3件まで入力してください。
- 「医療機関従事者」とは、当該施設外の医療機関に属する者で、医師を含みます。

※各区分で5人を超える場合は、当該区分で「5人」としたうえで、超える人数を「その他」で選択し、具体的内容の詳細を回答します。

【問3】 市町村における事実確認調査状況(※市町村が回答)

- 市町村が単独または都道府県と合同で行った事実確認調査の状況について回答してください。問1の「4) 通報受理自治体」が「都道府県が直接受理」であった場合、問3への回答は不要です。
- 「1) 事実確認調査の有無」において、「当初より都道府県と共同で実施」とは、「通報経路として都道府県からの連絡があった、当初より都道府県と一体的に早急な対応が必要と考えられた等の経緯により、対応当初より都道府県と共同して動いている場合」に限るものとします。以下のようなケースは該当しません。

【例1】 施設・事業所の協力が得られないなどの理由で、調査には取り掛かったが十分な事実確認が行えず、都道府県と共同での調査を依頼した事例 (→「虐待の事実の判断に至らなかった事例」で「都道府県へ調査を依頼」した事例)
【例2】 実質的に事実確認調査には着手できておらず、市町村単独での調査を断念し、都道府県と共同での調査を依頼した事例 (→事実確認調査を「実施していない」事例で「都道府県へ調査を依頼」した事例)

- 「1) 事実確認調査の有無」を回答した後、事実確認調査を行った場合には「1-2) 事実確認調査を行った結果」を回答し、事実確認調査がなかった場合には「1-3) 事実確認調査を行っていない理由」を回答します。
- 「1-3) 事実確認調査を行っていない理由」のうち、「都道府県へ事実確認調査を依頼」は、相談・通報を受理した後、市町村単独では事実確認調査を行わず、都道府県へ事実確認調査を依頼した例の場合に選択してください。
- 事実確認調査を行った結果のうち「c) 虐待の判断に至らなかった」には、「サービス提供上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった場合」や「虐待と思われるが、施設や事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例で、今後都道府県と共同して事実確認調査を行うこととした場合」などが該当します。

【問4】 都道府県への報告状況(※市町村が回答)

- 市町村による都道府県への報告状況を把握するための質問です。
- グレーで表示されているセルは、自動で表示される集計用の項目で、以下のように表示されます。

1) 虐待の事実が認められた事例→	問3の「1-2) 事実確認調査を行った結果」において「虐待の事実が認められた」場合に「該当」となります。
2) 都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例→	「2-1) 市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼」または「2-2) 市町村で事実確認調査ができず、都道府県に調査を依頼」が「該当」であった場合に、「該当」となります。

○問3の「1-2) 事実確認調査を行った結果」が「c) 虐待の判断に至らなかった」であった場合、問4の「2-1) 市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼」に該当するかどうか、必ず回答してください。

(問3)

問3 市町村における事実確認調査状況			
1) 事実確認調査の有無	1-1) 事実確認調査の開始日	1-2) 事実確認調査を行った結果	1-3) 事実確認調査を行っていない理由
a) 市町村が単独で実施	平24年4月4日	a) 虐待の事実が認められた	
当初より都道府県と共同で実施	平24年5月6日	c) 虐待の事実の判断に至らなかった	
c) 実施していない	平24年6月6日		c) 都道府県へ事実確認調査を依頼

1) で事実確認調査を行った場合、
1-2) 事実確認調査を行った結果
1) で事実確認調査を行わなかった場合
1-3) 事実確認調査を行っていない理由
のどちらか一方を回答します。
問1で通報受理自治体が「都道府県が直接受理」であった場合は回答不要です。

(問4)

問4 都道府県への報告状況(市町村が回答)			
1) 虐待の事実が認められた事例 (問3 1-2)の回答)	2) 都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例	2-1) 市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼	2-2) 市町村単独で事実確認調査ができず、都道府県に調査を依頼 (問3 1-3)の回答)
該当	非該当	該当	非該当
非該当	該当	該当	非該当
非該当	該当	該当	該当

問3の1-2)で「虐待の事実の判断に至らなかった」場合は、問4の2-1)に該当するかどうか、必ず回答します。

問4の「1) 虐待の事実が認められた事例」は、問3の1-2)で「a)虐待の事実が認められた」の場合に「該当」になります。

問4の「2) 都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例」は、問4の2-1)または2-2)が「該当」の場合に「該当」となります。

問4の「2-2) 市町村で事実確認調査ができず、都道府県に調査を依頼」は、問3の1-3)で「c)都道府県へ事実確認調査を依頼」の場合に「該当」になります。

※注意

問5以降の質問では、市町村で回答不可能な箇所エラー表示がある場合は、市町村回答の段階では表示を無視してください。その場合、エラーチェック欄上部及び「表紙」シートに都道府県での確認を促す表示が出ます。そのまま都道府県へ提出してください。

【問5】 都道府県における事実確認調査状況(※都道府県が回答)

○以下の事例について、**都道府県**での事実確認状況を把握するための質問です(都道府県で回答します)。

1) 市町村から「都道府県と共同して事実確認を行う必要がある」と報告された事例

2) 都道府県が直接相談・通報等を受理した事例

○1) 及び2) における、選択肢「c) 事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例」については、問3の記入要領を確認してください。

○2) における、選択肢「e) 事実確認を行わなかった事例」は、相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待事例ではないと判断し、虐待の事実確認を行わなかった事例等の場合に選択してください。

○「3) 1)もしくは2)で事実確認を行った場合の形態」では、「3-1) 市町村と共同」と「3-2) 都道府県単独」のそれぞれについて、該当する形態の「有」を選択してください(異なる形態で複数回実施した場合は重複可)。

(問4) 都道府県への報告状況(市町村が回答)

1)虐待の事実が認められた事例(参考:問3_1-2)の回答)	2)都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例	2-1)市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼	2-2)市町村単独で事実確認調査ができず、都道府県に調査を依頼(問3_1-2)の回答)
該当	非該当		非該当
非該当	該当	該当	非該当
非該当	該当		該当

(問1) 通報受理自治体

3)通報受理自治体
市町村が受理
市町村が受理
市町村が受理
都道府県が直接受理

問5 都道府県における事実確認調査状況

1)市町村から「都道府県と共同して事実確認を行う必要がある」と報告された事例	2)都道府県が直接相談・通報等を受理した事例	3)1)もしくは2)で事実確認を行った場合の形態
		3-1)市町村と共同 3-2)都道府県単独
a)事実確認調査により虐待の事実が認められた事例		有
c)事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例		有 有
	a)事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	有

問4の2)において、「都道府県と共同して事実確認を行う必要がある」と報告された事例の場合、問5の1)に回答します。

問1の3)において、「都道府県が直接通報等を受理した」事例の場合、問5の2)に回答します。

3)では、事実確認調査の形態について、「3-1)市町村と共同」と、「3-2)都道府県単独」の該当する形態で「有」を選択してください。

【問6】虐待事例の概要

- 事実確認調査によって得られた、虐待事例の概要を把握するための質問です。**通報等の受理主体、事実確認の実施主体に関わらず、虐待の事実が認められた事例のみ回答します。**
- 虐待の事実が認められた事例には、①問3の1-2)において「虐待の事実が認められた」事例、②問5の1)において「事実確認調査により虐待の事実が認められた事例」、及び③問5の2)において「事実確認調査により虐待の事実が認められた事例」が該当します。
- 「2)虐待があった施設・事業所のサービス種別」の選択肢にどのサービス種別が該当するかについては、次ページに示す表を参照してください。なお、「その他」は例外的なものであり、無届施設等を養介護施設・事業所とみなした場合、複数のサービス種別にまたがる場合等が該当します。
- 「3)虐待の発生要因」は、当該事例が発生した要因として考えられた事項について、「**職員教育の不足**」「**従事者の職務上のストレス**」などのように、**簡潔に記述してください。**
- 「4)当該施設等に対する過去の指導等(指導・権限行使・減算・苦情対応等)」については、**虐待が発覚する以前に、当該施設・事業所に対して指導や介護保険法・老人福祉法上の権限行使、減算措置、サービスに関する苦情の受付・対応などを行っていた場合**の内容を回答してください。
- 4)に該当する内容がない場合は、「なし」等と入力してください(入力がないとエラー表示が出ます)。
- 「5)被虐待者・虐待者の特定」において、「**特定できている**」とは、**被虐待者もしくは虐待者が複数いる際に、その一部の人だけを特定できている場合を含みます。**特定できている人の他に不特定の被虐待者・虐待者がいる場合は、記入欄にその旨を回答します。**附B票(個人票)には特定できている分だけ回答します。**
- 「被虐待者・虐待者が特定できていない理由」の回答にあたっては、被虐待者もしくは虐待者が「**不特定多数である場合**」であるか「**どの個人かが特定できない状態**」であるのか等がわかるようにしてください。

問6 虐待事例の概要				
1)虐待の事実が確認された期日	2)虐待があった施設・事業所のサービス種別	3)虐待の発生意因(記入)	4)当該施設等に対する過去の指導等(指導・権限行使・減算・苦情対応等)(記入)	5)被虐待者・虐待者の特定 <small>b), c), d)の場合、被虐待者・虐待者が特定できていない理由(記入)</small>

虐待の事実が認められた事例のみ回答

2)は本ページの表※を参考にしてください。

3)は具体的な内容を簡潔に記入。

4)は具体的な内容を簡潔に記入し、**ない場合は「なし」と記入。**

5)の「特定」は、一部のりだけを特定した場合を含みます。「特定できていない理由」には、「不特定多数」「どの個人か特定不可」等がわかるように理由を記入してください。
被虐待者または虐待者のどちらか一方でも特定できている場合には、【附B票】個人票に進んで回答してください。特定、不特定が混在する場合は、特定できている分を回答します。

【附B票】個人票へ(調査対象年度に虐待と判断した事例のみ)

- B表問6の5)で被虐待者または被虐待者が一部でも特定できている場合、被虐待者・虐待者の属性、虐待の様態等について回答します。「【附B票】個人票へ行く」ボタンをクリックし、**附B票へ移動してください。**
- B票と突合するため、整理番号(問6右側に表示)を【附B票】個人票の対応する場所に入力してください。

被虐待者または被虐待者が一部でも特定できている場合、「【附B票】個人票へ行く」ボタンをクリックし、附B票へ進んでください。

被虐待者または被虐待者が一部でも特定できている場合、別シート(附B票)に詳細を回答してください。

下の「附B票へ行く」ボタンをクリックし、該当箇所を回答してください。

整理番号(※)

001

002

【附B票】個人票へ

【附B票】個人票へ

【附B票】個人票へ整理番号を転記します。

※施設・事業所のサービス種別の分類

調査票上の選択肢	選択肢に該当するサービス種別
特別養護老人ホーム	・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
介護老人保健施設	・介護老人保健施設
介護療養型医療施設	・介護療養型医療施設
認知症対応型共同生活介護	・認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合サービス福祉事業 ・認知症対応型共同生活介護
有料老人ホーム	・有料老人ホーム
小規模多機能型居宅介護等	・小規模多機能型居宅介護事業 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス
軽費老人ホーム	・軽費老人ホーム
養護老人ホーム	・養護老人ホーム
短期入所施設	・老人短期入所事業 ・老人短期入所施設 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護
訪問介護等	・老人居宅介護事業 ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・定期巡回・随時対応型訪問介護 ・夜間対応型訪問介護
通所介護等	・老人デイサービス事業 ・老人デイサービスセンター ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・老人福祉センター
特定施設入居者生活介護	・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護
居宅介護支援等	・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター ・老人介護支援センター
その他	・無届施設等を養介護施設・事業所とみなした場合 ・複数のサービス種別にまたがる場合

■ 附B票(個人票)

***附B票は、調査対象年度に虐待と判断した事例についてのみ回答してください。**

附B票(個人票)は事例に関わった被虐待者や虐待者の属性、虐待の種別など概要について把握するための質問です。B票は一つの事例ごとに回答しますが、**附B票は各事例に関係する個人について回答します。**

なお、虐待事例と判断されなかった事例、虐待事例でも被虐待者・虐待者がまったく特定できない事例(不特定多数の場合を含む)については、附B票に回答する必要はありません。**(整理番号の転記も不要)**。

※回答欄冒頭の列に、自治体独自の管理用の番号等を入力できる欄があります。都道府県及び国における回答集約には使用しない(データとして収集されない)欄ですので、適宜ご使用ください。

【附1】事例ごとの被虐待者・虐待者数

- 本問に回答する前に、本問左側にある「**整理番号**」欄に、**B票にある整理番号**を入力します。整理番号はB票問6右側にあります。**被虐待者・虐待者の人数に関わらず、その事例の最初の行にのみ入力します。**
- 「附1」で「1)被虐待者の人数」と「2)虐待者の人数」を入力します。**入力すると、整理番号を入力した欄とは別に、左端の「整理情報」欄(入力できない部分)にもう1つある「整理番号」欄に、被虐待者・虐待者の人数のうち多い人数の行だけ整理番号がコピーされます**(回答者が入力した「整理番号」欄はそのまま)。「附2」以降の質問には、整理番号がコピーされた行内で回答してください。
- 「附1」に続く質問のうち、「附2」「附3」は被虐待者の人数分、附4は虐待者の人数分、個人ごと**(1人につき1行)**に回答します。個人間の順序は任意で、**複数人の場合に同じ行で被虐待者と虐待者を関連付ける必要はありません。**また、両者の人数が異なる場合は、人数が少ない方に空白の行ができますが、回答の必要はありません。
- 2例目以降について回答する際には、左端の「整理情報」欄(入力できない部分)に整理番号が表示されていない行から回答を始めてください。**

(整理番号及び附1)

整理情報			整理番号[記入欄]	附1 事例ごとの被虐待者・虐待者数(特定できた数)	
整理番号	行番号	自治体独自の管理用番号	【B票】での整理番号を記入してください(半角)	1)被虐待者の人数	2)虐待者の人数
001	1		001	2	3
001	2				
001	3				
002	4		002	1	1

被虐待者・虐待者の人数を入力すると、回答に必要な行数分「整理情報」欄(入力できない部分)に整理番号がコピーされます。

次の事例は「整理情報」欄の整理番号が表示されていない行から開始します。

【B票】問6にある整理番号を転記します。

(附2以降)

整理番号[記入欄] 【B票】での整理番号を記入してください(半角)	附1 事例ごとの被虐待者・虐待者数(特定できた数)		附2 被虐待高齢者		附4 虐待を行った養介護施設等の従事者			
	1)被虐待者の人数	2)虐待者の人数	1)性別	2)年齢階級	1)年齢階級	2)職名又は職種	3)性別	
001	2	3	女	80~84歳	~29歳	介護職(介護福祉士)	その他の具体的内容	女
			男	85~89歳	30~39歳	看護職		女
					40~49歳	施設長		男
002								

例)整理番号「001」の場合、被虐待者の人数=2人、虐待者の人数=3人のため、被虐待高齢者に関する回答(附2・3)は2人分(2行。3行目は空白)、虐待を行った養介護施設等の従事者に関する回答(附4)は3人分(3行)回答します。

【附2】被虐待高齢者、【附3】虐待の種別・類型

- 「附2」及び「附3」は、被虐待者の状況について、「附1」の「1) 被虐待者の人数」で回答した人数分、個人ごとに回答します。
- 「附2」では、被虐待者の属性について、質問ごとに該当する選択肢を選んでください。
- 「附3」の「1) 虐待の種類」では、確認された虐待行為の種類について、該当するものを選んで回答してください（重複可）。
- 「2) 虐待に該当する身体拘束の有無」では、「緊急やむを得ない場合」に例外的に許容されるものを除いて、身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当するものとして回答します。また、本問が「有」の場合、その様態に応じて「1) 虐待の種類」の該当するものを選んで回答してください。
- 「3) 具体的な虐待の内容」は、「平手打ちを繰り返す」「食事を与えず衰弱させる」のように、虐待行為の具体的な内容について、簡潔に回答してください。
- 「4) 虐待の深刻度」は、「生命・身体・生活に関する重大な危険」を5（最大）とし、「生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」を1（最小）とする5段階評価です。当該の被虐待者が、もっとも深刻な時点でどの程度の被害を受けていたか、回答してください。回答自治体が判断できる範囲で、もっとも当てはまると考えられる選択肢を選んでください。
- 「5) 被虐待者の死亡の有無」では、被虐待者が虐待により死亡に至った場合、「有」を選択します。

1) 虐待の種類					2) 虐待に該当する身体拘束の有無	3) 具体的な虐待の内容(記入)	4) 虐待の深刻度	5) 被虐待者の死亡の有無
a) 身体的虐待	b) 介護等放棄	c) 心理的虐待	d) 性的虐待	e) 経済的虐待				
有					無	平手打ちを繰り返す	3-生命・身体・生活に著しい	無
	有	有			有	食事を与えず衰弱させ	4	無

2)は虐待に該当する身体拘束の有無を回答してください。

3)は虐待行為の具体的な内容を簡潔に記入してください。

5…生命・身体・生活に関する重大な危険
4
3…生命・身体・生活に著しい影響
2
1…生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等の5段階による設問です。
深刻度に応じて適切な数値を選んでください。

【附4】虐待を行った養介護施設等の従事者

- 虐待者（虐待を行った養介護施設従事者等）について、「附1」の「2) 虐待者の人数」で回答した人数分、個人ごとに回答します。
- 1)～3) それぞれの質問において、虐待者の属性について該当する選択肢を選んでください。

※行われた虐待行為が「介護等放棄」及び身体拘束であった場合の実施者（虐待者）については、従事者個人の判断で行った場合は従事者、組織内での合意や指示があった場合はその決定者（施設長や、主任等の管理職。この場合直接実施した従事者は除く）を回答します。これらが判断しにくい場合や組織全体で漫然と行っていたような場合の虐待者は「その他」とし、その旨を記入欄に回答します。

【B票 問7に進む】

- 【附B票】を回答し終えたら、B票の問7に進み、回答を続けます。「B票回答の続き『問7』に進む」ボタンをクリックし、B票へ移動してください。

引き続き、虐待のあった養介護事業所について回答を続けてください。こちらに進んでください。

B票(養介護施設従事者等による虐待)回答の続き「問7」へ進む

クリック

※注 意

問7以降の質問では、市町村で回答不可能な箇所にエラー表示がある場合は、市町村回答の段階では表示を無視してください。その場合、エラーチェック欄上部及び「表紙」シートに都道府県での確認を促す表示が出ます。

■ B票問7以降

- 問7以降の質問は、虐待があったと認められた事例のみ回答します。
- 問7～問9では、該当する対応や権限行使を実施しなかった場合でも、「無」を必ず選択してください。また、すべての項目が「無」の場合、「対応開始期日」「権限行使開始日」は回答する必要ありません。
- 問7～問9で何らかの対応を行った場合、各問でもっとも早く行った対応の開始日を入力してください。

【問7】老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応

○1)～3) のすべての項目について、市町村もしくは都道府県が実施の有無を回答します。

問7 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応			
1)施設等に対する指導(一般指導)	2)施設等からの改善計画の提出依頼	3)虐待を行った養介護施設従事者等への注意・指導	4)1)～3)のいずれかを実施した場合の対応開始期日(何らかの対応を開始した期日)
市町村が実施	都道府県が実施	無	平24年8月8日
無	無	無	

該当する対応を実施しなかった場合でも、「無」を必ず選択してください。いずれも実施しなかった場合は、1)～3)は「無」とし、4)対応開始期日は空白とします。

【問8】介護保険法の規定に基づく権限の行使

- 1)～8) のすべての項目について、市町村もしくは都道府県が実施の有無を回答します。
- 1)～7)のうち、選択肢として「市町村・都道府県がそれぞれ実施」が本来ありえない項目もありますが、集計の便のため1)～7)のすべてで選択肢に含まれています。

【問9】老人福祉法の規定に基づく権限の行使

○1)～6) のすべての項目について、権限を有する都道府県もしくは市のいずれかが実施の有無を回答します。

【問10】市町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置

【問11】老人福祉法、介護保険法に基づく措置を行った事案の具体的内容

- 問7～問9の中で、何らかの対応・権限行使があった事例について、当該の対応・権限行使を行った市町村もしくは都道府県が回答します。
- 問10では、1)～3)それぞれについて、市町村・都道府県の対応に対して、当該養介護施設等において行われた措置があった場合は「有」とし、その期日を入力します。
- 問11は、老人福祉法、介護保険法に基づく措置を行った事例について、その具体的内容を入力します。

【B票】【附B票】のエラーチェック

- 各票の最後尾に全体のエラーの有無を示す項目があります。「エラーが残っています」という表示があった場合には、戻ってエラーの箇所を確認してください。
- 市町村回答の段階で、回答不可能な箇所にエラー表示がある場合は、表示を無視してください。その場合、エラーチェック欄上部及び「表紙」シートに都道府県での確認を促す表示が出ます。

	問5～問11 都道府県と市町村が両者が回答する質問です。
	エラーを都道府県でも確認
問1～問4 エラーチェック	問6～問11 エラーチェック
いずれかにエラーがあります。	いずれかにエラーがあります。
問4以前にエラーがあります	問6以降にエラーがあります

C票について

※C票は、初期設定で最大100行のデータが回答できます。行が不足する場合は追加可能ですので、本記入要領 p.29～「回答行を追加したいとき」にしたがって行を追加してください。

C票は、「養護者による高齢者虐待（虐待を受けていると思われる場合も含む）」についての対応状況等を把握するための調査票です。これまでの調査と異なり、次のような変更を行っていますので、ご注意ください。

変更内容

- 虐待を受けた(受けたとと思われる場合を含む)高齢者ひとりずつについて、1行ずつ回答します。
- 被虐待高齢者が複数いる、同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例でも、被虐待高齢者ひとりずつについて回答してください。その際、被虐待高齢者2人目以降については、問1～問4へは回答不要です。空欄のままにして、それ以降の質問に進んでください。
- 回答のはじめに、「要確認事項」として上記の点を確認しますので、必ず回答してください。

質問項目に対し「その他」、「不明」を選択した際には、『「その他」の具体的内容』、「不明の理由」が必要になる場合がほとんどです。回答すべき内容が漏れていないか確認をお願いします。また、「その他」に回答した内容が既に選択肢として用意されている場合があります。選択肢を十分に検討した上で回答してください。

※回答欄冒頭の列に、自治体独自の管理用の番号等を入力できる欄があります。都道府県及び国における回答集約には使用しない(データとして収集されない)欄ですので、適宜ご使用ください。

■ 回答対象となる事例(要確認)

【対応時期】

○下記の事例はいずれも本調査の回答対象となります。

対応時期(冒頭の「要確認事項」で選択)	それ以前	調査対象年度 4/1～3/31	それ以降
a)本調査対象年度内に、相談・通報等を受理した事例			
b)対象年度以前に相談・通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例 ①事実確認調査を対象年度において初めて実施した事例 ②以前に事実確認調査を行った結果が「虐待の判断に至らなかった」事例で、対象年度において新たに事実確認調査を実施し、新たな結果が得られた事例		<p>※虐待対応が翌年度にまたがる事例を含む。</p>	
c)対象年度以前に通報受理・事実確認調査した虐待事例で、対応が対象年度となった事例 ①何らかの対応を対象年度において初めて実施した事例 ②以前に対応を開始しているが、対応が終結せず、新たな対応を行った事例 ③以前に対応を開始しているが、対応が終結せず、かつ同様の対応が継続している事例			

※図の点線は、事実確認の結果虐待の事実が認められなかった／判断に至らなかった事例を含むことを指す。

【高齢者】

- 事例として計上されるのは虐待を受けている（を受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が65歳以上の事例のみとします（年齢は不明であるものの、65歳以上と推測された事例は回答対象とします）。なお、65歳未満者は対応不要ということではなく、「本調査の対象外」として、計上しません。

【養護者】

- 養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。これらに該当しない虐待者によるケースは計上しないよう注意してください。ただし、経済的虐待については、法第2条により、養護者以外の「高齢者の親族」によるものも含まれます。
- B票で虐待者が「養介護施設従事者等」の範囲外となったもので「養護者」として取り扱うべきものは、C票に計上するようにしてください（7ページ参照）。続柄等は「その他」で具体的内容を回答します。

【相談及び通報・届出】

- 本調査での「相談」には、法が示す「通報」もしくは「届出」に該当するもの（内容に虐待を受けたと『思われる』高齢者の発見に関する一定の事実が含まれると考えられるもの）を計上してください。また「通報」には法が示す被虐待者本人による「届出」が含まれます。なお、相談・通報には、上記の内容を満たすものであれば、事実確認調査の結果、虐待とは判断されなかったものも含まれることに注意してください。

【セルフネグレクト（※調査対象外）】

- 居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない状態、いわゆる「セルフネグレクト」の状態にある高齢者については、対応が不要ということではありませんが、「本調査の対象外」として、相談・通報及び虐待事例として計上しません。

■ 要確認事項（必須回答）（一部再掲）

【同一家庭における複数の被虐待者の存在】

- 本票は、虐待を受けた（受けたと思われる場合を含む）高齢者ひとりずつについて、1行ずつ回答します。
- 本問は必ず回答してください。選択肢「単独、又は虐待ではない／判断に至らなかった事例」「複数被虐待者がいるうち1人目」「複数被虐待者がいるうち2人目以降」から、該当するものを選んでください。
- 被虐待高齢者が複数いる、同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例でも、被虐待高齢者ひとりずつについて回答してください。ただし、被虐待高齢者が複数の場合であっても、虐待と判断されなかった事例については、1行でまとめて回答してください。

【対応時期】

- 前ページ「回答対象となる事例」の「対応時期」に示した事例すべてについて回答します。
- 対応時期に応じて、3つの選択肢のうちいずれかを必ず選んでください。
- 被虐待者が複数いる同一家庭の事例においても、被虐待高齢者ひとりずつについて回答してください。
- 以前にほぼ終結し、調査対象年度の期間に再度、相談・通報があり、対応した事例は、新たに受理した

事例として回答します。

(要確認事項:同一家庭における複数の被虐待者の存在)

整理情報					要確認事項(必須回答)
都道府県	市町村	市町村コード	整理番号	自治体独自の管理用番号	同一家庭における複数の被虐待者の存在
□□県	○○市	#####	1		単独、又は虐待ではない/判断に至らなかった事例
□□県	○○市	#####	2		複数被虐待者がいるうち1人目
□□県	○○市	#####	3		複数被虐待者がいるうち2人目以降

C票は原則高齢者ひとりずつについて回答します。

●被虐待(と思われる)高齢者がひとり(単独)
●虐待と判断されなかった事例(※高齢者が複数の場合もまとめて1行で回答)

●虐待事例で、被虐待高齢者が複数いる場合の1人目

●虐待事例で、被虐待高齢者が複数いる場合の2人目以降

(要確認事項:対応時期)

要確認事項(必須回答)	対応時期
存在	
	a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例
	b)対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例
	c)対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例

被虐待者が複数いる同一家庭の事例においても、被虐待高齢者ひとりずつについて回答してください。

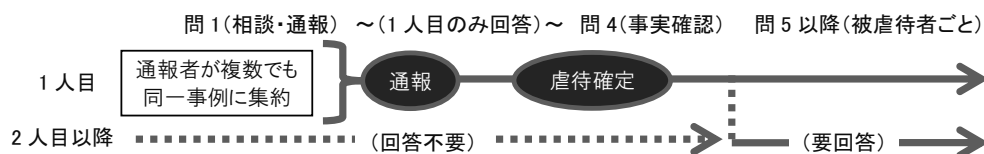
以前にほぼ終結し、当調査年度の期間に再度、相談・通報があり、対応した事例は、新たに受理した事例として記入します。

調査対象年度以前に相談・通報の受理や事実確認を行った事例であっても、対応や事実確認が対象年度となった場合は回答対象です。

問1～問4

問1～問4は、相談・通報等の受理から事実確認の結果までの状況を回答する項目です。

※被虐待高齢者が複数いる同一家庭の事例では、被虐待高齢者2人目以降については、問1～4は回答不要です(※前記「要確認事項」への回答は必須)。問5から回答してください。



【問1】相談通報受理日

○「相談・通報受理日」は調査対象年度よりも以前の日付が入力されることもあります(調査対象年度以前にも相談・通報があった場合)。なお、日付は西暦で「2012/04/01」のように半角で、年・月・日の区切りにはスラッシュ(/)を用いて入力してください(以降の質問で期日を回答する場合も同じ)。

【問2】相談・通報者(重複可)

○複数の者から相談・通報があった場合は、それぞれ該当するすべての区分に人数をカウントしてください。ただし、同一又は明らかに同一と思われる相談・通報者から同一事例に対して複数回の相談・通報があった場合については、「1人」としてカウントしてください。

○「k その他」に該当する場合は、人数を入力するとともに、右記入欄に具体的な通報者の属性を最大3件まで入力してください。

※各区分で5人を超える場合は、当該区分で「5人」としたうえで、超える人数を「k) その他」で選択し、具体的内容の詳細を回答します。

【問3】 事実確認の状況

○「1) 調査の状況」については、事実確認の有無及びその様態によって、以下の選択肢から該当するものを選択してください。

■事実確認を行った事例	
a) 訪問調査により事実確認を行った事例	
b) 関係者からの情報収集のみで事実確認を行った事例	
c) 立入調査により事実確認を行った事例	
■事実確認調査を行っていない事例	
d) 相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	
e) 相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定しているまたは事実確認調査の要否を検討中の事例	

○法第11条に基づく立入調査により事実確認調査を行った場合、「c) 立入調査により事実確認を行った事例」を選択してください。

○「c) 立入調査により事実確認を行った事例」を選択した場合、「3) 警察の同行」に回答してください。

【問4】 事実確認調査の結果

○問3の「1) 調査の状況」で、事実確認調査を行った事例として回答した場合（選択肢 a、b、c）、本問に回答します。事実確認調査を行わなかった場合は回答不要です（以降問9のみ回答）。

○「1) 調査の結果」で「a) 虐待を受けたまたは受けたとと思われる事例」を選択した場合、「2) 虐待の事実が確認された期日」～「5) 虐待の発生要因」について回答します。

○「3) この事例での被虐待者の人数」は、通常は「1人」となりますが、被虐待高齢者が複数いる、同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例の場合は「2人」もしくはそれ以上となります。この場合、2人目以降を含めて被虐待高齢者の人数を数え、回答してください。

○「4) この事例での虐待者の人数」は、被虐待高齢者が複数いる場合であっても延べ人数で回答せず、実人数で回答してください。

○「5) 虐待の発生要因」は、当該事例が発生した要因として考えられた事項について、「介護疲れ」「経済的困窮」「養護者自身の身体的障害」などのように、簡潔に記述してください（任意回答）。

要確認事項	問4 事実確認調査の結果				
	1) 調査の結果	2) 虐待の事実が確認された期日	3) この事例での被虐待者の人数	4) この事例での虐待者(養護者)の人数	5) 虐待の発生要因
同一家庭における複数被虐待者の存在					
複数被虐待者がいるうち1人目	a) 虐待を受けたまたは受けたとと思われる事例	平24年4月15日	2人	1人	
複数被虐待者がいるうち2人目以降					

虐待の事実が確認された事例では、2)以降にも回答します。

虐待者の人数は実人数を回答。

被虐待高齢者が複数人いる場合、その事例の2人目以降の間1～問4は記入不要です(被虐待者数は1行目に回答)。

※注意：問9:死亡事例の有無について(全事例回答必須)

問3で事実確認調査を行わなかった事例、及び問4で虐待の事実が認められなかった(判断に至らなかった場合を含む)事例であっても、本票末尾の「問9 養護者の虐待等による死亡事例への該当」には必ず回答してください。

■ 問5～問8(※虐待事例のみ回答)

【問5】虐待の内容

- 事実確認調査によって得られた、虐待事例の概要を把握するための質問です。虐待の事実が認められた事例のみ回答します。
- 被虐待者ひとりずつについて回答してください。被虐待高齢者が複数いる、同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例は、問4までは回答不要でしたが、本問以降は回答が必要です。
- 「1) 虐待の種別・類型」ではその被虐待者が受けた虐待についてあてはまるものに「有」を選択します。
- 「2) 具体的な虐待の内容」は、「平手打ちを繰り返す」「食事を与えず衰弱させる」のように、虐待行為の具体的な内容について、簡潔に入力してください(任意回答)。
- 「3) 虐待の深刻度」は、「生命・身体・生活に関する重大な危険」を5(最大)とし、「生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」を1(最小)とする5段階評価です。当該の被虐待高齢者が、もっとも深刻な時点でどの程度の被害を受けていたか、回答してください。回答自治体が判断できる範囲で、もっとも当てはまると考えられる選択肢を選んでください。

※過去の調査において、本問や次の問6に、「セルフネグレクト」に該当する事例に関する回答が見受けられました。「本調査の対象外」となりますので、回答に含めないようご注意ください。

問5 虐待の内容						
1)虐待の種別・類型					2)具体的な虐待の内容 (記入)	3)虐待の深刻度
a) 身体的虐待	b) 介護・世話の 放棄、放任	c) 心理的虐待	d) 性的虐待	e) 経済的虐待		
有					平手打ちを繰り返す	3-生命・身体・生活に著しい影響
	有	有			食事を与えず衰弱させる	4

2)は虐待行為の具体的な内容を簡潔に記入してください。

5…生命・身体・生活に関する重大な危険
4
3…生命・身体・生活に著しい影響
2
1…生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等の5段階による設問です。深刻度に応じて適切な数値を選んでください。

【問6】被虐待者・虐待者の状況

- 1)～8)は被虐待高齢者(被虐待者)の状況を、9)は虐待者の状況を把握するための質問です。
- 被虐待者の状況に関する質問1)～8)への回答において、「不明」または「その他」の選択肢を選んだ場合は、「8)1)～7)がその他の場合具体的な内容、不明の場合その理由」に詳細を回答します。
- 原則として、事実確認時点の情報に基づき回答することとしますが、事実確認後から何らかの対応を行うまでの支援の過程で、新たに判明したこと、事実確認時点の情報に追加・修正があった場合には、それらを反映させて回答してください。
- 「3)被虐待者の介護保険の申請」で回答が「認定済み」の場合、引き続き、「4)介護保険認定済者の要介護度」、「5)介護保険認定済者の認知症日常生活自立度」を回答します。なお、認知症日常生活自立度は、主治医意見書によるものとし、これによることが困難な場合は、認定調査票によるものとします。
- 同一の家庭で一体的に発生していると考えられる事例で、被虐待高齢者が複数いる場合、重複してもか

まいませので、「6)虐待者との同居・別居」～「9)虐待者属性」についても被虐待者ごとに回答してください。例えば、子が両親のどちらも虐待していた場合、母親（被虐待者1人目）と父親（2人目）の両方の回答で、子との関係や子の属性をそれぞれ回答してください。

○「7) 家族形態」はこれまでの調査の「世帯構成」に替わる質問で、以下の選択肢を設定しています。

a) 単独世帯
b) 夫婦のみの世帯
c) 未婚（配偶者がいたことがない）の子と同居
d) 配偶者と離別・死別等した子と同居
e) 子夫婦と同居
f) その他①：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）
g) その他②：非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）
h) その他③：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院等、他の選択肢に該当しない場合）
i) 不明

※「子」は実子もしくは養子を指す。

※子と同居となる家族形態は、三世代以上となる場合、及び他の親族も同居している場合を含む。

※「配偶者と離別・死別等した子と同居」には、有配偶だが配偶者が現在世帯にいない場合を含む。

※「非親族と同居」は、当該世帯内に非親族がいる場合はすべてこの類型となる。

○「7) 家族形態」で、選択肢「f) その他①」～「h) その他③」、及び「i) 不明」を選んだ場合は、具体的な内容や理由を8)に回答してください。

○「9) 虐待者属性」は、虐待者が複数の場合は、それぞれ該当する項目に答えてください。最大3人まで入力できます。4人以上の場合は、問4の「3) この事例での虐待者の人数」に正しい人数を回答したうえで、虐待行為に主として関わっていた順に3人まで回答してください。

また、「その他」「不明」については、具体的内容又は理由を、1)～7)と同様に回答してください。

問6 被虐待者・虐待者の状況							
1) 被虐待者性別	2) 被虐待者年齢	3) 被虐待者の介護保険の申請	*介護保険認定済者のみ		*被虐待者が複数でも被虐待者に対して		8) 1)～7)がその他の場合具体的内容、不明の場合その理由
			4) 介護保険認定済者の要介護度	5) 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度	6) 虐待者との同居・別居	7) 家族形態	
女性	75～79歳	認定済み	要介護2	自立度II	虐待者及び他家族と同居	e) 子夫婦と同居	被虐待者が複数いる場合、被虐待者ごと(1行ごと)に回答してください。
男性	80～84歳	未申請			虐待者及び他家族と同居	e) 子夫婦と同居	

3)で介護保険が「認定済み」の場合は、4)要介護度、5)認知症日常生活自立度を記入します。

1)～7)に「その他」や「不明」がある場合、この欄に具体的内容や理由を回答してください。

問6 被虐待者・虐待者の状況								
9) 虐待者属性								
【虐待者1】 a-1) 被虐待者から見た続柄	*続柄その他・不明時 その内容/不明理由 (記入)	【虐待者1】 b-1) 年齢	【虐待者2】 a-2) 被虐待者から見た続柄	*続柄その他・不明時 その内容/不明理由 (記入)	【虐待者2】 b-2) 年齢	【虐待者3】 a-3) 被虐待者から見た続柄	*続柄その他・不明時 その内容/不明理由 (記入)	【虐待者3】 b-3) 年齢
息子		50-59歳	息子の配偶者(嫁)		40-49歳			
息子		50-59歳	息子の配偶者(嫁)		40-49歳			

虐待者は最大3人まで記入できます。4人以上の場合、虐待行為に主として関わった順に3人まで回答してください(問4の3)に正確な人数を回答してください)。

被虐待者が複数いる場合、虐待者に関する回答が重複してよいので、被虐待者ごと(1行ごと)に回答してください。

【問7】 虐待事例への対応状況

- 本調査の対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事例で、対応が対象年度となった、もしくは対応が継続している事例については、次のように回答してください。

対象年度になってから初めて何らかの対応を行った事例	対象年度に通報受理や事実確認調査を行った事例と同様に回答してください。
前年度から何らかの対応を開始している事例	「1) 分離の有無」で「d) その他」を選択して、記入欄に状況を回答してください。 なお、「4) 権利擁護に関する対応状況」について、 <u>対象年度に新たに行った対応がある場合は、4) で回答してください</u> （ない場合も「無」等の回答は必要）。

- 「1) 分離の有無」で、「a) 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」とした場合、2) の対応内容を回答します。
- 相談・通報受理後の対応の過程において、被虐待者保護のため被虐待者と虐待者を一度でも分離した事例については、「a) 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」として回答し、「b) 被虐待者と虐待者を分離していない事例」には、相談・通報受理後、一度も被虐待者と虐待者を分離していない事例のみ回答してください。ただし、対応としてショートステイ（短期入所サービス）を活用している場合、下表のとおり取り扱うこととします。

1-1)で「a)被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」	1-1)で「b)被虐待者と虐待者を分離していない事例」
・生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断し、高齢者を緊急的かつ一時的に保護。 ⇒「2) 分離を行った場合の対応内容」にも回答	・被虐待者保護のためというよりはむしろ一般的な利用方法として、随時または定期的に利用した。 ⇒「3) 分離をしていない場合の対応内容」にも回答

- 「2) 1)で分離を行った場合の対応内容」では、1-1) で「a) 被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」とした事例について、該当する対応を選択してください。それ以外の場合は回答不要です。

ただし、対応内容の選択肢 a) ～e) の複数項目に該当する対応を行った事例については、最初に行った対応をひとつだけ選んでください。

- 「2-1) 対応内容」で、選択肢 a) ～e) のいずれかを選んだ場合、「2-2) 面会の制限の有無」を回答してください。法第 13 条では、措置が採られた場合において面会制限を規定しているところですが、実態としてそれ以外（契約による介護サービスの利用等）の場合にも面会制限を行ってれば回答してください。

- 2-1) の選択肢「b) 老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」は、虐待者と分離して被虐待高齢者を保護する際に、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などの「やむを得ない事由」によって、契約による介護保険サービス利用が著しく困難な被虐待者に対して、老人福祉法に基づき、市町村長が職権により介護サービスを利用させた場合となります。ただし、ここでは、サービスとして例えば「特別養護老人ホーム」、「ショートステイ」、「認知症対応型共同生活介護」を利用した事例をさし、訪問系又は通所系サービスのみを利用した事例は、分離した事例としては扱わず、ここを選択しないでください。

また、老人福祉法に基づき養護老人ホームへ措置した事例もここを選択してください。さらに、この場合に面会制限を行ったり、養護者に被虐待者の住所や居所を教えなかった場合についても回答してください。

- 2-1) の「c) 緊急一時保護」は、契約による介護保険サービス利用、老人福祉法に基づく措置のいずれの方法でもなく、被虐待者を緊急的かつ一時的に保護した事例を回答してください。保護先の場所は問いません。

問7 虐待事例への対応状況					
1) 分離の有無		2) 1)で分離を行った場合の対応内容			
1-1) 分離の有無	※その他時記入※ その他の内容	1-2) 分離・非分離 対応開始日	2-1) 対応内容	※その他時記入※ その他の内容	2-2) 面会制限 の有無
a) 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例		平24年4月15日	a) 契約による介護保険サービスの利用		有
b) 被虐待者と虐待者を分離していない事例		平24年4月20日			

実態として、例えば契約による介護サービスの利用等の場合にも面会制限を行っている事例は「有」にしてください。

複数項目に該当する対応を行った事例については、最初に行った対応をひとつだけ選んでください。

- 「3) 1)で分離をしていない場合の対応内容」では、1-1)で「b) 被虐待者と虐待者を分離していない事例」とした事例について、3-1) 及び3-2)の該当項目に答えてください。それ以外の場合は回答不要です。
- 「3-1) 経過観察以外の対応を行ったかどうか」は、経過観察以外の何らかの対応を行った場合は「行った」として、その詳細を、「3-2) 経過観察以外の対応を行った場合の詳細」の a) ~f) に回答してください。それ以外の、経過観察のみとなっている事例は「経過観察(見守り)のみ」を回答してください。見守りサービスの利用や、民生委員や自治会等への見守り依頼等の場合は、「経過観察(見守り)のみ」とはせず「行った」を選択し、3-2)の「e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用」に回答してください。
- 上記の点を含めて、3-2)の選択肢「b) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加」～「e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用」は、具体的には下表のような場合が該当します。

a) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加	家族会等の地域にある介護者のセルフヘルプグループの活動への参加、地域支援事業による家族介護支援事業への参加等の場合 等
b) 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	事実確認前には介護保険サービスを利用していなかったが、事実確認後に利用を開始した場合
c) 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	事実確認前にも介護保険サービスを利用していたが、事実確認後にケアプランを見直し、サービスの追加や変更等を行った上で、引き続き介護保険サービスを利用している場合
d) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	宅老所、配食サービス等介護保険の給付対象となっていない介護福祉サービスを利用している場合、見守りサービスを利用していたり、民生委員や自治会等に見守りを依頼している等の場合 等

問7 虐待事例への対応状況							
3) 1)で分離をしていない場合の対応内容							
3-1) 経過観察以外の対応を行ったかどうか	3-2) 経過観察以外の対応を行った場合の詳細						
	a) 養護者に対する助言・指導	b) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加	c) 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	d) 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	f) その他	※ その他の具体的内容(記入)
行った	有	有		有			
経過観察(見守り)のみ	経過観察以外の対応を行った場合は、「行った」として、3-2)の a)~f)へ回答し、行っていない場合は「経過観察(見守り)のみ」と答えてください。						上表を参考に、該当する対応について回答してください。

- 「4) 権利擁護に関する対応状況」は、分離の有無を問わず、各項目の該当する選択肢を回答してください。調査対象年度以前に相談・通報を受理事実確認調査を行った虐待事例のうち、「権利擁護に関する対応」が調査対象年度内に行われた事例は、調査対象となりますので、問1から回答してください。
- 「4-1) 成年後見制度利用の有無」で「開始済」または「手続き中」を選択した場合、「4-2) 市町村長申立の有無」について回答します。なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用は重複しません。
- 4-1) で成年後見制度「開始済」「手続き中」、または4-3)で日常生活自立支援事業を利用の場合、「4-4) 権利擁護対応開始日」に、申請・申立等の具体的な手続きを開始した期日を回答してください。

問7 虐待事例への対応状況			
4) 権利擁護に関する対応状況			
4-1) 成年後見制度利用の開始	成年後見制度利用 開始中、手続き中のみ 4-2) 市町村長申立の有無	4-3) 日常生活自立支援事業利用の開始	4-4) 権利擁護 対応開始日
成年後見制度利用開始済	有	有	平24年4月20日
			平24年5月10日

成年後見制度を「開始済」または「手続き中」とした場合、「4-2)市町村長申立の有無」を記入します。

申請・申立等の具体的な手続きを開始した期日を回答してください。

4-1)成年後見制度が「開始済」の場合、4-3)日常生活自立支援事業とは重複しません。

【問8】 調査対象年度末日での状況

○問8では調査対象年度末日での状況を回答します。「1) 対応状況の種類」で、「a) 終結」(対応が終結した場合)を選択した場合は、その期日を1-2)に入力します。

○「2) 対応終了・終結時もしくは年度末日での状況」では、対応終結、および一定の対応を終了した際の状況、もしくは年度末日での状況を回答します(任意回答)。「状態安定のため経過観察継続」など、内容を簡潔に回答してください。

問8 調査対象年度末日での状況		
1) 対応状況の種類	終結した場合、 1-2) その期日	2) 対応終了・終結時もしくは年度末日での状況(記入)
対応継続		措置による保護を継続中
終結	平24年6月30日	安定したため当事者の意思を確認し、終結とした

2)では、対応終結、および一定の対応を終了した際の状況、もしくは年度末日での状況を簡潔に記入します。

終結した場合は1-2)にその期日を記入します。

■ 問9(※全事例回答)

【問9】 養護者の虐待等による死亡事例への該当

○問9では、養護者の高齢者虐待等による死亡事例に該当するかどうかを回答します。ここで「該当」の場合、E票(虐待等による死亡事例の調査票)にも回答します。「E票に行く」ボタンをクリックして移動し、回答を続けてください。なおその際、表示されている整理番号をE票の該当箇所に転記します。

○問3で事実確認調査を行わなかった事例、及び問4で虐待の事実が認められなかった(判断に至らなかった場合を含む)事例であっても、問9には必ず回答してください。

問9 養護者の虐待等による死亡事例への該当	整理番号 (この番号をE票に記入してください。)
※「該当」は【E票】へ「非該当」は以降不要	
非該当	1
該当	2

虐待者による死亡事例である場合には、問9を「該当」とします。ない場合は「非該当」とし、C票で終了となります。

死亡事例に該当する場合は、問9上部に表示されている「E票に行く」ボタンをクリックして、E票に回答します。その際、問9回答欄右側に表示される、「整理番号」をE票に転記します。

E票(死亡事例の内容)に行く

【C票】のエラーチェック

○C票の最後尾に全体のエラーの有無を示す項目があります。

○「エラーが残っています」と表示された場合は、戻ってエラーの箇所を確認してください。

問1～問9 エラーチェック
いずれかにエラーがあります。
エラーが残っています

E票について

E票は、「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」を把握するための調査票です。

該当する事例のある市町村のみ回答し、添付資料と合わせて提出してください。添付資料はPDF等の電子データによる提出とします。都道府県への提出時にはE票の有無を送付文書等で報告してください。

市町村において、虐待等による死亡を防止するための対策を講じるうえからも、その発生件数及び状況などについて、地元警察署の協力を得て把握に努めるようお願いいたします。

なお、過去の調査において、虐待等に関らない死亡事例の報告が多く見られました。E票該当案件の基準は、上記下線部のとおりとなりますのでご注意ください。また、E票該当案件であるか否か疑義が生じた場合は、当室までご連絡ください。

※回答欄冒頭の列に、自治体独自の管理用の番号等を入力できる欄があります。都道府県及び国における回答集約には使用しない(データとして収集されない)欄ですので、適宜ご使用ください。

■ 共通事項

- 調査対象年度の間に発生し、貴市町村で介護をめぐって発生したと認識している死亡事例について報告してください。
- このような事例があった場合、**被虐待高齢者（被養護者）1人ごとに1行ずつ**回答してください。
- 死亡事例は、特に報道機関等の関心が高く質問が多数寄せられるため、内容についてできるだけ詳細（養護者・被養護者等の心身の状態、どのような虐待を受けていたか、いつ頃、なぜ虐待に至ったか等）に回答してください。なお、未公表案件についても都道府県名及びその内容については一切公表しませんが、国での現状把握のため、詳細な回答をお願いします（問13に公表の可否に関する質問があります）。
- なお、公表、報告等に使った資料で事件の概要がわかるものがありましたら、写しを添付資料として提供願います。写しはPDF等により電子化したもので都道府県に提出してください。
- また、事件を報道した新聞記事がありましたら、写しを添付資料として提供願います。

■ 問1～問3

【問1】 C票との関連

- 死亡事例があった場合、まず問1に回答してください。
- 「**1) C票記載事例への該当**」について、「**該当**」とした場合、**C票末尾の問9の回答を確認し、同問に表示されている「整理番号」を、「2) 整理番号」に転記してください。**「非該当」の場合、整理番号は不要です。

【問2】 事件発生(または発見)年月日

- 日付は西暦で「2012/04/01」のように半角で、年・月・日の区切りにはスラッシュ（/）を用いて入力してください。

【問3】 事件形態

○事件形態について、心中未遂により被養護者のみ死亡した場合は、「1) 養護者による被養護者の殺人」を選択してください。なお、養護者のみの死亡は調査対象に該当しません。

問1	C票との関連	問2	問3	その他
1)C票記載事例への該当	2)整理番号 ※番号はC票の末尾に入ります。	事件発生(または発見)年月日	事件形態	※その他の場合、 具体的内容を記入
該当	2	平24年4月12日	1)養護者による被養護者の殺人	
非該当		平24年10月15日	4)心中(養護者、被養護者とも死亡)	

C票に記載のある事例の場合、C票末尾にある整理番号を転記します。

心中未遂により被養護者のみ死亡した場合は、「1)養護者による被養護者の殺人」を選択

■ 問4～問7

【問4】 養護者と被養護者の同居・別居

【問5】 家族形態

【問6】 養護者の状況

【問7】 被養護者の状況

- 問4～問7の多くはC票にある項目と同様です。C票を参考にそれぞれの質問に回答します。
- 「その他」、「不明」等を選択した場合、「その他の具体的内容」、「不明の理由」を回答します。
- 「問6 養護者の状況」の「4) 他の養護者の有無」において、「有」を選択した場合、右欄に人数を回答してください。人数が不明の場合は「不明」と入力してください。

■ 問8～問13

【問8】 事件前の行政サービス等の利用

○「4) 行政機関の対応」については、以下の①②について回答できる範囲で具体的に回答してください。

- ①事件発生以前の虐待（疑い）情報その他支援を必要とすると思われる情報の取得の有無と内容・時期
- ②事前に情報を得ていた場合の確認・対応状況や情報の内容（主体、経過等を時系列で回答してください）

[回答例]

- ・事件発生の約1ヶ月前に、介護負担が重いという主訴で虐待者より市担当課に相談があった。すでに介護サービスを使用していたため、ケアマネジャーと連携してサービス調整をはかるとともに、介護者教室等の紹介を行ったが、虐待の兆候までは感じられなかった。
- ・事件発生の約1週間前に、別居している被虐待者の娘から、市直営の地域包括支援センターに対して、「このままでは虐待に至るのではないか。」という相談があった。被虐待者の情報収集や庁内関係部署との調整を行い、訪問調査を企画している最中に事件に至った。

【問9】 立入調査の実施の有無

- ここでの「立入調査」とは、法第11条に基づくものを指します。
- 第11条に基づく立入調査を行った場合は、事件発生日から何日（週・月）前の調査であったのか、調査時期をご回答ください。また、立入調査の内容や状況、その後の事実認定内容を含めた対応経過についてもご回答ください。

○立入調査を行っていない場合、その理由をご回答ください。また立入調査以外の、訪問調査等の方法によって事実確認を行っていたのであれば、その内容や状況、その後の事実認定内容を含めた対応経過についてもご回答ください。

【問10】 事件の概要・原因

○事件の概要・原因に関して、以下の①～⑤について回答できる範囲で具体的に回答してください。

- ①加害の動機・原因
- ②加害者（養護者）、被害者（被養護者）の心身の状態
- ③当該家庭の経済状況や家庭環境、生活実態（地域生活を含む）
- ④虐待の具体的な内容と経過（時系列でご回答ください）
- ⑤その他原因や概要の説明に必要な情報

【問11】 事件の課題として認識していること及び事件を受けてとった対応策

- 事件発生前後の対応に関する具体的な課題や、事例の検証作業実施の有無や内容、新たに開始した対応策について、具体的にご回答ください。特に市町村等による死亡事例に対する検証作業の有無や内容については、出来るだけご回答ください。
- 過去の調査において、問 10 に回答すべき内容が、本問で回答されるケースが散見されました。事件の概要や原因を説明する情報については、問 10 にご回答ください。

【問12】 事件を把握した方法

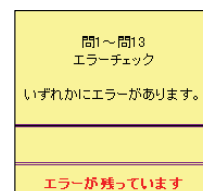
- 事件を把握した経緯について、事件発生年月日から時系列で回答してください。
- 本問は虐待で死亡に至った事件を把握した方法について回答を求めるものです。死亡に至る以前の虐待等の情報把握については、問 9・問 10 にご回答ください。

【問13】 内容公表の可否

- 内容が既に報道等で明らかにされているものについては、調査結果の公表時に、報道機関等より具体例を求められた場合、対応に使用する予定です。

【E票】のエラーチェック

- E 票の最後尾に全体のエラーの有無を示す項目があります。
- 「エラーが残っています」という表示があった場合には、戻ってエラーの箇所を確認してください。



FAQ(よくある質問)

ここでは、B票（附B票）、C票、E票への回答にあたって、回答に迷いやすい事項について説明しています。必要に応じて確認してください。

【B票・附B票関連】

Q	A
○匿名の当該施設職員からの通報は、「不明（匿名を含む）」に分類されるか。	●当該施設等の従事者であることがわかれば、「当該施設・事業所職員」に分類する。「匿名」とは、本調査では氏名を明かさないことではなく、職種や被虐待者との関係を明かさないことを指す。
○禁止規定がない養介護施設・事業所における身体拘束はどのように取り扱えばよいか。	●禁止規定が明示されていない施設・事業所においても、同様に取り扱う（過去の判例、障害者虐待防止法の解釈等による）。
○医療機関従事者は「養介護施設従事者等」に該当するのか。	●該当しない。かつ「養護者」にも該当しない。ただし、医療法上の対応が必要なため、都道府県等の担当部署へ連絡のこと。
○養介護施設・事業所が自主事業として行っているサービスの提供中の虐待は、養介護施設従事者等による高齢者虐待に含まれるのか。	●養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当する。
○特定施設や有料老人ホーム等に該当しない高齢者向け住宅（サ高住等）の管理者や職員が入居者に虐待を行った場合、養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当するか。	●養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当しない。「養護者」に該当するためC票に回答。
○実地指導中に高齢者虐待が疑われ、監査に切り替えて虐待を発見した場合のように、相談・通報等に基づく事実確認調査以外の手段で行政職員等が「発見」した場合、相談・通報者はどのように回答すればよいか。	●「その他」とし、具体的な内容を必ず記入する。
○「65歳未満の障害者」のうち、本法の対象となるのは、入所施設利用者に限られるか。	●入所施設に限らず、法が示す養介護施設・事業所の範囲であれば、その施設の入所者・事業の利用者であって65歳未満の障害者は対象となる。
○身体拘束は虐待の類型上は何に該当するか。	●当該の身体拘束行為の様態によって判断する。
○回答可能な項目はすべて入力したが、エラー表示が出ている（B票）。	●問5以降の質問等、都道府県で回答すべき、あるいは市町村で回答不可能な項目に対するエラー表示である場合は、表示をそのままにして都道府県へ提出してよい。なおその際、提出時にその旨都道府県へ伝達されたい。

【C票・E票関連】

Q	A
○相談・通報者で「被虐待者本人」の人数を選択するようになってるのはなぜか。本人が何度も訴えた場合を想定しているのか。	●被虐待高齢者が複数いる、同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例で、複数の被虐待者本人が届け出る可能性を想定している。なお、同一人物から同一事例に対し何度通

	報等があっても「1人」とカウントする。
○当該高齢者の日常生活を世話している、同居していない友人、近隣住民等は「養護者」に含まれるか。	●含まれる。
○自治体で高齢者虐待に準じた対応を行うこととしているが、65歳未満の被虐待者は計上してはいけないのか。	●対応が必要ないということではなく、全国一律の基準で法に基づく対応状況を把握するため、本調査においては対象外とする。
○自治体で高齢者虐待に準じた対応を行うこととしているが、セルフネグレクト状態の事例については計上してはいけないのか。	●同上。
○虐待の疑いがあるとの通報があったが、虐待であるか否かの判断を行っていない状態で、かつ虐待担当部署が高齢者・養護者の支援対応を行っているケースの対応状況は回答すべきか。	●問5以降の質問項目には回答できないケースであるが、虐待の疑いありとして通報等を受理し、事実確認を行ったのであれば、そこまでの経過は回答する。
○続柄において、義理の兄弟姉妹は「兄弟姉妹」に入るか。	●入る。
○続柄において、養子は「息子」や「娘」に含まれるか。	●含まれる。
○続柄において、内縁の妻や夫は「配偶者」に含まれるか。	●家族形態においては非親族として区分した上で、続柄は「その他」とし記述回答欄にその旨記入されたい。
○続柄において、実子の配偶者であったが死別・離別している場合は「子の配偶者」としてよいか。	●続柄を「その他」とし、記述回答欄にその旨記入されたい。
○通報や相談を受け付けてはいないが、行政職員・地域包括支援センター職員が当該家庭を訪問した際に「発見」した場合、相談・通報者はどのように取り扱えばよいか。	●行政職員（直営の地域包括職員を含む）の場合は「当該施設行政職員」、委託先の地域包括職員の場合は「その他」として内容を記述回答。
○「同居・別居」について、虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合、「虐待者とのみ同居」に該当するか、それとも「虐待者及び他家族と同居」になるのか。	●「虐待者及び他家族と同居」とする。
○回答可能な項目はすべて入力したが、エラー表示が出ている（C票）。	●すべての回答事例（虐待と判断されなかった事例等を含む）について、問9（死亡事例への該当の有無）が回答されているか確認。 ●虐待と判断されていない事例について、その後の対応状況に関する質問（問9を除く問5以降）に回答していないか確認。 ●その他、質問ごとのエラー表示の有無及び内容を確認。
○はじめの「要確認事項」で「複数被虐待者がいるうち2人目以降」とした行について、その後の質問に回答すると、エラーが表示される（C票）。	●問1～問4に回答していないか確認（「複数被虐待者がいるうち2人目以降」は回答不要）。 ●複数被虐待者と思われる高齢者いる場合でも、虐待と判断されなかった場合は、1行にまとめて回答する（2人目以降についての回答は問1～問4を含め不要）。

回答行を追加したいとき

本調査の調査票では、B票・C票は100行、E票は10行までのデータが回答できます。

ここでは、B票・C票・E票において、回答すべき事例が多く回答行が不足したときなどに、各票の最終行、もしくは途中行に、新たに回答するための行を追加する方法について説明します。行の追加は、B票・C票で900行、はじめに設定されている行数と合わせて1,000行まで可能です。

なお、「附B票」は新たな行を挿入すると異常なエラー表示等が発生する可能性があるため、附B票では新たな行を追加しないでください。

■ 最終行に回答行を追加する

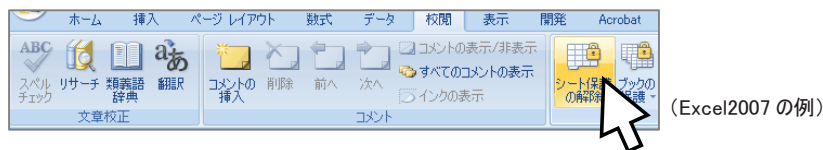
① シートの保護を解除します。

[Excel 2007・2010]

リボン（メニューバー）の「校閲」タブから「シート保護の解除」をクリックしてください。

[Excel 2003]

メニューバーから「ツール」→「保護」→「シート保護の解除」をクリックしてください。



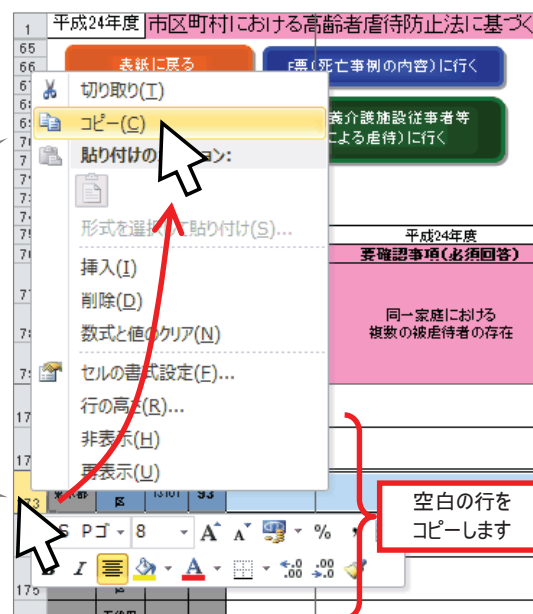
※シート保護を解除すると、これまでセルの選択ができなかった箇所が選択できるようになります。これらの箇所には関数や計算式が入っており、エラーチェックや集計時の計算を行っています。誤って変更しないようにしてください。

② 行を追加したい調査票の回答行のうち、何も回答(入力)していない任意の行にある左端の行数欄で「右クリック」して、「コピー」を選びます。

「コピー」を選択

行数欄を右クリック

空白の行をコピーします

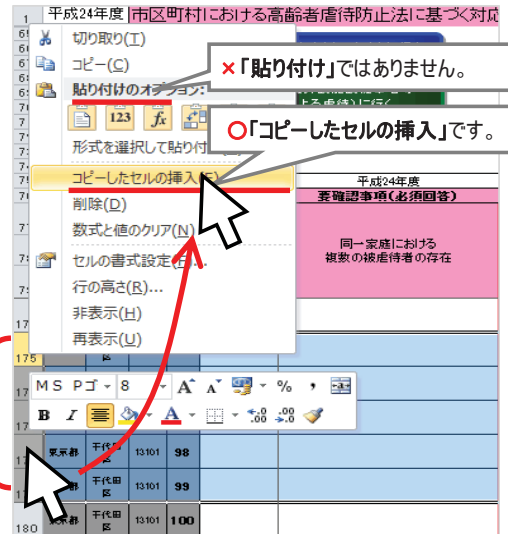


◇回答行を追加したいとき◇

- ③ ②と同様に空白の行の左端の行数欄で「右クリック」し「コピーしたセルの挿入」をします。例えば、5行分追加する時には5行分セルを選択し、「コピーしたセルの挿入」をします。このとき、「貼り付け」ではないことに注意してください。

※「貼り付け」を行ってしまうと、異常なエラー表示等が発生する可能性があります。

行数欄を右クリック
5行追加したい場合には
5行分選択します



- ④ 新たな行の追加ができれば、シートの保護をします。

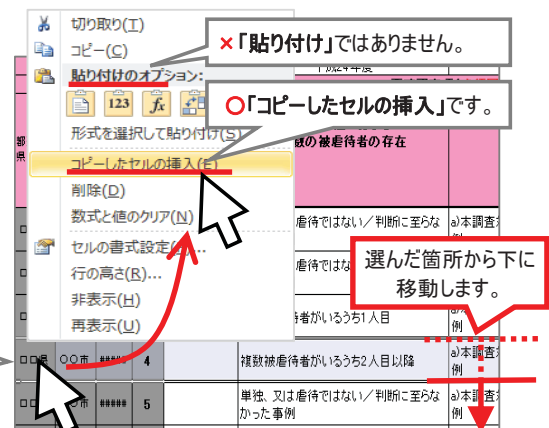


■ すでに入力したデータの途中に回答行を追加する

- ① シートの保護を解除します。
- ② 行を追加したい調査票の回答行のうち、何も回答(入力)していない任意の空白の行にある左端の行数欄で「右クリック」して、「コピー」を選びます。(ここまで「最終行に回答行を追加する」と同じ)
- ③ 挿入したい箇所のすぐ下(ここに行が入ります)を②と同様に左端の行数欄を「右クリック」して、「コピーしたセルを挿入」を選びます。このとき、「貼り付け」ではないことに注意してください。

※「貼り付け」を行ってしまうと、異常なエラー表示等が発生する可能性があります。

挿入したい箇所の、
すぐ下の行数欄を
右クリック



- ④ 新たに行が追加されます。空白の行にも整理番号は新しく付番されます。
- ⑤ 新たな行の追加ができれば、シートの保護をします。(「最終行に回答行を追加する」の手順④と同じ)

Ⅱ . 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」 都道府県における回答及び市町村回答集約の要領

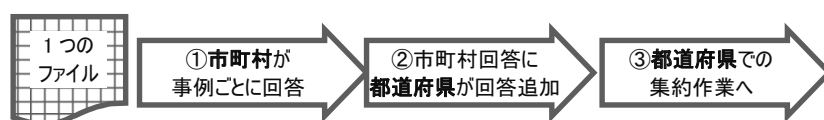
*ここに示す文書の内容は、本研究事業の成果として国に提案するものであり、平成 25 年度以降の国による調査内容・回答方法等を確定させるものではないことに留意されたい。

「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」 都道府県における回答及び市町村回答集約の要領

※注意※ 回答・集約方法が以下のように大幅に変更されています。

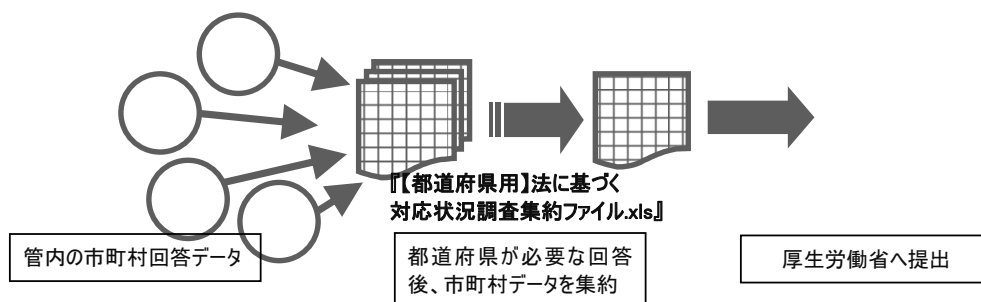
■ 回答方法の主な変更点：事例ごとの回答へ、市町村回答への統合へ

- これまでの調査では、市町村ごとの回答は集計値を記入していましたが、対応事例ごと(個人ごと)の状況を回答する形式になりました。
- 上記の変更に伴い、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する質問項目は、市町村ごとに回答する調査票に一元化しました。これまで都道府県で回答していた内容(F～I 票)を含めて、当該市町村と都道府県とで分担して、同一データ上に回答していきます。
- したがって、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、都道府県で対応や情報の集約を行った内容は、事例が発生した市町村の回答データ(当該市町村から提出されたファイル)上に追加していきます。



■ 集約方法の主な変更点：新たな集約方式へ、提出ファイルの一本化へ

- これまでの調査で都道府県におけるとりまとめに使用していた様式を変更し、新たに『【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls』としました。このファイルにより、都道府県が管内の市町村から送られたデータファイルをひとつのファイルに集約します。
- 回答方法の変更により、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する都道府県の回答を、市町村ごとに回答する調査票に一元化したため、厚生労働省への提出ファイルはこのファイルに一本化されました。
- このファイルを用いることで、都道府県内の全体の集計結果が、自動的に作成(図表化)されます。



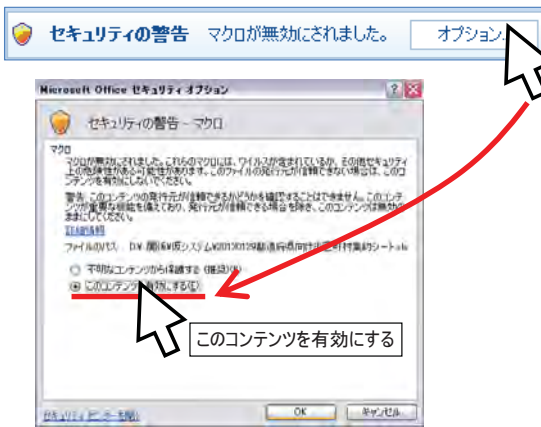

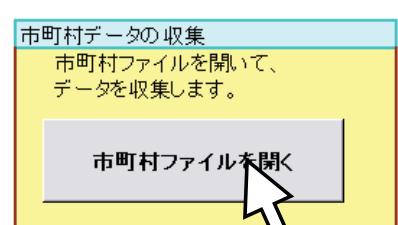
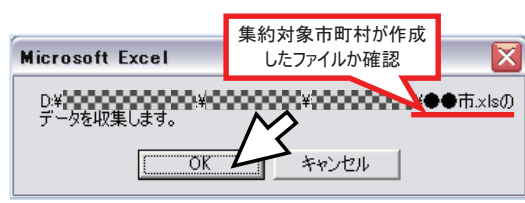

- 市町村が回答したデータファイルを確認し、都道府県で回答が必要な項目への回答や、市町村回答のエラーの修正を行います。
- 回答・修正完了後の市町村回答データファイルを、『【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls』を操作して、1つに集約します(この集約ファイル自体にデータがまとめられます)。
- 集約後、このファイルを厚生労働省へ提出します。

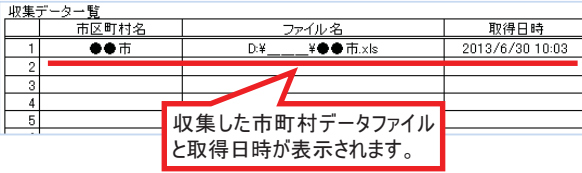
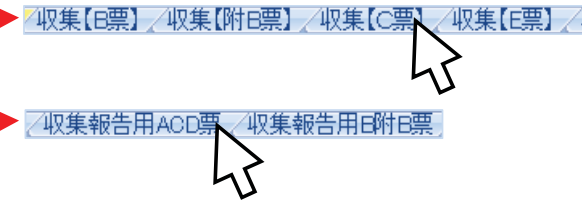
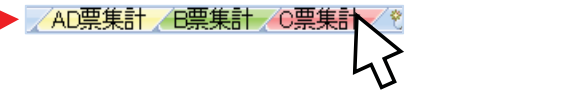

都道府県における回答・集約操作の手順

操作手順	操作内容
<p>① データを集約する前に(1) 市町村回答のエラーチェックを行います。 (※すべての市町村回答に対して実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各市町村からの回答データファイルを開きます。「表紙」シートを確認してください。 ○都道府県データとして集約する前に、回答の不足や誤りを指摘する「エラーチェック」欄を確認してください。 ○「NG」が表示されている場合、当該市町村と適宜調整のうえ、この表示が消えるまで回答の修正を必ず行ってください。 ○B票には、「NG」のほかに「要確認」と表示される場合があります。これは、養介護施設従事者等による高齢者虐待事例について、都道府県が回答すべき項目や、回答内容を当該市町村と調整すべき項目が残っている場合に表示されます。その場合、手順②にしたがってください。 	
<p>② データを集約する前に(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する情報を入力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手順①で「要確認」表示があった場合、養介護施設従事者等による高齢者虐待事例への対応状況について、当該事例が生じた市町村のファイル中の、B票・附B票に入力します。 ○都道府県が直接通報等を受理したり、対応状況に関する情報を一元的に管理している場合も同様にB票・附B票に入力します。 ○入力にあたっては、別紙『高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査』記入要領をご覧ください。 ○入力終了後、「表紙」シートでエラー表示の有無を確認してください。 	

* **Excel 2010** で使用する場合、『【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls』もしくは市町村から提出されたデータファイルについて、操作途中に **Excel 2010** 形式での保存を促す画面が表示される場合があります。その場合は画面表示にしたがって保存操作を行ってください。またその際、「互換性のチェック」を問う表示が出る場合がありますが、「続行」をクリックして操作を継続してください。

* 上記の問題や誤作動を避けるため、**Excel 2010** で使用する場合、**市町村の回答データファイルを Excel 2010 上で開き、修正がなくとも一度保存しておくことをおすすめします。**

<p>③ 『【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls』を開きます。</p> <p>[Excel 2007] 画面の上部に右図のような「セキュリティの警告 マクロが無効にされました。」と表示された場合、「オプション」をクリックした後、「このコンテンツを有効にする」を選択し、OKを押してください（Excel 2010 は画面上部の表示箇所のみで同様の操作が可能）。</p> <p>[Excel2003] 画面に右図のような「セキュリティの警告」が表示された場合、「マクロを有効にする」を選択してください。</p>	 
<p>④ 「市町村ファイルを開く」ボタンをクリックします。</p>	
<p>⑤ 市町村のデータを記録したファイルを指定し、「OK」をクリックします。</p> <p>○この時、選択したファイルが正しいか確認します。間違っていたら「キャンセル」を押し、やり直してください。</p>	
<p>⑥ プログラムが実行され、市町村の回答データがこのファイル(【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls)にコピーされます。</p> <p>○この作業には 20 秒程度かかります。作業中は画面左下（ステータスバー）に作業状況が表示されます。</p> <p>○作業終了時、確認画面が表示されます。「OK」をクリックすると数秒間最後の処理が行われ、作業が完了します。</p>	

<p>⑦ 収集したデータの市町村名・ファイル名・日時が一覧表に記録されます。</p> <p>○一覧表は「表紙」シートにあります。 ○収集対象のファイルは自動で閉じます。</p>	
<p>⑧ 「収集」及び「収集報告用」と名前の付いたシートに、収集したデータがコピー・集計されていることを確認します。</p> <p>○「収集【B票】」～「収集【E票】」には、市町村の回答内容がそのまま集積されます。 ○「収集報告用 ACD 票」には、A 票・D 票に関する市町村の回答内容と、C 票の集計値が市町村ごとに示されます。 ○「収集報告用 B 附 B 票」には、B 票・附 B 票の集計値が市町村ごとに表示されます。 ○市町村のデータで記録のなかったシートは「0 件」として扱われます。</p> <p><u>※すべての市町村回答データファイルについて、ここまでの作業を行ってください。</u></p>	
<p>⑨ 「集計」と名前の付いたシートで、都道府県全体の集計結果を確認します。</p> <p>○「AD 票集計」シート、「B 票集計」シート、「C 票集計」シートに、都道府県全体の集計図表が示されます。 ○図表は、国が本調査をもとに全国の状況を公表する際の形式に準じています。 ○詳細については、別紙「調査結果の分析・活用方法」をご覧ください。</p>	
<p>⑩ ファイル名を都道府県名に変えて、厚生労働省へ提出します。</p>	

■ こんなときは

【ファイルの間違って指定してしまった】

○誤って市町村のデータを指定してしまった場合、そのままこのファイル（『【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls』）に内容がコピーされます。ファイルを開き、間違ってコピー・集計された箇所を削除します。

○市町村回答データファイルとは全く異なるファイルに対して、誤って操作してしまった場合も同じようにコピー・集計されますので、該当する箇所を削除してください。

○ただし、「AD 票集計」シート、「B 票集計」シート、「C 票集計」シートは削除する必要はありません。

都道府県	市町村	整理番号	自治体独自の管理用番号	同一家庭における複数の被虐待者の有無
〇〇県	●●市	123456	001	
〇〇県	●●市	123456	002	
〇〇県	●●市	123456	1	単独、又は虐待ではない
〇〇県	●●市	123456	2	単独、又は虐待ではない
〇〇県	●●市	123456	3	複数被虐待者がいるうち1人
〇〇県	●●市	123456	4	複数被虐待者がいるうち2人
〇〇県	●●市	123456	5	複数被虐待者がいるうち1人

収集【B票】
 収集【附B票】
 収集【C票】
 収集【E票】

これらのシートは市町村によって削除する行数が異なります。
 市町村回答データの「回答行数＝削除する行数」です。各票冒頭の「整理情報」に市町村名が表示されていますので、参考にしてください。

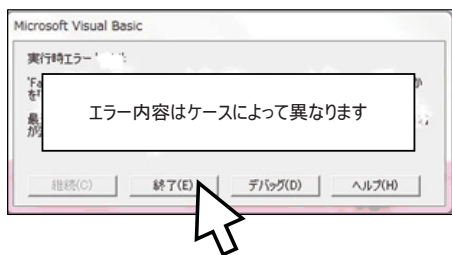
都道府県	問1.2	問1.3	問1.3	問1.3	問1.4	問1.4	問2	問2	問2	問2	問2	問2	問2	問2	問2	問2	問2	問2	問2
〇〇県	3	3	0	0	3	0	0	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

収集報告用ACD票
 収集報告用B附B票

これらのシートは市町村につき、それぞれ1行削除します。

【Visual Basic のエラーが出ってしまった】

○当初想定していなかったエラーが出ています。これまで実行した手順が、通常と異なる方法ではなかったか今一度ご確認ください。エラー画面では「終了」を選択し、手順を確認してください。

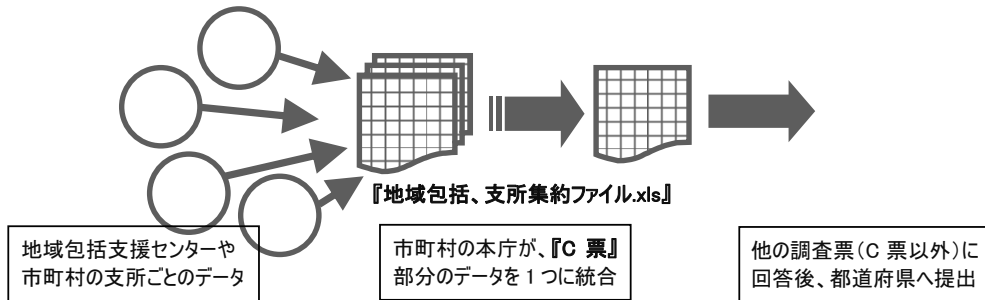


Ⅲ. 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」 『地域包括、支所集約ファイル』の操作方法

*ここに示す文書の内容は、本研究事業の成果として国に提案するものであり、平成 25 年度以降の国による調査内容・回答方法等を確定させるものではないことに留意されたい。

「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」 『地域包括、支所集約ファイル.xls』の操作方法

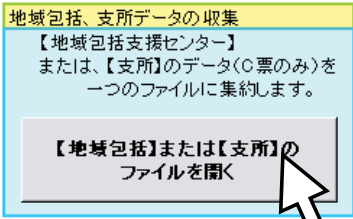
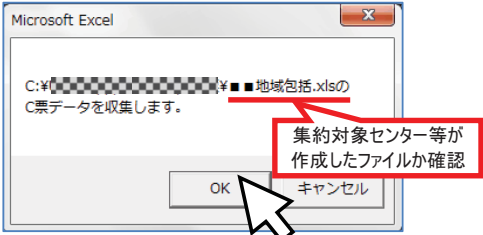
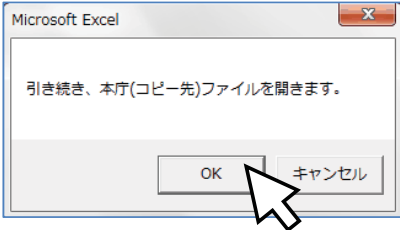
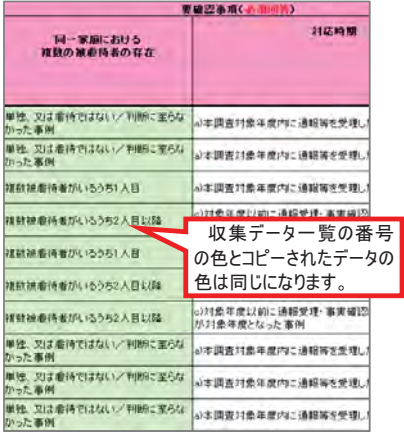
- 『法に基づく対応状況調査.xls』のC票(養護者による高齢者虐待対応)部分のデータは、地域包括支援センターや支所ごとに入力した後、『地域包括、支所集約ファイル.xls』によって自動的に集約することができます。
- 集約作業は、このファイルの中継して、基本となる本庁のファイル(都道府県から送付された『法に基づく対応状況調査.xls』)へ他の回答データを自動転記することで行われます。
- 地域包括支援センターや支所のファイル以外に、分担して入力したファイルの1つのファイルへの集約も可能です。



※注意※ 『法に基づく対応状況調査.xls』のC票は、**初期状態で100行**(100人)分のデータが入力できます。**集約作業によってこの数を超える場合は**、別紙記入要領のp.29～「回答行を追加したいとき」にしたがい、集約する本庁側のファイルの回答行数を、必要な行数分、あらかじめ追加してから作業してください。

■ 操作の手順

操作手順	操作内容
<p>① 『地域包括、支所集約ファイル.xls』を開きます。</p> <p>[Excel 2007] 画面の上部に右図のような「セキュリティの警告 マクロが無効にされました。」と表示された場合、「オプション」をクリックした後、「このコンテンツを有効にする」を選択し、OK を押してください。 (Excel 2010 は画面上部の表示箇所のみで同様の操作が可能)。</p> <p>[Excel2003] 画面に右下のような「セキュリティの警告」が表示された場合、「マクロを有効にする」を選択してください。</p>	<p>このコンテンツを有効にする</p> <p>マクロを有効にする</p>

<p>② 「【地域包括】または【支所】のファイルを開く」ボタンを押します。</p> <p><u>※集約対象のファイルを同一フォルダ等にまとめておき、重複しないようにファイル名を整理しておく、作業がしやすくなります。</u></p>																	
<p>③ 地域包括支援センター、支所の回答データファイルを指定します。</p> <p>○この時、選択したファイルが正しいか確認します。間違っていたら「キャンセル」を押し、やり直してください。</p>																	
<p>④ データを集約する本庁のファイルを指定します。</p> <p>○都道府県から送付された「法に基づく対応状況調査.xls」（もしくは同ファイルの名前を市町村名に変更したもの）を指定します。</p>																	
<p>⑤ プログラムが実行され、地域包括支援センター、支所の回答データが本庁データにコピーされます。</p>	<p><u>※プログラム実行中に、「互換性のチェック」が表示されることがあります。「続行」をクリックして進んでください。</u></p>																
<p>⑥ 収集したデータの行数、収集したファイル名、日時が一覧表に記録されます。</p> <p>○手順③④で使用した地域包括／支所ファイル、及び本庁ファイルは自動で閉じます。</p>	<table border="1" data-bbox="802 1252 1337 1370"> <thead> <tr> <th>収集データ一覧</th> <th>収集した行数</th> <th>【地域包括支援センター】または【支所】のファイル名(コピー元)</th> <th>取得日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>D¥■■■■地域包括.xls</td> <td>2013/7/14 10:02</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収集データ一覧	収集した行数	【地域包括支援センター】または【支所】のファイル名(コピー元)	取得日時	1	10	D¥■■■■地域包括.xls	2013/7/14 10:02	2				3			
収集データ一覧	収集した行数	【地域包括支援センター】または【支所】のファイル名(コピー元)	取得日時														
1	10	D¥■■■■地域包括.xls	2013/7/14 10:02														
2																	
3																	
<p>⑦ 本庁ファイルにデータがコピーされたことを確認します。</p> <p>○本庁のファイルを開くと、地域包括支援センター、支所が作成したデータがコピーされていることを確認できます。</p> <p>○⑥の収集データ一覧にある番号の色と、本庁ファイルにコピーされたデータの<input type="checkbox"/>入力欄冒頭列の色が同じになっています。</p> <p><u>※すべての集約対象ファイルについて、②～⑦までの作業を行ってください。</u></p>																	

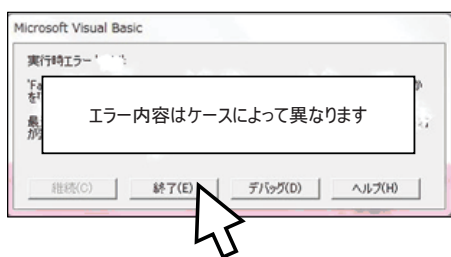
■ こんなときは

【ファイルの間違って指定してしまった】

- 他の地域包括支援センターや支所のファイルを指定してしまった場合、そのまま本庁ファイルに内容がコピーされます。本庁ファイルを開き、間違ってコピーされた箇所を **Delete** キーで削除します。
- 『地域包括、支所集約ファイル.xls』の収集データ一覧の番号の色と、その時にコピーされたデータの本庁ファイル入力欄冒頭列の色は同じです。参考にして削除してください。
- 調査の回答とは全く異なるファイルに対して、誤って操作してしまった場合も同じようにコピー・集計されますので、該当する箇所を削除してください。

【Visual Basicのエラーが出てしまった】

- 当初想定していなかったエラーが出ています。これまで実行した手順が、通常と異なる方法ではなかったか今一度ご確認ください。エラー画面では「終了」を選択し、手順を確認してください。



- * **Excel 2010** で使用する場合、操作途中に Excel 2010 形式での保存を促す画面が表示される場合があります。その場合は画面表示にしたがって保存操作を行ってください。またその際、「互換性のチェック」を問う表示が出る場合がありますが、「続行」をクリックして操作を継続してください。
- * 上記の問題や誤作動を避けるため、**Excel 2010** で使用する場合、地域包括・支所の回答データファイルを **Excel 2010** 上で開き、修正がなくとも一度保存しておくことをおすすめします。

IV. 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」 調査結果の分析・活用方法

*ここに示す文書の内容は、本研究事業の成果として国に提案するものであり、平成 25 年度以降の国による調査内容・回答方法等を確定させるものではないことに留意されたい。

「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」 調査結果の分析・活用方法

この文書では、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査の結果について、集計・分析の方法や、入力したデータ・分析結果の活用方法等について説明しています。

I. 入力結果の活用方法

1. はじめに

- 調査の回答に使用した、調査票ファイル『法に基づく対応状況調査.xls』は、養介護施設従事者等及び養護者による高齢者虐待（虐待を受けていると思われる場合を含む）について、対応事例ごとに入力していく形式になっています。
- そのため、調査への入力結果は、そのまま個別事例のデータを集積したものとして活用することができます。
- ここでは、個別事例データとして入力結果を活用する方法について、簡単に説明しています。

2. 個別事例の振り返り

1) 事例ごとの経過を追うことによる対応方法の検証

- 『法に基づく対応状況調査.xls』の B 票（附 B 票）、C 票は、それぞれ養介護施設従事者等、養護者による高齢者虐待（虐待を受けていると思われる場合を含む）について、相談・通報等の受理の段階から対応経過として想定される順番に質問項目が配置されています。
- 特に C 票では、対応最終時点もしくは調査対象年度末時点での状況まで回答するようになっており、対応事例の一連の経過が順に確認できるようになっています。
- 対応の経過をたどって、対応全体の振り返りや、対応内容の検証の資料として活用してみましょう。
- 『法に基づく対応状況調査.xls』は、相談・通報の段階から最終時（年度末時）の状況までを一括して入力しなくとも、また調査対象年度の全事例を一括して入力しなくともかまいません。対応が進展するごとにその都度入力していくことができますので、その時点までの対応状況を記録することができます。

2) 重大事例(死亡事例)発生時の詳細な整理

- 『法に基づく対応状況調査.xls』の E 票は、虐待等による死亡事例の状況を、事例ごとに回答する調査票です。
- E 票における質問項目は、虐待等による死亡という重大な事例が今後生じないよう、対策を検討するた

めの材料となることを意図して設定されています。

- E票への回答するための情報を十分に整理することで、当該事例における対応状況の検証、重大事例発生防止のための対策検討のための資料とすることができます。E票に記載すべき事例が発生した場合は、積極的に活用しましょう。

3)入力作業を通じた対応範囲・内容等の確認

- 『法に基づく対応状況調査.xls』は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく市町村等の対応状況を調べる調査であり、調査対象となる範囲、質問する対応内容等は、同法の規定する範囲、同法で想定される対応内容に準じています。
- 別紙記入要領を参照して『法に基づく対応状況調査.xls』に回答を行っていくことで、高齢者虐待防止法に基づいて対応すべき範囲や内容を確認することができます。
- ただし、それ以外の場合や対応内容が不必要ということではありません。他の法令等に定める範囲・対応を同時に確認し、適切な対応方法を確認するために利用してください。


3. 対応ケース全体の検証(レビュー)

- 『法に基づく対応状況調査.xls』のB票(附B票)、C票では、調査対象年度内に何らかの対応を行ったすべての事例に関する情報が、個別事例ごとに入力されます。したがって、各票は対象年度内の対応ケースの一覧としてみるすることができます。
- いわゆるレビュー(全体の振り返り・検証)作業の材料とすることができます。自治体内の対象年度内の対応状況全体を評価し、課題を見出す作業に活用してください。またその場合、本文書の「II. 分析の方法」「III. 分析結果の活用方法」を確認し、全体の集計・分析結果と合わせて活用してください。
- 上記の作業を行うことで、個別事例に関する評価や課題抽出(例:対応の停滞や遅れ、継続ケースの増大等)にも役立ちます。

Ⅱ. 分析の方法


1. 自動計算による単純集計結果をみる

1)市町村の集計結果

- 市町村において、調査票『法に基づく対応状況調査.xls』への入力が終わると、「B票集計」「C票集計」シートに、市町村内の集計結果が表示されます。 → 
- ここで示される集計結果は、質問項目ごとの単純集計です。
- 集計結果は図表化されており、国が本調査をもとに全国の状況を公表する際の形式に準じています。また、C票の集計結果については、主要な項目について図（グラフ）も示しています。
- 集計条件もこれに準じています。したがって、調査対象年度や虐待の有無に応じて、次のような条件で集計を行っています。必ずしも入力されたデータのすべてを集計しているわけではないことにご注意ください。

	相談・通報者	事実確認調査	虐待事例の内容	虐待事例への対応状況	年度末の状況 (C票のみ)
集計対象 (年度)	●対象年度内に相談・通報等を受理した事例				
		●対象年度以前に相談・通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例		●対象年度以前に通報受理・事実確認調査した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	
集計対象 (虐待の有無)	●虐待の事実が認められた事例				
	●虐待の事実が認められた事例以外の事例				


2)都道府県の集計結果

- 都道府県において、調査票『【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls』を使用した市町村回答の集約作業が終わると、「AD票集計」「B票集計」「C票集計」シートに、都道府県内の集計結果が表示されます。 → 
- ここで示される集計結果は、質問項目ごとの単純集計です。また、C票の集計結果については、主要な項目について図（グラフ）も示しています。
- 集計結果は図表化されており、国が本調査をもとに全国の状況を公表する際の形式に準じています。集計条件もこれに準じています。したがって、調査対象年度に応じて、「1)市町村の集計結果の確認」で示したのと同じ条件で集計を行っています。必ずしも入力されたデータのすべてを集計しているわけではないことにご注意ください。

2. 項目間の関連性を分析する

1) はじめに

- 高齢者虐待に関する相談・通報があった事例について、自治体（市町村もしくは都道府県）で独自に分析を行うことができます。
- ここでは、エクセルの機能（ピボットテーブル）を使ってクロス集計（項目間の関連性の分析）を実行する方法を説明します。
- 市町村では『法に基づく対応状況調査.xls』の「B票」「附B票」「C票」「E票」が使用可能です。都道府県では『【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル』の「収集【B票】」「収集【附B票】」「収集【C票】」「収集【E票】」が使用可能です。



	男性	女性
身体的虐待	13	10
介護等放棄	23	10
心理的虐待	8	10
性的虐待	1	1
経済的虐待	1	1

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
身体的虐待	3	7	9	7	3	5
介護等放棄	3	5	4	8	12	9
心理的虐待	2	1	3	1	4	1

	男性	女性
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	3	6
4	5	4
3-生命・身体・生活に著しい影響	21	23
2	11	9
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	14	16

- 自治体の大きさにもよりますが、高齢者虐待の相談・通報件数が相応に存在する場合、統計資料として活用することができます。

2) 操作の手順

① どのような集計表を作成するのか検討します。

- 例として、C票のデータで次のような集計表を作成し、それぞれの関連について検討する手順を示します。
- この例に限らず、関連性をみたい項目について、同様の分析を行うことができます。操作の手順を理解したら、独自に項目を設定して、分析を行ってみましょう。

【例1】 「虐待の深刻度」×「性別」

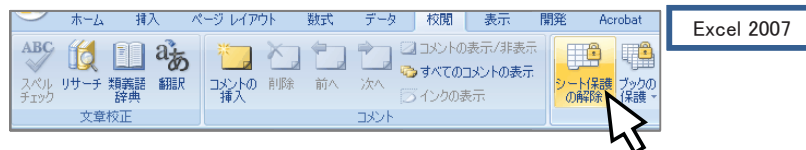
	男性	女性
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等		
2		
3-生命・身体・生活に著しい影響		
4		
5-生命・身体・生活に関する重大な危険		

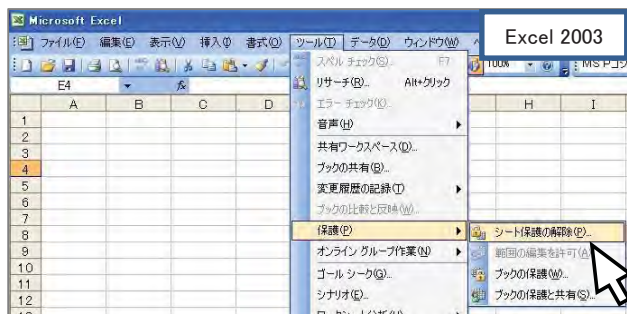
【例2】 「女性」の「虐待の深刻度」×「年齢分布」

女性のみ	65～69歳	70～74歳	90歳以上
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等			
2			
3-生命・身体・生活に著しい影響			
4			
5-生命・身体・生活に関する重大な危険			

② シートの保護を解除します。

- [Excel 2007・2010] リボン（メニューバー）の「校閲」タブから「シート保護の解除」をクリックしてください。
- [Excel 2003] メニューバーから「ツール」→「保護」→「シート保護の解除」をクリックしてください。





※シート保護の解除をすると、これまでセルの選択ができなかった箇所が選択できるようになります。これらの箇所には関数や計算式が入っており、エラーチェックや集計時の計算を行っています。誤って変更しないようにしてください。

③集計作業用の質問項目を表示させます。

○表の設定項目欄（ピンク、グリーン等の色のついている部分）と回答欄（入力欄）の境界の2行分（例：『表に基づく対応状況調査.xls』C票の場合79行目と81行目）を選択し、「右クリック」→「再表示」を選びます。すると非表示にしていた行（80行目）が再表示されます。この行には、集計作業用の質問項目名が並んでいます。

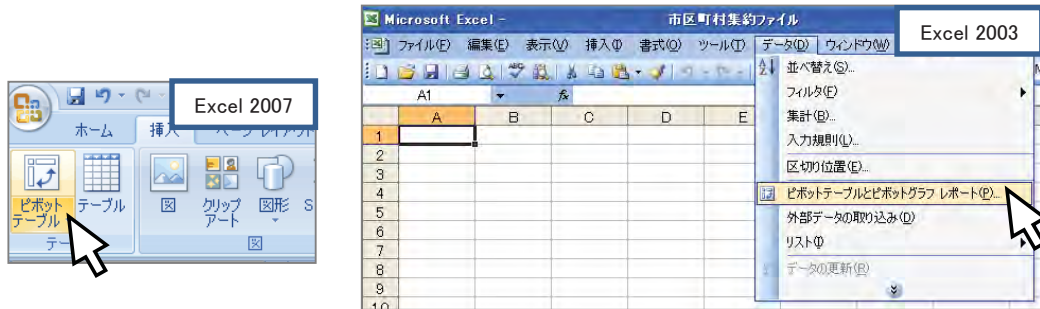
76	平成25年度 調査対象年度					平成24年度
77	整理情報					同一家庭における複数の世帯持者の存在
78	都道府県	市町村	市町村コード	整理番号	自治体独自の管理番号	
79	〇〇県	〇〇市	*****	1		
80	〇〇県	〇〇市	*****	2		単独、又は虐待ではない/判断できなかった事例
81	〇〇県	〇〇市	*****	3		単独、又は虐待ではない/判断できなかった事例

④分析に使用するデータ範囲を選択します。

○再表示された質問項目（80行目）と回答した行をすべて、マウスでドラッグして囲みます。下図では5件（5行）のデータがありますので、質問項目と回答した5行分を囲んでいます。エラーチェック欄や文を入力した項目は集計に必要ありませんが、ひとつの範囲しか設定できませんので大きく全体を囲みます。

質問項目欄	回答欄	エラーチェック欄	備考欄
非表示になっていた質問項目欄と回答データがある範囲(この例では5行分)を囲みます。	〇〇県 〇〇市 ***** 1		
〇〇県 〇〇市 ***** 2			
〇〇県 〇〇市 ***** 3			
〇〇県 〇〇市 ***** 4			
〇〇県 〇〇市 ***** 5			

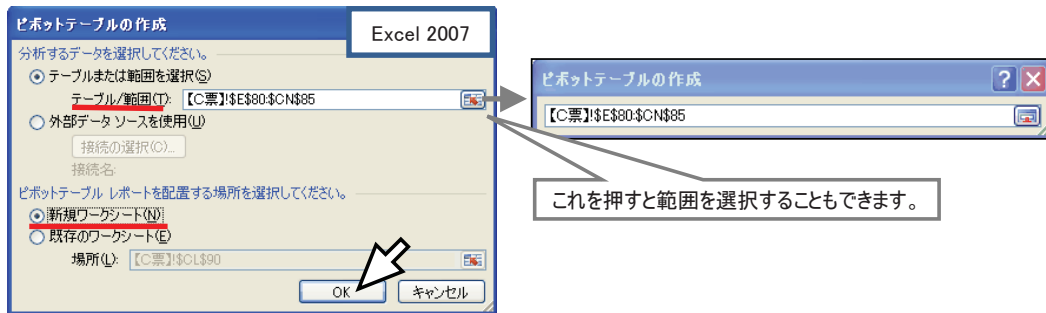
⑤メニューからピボットテーブルを選択します。



⑥ピボットテーブルの設定を行います。

○⑤の操作により、ピボットテーブルの設定画面になります。

○[Excel 2007・2010] 「ピボットテーブルの作成」が表示されます。ここで、「テーブル／範囲」が先ほど選択したセルと合っているか確認してください。「ピボットテーブルレポートを配置する場所」は、今回は「新規ワークシート」を選択し、新しいワークシートを挿入、そのワークシートに表を作成します(状況に応じて自由に変更してください)。

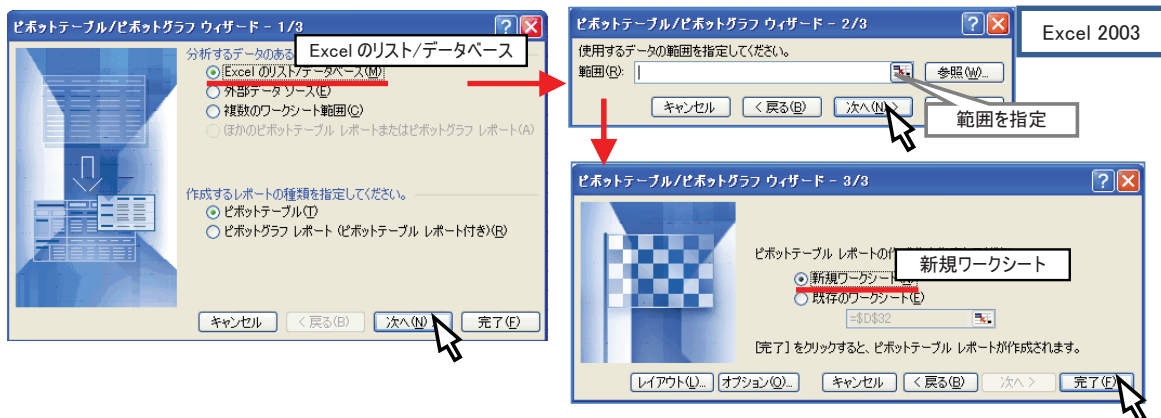


○[Excel 2003] Excel2003 の場合、ピボットテーブル/ピボットグラフウィザードが開きますので、次のようにしてください(作成場所等は、状況に応じて自由に変更してください)。

ウィザード 1/3...「Excel のリスト／データベース」を選択

2/3...使用するデータの範囲を指定

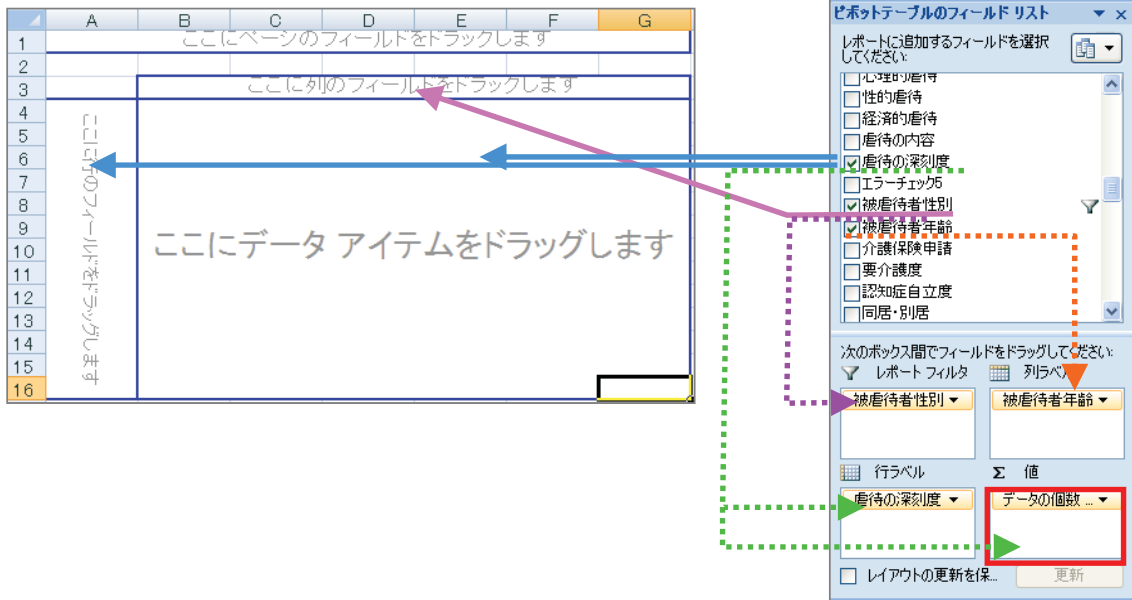
3/3...「新規ワークシート」を指定します。



⑦集計表に組み込む項目を指定します。

○⑥で設定が終わると、図のような表とピボットテーブルのフィールドリストが作成されます。表の上に項目（フィールド）をマウスで選択・ドラッグすると表が作成されます。

○図は Excel2007 を用いていますが、仕組みは Excel2003 も同様です。



○4 ページの [例 1] [例 2] を参考にして、「行ラベル」と「列ラベル」の位置と対応させて、フィールドリスト（項目リスト）から対応する箇所にドラッグします。

○[例 1] の「虐待の深刻度」×「性別」表の場合、行ラベルに「虐待の深刻度」、列ラベルに「性別」をドラッグし、値には「虐待の深刻度」をドラッグします。

○[例 2] の、「女性」の「虐待の深刻度」×「年齢分布」表の場合、行ラベルに「虐待の深刻度」、列ラベルに「年齢」をドラッグし、レポートフィルタに「性別」、値には「虐待の深刻度」をドラッグします。

○下図のように集計表が完成します。なお、指定した項目のうち、選択肢に回答件数があるもののみ表示されます。「虐待の深刻度」の選択肢は本来「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」～「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」までの5段階ですが、件数があるものだけが表示されています。

[例 1] 「虐待の深刻度」×「性別」

	男性	女性
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等		
2		
3-生命・身体・生活に著しい影響		
4		
5-生命・身体・生活に関する重大な危険		

	被虐待者性別	合計
データの個数 / 虐待の深刻度	女性 男性	
虐待の深刻度	女性 男性	
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	1	1
2	1	1
3-生命・身体・生活に著しい影響	1	1
4	1	1
合計	3	2

[例 2] 「女性」の「虐待の深刻度」×「年齢分布」

女性のみ	65～69 歳	70～74 歳	90 歳以上
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等			
2			
3-生命・身体・生活に著しい影響			
4			
5-生命・身体・生活に関する重大な危険			

	被虐待者性別	65～69 歳	70～74 歳	80～84 歳	合計
被虐待者性別	女性				
データの個数 / 虐待の深刻度	被虐待者性別				
虐待の深刻度	65～69 歳	70～74 歳	80～84 歳	合計	
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	1	1	1	1	
2					
3-生命・身体・生活に著しい影響				1	
合計	1	1	1	3	

Ⅲ. 分析結果の活用方法

1. 自治体内の傾向把握

1)自治体内の傾向把握

- 本文書「Ⅱ. 分析の方法」にしたがって、単純集計の結果、及び必要に応じて実施した項目間の関連性をみる分析の結果を確認します。
- このことにより、市町村においては、養護者による高齢者虐待（C票）への対応状況を中心として、調査対象年度内の高齢者虐待対応状況の全体像を把握することができます（対応事例があれば、養介護施設従事者等による高齢者虐待（B票）への対応状況も整理されます）。
- 都道府県においては、養護者による高齢者虐待に加えて、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応や、管内市町村全体の体制整備の状況（『【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls』の「AD票集計」）を確認することができます。また都道府県内で発生した虐待等による死亡事例を一覧として把握することができます（収集【E票】）。
- 自治体の全体的な傾向や動向を把握し、高齢者虐待の兆候に気づくことができれば、その防止にも役立ち、早期に対策を計画することができます。

2)都道府県や国との比較

- 『法に基づく対応状況調査.xls』（市町村）、『【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル.xls』において自動で作成される単純集計結果（本文書「Ⅱ. 分析方法」の「1. 自動計算による単純集計結果をみる」参照）は、国が本調査をもとに全国の状況を公表する際の形式に準じています。
- したがって、基本的な事項については、市町村、都道府県、及び国において、同様の枠組みで集計結果が示されることとなります。
- 市町村と都道府県、市町村と国、都道府県と国の間で集計結果を比較することで、市町村や都道府県の特徴や傾向がつかみやすくなります。

2. 体制整備等の検証と必要施策の検討

1)虐待対応全体に係る体制整備等の検証と必要施策の検討

- 本文書でここまで示したような分析等を行っていくと、市町村や都道府県における、高齢者虐待対応全体に関わる課題について検討することができます。
- 高齢者虐待対応の全体的な傾向からみえてくる課題だけでなく、全体傾向との対比から見えてくる個別の課題も整理していきましょう。
- この際、自治体内の体制整備状況や実施している施策の検証・評価に関連付けて考えることが重要です。
- また、そうした検証・評価の結果は、拡充すべき体制や新たに実施すべき施策など、具体的な改善策の検討に結びつけていくことが大切です。
- 次のような取組例を参考に、具体的な検討を行うことが望まれます。

(取組例)

【相談・通報】

- 虐待相談、通報者にケアマネジャー及び民生委員が占める割合が多かったことから、これらの人を特に対象とした研修会を実施することとした。
- 特にケアマネジャーや事業所職員からの相談・通報が遅れる（状況が悪化したり被害が拡大したりするまで抱え込んでしまう）傾向があったため、これらの人を対象に、早期発見・早期対応を主眼とした研修を企画した。
- 養介護施設従事者等による虐待について相談・通報受理事例がほとんどない一方で、虐待事例の存在を疑わせる噂がよく聞かれた。実態を明らかにするために、養介護施設従事者を対象としたアンケート調査を独自に行った。

【対応状況】

- 終結に至らない継続ケースを含めて対応件数が増加してきたため、担当業務体制、人員配置を見直した。
- 法律や権利擁護制度に精通しないと対応が難しいケースが増えてきたため、専門職団体との委託契約を行った。
- 成年後見制度の市町村長申立や、措置入所などによる対応を要する事例が徐々に増加する一方で、対応のルールや根拠が不明確であったため、要綱を定めた。

【被虐待者・虐待者の属性】

- 被虐待者の大半が認知症高齢者であったことから、また認知症の理解が無いことで虐待に至る事例が多発していることから、地域における認知症に対する正しい知識の普及啓発のための事業を予算化した。
- 虐待者に「息子」の割合が高く、地域に息子と親の二人暮らし世帯が増えているため、男性介護者が参加しやすい集会等を企画し、参加を呼び掛けている。

※ここで示している参考例は、認知症介護研究・研修仙台センターの平成24年度老人保健健康増進等事業「高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策還元のための調査研究手法の確立・普及に関する研究事業」で実施した調査結果に基づくものです。固有名詞・文章表現は自治体の特定を避けるため適宜改変しています。

2) 重大事例(死亡事例)発生時の検証と必要施策の検討

- 死亡事例のような重大事例が発生した場合、「I. 入力結果の活用方法」で示したように、当該事例における対応状況の検証、重大事例発生防止のための対策検討を行うことが大切です。
- その際、死亡事例に至らないための個別の対応方法だけでなく、市町村等で整備する体制、虐待防止のために実施する施策とも関連付けて検討する必要があります。「1) 虐待対応全体に係る体制整備等の検証と必要施策の検討」で行う作業と連動させて検討するとよいでしょう。

3. 研修・会議や啓発活動への活用

- 自治体内の高齢者虐待対応状況について、さまざまな分析を行い、自治体内の傾向把握や、施策の検証等に活用した後、もしくは活用の一環として、分析結果を関係者・機関で共有するとよいでしょう。
- 自治体が主催する研修・会議や啓発活動について、すでにある場合はその機会を利用して、ない場合はそうした機会の設定自体を施策検討の対象として、分析結果の共有化を図りましょう。
- 共有化の方法には、①自治体内の調査結果の報告、②関係機関や事業所等における取組促進の根拠、③勉強会等の題材や解説資料、④自治体内の対応状況評価・施策検討のための会議資料、など、さまざまなものが考えられます。下記のような取組例を参考に、どのような方法が有用であるか検討してみましょう。
- あらかじめ分析結果や施策検討の結果を十分に吟味しておくことで、上記のような場面でも根拠ある検討や学習等が期待できます。

(取組例)

- 法に基づく対応状況調査の集計結果に加えて、自治体内で独自の項目を設定し詳しい分析を行っている。この結果を自治体が設置する、高齢者虐待防止対策を検討する委員会に報告し、施策検討を行うための根拠資料としている。
- 高齢者虐待事例への対応方法・養護者支援方法等について、分析結果を踏まえて課題や実施困難な点を整理している。これを地域ケア会議のメンバー間で共有し、問題意識を統一してから個別の課題解決について検討している。
- 前年度の高齢者虐待対応の状況分析を踏まえて、それらの状況を示すとともに事業所等に対して取組の進展を促す自治体独自の通知を発出した。
- 虐待対応のマニュアルについて、実際の対応状況のデータと対照させて検証（事例検討）し、それらの結果を研修等の場で共有し、さらにそれを踏まえてマニュアルの修正等に反映させている。

**V. 高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況等に関する
情報集約・活用状況調査 調査票(市町村用・都道府県用)**

お願い

地域包括支援センターではなく、厚生労働省による「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」への回答をとりまとめられている部署の方がご回答ください。

高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況等に関する情報集約・活用状況調査（市町村用）

これは、厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金による「高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策選元のための調査研究手法の確立・普及に関する研究事業」の一環として実施させていただき調査です。

【調査の目的と対象】

この調査は、全国の市町村（特別区を含む）を対象に実施し、市町村における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止・養護者支援法）に基づく対応状況に関する情報が、どのように集約・活用されているかを明らかにすることを目的としています。なお、同様の趣旨の調査を都道府県に対しても実施しております。

【調査結果の活用方法】

この調査の結果をもとに、厚生労働省が毎年度実施している「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（法に基づく対応状況調査）をベースとした、より適切な調査研究手法を開発していきます。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

本調査への回答内容を研究目的以外で使用することはありません。また、回答データは厳重に保管し、ご回答いただいた内容については、回答団体等が特定できないように処理いたします。本調査へのご協力は任意であり、お答えいただかなかった場合も不利益は生じません。また本調査は、対応状況や情報収集・活用状況の良否を評価するものではありません。ご不明の点があれば、下記連絡先までお問い合わせください。

また、調査結果は、事業終了後、調査にご協力いただいた皆様にご報告するとともに、事業全体の結果を当センターのウェブサイト『認知症介護情報ネットワーク（DCnet）』上で公開させていただき予定です。

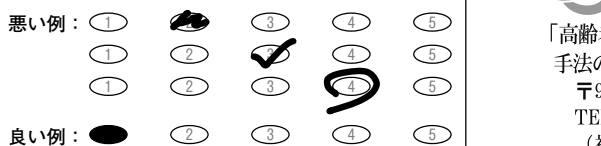
ご回答に際しては、下記の「ご記入に際してのお願い」をお読みいただき、次ページからの設問にお答えいただきますようお願いいたします。

<ご記入に際してのお願い>

- この調査は、厚生労働省が都道府県を通じて毎年度実施する「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」への回答をとりまとめている部署の方がご記入ください。
- お手数ですが、回答は下記の記入例のように回答用紙（マークシート・記述式併用）に記入し、同封の返信用封筒にて、平成24年10月4日（木）までにご返送いただけますようお願いいたします。なお、調査票（本用紙）は調査の趣旨説明・情報保護等に関する配慮事項や問合せ先の説明を兼ねておりますので、返送せずお手元にお持ちください。
- 単一の部署で回答が難しい設問がある場合は、お手数ですが関係部署や関係者等と調整の上ご回答いただきますようお願いいたします。

マークシート記入例

※マークシートは機械で読み取りますので、はみ出さないように鉛筆で塗りつぶしてください。



社会福祉法人東北福祉会

認知症介護研究・研修仙台センター

「高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策選元のための調査研究手法の確立・普及に関する研究事業」事務局（担当：吉川・工藤）

〒989-3201 仙台市青葉区国見ヶ丘 6-149-1

TEL：022-303-7556 FAX：022-303-7568

（祝日を除く平日 9：30～17：30）

以下の設問をお読みいただき、回答用紙の該当する番号にマークし、必要事項をご記入ください。

I. 基本情報

問 1. 自治体の区分

- ① 自治体の区分
1. 政令指定都市 2. 中核市 3. 特例市 4. 左記1～3以外の市 5. 特別区 6. 町 7. 村
- ② 所在地域
1. 北海道・東北 2. 関東 3. 中部 4. 近畿 5. 中国 6. 四国 7. 九州・沖縄

問 2. 人口（*平成24年3月末日現在）

- ① 人口 [] 人
- ② 高齢者人口 [] 人

問 3. 地域包括支援センターの設置・運営状況

- ① 設置数：（*サブセンター及びブランチを除く。設置がない場合は、「0」を記入してください）
A.直営 [] 箇所 B.委託 [] 箇所
- ② 事務の委託：（*直営のみの場合は、回答せず次の設問に進んでください）
A.相談、指導及び助言・・・ 1. 委託あり 2. 委託なし
B.通報又は届出の受理・・・ 1. 委託あり 2. 委託なし
C.高齢者の安全の確認、通報又は届出に係わる事実確認のための措置・・・ 1. 委託あり 2. 委託なし
D.養護者の負担軽減のための措置・・・ 1. 委託あり 2. 委託なし
- ③ サブセンター・ブランチの設置数：（*設置がない場合は、「0」を記入してください）
A.サブセンター（支所） [] 箇所 B.ブランチ（窓口） [] 箇所

*以下問17までの設問では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」における「養護者」による高齢者虐待について、貴自治体の対応をご回答ください。

*実際に対応や取扱等を行った経験がない場合は、同様の状況で想定される対応等についてご回答ください。

II. 養護者による高齢者虐待に関する対応状況等

II-1. 相談・通報等の受付情報の集約・管理方法

問 4. 養護者による高齢者虐待に関する、相談や通報・届出の受理対象の範囲についてうかがいます。①「自治体内の受理対象」、②「法に基づく対応状況調査における計上」のそれぞれについて、下記の選択肢のうち、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

- ① 自治体内の受理対象
1. 高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理対象としている
 2. すべて受理対象としているが、上記1に相当するもののみ受理件数に計上している
 3. すべて受理対象としており、そのまま受理件数に計上している
 4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）
- ② 法に基づく対応状況調査*における計上
（*「法に基づく対応状況調査」とは、厚生労働省が都道府県を通じて毎年度実施する「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」を指します。以下同じ）
1. 高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理件数として計上している
 2. すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している
 3. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 5. 相談・通報・届出を行った人（以下、相談・通報者）を、どのように分類していますか。下記の選択肢のうち、当てはまるものすべてをマークしてください。

1. 「法に基づく対応状況調査」の選択肢（次ページ囲み参照）と同じ

2. 「法に基づく対応状況調査」の選択肢を一部変更
(*「介護支援専門員と事業所職員は別に分類」「医療機関を別に分類」等、回答用紙に具体的な内容を記入してください。また、日本社会福祉士会が作成した帳票など、特定の様式に従っている場合はその旨ご記入ください)
3. 分類はせず、そのまま記録
(*記録後に上記1もしくは2に基づいて分類している場合は、該当する番号もマークしてください)
4. 相談・通報者は記録等に残していない
5. その他(回答用紙に具体的な内容を記入)

【参考】法に基づく対応状況調査における相談・通報者の選択肢
 ◆介護支援専門員・介護保険事業所職員 ◆近隣住民・知人 ◆民生委員 ◆被虐待者本人
 ◆家族・親族 ◆虐待者自身 ◆当該市町村行政職員 ◆警察 ◆その他 ◆不明

問 6. 高齢者虐待防止・養護者支援法の施行後(平成18年4月以降)、回答日現在までの間に、養護者による高齢者虐待に関する相談・通報・届出を受け付けたり、虐待事例が確認されたりしたことがありますか。下記の選択肢のうち、当てはまるもの1つを、回答用紙にマークしてください。

1. 相談・通報・届出を受け付けたことがあり、虐待事例が確認されたことがある
2. 相談・通報・届出を受け付けたことがあるが、虐待事例が確認されたことはない
3. 相談・通報・届出を受け付けたことがない

II-2. 対応時の情報の集約・管理方法

問 7. 地域包括支援センターが受け付けた相談・通報・届け出事例の情報は、どのようなときに、自治体内の高齢者虐待対応を所管する部署(以下、所管部署)と共有されますか(地域包括支援センターから所管部署への報告、所管部署から地域包括支援センターへの照会等)。下記の選択肢のうち、あてはまるものすべてをマークしてください。共有が継続するものを含めてすべて(それ以降所管部署が主体となって個別事例情報を作成・管理するものもすべて)マークしてください。

1. 相談・通報・届出を受理した時点
2. 緊急性の判断を行う時点
3. 高齢者の安全確認、事実確認を実施する時点
4. 事実確認を行い、虐待の事実が確認された時点
5. 立入調査、やむを得ない事由による措置・面会制限等の、市町村権限の行使を要する事態となった時点
6. 初回の個別ケース会議(事例分析)を行う時点
7. 関係機関・関係者による援助・介入(養護者との分離等を含む)を実施する時点
8. 援助・介入実施後のモニタリングの実施時点
9. モニタリング後の2回目以降の個別ケース会議を行う時点
10. 援助の終結後
11. 年度末
12. 個別事例の情報共有は行うことになっていない(すべて委託の地域包括支援センターに任せている等)
13. その他(回答用紙に具体的な内容を記入)

問 8. 次に示す内容について、記録を残していますか。下記の内容のうち、記録を残しているものすべてをマークしてください。

- | | |
|--|----------------------------|
| 1. 「緊急性の判断」に関する検討内容や判断根拠 | 9. 虐待が発生した要因や背景 |
| 2. 「高齢者の安全確認、事実確認」の実施内容 | 10. 虐待の発生時期 |
| 3. 立入調査・やむを得ない事由による措置・面会制限等の、市町村権限行使の検討内容や判断根拠 | 11. 虐待の発生頻度や継続期間、時間帯等 |
| 4. 「初回の個別ケース会議」の検討内容(会議録等) | 12. 虐待行為の具体的な様態(11の頻度等を除く) |
| 5. 「関係機関・関係者による援助・介入」の具体的な内容 | 13. 虐待の事実の有無を判断した根拠 |
| 6. 介入後の「モニタリング」の方法や内容、実施経過 | 14. 虐待の深刻度や生命・身体の危険度 |
| 7. 「2回目以降の個別ケース会議」の検討内容(会議録等) | 15. 養護者に対して支援を要する状況 |
| 8. 「援助の終結の判断」に関する検討内容や判断根拠 | 16. その他(回答用紙に具体的な内容を記入) |

問 9. 次の①～⑥について、対応までの期限や対応実施の有無を定めていますか。（「期限」は原則や目安でもかまいません）。

- ① 相談・通報・届出の受理から「緊急性の判断」まで
- ② 相談・通報・届出の受理から「高齢者の安全確認、事実確認の実施」まで
- ③ 高齢者の安全確認、事実確認の実施から「初回の個別ケース会議の実施」まで
- ④ 関係機関・関係者による援助・介入の実施から、実施後の「モニタリング」まで
- ⑤ 関係機関・関係者による援助・介入の実施から「2回目以降の個別ケース会議の実施」まで
- ⑥ 関係機関・関係者による援助・介入の実施から「援助の終結の判断」まで

*①～⑥のそれぞれについて、下記の選択肢からもっとも当てはまるものを1つ選んでください。

1. 当該の対応を必要時に実施することにしており、対応までの期限を定めている
（*回答用紙に具体的な期限を「●時間」「●日」「●月ごと」のように記入してください）
2. 当該の対応を必要時に実施することになっているが、対応までの期限は定めていない
3. 当該の対応を実施するかどうかを前もって定めていない
4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 10. 次に示す内容について、対応を行った日付を記録に残していますか。下記のうち、日付の記録を残すことになっているものすべてにマークしてください。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 相談・通報・届出の受理 | 5. 援助・介入等の実施 |
| 2. 緊急性の判断 | 6. 援助・介入等実施後のモニタリング |
| 3. 高齢者の安全確認、事実確認 | 7. 2回目以降の個別ケース会議 |
| 4. 初回の個別ケース会議 | 8. 援助の終結の判断 |

問 11. 養護者による高齢者虐待が疑われる事例について事実確認調査を行った結果、「虐待の判断に至らなかった」場合、どうしていますか。下記の選択肢のうち、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

1. 方法を変更する（訪問調査から立入調査への変更等）、期間を空けて再調査するなど、何らかの形で事実確認調査を再度試みる（そのための検討を始める）
2. 経過観察する
3. その後の対応は行わない（経過観察も行わない）
4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 12. 次の①～④について、ひとつの家庭に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合に、「1件（1事例）」として計上する単位を、どのように定めていますか。

（*「虐待者・被虐待者が複数いる事例」とは、子が両親のいずれをも虐待している場合や、子夫婦が親を虐待している場合などを指します）

- ① 相談・通報・届出の受付から初期対応の段階
- ② 虐待の事実が確認された後の対応を行っている段階
- ③ 自治体内で情報管理や集計等を行う際
- ④ 法に基づく対応状況調査へ回答する際

*①～④のそれぞれの段階において、下記の選択肢からもっとも当てはまるものを1つ選んで回答してください。

1. 虐待を受けたと思われる高齢者（被虐待者）ひとりずつを「1件（1事例）」として計上している
2. ひとつの家庭で生じた事例を「1件（1事例）」としている
3. 虐待を行ったと思われる養護者（虐待者）ひとりずつを「1件（1事例）」として計上している
4. 相談・通報・届出の一報ずつを「1件（1事例）」としている
5. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 13. 次の①及び②について、相談・通報・届け出の受理事例のうち、対応が年度をまたぐ事例の計上方法はどのようにされていますか。

- ① 自治体内で情報管理や集計等を行う際
- ② 法に基づく対応状況調査へ回答する際

*①及び②において、下記の選択肢からもっとも当てはまるもの1つを選んで回答してください。

- 1. 次年度の実例には計上しない（年度間で事例の重複は生じない）
- 2. 終結していないすべての事例について、次年度の実例としても計上する
- 3. 終結していない事例のうち、虐待の事実が確認された事例のみ次年度の実例としても計上する
- 4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 14. 相談・通報・届出の受理事例、もしくは虐待の事実が確認された事例について、個別事例に関する情報をどのような形式で集約していますか。所管部署として最終的に集約する際の方法をお答えください。下記の選択肢のうち、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

- 1. 相談・通報・届出の受理事例はすべて集約 → 一覧表(リスト)で全事例の状況を把握できる形式で集約
- 2. 相談・通報・届出の受理事例はすべて集約 → 一覧表形式では集約していない
- 3. 虐待の事実が確認された事例のみ集約 → 一覧表(リスト)で全事例の状況を把握できる形式で集約
- 4. 虐待の事実が確認された事例のみ集約 → 一覧表形式では集約していない
- 5. 所管部署では個別事例に関する情報の集約は行っていない
- 6. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 15. 次の①～④において、虐待を受けたと思われる人（被虐待者）が65歳未満の実例をどのように取り扱っていますか。自治体全体での対応ではなく、貴部署及び地域包括支援センターとしての取り扱いについて回答してください。

- ① 相談・通報・届出の受付
- ② 対象者の安全確保や事実確認の実施
- ③ 虐待の事実が確認された後の対応
- ④ 法に基づく対応状況調査への回答

*①～④のそれぞれの時点における取扱方法について、下記の選択肢から、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

- 1. 高齢者虐待対応とは別の業務（総合相談、権利擁護等）の対象として取り扱う
- 2. 高齢者虐待対応に準じて65歳以上の人と同様に取り扱う
- 3. 部署内及び地域包括支援センターでの対応の対象外としている（他部署に引き継ぐ場合等を含む）
- 4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 16. 次の①～④について、いわゆるセルフネグレクト（自己放任）*の実例を、どのように取り扱うことにしていますか。自治体全体での対応ではなく、貴部署及び地域包括支援センターとしての取り扱いについて回答してください。

- ① 相談・通報・届出の受付
- ② 対象者の安全確保や事実確認の実施
- ③ 虐待の事実が確認された後の対応
- ④ 法に基づく対応状況調査への回答

*セルフネグレクト…在宅で、高齢者が、通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは、行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態

*①～④のそれぞれの時点における取扱方法について、下記の選択肢から、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

- 1. 高齢者虐待対応とは別の業務（総合相談、権利擁護等）の対象として取り扱う
- 2. 高齢者虐待対応と同様に取り扱う
- 3. 部署内及び地域包括支援センターでの対応の対象外としている（他部署に引き継ぐ場合等を含む）
- 4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 17. 次の①～③において、高齢者虐待防止・養護者支援法が示す「養護者」の範囲を、どのように取り扱っていますか。

① 家族

② 親族（経済的虐待を除く）

③ 同居人

- *①～③のそれぞれについて、下記の選択肢から、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。
1. 養護関係の実際（介護・世話の実施の有無）によって養護者か否かを分けている
 2. 血縁関係があれば、養護関係の実際は問わず、すべて養護者として取り扱う（*③は回答不可）
 3. 同居の事実の有無によって養護者か否かを分けている
 4. 同一世帯（住民票等で確認できる同一世帯）であるかどうかによって養護者か否かを分けている
 5. 養護者に該当するかどうかの事実関係の確認や判断は行っていない
 6. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

*以下問 28 までの設問では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」における「養介護施設従事者等」による高齢者虐待について、貴自治体の対応をご回答ください。
*実際に対応や取扱等を行った経験がない場合は、同様の状況で想定される対応等についてご回答ください。

Ⅲ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する対応状況等

Ⅲ-1. 相談・通報等の受付情報の集約・管理方法

問 18. 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する、相談や通報・届出の受理対象の範囲についてうかがいます。①「自治体内の受理対象」、②「法に基づく対応状況調査における計上」のそれぞれについて、下記の選択肢のうち、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

- ① 自治体内の受理対象
 1. 高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理対象としている
 2. すべて受理対象としているが、上記1に相当するもののみ受理件数に計上している（虚偽・過失によるものを除いている場合を含む。以下同じ）
 3. すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している
 4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）
- ② 法に基づく対応状況調査*における計上

（*「法に基づく対応状況調査」とは、厚生労働省が都道府県を通じて毎年度実施する「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」を指します。以下同じ）

 1. 高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理件数として計上している
 2. すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している
 3. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 19. 相談・通報・届出を行った人（以下、相談・通報者）を、どのように分類していますか。法に基づく対応状況調査への回答以前の状況について、下記の選択肢のうち、当てはまるものをすべてマークしてください。

1. 「法に基づく対応状況調査」の選択肢（下記囲み参照）と同じ
2. 「法に基づく対応状況調査」の選択肢を一部変更
（*「医師のほか医療機関従事者を別に分類」等、回答用紙に具体的な内容を記入してください）
3. 分類せず、そのまま記録
（*記録後に上記1もしくは2に基づいて分類している場合は、該当する番号もマークしてください）
4. 相談・通報者は記録等に残していない
5. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

【参考】法に基づく対応状況調査における相談・通報者の選択肢

◆本人による届出	◆家族・親族	◆当該施設・事業所職員	◆当該施設・事業所元職員
◆医師	◆介護支援専門員	◆国民健康保険団体連合会	◆都道府県から連絡
◆その他	◆不明（匿名を含む）		

問 20. 高齢者虐待防止・養護者支援法の施行後（平成 18 年 4 月以降）、回答日現在までの間に、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報・届出を受け付けたり、虐待事例が確認されたりしたことがありますか。下記の選択肢のうち、当てはまるもの 1 つを、回答用紙にマークしてください。なお、通報等には、都道府県からの連絡等を含みます。

1. 相談・通報・届出を受け付けたことがあり、虐待事例が確認されたことがある
2. 相談・通報・届出を受け付けたことがあるが、虐待事例が確認されたことはない
3. 相談・通報・届出を受け付けたことがない

Ⅲ-2. 対応時の情報の集約・管理方法

問 21. 次に示す内容について、記録を残していますか。下記の内容のうち、市町村として記録を残しているものすべてをマークしてください。なお、都道府県が主として対応を行ったものについては、事後的にでも記録を共有する場合を含みます。

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1. 「緊急性の判断」に関する検討内容や判断根拠 | 8. 虐待が発生した要因や背景 |
| 2. 「事実確認、訪問調査」の実施内容 | 9. 虐待の発生時期 |
| 3. 「ケース会議」の検討内容（会議録等） | 10. 虐待の発生頻度や継続期間、時間帯等 |
| 4. 「介護保険法の規定による市町村権限の行使」の具体的内容 | 11. 虐待行為の具体的な様態（10 の頻度等を除く） |
| 5. 「改善状況の確認」の方法や内容、実施経過 | 12. 虐待の事実の有無を判断した根拠 |
| 6. 「対応の終結の判断」に関する検討内容や判断根拠 | 13. 虐待の深刻度や生命・身体の危険度 |
| 7. 事実確認等によって、高齢者虐待には該当しないが指定基準に反する、もしくは改善が必要な不適切なサービス提供等が判明した場合の、その後の対応経過 | 14. その他（回答用紙に具体的な内容を記入） |

問 22. 次の①～⑥について、対応までの期限や対応実施の有無を定めていますか（「期限」は原則や目安でもかまいません）。

- ① 相談・通報・届出の受理から「緊急性の判断」まで
- ② 相談・通報・届出の受理から「事実確認、訪問調査の実施」まで
- ③ 事実確認、訪問調査の実施から「ケース会議の実施」まで（高齢者虐待が疑われる場合）
- ④ 虐待の事実が確認された時点から「老人福祉法・介護保険法の規定による権限の行使」その他の対応実施まで（高齢者虐待が認められた場合。都道府県による権限行使の場合を除く）
- ⑤ 権限行使その他の対応実施から「改善状況の確認」まで
- ⑥ 改善状況の確認から「対応の終結の判断」まで

* 上記①～⑥それぞれについて、下記選択肢からもっともあてはまるもの 1 つを選んでください。

1. 当該の対応を必要時に実施することにしており、対応までの期限を定めている（*回答用紙に具体的な期限を「●時間」「●日」「●月ごと」のように記入してください）
2. 当該の対応を必要時に実施することにしていないが、対応までの期限は定めていない
3. 当該の対応を実施するかどうかを前もって定めていない
4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 23. 次に示す内容について、対応を行った日付を記録に残していますか。下記のうち、日付の記録を残すことになっているものすべてにマークしてください。

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1. 相談・通報・届出の受理 | 5. 老人福祉法・介護保険法に基づく権限行使 |
| 2. 緊急性の判断 | 6. 権限行使以外の改善のための対応 |
| 3. 事実確認、訪問調査 | 7. 改善状況の確認 |
| 4. ケース会議 | 8. 対応の終結の判断 |

問 24. 養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる事例について事実確認調査を行った結果、「虐待の事実の判断に至らなかった」場合、どうしていますか。下記の選択肢のうち、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

1. 方法を変更する（任意調査から、監査や都道府県と共同による調査への変更等）、期間を空けて再調査するなど、何らかの形で事実確認調査を再度試みる（そのための検討を始める）
2. 経過観察する
3. その後の対応は行わない（経過観察も行わない）
4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 25. 次の①～④について、同一施設等に虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合に、「1件（1事例）」として計上する単位を、どのように定めていますか。

- ① 相談・通報・届出の受付から初期対応の段階
- ② 虐待の事実が確認された後の対応を行っている段階
- ③ 自治体内もしくは都道府県との間で情報管理や集計等を行う際
- ④ 法に基づく対応状況調査へ回答する際

*①～④のそれぞれの段階において、下記選択肢からもっとも当てはまるものを選んで回答してください。

1. 虐待を受けたと思われる高齢者（被虐待者）ひとりずつを「1件（1事例）」として計上している
2. ひとつの施設・事業所で生じた事例を「1件（1事例）」としている
3. 虐待を行ったと思われる養介護施設従事者（虐待者）ひとりずつを「1件（1事例）」として計上している
4. 相談・通報・届出の一報ずつを「1件（1事例）」としている
5. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 26. 次の①～④において、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる人（被虐待者）が 65歳未満の事例を、どのように取り扱っていますか。

*平成 24 年 10 月より障害者虐待防止法が施行され、養介護施設・事業所を利用する 65 歳未満の障害者は、高齢者虐待防止・養護者支援法における高齢者とみなされます。そのため、本間には平成 24 年 9 月までの状況を回答してください。

- ① 相談・通報・届出の受付
- ② 対象者の安全確保や事実確認の実施
- ③ 虐待の事実が確認された後の対応
- ④ 法に基づく対応状況調査への回答

*①～④のそれぞれの時点における取扱方法について、下記の選択肢から、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

1. 高齢者虐待対応とは別の業務（介護保険法における地域支援事業（権利擁護事業等）の対象として取り扱う
2. 高齢者虐待対応に準じて 65 歳以上の人と同様に扱う
3. 自治体内での対応の対象外としている（他業務の対象としても取り扱わない）
4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 27. 次の①及び②について、養介護施設・事業所において、介護保険指定基準における身体拘束禁止規定に違反するような状態で行われている身体拘束（指定基準において許容される「緊急やむを得ない場合」に相当しない身体拘束）の存在が明らかになった場合、どのように取り扱っていますか。

- ① 身体拘束禁止規定が適用される介護保険施設・事業所で生じた場合
- ② ①以外の養介護施設・事業所で生じた場合

*①～②のそれぞれの時点における取扱方法について、下記の選択肢から、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

1. 高齢者虐待対応とは別の業務（介護保険施設等に対する指導等）の対象として取り扱う（高齢者虐待としては取り扱わない）
2. 高齢者虐待防止・養護者支援法に規定される高齢者虐待として取り扱い、法が示す5類型（身体的虐待・介護等放棄・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待）のいずれかに当てはめる

- 3. 高齢者虐待防止・養護者支援法に規定される高齢者虐待として取り扱い、法が示す5類型とは別に分類する
- 4. 身体拘束の種類・様態等によって上記1～3のいずれかとして取り扱う
- 5. 自治体内での対応の対象外としている（他業務の対象としても取り扱わない）
- 6. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 28. 次の①～④について、高齢者虐待防止・養護者支援法が示す「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の範囲を、どのように取り扱っていますか。

- ① 病院・診療所等の医療機関（法が示す「養介護施設」「養介護事業」に該当しないもの）
- ② 未届け有料老人ホーム等の、現時点では届出の受理や認可がなされていないが、「養介護施設」「養介護事業」に該当しうる施設等
- ③ デイサービス事業所を利用した宿泊サービス等の、「養介護施設」「養介護事業」の自主事業による施設等
- ④ 高齢者すまい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当するものを除く）

- *①～④のそれぞれにおいて、その従事者によって当該施設等利用者（高齢者）への虐待行為が行われている場合の取り扱いについて、下記の選択肢から、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。
- 1. 高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく、養介護施設従事者等による「高齢者虐待」として取り扱う
 - 2. 高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく、養護者による「高齢者虐待」として取り扱う
 - 3. 他の法令（医療法等）における法令違反として取り扱う（市町村が直接対応を行わない場合を含む）
 - 4. 犯罪行為として取り扱う（警察への連絡・通報等を行う）
 - 5. 上記1～4のいずれとしても取り扱わない（対応を行わない場合を含む）
 - 6. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

*以降すべての設問は、養護者／養介護施設従事者等の別に関わらず、高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応全般について、貴自治体の状況をご回答ください。

IV. 高齢者虐待に関する情報の管理・活用状況

IV-1. 情報管理

問 29. 高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応に関する情報を、どのような方法で管理していますか。①「電子化の有無」、②「電子化する際の使用ソフトウェア」、③「その他使用可能なソフトウェア」のそれぞれについて、ご回答ください。

- ① 電子化（エクセルファイル等の、パソコン上でリストが管理できる形式での情報処理）の有無（*該当する選択肢を1つ回答してください）
 - 1. 相談・通報・届出を受理したものはすべて電子化して情報を管理している（事後的に行うものを含む）
 - 2. 虐待の事実が確認されたもののみ電子化して情報を管理している（事後的に行うものを含む）
 - 3. 法に基づく対応状況調査への回答等、年度ごとの集計値のみ電子化している
 - 4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）
- ② 電子化する際の使用ソフトウェア（*該当する選択肢を「すべて」回答してください）
 - 1. Microsoft Excel 2010
 - 2. Microsoft Excel 2007
 - 3. Microsoft Excel 2003
 - 4. 上記3より以前のバージョンの Microsoft Excel
 - 5. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）
- ③ その他使用可能なソフトウェア（*該当する選択肢を「すべて」回答してください）
 - 1. Microsoft Word
 - 2. ジャストシステム 一太郎
 - 3. Adobe Acrobat Reader（PDF ファイルの閲覧ソフト）
 - 4. Microsoft Access
 - 5. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 30. 高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応において、個人情報の取り扱い方法をどのように定めていますか。下記の選択肢のうち、当てはまるものすべてをマークしてください。

1. 個人情報の管理方法を定めている（例：情報漏えいの防止策、開示請求があった場合の判断方法や開示範囲等）
2. 個別事例への対応方法の検討過程・内容（ケース会議の会議録等）について情報管理の方法を定めている
3. 自治体内の関係部署間での、高齢者虐待対応に関する個人情報の授受の方法を定めている
4. 都道府県等の、自治体外の行政機関との、高齢者虐待対応に関する個人情報の授受の方法を定めている
5. 行政機関以外の個人・団体等との、高齢者虐待対応に関する個人情報の授受の方法を定めている
6. 上記 1～5 以外に個人情報の取扱方法を定めている事項がある（回答用紙に具体的な内容を記入）

IV-2. 情報活用

問 31. 年度ごとの高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応の状況を、どのように集計・分析していますか。下記の選択肢中、もっとも当てはまるものを 1 つ選んでください。

1. 法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している
2. 市町村で独自の集計・分析を行っている（上記 1 に集計・分析を追加して実施している場合を含む）
3. 集計は行っていない（法に基づく対応状況調査への回答を集計値としては利用していない）
4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 32. 問 31 で「2. 市町村で独自の集計・分析を行っている」と回答した場合にお答えください（それ以外の場合は次の設問へ進んでください）。 独自に集計・分析している内容は何か。下記の選択肢のうち、当てはまるものすべてをマークしてください。

1. 都道府県の集計値や国の集計値（厚生労働省発表）との対比
2. 集計結果の図表化
3. 相談・通報・届出の受理や事実確認から対応終了までの期間
4. 虐待が発生した要因・背景
5. 市町村における対応（介入・支援）の評価
6. 虐待事例の類型化（タイプ分け）
7. 養護者による虐待等による死亡事例の分析・検証
8. クロス集計等の、複数項目の組み合わせによる集計（回答用紙に具体的な内容を記入）
9. 前年度もしくはそれ以前の年度との比較や経時変化の確認
10. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 33. 高齢者虐待防止・養護者支援のために貴自治体を実施している施策の立案や評価について、法に基づく対応状況に関して得られた情報と、どのように関連付けていますか。下記の選択肢のうち、当てはまるものすべてをマークしてください。

1. 自治体内の法に基づく対応状況の集計・分析結果をもとに、今後必要な施策を検討している
2. 都道府県や国の集計結果を参照して、今後必要な施策の検討を行っている
3. 年間の対応状況への担当者の所感や、困難事例への対応経験等をもとに、今後必要な施策を検討している
4. 過去に実施した施策の効果について、法に基づく対応状況の集計・分析結果と対比させて評価している
5. 過去に実施した施策の効果について、個別事例への対応結果や、担当者の所感をもとに評価している
6. 特に関連付けた施策の立案・評価は行っていない
7. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 34. 問 33 で選択肢「1～5」のいずれか 1 つでも回答した場合にお答えください（それ以外の場合は次の設問へ進んでください）。 法に基づく対応状況に関する情報と関連付けて行った施策立案・評価について、具体例を 1 つ回答用紙に記入してください。

問 35. 法に基づく対応状況調査に回答するにあたり、回答困難な項目や、回答方法が分かりづらい項目等がありましたら、回答用紙の記入欄にご記入ください。特に、都道府県や国に対して回答方法等を照会した事項がありましたら、優先してご記入ください。

IV-3. 体制整備・施策実施の状況

問 36. 次の①～⑰について、高齢者虐待防止に係る体制整備・施策実施状況を回答してください。

- ① 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知
- ② 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修
- ③ 高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動
- ④ 居宅介護サービス事業者に法について周知
- ⑤ 介護保険施設に法について周知
- ⑥ 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成
- ⑦ 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
- ⑧ 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
- ⑨ 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
- ⑩ 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化
- ⑪ 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議
- ⑫ 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整
- ⑬ 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
- ⑭ 居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等
- ⑮ 虐待防止のための、養介護施設従事者等からの介護方法、ストレス対策等に関する個別相談の受付と助言（地域密着型サービス等に限る場合を含む）
- ⑯ 市町村主催の研修会や出前研修等を通じた、養介護施設・事業所に対する、高齢者虐待防止のための適切な介護方法等の教示（地域密着型サービス等に限る場合を含む。また、④または⑤に示す法の周知にとどまるものは除く）
- ⑰ 成年後見制度に係る体制整備としての、市民後見人の養成に関する取組

*①～⑰のそれぞれについて、下記の選択肢から、実施状況として当てはまるものを1つ選んでください。

1. 平成 18～23 年度に実施した年度があり、平成 24 年度も実施する（平成 24 年度中に実施予定である場合を含む）
2. 平成 24 年度から新規に実施する
3. 平成 18～23 年度に実施した年度があるが、平成 24 年度は実施しない
4. 平成 18～23 年度に実施した年度はなく、平成 24 年度も実施しない

●法に基づく対応状況調査の今後のあり方や、高齢者虐待防止・養護者支援法に関連する施策について、ご意見・ご要望等があれば、回答用紙末尾の「ご意見・ご要望」欄にご記入ください。

質問項目は以上です。ご協力ありがとうございました。
別紙「モデル自治体調査の実施について（ご協力のお願ひ）」もご確認いただければ幸いです。

お願い

厚生労働省による「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」への回答をとりまとめられている部署の方がご回答ください。

高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況等 に関する情報集約・活用状況調査(都道府県用)

これは、厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金による「高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策還元のための調査研究手法の確立・普及に関する研究事業」の一環として実施させていただき調査です。

【調査の目的と対象】

この調査は、全国の都道府県を対象に実施し、都道府県における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止・養護者支援法）に基づく対応状況に関する情報が、どのように集約・活用されているかを明らかにすることを目的としています。なお、同様の趣旨の調査を市町村に対しても実施しております

【調査結果の活用方法】

この調査の結果をもとに、厚生労働省が毎年度実施している「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（法に基づく対応状況調査）をベースとした、より適切な調査研究手法を開発していきます。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

本調査への回答内容を研究目的以外で使用することはありません。また、回答データは厳重に保管し、ご回答いただいた内容については、回答団体等が特定できないように処理いたします。本調査へのご協力は任意であり、お答えいただかなかった場合も不利益は生じません。また本調査は、対応状況や情報収集・活用状況の良否を評価するものではありません。ご不明の点があれば、下記連絡先までお問い合わせください。

また、調査の結果は、事業終了後、調査にご協力いただいた皆様にご報告するとともに、事業全体の結果を当センターのウェブサイト『認知症介護情報ネットワーク（DCnet）』上で公開させていただき予定です。

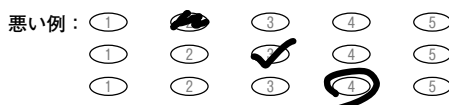

ご回答に際しては、下記の「ご記入に際してのお願い」をお読みいただき、次ページからの設問にお答えいただきますようお願いいたします。

<ご記入に際してのお願い>

1. この調査は、厚生労働省が毎年度実施する「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」への回答をとりまとめられている部署の方がご記入ください。
2. お手数ですが、回答は下記の記入例のように回答用紙（マークシート・記述式併用）に記入し、同封の返信用封筒にて、平成24年10月4日（木）までにご返送いただけますようお願いいたします。なお、調査票（本用紙）は調査の趣旨説明・情報保護等に関する配慮事項や問合せ先の説明を兼ねておりますので、返送せずお手元にお持ちください。
3. 単一の部署で回答が難しい設問がある場合は、お手数ですが関係部署や関係者等と調整の上ご回答いただきますようお願いいたします。

マークシート記入例

※マークシートは機械で読み取りますので、はみ出さないように鉛筆で塗りつぶしてください。

悪い例：

良い例：




社会福祉法人東北福祉会

認知症介護研究・研修仙台センター

「高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策還元のための調査研究手法の確立・普及に関する研究事業」事務局（担当：吉川・工藤）

〒989-3201 仙台市青葉区国見ヶ丘 6-149-1

TEL：022-303-7556 FAX：022-303-7568

（祝日を除く平日9：30～17：30）

以下の設問をお読みいただき、回答用紙の該当する番号にマークし、必要事項をご記入ください。

I. 基本情報

問 1. 都道府県名

問 2. 人口（*平成 24 年 3 月末日現在）

① 人口 [] 人

② 高齢者人口 [] 人

*以下の設問ではすべて、貴都道府県での対応をご回答ください。

*実際に対応や取扱等を行った経験がない場合は、同様の状況で想定される対応等についてご回答ください。

II. 法に基づく対応状況調査*のとりまとめについて

*以下、「法に基づく対応状況調査」とは、厚生労働省が都道府県を通じて毎年度実施する「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」を指します。

II-1. 市町村回答の集約・管理方法

問 3. 法に基づく対応状況調査に市町村（特別区含む。以下同じ）が回答するに当たって、質問内容の解釈や回答方法等について市町村から照会を受けたことがありますか。また、それはどのようなものでしたか。下記の選択肢のうちいずれかを選び、必要事項を記入してください。

1. 照会を受けたことがある → 主な照会内容と都道府県からの回答について、回答用紙の記入欄に回答（*照会が多いものや回答が難しいものを中心に1,2点ご回答ください）
2. 照会を受けたことはない

問 4. 市町村が法に基づく対応状況調査に回答した後、エラー表示その他の疑義により、市町村に対して回答内容に関する照会を行ったことがありますか。また、それはどのようなものでしたか。下記の選択肢のいずれかを選び、回答用紙に必要事項を記入してください。

1. 照会を行ったことがある → 主な照会内容と市町村からの回答について、回答用紙の記入欄に回答（*照会が多いものや解釈が難しいものを中心に1,2点ご回答ください）
2. 照会を行ったことはない

問 5. 市町村の法に基づく対応状況調査への回答を都道府県でとりまとめる際に、問 3 及び問 4 で回答したもの以外に、とりまとめ方法が不明であったり、困難であったりする調査項目や手順がありましたか。また、それはどのようなものでしたか。下記の選択肢のうち、当てはまるものすべてを選び、必要事項を記入してください。

1. とりまとめ方法が不明・困難な調査項目や手順があった → 主な内容を回答用紙の記入欄に回答
2. 不明・困難な調査項目や手順はなかった

II-2. 都道府県回答の方法(養介護施設従事者等による高齢者虐待)

問 6. 法に基づく対応状況調査では、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について、都道府県が回答する調査項目があります（調査票F票～I票）。これらに回答するにあたり、回答困難な項目や、回答方法が分かりづらい項目等がありましたか。また、それはどのようなものでしたか。下記の選択肢のうちいずれかを選び、回答用紙に必要事項を記入してください。

1. 回答困難な項目や回答方法が分かりづらい項目があった → 主な内容を回答用紙の記入欄に回答
2. 回答困難な項目や回答方法が分かりづらい項目はなかった

問 7. 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する、都道府県に対して直接行われる相談や通報・届出の受理対象の範囲についてうかがいます。①「都道府県としての受理対象」、②「法に基づく対応状況調査における計上」のそれぞれについて、下記の選択肢のうち、もっとも当てはまるものを1つ選び回答用紙にマークしてください。

- ① 都道府県としての受理対象
1. 高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理対象としている
 2. すべて受理対象としているが、上記1に相当するもののみ受理件数に計上している（虚偽・過失によるものを除いている場合を含む。以下同じ）
 3. すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している
 4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）
- ② 法に基づく対応状況調査における計上
1. 高齢者虐待に関する一定の事実が含まれると考えられるもののみ、受理件数として計上している
 2. すべて受理対象とし、そのまま受理件数に計上している
 3. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 8. 都道府県に対して、直接養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報・届出を行った人（以下、相談・通報者）を、どのように分類していますか。法に基づく対応状況調査への回答以前の状況について、下記の選択肢のうち、当てはまるものすべてをマークしてください。

1. 「法に基づく対応状況調査」の選択肢（下記囲み参照）と同じ
2. 「法に基づく対応状況調査」の選択肢を一部変更
（*「医師のほかにも医療機関従事者を別に分類」等、回答用紙に具体的な内容を記入してください）
3. 分類はせず、そのまま記録
（*記録後に上記1もしくは2に基づいて分類している場合は、該当する番号もマークしてください）
4. 相談・通報者は記録等に残していない
5. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

【参考】法に基づく対応状況調査における相談・通報者の選択肢
 ◆本人による届出 ◆家族・親族 ◆当該施設職員 ◆当該施設元職員 ◆医師
 ◆介護支援専門員 ◆国民健康保険団体連合会 ◆警察 ◆その他 ◆不明（匿名を含む）

問 9. 養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる事例について事実確認調査（市町村と共同もしくは都道府県単独）を行った結果、「虐待の事実の判断に至らなかった」場合、どうしていますか。下記の選択肢のうち、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

1. 方法を変更する（任意調査から監査への変更等）、期間を空けて再調査するなど、事実確認調査を再度試みる（そのための検討を始める）
2. 経過観察する
3. その後の対応は行わない（経過観察も行わない）
4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 10. 次の①～④において、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる人（被虐待者）が 65歳未満の事例を、どのように取り扱っていますか。

*平成 24 年 10 月より障害者虐待防止法が施行され、養介護施設・事業所を利用する 65 歳未満の障害者は、高齢者虐待防止・養護者支援法における高齢者とみなされます。そのため、本間には平成 24 年 9 月までの状況を回答してください。

- ① 相談・通報・届出の受付
- ② 対象者の安全確保や事実確認の実施
- ③ 虐待の事実が確認された後の対応
- ④ 法に基づく対応状況調査への回答

*①～④のそれぞれの時点における取扱方法について、下記の選択肢から、もっとも当てはまるものを 1 つ選んでください。

- 1. 高齢者虐待対応とは別の業務（老人福祉法に基づく対応等）の対象として取り扱う
- 2. 高齢者虐待対応として 65 歳以上の人と同様に扱う
- 3. 都道府県としての対応の対象外としている（市町村等へ引き継ぐ場合等を含む）
- 4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 11. 次の①及び②について、養介護施設・事業所において、介護保険指定基準における身体拘束禁止規定に違反するような状態で行われている身体拘束（指定基準において許容される「緊急やむを得ない場合」に相当しない身体拘束）の存在が明らかになった場合、どのように取り扱っていますか。

- ① 身体拘束禁止規定が適用される介護保険施設・事業所で生じた場合
- ② ①以外の養介護施設・事業所で生じた場合

*①～②のそれぞれの時点における取扱方法について、下記の選択肢から、もっとも当てはまるものを 1 つ選んで回答してください。

- 1. 高齢者虐待対応とは別の業務（介護保険施設等に対する指導等）の対象として取り扱う
- 2. 高齢者虐待防止・養護者支援法に規定される高齢者虐待として取り扱い、法が示す 5 類型（身体的虐待・介護等放棄・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待）のいずれかに当てはめる
- 3. 高齢者虐待防止・養護者支援法に規定される高齢者虐待として取り扱い、法が示す 5 類型とは別に分類する
- 4. 身体拘束の種類・様態等によって上記 1～3 のいずれかとして取り扱う
- 5. 自治体内での対応の対象外としている（他業務の対象としても取り扱わない）
- 6. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 12. 次の①～④について、高齢者虐待防止・養護者支援法が示す「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の範囲を、どのように取り扱っていますか。

- ① 病院・診療所等の医療機関（法が示す「養介護施設」「養介護事業」に該当しないもの）
- ② 未届け有料老人ホーム等の、現時点では届出の受理や認可がなされていないが、「養介護施設」「養介護事業」に該当する施設等
- ③ デイサービス事業所を利用した宿泊サービス等の、「養介護施設」「養介護事業」の自主事業による施設等
- ④ 高齢者すまい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当するものを除く）

*①～④のそれぞれにおいて、その従事者によって当該施設等利用者（高齢者）へ虐待行為が行われている場合の取り扱いについて、下記の選択肢からもっとも当てはまるものを 1 つ選んでください。

- 1. 高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく、養介護施設従事者等による「高齢者虐待」として取り扱う
- 2. 高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく、養護者による「高齢者虐待」として取り扱う
- 3. 他の法令（医療法等）における法令違反として取り扱う（選択肢は次ページまで続きます）

- 4. 犯罪行為として取り扱う（警察への連絡・通報等を行う）
- 5. 上記1~4のいずれとしても取り扱わない（対応を行わない場合を含む）
- 6. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 13. 次に示す養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応内容について、法に基づく対応状況調査で回答を求められている内容以外に、記録を残していますか。下記の内容のうち、都道府県として記録を残しているものすべてをマークしてください。

- | | |
|---|--------------------------|
| 1. 対応を検討した際の検討内容（会議録等） | 6. 虐待の発生時期 |
| 2. 対応方法等を決定した際の判断根拠 | 7. 虐待の発生頻度や継続期間、時間帯等 |
| 3. 対応の終結の判断に関する検討内容や判断根拠 | 8. 虐待行為の具体的な様態（7の頻度等を除く） |
| 4. 事実確認等によって、高齢者虐待には該当しないが指
定基準に反する、もしくは改善が必要な不適切なサー
ビス提供等が判明した場合の、その後の対応経過 | 9. 虐待の事実の有無を判断した根拠 |
| 5. 虐待が発生した要因や背景 | 10. 虐待の深刻度や生命・身体の危険度 |
| | 11. その他（回答用紙に具体的な内容を記入） |

Ⅲ. 高齢者虐待に関する情報の管理・活用状況

Ⅲ-1. 情報管理

問 14. 高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応において、個人情報の取り扱い方法をどのように定めていますか。下記の選択肢のうち、当てはまるものすべてをマークしてください。

- 1. 個人情報の管理方法を定めている（例：情報漏えいの防止策、開示請求があった場合の判断方法や開示範囲等）
- 2. 個別事例への対応方法の検討過程・内容（ケース会議の会議録等）について情報管理の方法を定めている
- 3. 都道府県庁内の関係部署間での、高齢者虐待対応に関する個人情報の授受の方法を定めている
- 4. 管内市町村等の行政機関との、高齢者虐待対応に関する個人情報の授受の方法を定めている
- 5. 行政機関以外の個人・団体等との、高齢者虐待対応に関する個人情報の授受の方法を定めている
- 6. 上記1~5以外に個人情報の取扱方法を定めている事項がある（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 15. 貴都道府県内の高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応に関する情報を、どのような環境で管理していますか。①「情報管理に用いているソフトウェア」、②「その他使用可能なソフトウェア」のそれぞれについて、ご回答ください。

- ① 情報管理に用いているソフトウェア（*該当する選択肢を「すべて」回答してください）
 - 1. Microsoft Excel 2010
 - 2. Microsoft Excel 2007
 - 3. Microsoft Excel 2003
 - 4. 上記3より以前のバージョンの Microsoft Excel
 - 5. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）
- ② その他使用可能なソフトウェア（*該当する選択肢を「すべて」回答してください）
 - 1. Microsoft Word
 - 2. ジャストシステム 一太郎
 - 3. Adobe Acrobat Reader（PDF ファイルの閲覧ソフト）
 - 4. Microsoft Access
 - 5. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

Ⅲ-2. 情報活用

問 16. 年度ごとの高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応の状況を、どのように集計・分析していますか。 下記の選択肢中、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

1. 法に基づく対応状況調査への回答を集計値として転用している
2. 都道府県で独自の集計・分析を行っている（上記1に集計・分析を追加して実施している場合を含む）
3. 集計は行っていない（法に基づく対応状況調査への回答を集計値としては利用していない）
4. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 17. 問 16 で「1」もしくは「2」と回答した場合にお答えください（それ以外の場合は問 19 へ進んでください）。 各年度における集計・分析結果は、どのように開示・公表していますか。下記の選択肢のうち、当てはまるものすべてについて、回答用紙にマークしてください。

1. 都道府県のホームページに掲載している
2. 管内市町村や地域包括支援センターへ結果を配布し、周知している
3. 管内の養介護施設・事業所等へ配布し、周知している
4. 管内の関係する行政機関等（警察、消防、公立病院等）に結果を配布し、周知している
5. 上記2~4以外の民間関係団体等に結果を配布し、周知している
6. 一般市民向けのわかりやすい資料を作成し、公開・配布するなどして周知している
7. 都道府県が実施する研修会・講演会等で配布し、周知している
8. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 18. 問 16 で「2. 都道府県で独自の集計・分析を行っている」と回答した場合にお答えください（それ以外の場合は次の設問へ進んでください）。 独自に集計・分析している内容は何か。下記の選択肢のうち、当てはまるものすべてをマークしてください。

1. 国の集計値（厚生労働省発表）との対比
2. 集計結果の図表化
3. 相談・通報・届出の受理や事実確認から対応終了までの期間
4. 虐待が発生した要因・背景
5. 市町村・都道府県における対応（介入・支援）の評価
6. 虐待事例の類型化（タイプ分け）
7. 養護者による虐待等による死亡事例の分析・検証
8. クロス集計等の、複数項目の組み合わせによる集計（回答用紙に具体的な内容を記入）
9. 前年度もしくはそれ以前の年度との比較や経時変化の確認
10. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 19. 高齢者虐待防止・養護者支援のために貴都道府県が実施している施策の立案や評価について、法に基づく対応状況に関して得られた情報と、どのように関連付けていますか。下記の選択肢のうち、当てはまるものすべてをマークしてください。

1. 都道府県内の法に基づく対応状況の集計・分析結果をもとに、今後必要な施策を検討している
2. 国の集計結果を参照して、今後必要な施策の検討を行っている
3. 年間の対応状況への担当者の所感や、困難事例への対応経験等をもとに、今後必要な施策を検討している
4. 過去に実施した施策の効果について、法に基づく対応状況の集計・分析結果と対比させて評価している
5. 過去に実施した施策の効果について、個別事例への対応結果や、担当者の所感をもとに評価している
6. 特に関連付けた施策の立案・評価は行っていない
7. その他（回答用紙に具体的な内容を記入）

問 20. 問 19 で選択肢「1～5」のいずれか1つでも回答した場合にお答えください（それ以外の場合は次の設問へ進んでください）。法に基づく対応状況に関する情報と関連付けて行った施策立案・評価について、具体例を1つ回答用紙に記入してください。

Ⅲ-3. 体制整備・施策実施の状況

問 21. 次の①～⑰について、高齢者虐待防止に係る体制整備・施策実施の状況を回答してください。

【養護者による高齢者虐待関連】 *⑤・⑥・⑩・⑪は養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に資するものを含む

- ① 市町村や地域包括支援センターにおける担当者への研修
- ② 居宅介護サービス事業者や介護支援専門員等に対する研修
- ③ 講演会や広報紙等による、住民への啓発活動
- ④ 市町村におけるネットワーク構築や協定締結に基づく関係機関からの情報収集支援
- ⑤ 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための広域調整等による支援
- ⑥ 高齢者虐待防止シェルター確保事業の推進（高齢者権利擁護等推進事業の活用）
- ⑦ 保健福祉事務所等による広域での社会資源の調整
- ⑧ 市町村に対する相談・助言や専門職団体の紹介等の支援
- ⑨ 老人福祉法や介護保険法に規定されていない施設における高齢者虐待対応の支援
- ⑩ 市町村において成年後見制度の活用がはかれるための支援（⑪以外）
- ⑪ 成年後見制度に係る体制整備としての、市民後見人の養成に関する取組（市町村支援を含む）

【養介護施設従事者等による高齢者虐待関連】

- ⑫ 市町村における担当者への研修
- ⑬ 養介護施設・事業所や従事者に対する研修
- ⑭ 身体拘束廃止に向けた取組（高齢者権利擁護等推進事業の活用を含む）
- ⑮ 都道府県における高齢者虐待対応担当部署の設置と周知
- ⑯ 市町村に対する専門的な相談支援
- ⑰ 都道府県内の関係部署や、関係機関・団体との連携体制の構築

*①～⑰のそれぞれについて、下記の選択肢から、実施状況として当てはまるものを1つ選んで回答してください。

- 1. 平成 18～23 年度に実施した年度があり、平成 24 年度も実施する（平成 24 年度中に実施予定である場合を含む）
- 2. 平成 24 年度から新規に実施する
- 3. 平成 18～23 年度に実施した年度があるが、平成 24 年度は実施しない
- 4. 平成 18～23 年度に実施した年度はなく、平成 24 年度も実施しない

●法に基づく対応状況調査の今後のあり方や、高齢者虐待防止・養護者支援法に関連する施策について、ご意見・ご要望等があれば、回答用紙末尾の「ご意見・ご要望」欄にご記入ください。

質問項目は以上です。ご協力ありがとうございました。
別紙「モデル自治体調査の実施について（ご協力のお願ひ）」もご確認いただければ幸いです。

平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)

**高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策還元のための
調査研究手法の確立・普及に関する研究事業
報告書**

平成 25 年 3 月

発行所 社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター
〒989-3201 仙台市青葉区国見ヶ丘 6 丁目 149-1
TEL(022)303-7550 FAX(022)303-7570

発行者 認知症介護研究・研修仙台センター
センター長 加藤 伸司

印刷 株式会社ホクトコーポレーション
〒980-3124 仙台市青葉区上愛子字堀切 1-13